

第3章 細分類項目の見直し

1 基本方針

細分類項目の見直しは、前述の職業分類をめぐる3つの制約条件を前提にして作業が行われた。このうち2番目の日本標準職業分類との整合性は、細分類項目の見直しに直接関係する制約条件ではないが、分類体系の枠組みや分類符号・番号に関係するので、その範囲内で考慮している。他方、実務における使いやすさという第1の制約条件は、細分類レベルにおける項目の構成、分類項目の記述様式、項目の利用度、項目名、雑多項目の整理など多方面に関係している。見直し作業では、職業紹介業務の運営に資するかどうかという視点からこれらの点の検討を行った。また、第3の制約条件に配慮して分類項目の設定を行っている。その際には、職業紹介事業や労働者の募集に係る事業等における広範な利用に資するかどうかという視点を重視した。

細分類項目の見直しにあたっては、まず基本方針を定めて、それにもとづいて作業を進めているが、当初の基本方針を最後まで貫いたわけではなく、作業の中で必要に応じて基本方針を修正したり変更したりしている。それは、先述の制約条件を見直し作業に反映させる方法はひとつではないからである。

たとえば十進分類法の問題がある。日本標準職業分類では小分類レベルに適用している。小分類レベルに適用されている十進分類法を細分類レベルに適用するかどうかという点については考え方方が分かれる。分類体系の全体像をみたとき、小分類レベルに適用されている十進分類法が細分類レベルに適用されないのは不自然であるとの見方がある。他方、実務に利用する職業分類には設定できる項目数に制限を設けるのは適当ではなく、実務に必要な項目はすべて設定できるようにすべきであるとの考え方もある。したがって見直し作業を進めていく中でひとつの小分類項目のもとに設定される細分類項目が9項目を超えるかどうかをみてからでないと十進分類法の採否を論じることができない。このようなことから当初の基本方針は必要に応じて修正されている。最終的な基本方針は附属資料3のとおりである。

(1) 分類の枠組み

分類体系は、現行と同じく大・中・小・細分類の4階層構造とし、このうち上位階層（大・中分類レベル）の項目は、日本標準職業分類の大・中分類に設定された項目との整合性を確保する。ここにいう整合性とは、分類項目名及び仕事の範囲を指している。日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類は、項目名についてそれぞれ独自のルールがある。両者間で項目名に多少の違いがあるとしても、その項目に含まれる職務・仕事の範囲が同一であれば、両者は同一であると判断できる。

下位階層のうち小分類レベルの項目は、基本的には日本標準職業分類に設定された項目に準拠するが、職業紹介業務の必要に応じて項目を補正・追加する。また、小分類レベルの項目は職業紹介業務における取扱量を反映して設定するだけではなく、職業相談等の実務での

利用にも配慮して設定する。

分類符号・番号は、現行のルールを踏襲する。すなわち、大分類レベルの項目はアルファベット大文字、中・小・細分類レベルの項目はそれぞれ数字2桁、数字3桁、数字5桁で表す。大分類項目のみアルファベット大文字で表しているのは、日本標準職業分類が1960年に設定されたとき大分類項目が10を超えていたために数字1桁では表せず、数字の代わりにアルファベット大文字を使用し、大分類項目が9項目になった現在の体系でもその慣例に倣っているという背景がある。

中分類番号は〔01〕から始まる2桁数字である。小分類番号の3桁数字のうち先頭の2桁は中分類番号であり、最後の1桁によって当該小分類項目が中分類項目のもとに設定された何番目の中分類項目であるのかを表している。細分類項目の数字5桁のうち先頭から3桁までの数字は、小分類番号を表し、末尾2桁は〔01〕から始まる細分類項目の独自の番号である。分類番号はこれ以外に、特定の職業を表すために設定したものがある。5桁数字のうち末尾2桁が〔97〕は補助者、〔98〕は見習、〔99〕は雑多項目であることを表している。

(2) 細分類項目

細分類項目には大きな問題がふたつある。ひとつは同一の分類レベルにもかかわらず実質的に2段階に構造化されていること、もうひとつは項目名の情報しかないことである。

まず、第1の問題についてみてみよう。現行の細分類レベルの項目は、集約コードと特掲コードを用いて2段階に区分されている。細分類項目の職業に特定の分類基準を適用して職務を細分化したとき、個々独立した職務と認められるものが集約レベルの項目であり、その中から特定の職務を抜き出して独立させたものが特掲レベルの項目である。たとえば、調理人という小分類レベルの職業は、料理の種類ごとに日本料理調理人、西洋料理調理人、中華料理調理人などに分けることができる。これらが集約レベルの職務である。更に日本料理調理人の中を料理の種類によって分けるとすし職人を抜き出すことができる。これが特掲レベルの項目である。

細分類レベルの項目を2段階に分けて設定する方法は、求職者との的確なマッチングを行うための職業分類上の工夫として1986年の改訂時に導入された。しかし、製造する製品や提供するサービスの変化に職業分類の改訂が追いつかなかったことや、職務範囲の拡大など職場の変化に対応することが難しかったことなど、現在では細分類レベルの2段階区分は当初想定したような効果を必ずしももたらしてはいない。これは求人・求職者数に端的に表れている。

集約・特掲レベルのそれぞれの項目に位置づけられた求人件数をみると、次の3つのパターンに分かれる。

①集約項目に求人が集中し、特掲項目に分類される求人は相対的に少ないケース

集約項目の求人件数が多いということは、特掲項目が集約項目に含まれる職務の一部を区分したものにすぎず、かつその設定が適切とはいえないことを示している。また、別

の解釈としては、多くの求人企業では職務の細分化が行われていないことを意味している可能性もある。

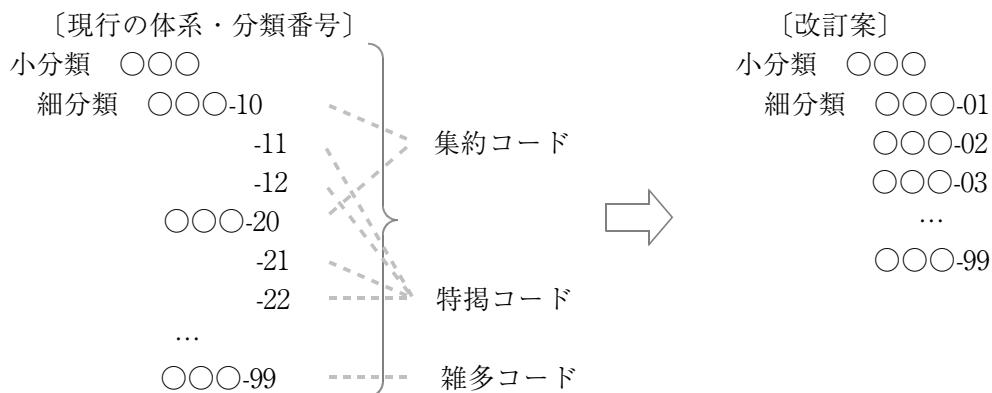
②特掲項目に求人が集中し、集約項目に分類される求人は相対的に少ないケース

集約項目に含まれる職務と特掲項目のそれが重複するほど集約項目に分類される求人は少なくなる。

③集約項目と特掲項目のそれぞれに位置づけられる求人は、おおよそ同程度であるケース

特掲項目には、集約項目に含まれる職務のうち代表的なものが設定されているといえるが、その一方で特掲項目は集約項目の一部の職務を表したものにすぎないことなどを示している。

これら3ケースのうち圧倒的に多いのは①のパターンである。このため現行の集約項目・特掲項目による2段階の構造化を廃止して、細分類レベルには階層を持たない並列的な項目を設定する（図表2）。項目の見直しにあたっては、3つのパターンの出現率に配慮して、①のケースでは集約項目を重視した項目の設定、②のケースでは特掲項目を重視した項目の設定を行う。また、③のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。



図表2 細分類項目の再編

細分類項目に関する2番目の問題は、項目名の情報しか含まれていないことである。各項目に含まれる職務範囲や職務内容に関する情報が記述されていないため、職業分類の利用者に判断の余地を与えることになり、その結果、共通理解の形成を妨げることになりかねない。職業紹介業務における求人・求職者の分類を的確に行うためにも細分類項目には職業定義を付ける必要がある。

(3) 量的基準

日本標準職業分類の改定作業では、小分類項目の見直しにあたって量的基準（新設の場合、就業者2000人以上、廃止の場合1000人未満）を設けているが、細分類項目の見直しにあたって求人・求職者数に一律の基準を設けるのは適切ではない。職業によっては、そもそも職業紹介に適さないものや職業紹介以外の就業経路が一般的になっているものなどがあり、求

人は日本標準職業分類が基準としている就業者とは異なっている。したがって求人・求職者数に一律の量的基準を設けて、それに沿って項目の廃止・分割・統合・格上げ・格下げ等の判断をするのは適当ではない。

求人・求職者数は、あくまでも相対的な評価を行うときにのみ使用すべきである。たとえば、ひとつの小分類項目のもとに設定された集約項目間（あるいは集約項目と特掲項目との間）の相対的な重要性を評価するとき、同一分野（あるいは同一中分類のもと）の小分類項目の中で職業紹介業務にとっての重要性を相対的に評価するときなどである。

日本標準職業分類に設定された小分類項目は一定規模以上の就業者数が確認されている。厚生労働省編職業分類の小分類項目は、日本標準職業分類の小分類項目に準拠して設定されている。その小分類項目のもとに設定された細分類項目には、なぜ、求人・求職者の少ないものがあるのだろうか。少なくとも次の4つの理由が考えられる。

第1に一般の労働市場を経由した就業にはそぐわない職業がある。このカテゴリーには、研究者、弁護士・公認会計士等の専門性の高い職業、小・中・高・大学の教員、公務部門の職業、芸術・芸能等の職業、議會議員、農林漁業の職業などが含まれる。第2にハローワーク以外の国の機関が職業紹介を行っている職業がある。その代表的なものは船員である。第3に分類表に設定された職業と職場の実態との間に乖離が生じている職業がある。たとえば、職場の作業員が多能工化していたり、複数職務の兼務が常態化したりしていても分類表には工程別の職業が設定されていることがある。また、機械化によって工程が省力化されている職業などもある。第4に芸者・ダンサー、たばこ製造工など就業者数がそもそも少ない職業がある。

このように求人・求職者数の少ない理由はさまざまである。したがって求人・求職者数の少ない項目は基本的には個別ケースごとに取扱いを判断したが、特に大分類Aにおいては専門性の分化、大分類Iにおいては集約化の方向を重視した。

(4)その他

項目名は重要である。それは職業名が求人企業と求職者をつなぐ架け橋（共通言語）の役割を果たしているからである。細分類項目名の設定にあたっては、カテゴリー名称として適切であるかどうか、実際に用いられている職種名と大きく乖離していないかどうかなどの観点に配慮して判断した。

新項目の供給源のひとつは雑多項目である。既存の項目に該当しない求人職種は、雑多項目に分類されるが、そのような職種が増えてくると、次第に既存の項目の求人件数を凌駕するようになる。そのような新職種を把握するためには、雑多項目に分類された求人職種を調べる必要がある。その中で特に多いものは、独立した細分類項目として設定した。

2 大分類 A 専門的・技術的職業

(1) 分類体系の構成

大分類 A は、研究者・技術者・専門職の 3 つの職業分野に区分され、このうち技術者と専門職はその専門分野に対応したやや大きくくりの項目が中分類レベルに設定されている（図表 3）。技術者の専門分野として設定されているのは、農林漁業、鉱工業、建築、情報処理である。他方、専門職の専門分野は、保健医療、社会福祉、法務、経営、教育などに分けられている。

専門職として設定されている項目にはふたつの要因が関係している。第 1 は社会的認識である。専門職の範囲は、欧米諸国では社会的な共通認識がほぼ形成されているため比較的明確であるといわれているが、我が国ではそのような共通認識の形成に欠けるところがあり、その結果、専門職の範囲は人によって異なることがある。第 2 は職業の区分法である。国際標準職業分類では、専門性の高い職業と一般の職業の間に準専門職を設けて両者の中間領域の職業を区分しているが、日本標準職業分類では専門職と一般職の 2 区分になっているため、その中間領域の職業の区分があいまいになっている。これらの要因が絡み合って国際標準職業分類の基準では準専門職に該当する職業が、日本標準職業分類では専門職として設定されていることが多い。

(2) 主な問題点

大分類 A には、いくつか大きな問題がある。第 1 は現実の職業と分類項目との乖離である。情報処理技術者の小分類には、システムエンジニアとプログラマーの 2 職種が設定されているが、現実には調査・分析、設計、開発、運用の分野ごとにそれぞれ独自の仕事領域が確立している。日本標準職業分類の改定作業でも情報処理技術者の項目は抜本的に見直されることになっており、その改定結果に準じて細分類項目を設定することになる。

第 2 は専門職の範囲に関する問題である。現行の体系では、看護補助や歯科助手等の保健医療関係の補助者・助手は大分類 A に設定されているが、これらの仕事は補助的なものであり、また専門職である医師や歯科医師等の指示にもとづいて遂行される仕事でもある。したがって大分類 A の専門職に位置づけるのは適切さに欠けると思われる。日本標準職業分類の改定結果に沿って項目の位置づけを変更するとともに求人件数に応じて項目の細分化を行う必要がある。

第 3 は小分類項目のあり方である。日本標準職業分類には、「103 理学療法士、作業療法士、視能訓練士」や「131 裁判官、検察官、弁護士」など複数の職業名を併記した小分類項目が多数設定されている。このような項目の設定方法には次のとおり少なくとも 3 つの理由がある。
①職務の類似性あるいは職業分野の同一性に注目すると、それらの職業をそれぞれ独立した小分類項目として設定するよりもひとまとめにして提示したほうがわかりやすい。
②ひとつの職業では項目設定に係る量的基準を満たすことが難しいとき、当該職業に類似した職業とあわせて項目を設定することによって量的基準を満たすことができる。
③小分類レ

図表3 大分類A「専門的・技術的職業」の構成（中・小分類項目）

研究者	農林水産業等技術者	農業技術者、畜産技術者、林業技術者、水産技術者、食品技術者
	鉱工業技術者	機械技術者、航空機技術者、造船技術者、電気技術者、電子通信技術者、原子力技術者、金属製鍊・材料技術者、化学技術者、
技術者	建築等技術者	建築技術者、土木技術者、測量技術者
	情報処理技術者	システムエンジニア、プログラマー
その他の技術者		(生産工学技術者、労働安全衛生技術者など)
	保健医療	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師
医療技術者		診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士、臨床工学技士、視能訓練士、言語聴覚士、マッサージ師、きゅう師、柔道整復師、その他(義肢装具士、看護補助者など)
	その他の保健医療	看護士、あんま師、はり師、きゅう師、
社会福祉専門		福祉相談専門員、福祉施設指導専門員、保育士、福祉施設寮母・寮父
	法務	裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士、その他(公証人、裁判所調査官など)
経営専門		公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士
	教育	幼稚園教員、小学校教員、中学校教員、高等学校教員、各種学校教員、職業訓練指導員、大学教員、盲学校教員
専門職	宗教家	神職、仏教僧侶、キリスト教聖職者
	文芸家等	文芸家、記者、編集者
美術家等		彫刻家、画家、書家、工芸美術家、デザイナー、写真家
	音楽家等	音楽家、舞踊家、俳優、プロデューサー、演出家、演芸家
その他の専門職		カウンセラー、個人教師、職業スポーツ家、その他(アナウンサー、不動産鑑定士、土地家屋調査士、行政書士、行政公務員、調教師、司書など)
		(注) 括弧内は細分類項目

ベルの項目には十進分類法が適用されているため、ひとつの中分類項目の下位に設定できる小分類項目は最大 9 項目である。設定すべき項目が 9 項目を超えたとき、いくつかの小分類を併記することによって項目数を 9 以内に抑えることができる。

これらの理由は、職業紹介業務で使用する職業分類にとって重要とはいえない。実務目的の職業分類に求められるのは、何よりも分類項目に含まれる職務の内容と範囲が明確であることである。これは細分類項目のみならず、小分類項目についてもいえる。したがって複数の職業名が併記された小分類項目は、可能な限りそれぞれ独立した小分類項目として設定すべきである。

第 4 は、類似した仕事が異なる大分類項目のもとに設定されている問題である。介護の仕事のうち施設での介護は大分類 A に、訪問介護の場合には大分類 E にそれぞれ設定されている。この問題に対する対応は、日本標準職業分類の改定結果を待たなければならない。

第 5 は、職業の専門分化に対応した項目の設定である。求人件数の多い職業を細分化したり、雑多項目に分類された職業の中で求人の多いものを細分類に格上げしたりするなど適切な対応が求められる。

(3) 改訂素案

大分類 A の見直し結果を概括すると図表 4 のとおりである。見直し作業は、小分類項目を単位にして行われている。小分類項目別の検討結果は図表 5、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 6 である。

図表4 大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類項目 新設	031、032、033 061	機械技術者の細分類レベルに設定されている自動車技術者と小分類レベルの航空機技術者と造船技術者で構成する「輸送用機械技術者」を新設した。 システムエンジニアを全面的に見直し、調査・分析、設計、開発、運用のそれぞれの仕事に対応する項目を新設した。
廃止	039	031・034の細分類レベルに雑多項目を設けることによって039の設定が不要になった。
分割	103、107、112、 131、132、141、 172	複数の職業を併記した項目は、それぞれが独立した職務範囲を持つ職業であるため、項目を分割してそれぞれ独立した小分類項目とした。日本標準職業分類では、十進分類法の適用などの技術的な制約によつて複数の職業をひとまとめにした項目が設定されているが、実務に使用する職業分類ではそのような制約は必要ない。
統合	021、022、023、 024	求人の実態に鑑みて農林水産業の技術者（4項目）を統合した。
項目名の変更	034、093、102、 111、157、171、 185	細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうかとの視点から見直しを行った。
細分類への格下げ	032、033 204 205	新設する「輸送用機械技術者」の細分類項目として設定した。 職業紹介業務における必要性に鑑みて細分類レベルに移動した。 本項目に含まれる3つの職業を独立させる場合、小分類よりも細分類レベルの項目として設定するほうが適切である。
同一中分類の中に小分類項目が10項目以上設定されているもの		中分類10「医療技術者」（小分類9項目*）
細分類項目	小分類への格上げ 体系の見直し	多くの多い生産工学技術者を小分類レベルに格上げした。 多くの多い看護補助者を小分類レベルに格上げするとともに、119.99に分類された補助・助手の仕事を取り込むために項目名を変更した。 一般機械技術者を産業用機械技術者とそれ以外の機械技術者に分割した。 強電・弱電の2区分を発送電用・配電用・産業用電気機械と民生用電気機械に区分した。 工事監督の求人が多いことを考慮して工事監理に代えて設計と工事監督の項目を設定した。 分類基準の変更：工事の種類別の項目に代えて設計と工事監督の項目を設定した。 薬剤師を管理薬剤師と調剤薬剤師に分割した。
	071-10 119.40 031 034 051 052 084	

	111 122 149	栄養士を栄養士と管理栄養士に分割した。 求人の多い生活相談員、児童指導員、学童保育指導員の3項目を設定した。 中小企業診断士に代えて資格の有無を問わない経営コンサルタントの項目を設定した。
	172 184	分類基準の変更：メディアの種類ではなく仕事の種類別の項目を設定した。 商業デザイナーの項目を廃止して、その代わりに商業デザイナーの代表的分野とウェブデザイナーをそれぞれ設定した。
	202	学習個人教師を学習塾等の教師（教科学習補習教師）と語学教室教師に分割した。
特掲項目の細分類独立		求人の多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。
	011-13 011-43 051-11 071-12 121-11 184-11、-12 201-11～13	化学生研究者 薬学研究者 建築設計技術者 品質管理技術者 ケースワーカー グラフィックデザイナー、ディスプレイデザイナー 学生カウンセラー、職場カウンセラー、職業相談員
多項目 (-99) から細分	119-99 122-99 129-10 172-99 184-99 202-99 209-99	歯科助手、動物病院助手 児童指導員、学童保育指導員 介護支援専門員 テクニカルライター ウェブデザイン教室教師 パンコン教室教師 学芸員、通関士、診療情報管理士
同一小分類の中に細分類項目が 10 項目以上設定されているもの		小分類 209 「他に分類されない専門的職業」（細分類 14 項目）

(注) 9 項目の中には「その他」の項目は含まれていない。
 るもの

図表5 大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る改訂要素

現行（平成11年改訂）		新規求人合計	集約・特唱コード合計	改訂要素	主な改訂理由
A	専門的・技術的職業	1,722,333			
01	科学研究者	4,729			
011	自然科学系研究者	4,660	011 自然科学系研究者		
011-10	理学研究者	320	011-01 理学研究者	○学問の分類	
011-11	数学研究者	10	011-02 化学研究者	学問の分類は必ずしも定まったものがあるわけではなく、ESCOでは一般的又は慣例的に使用される、人文・社会・自然科学による分類	
011-12	物理学研究者	55	011-03 工学研究者	一般的又は慣例的に使用される、人文・社会・自然科学による分類のふたつの指標を用いている。	
011-13	化学研究者	1,261	011-04 農學・林学・水産学研究者	と基礎と応用の区分による分類のふたつの指標を用いている。	
011-14	生物学研究者	405	011-05 医学研究者	人文・社会・自然科学による分類では、自然科学に含まれるのは理学	
011-20	工学研究者	226	011-06 薬学研究者	分野の学問（数学、物理、化学など）である。他方、基礎科学と応用	
011-21	土木・建築工学研究者	13	011-99 他に分類されない自然科学系研究者	科学の区分では、応用科学に含まれるのは工学、医学、歯学、薬学、農林水産学などである。	
011-22	機械工学研究者	67		○求人の多寡	
011-23	材料工学研究者	100	761 (分類番号の対応)	農林水産学研究者は他の領域の研究者に比べて求人が相対的に少ないが、自然科学の1領域として確立している。	
011-24	電気・電子工学研究者	241	011-01 : 011-10、-11、-12、-14	○ことから項目を設定する。	
011-25	情報工学研究者	4	011-02 : 011-13	○化学研究者、薬学研究者	
011-26	生命工学研究者	110	011-03 : 011-20、-21～-26	大きくりの細分類項目に加えて求人の多い化学研究者と薬学研究者を設定し、実務での利便性を高める。	
011-30	農・林・水産学研究者	52	011-04 : 011-30、-31～-34		
011-31	農学研究者	37	011-05 : 011-40、-41、-42、-44		
011-32	林学研究者	1	011-06 : 011-43		
011-33	獸医学・畜産学研究者	34	011-99 : 011-99		
011-34	水産学研究者	11			
011-40	医学研究者	142			
011-41	生理学研究者	2			
011-42	病理学研究者	44			
011-43	薬学研究者	805			
011-44	歯学研究者	1			
011-99	他に分類されない自然科学系研究者	322	322		
012	人文・社会科学系研究者	69	012 人文・社会科学系研究者	○学問の分類	
012-10	人文科学研究者	49	012-01 人文科学研究者	一般的または慣例的に使用される、人文・社会・自然科学による	
012-11	哲学研究者	0	012-02 社会科学研究者	分類は共通理解を得やすいが、一方で、具体的な学問がどの分野に含まれるのかは必ずしも決まっているわけではない。	
012-12	史学研究者	1		○求人の状況	
012-13	文学研究者	0	51 (分類番号の対応)	求人は、人文科学研究者（51）・社会科学研究者（8）とともに少ないと011と012は学問分野別の研究者の項目であり、分類体系として必要な項目を設定することが重要である。	
012-14	美術研究者	1	012-01 : 012-10、-11～-16		
012-15	心理学研究者	0	012-02 : 012-20、-21～-24		
012-16	教育学研究者	0			
012-20	社会科学研究者	6	8		

012-21	社会学研究者	0		
012-22	法学・政治学研究者	0		
012-23	経済学研究者	2		
012-24	商学・経営学研究者	0		
02	農林水産業・食品技術者	2,080		
021	農業技術者	307		
021-10	農業技術員	128	小分類 021～024 の統合	○021-21 農業改良普及員
021-11	種苗育成技術員	15	160	この職業名は現在存在しない。2004 年の農業改良助長法の改正に
021-12	土壤改良技術員	5	02A-0A 農業技術者	ともなって農業改良普及員と専門技術員の資格が廃止され、国は
021-13	病虫害防除技術員	12	(分類番号の対応)	両者を統合した資格である農業普及指導員の試験を 2005 年から実施
021-20	農業経管指導員	59	102	している。農業普及指導員は 021-10、-11～13、-20、-30
021-21	農業改良普及員	43	02A-0A : 021-10、-11～13、-20、-30	-10 の求人は 128 件にとどまっている。また、21 に分類される
021-30	農作物検査員	13		求人が存在しないことを考えると、-20 と -30 の求人は僅かであり、
				項目を細分化する積極的な理由は乏しい。
022	畜産技術者	119		
022-10	畜産技術員	84	小分類 021～024 の統合	○求人
022-11	種付け技術員	11	02A-0B 畜産技術者	求人は、小分類全体で 119 件であり、項目を細分化する必要性は
022-12	ふ化技術員	0	(分類番号の対応)	乏しい。
022-13	肥育技術員	2	02A-0B : 022-10、-11～15、-20、-30、-31	
022-14	飼料技術員	1		
022-15	ふん尿処理技術員	0		
022-20	養蜂技術員	0		
022-30	畜産検査技術員	12		
022-31	ひな鑑別員	5		
023	林業技術者	95		
023-10	林業技術員	84	小分類 021～024 の統合	○求人
023-11	森林病害虫防除技術員	0	02A-0C 林業技術者	林業技術者の求人は全体で僅か 95 であり、項目を細分化する
023-20	林業検査技術員	3	(分類番号の対応)	必要性は乏しい。
023-30		3	02A-0C : 023-10、-11、-20	
024	水産技術者	61		
024-10	水産技術員	29	小分類 021～024 の統合	○求人
024-11	養殖技術員	14	02A-0D 水産技術者	水産技術者の求人は僅か 61 であり、項目を細分化する必要性
024-12	漁労技術員	0	(分類番号の対応)	は乏しい。
024-20	水産物検査技術員	10	0	
024-30	水産資源保護指導員	0	02A-0D : 024-10、-11～12、-20、-30	
025	食品技術者	1,445		
025-10	食品製造技術者	849	分類番号の変更	○求人
025-11	かん詰製造技術者	16	02B 食品技術者	1. 食品製造技術者の求人は全体の 3/4 をしめるが、枝番 (11、12)
025-12	食品冷凍技術者	44	02B-01 食品製造技術者	の求人は少なく、-10 の代表的な職業とは言い難い。

025-20 酿造技術者	47	47	02B-99 他に分類されない食品技術者	
025-99 他に分類されない食品技術者	227	227	(分類番号の対応)	
			025-01 : 0251-10、-11～12、-20 025-99 : 025-99	
029 その他の農林水産業・食品技術者	53	53	029 その他の農林水産業・食品技術者	
029-10 養蚕技術者	5	5	029-01 その他の農林水産業・食品技術者	○求人
029-11 粕桑技術員	0	5	(分類番号の対応)	求人は全体で僅か53件であり、養蚕技術者を項目として設定すべき求人は多數含まれている。
029-12 養蚕技術員	0			
029-13 蚕業検査技術員	0			
029-99 他に分類されない農林水産業・食品技術者	43	43		
03 機械・電気技術者	274,516			
031 機械技術者	142,938			
031-10 一般機械技術者	86,507		中分類03に小分類「輸送用機械技術者」を新設	○分類体系の構造
031-11 原動機技術者	1,237	89,086	して、031-20の自動車技術者を新項目に移す。	1. 中分類03（機械・電気技術者）は、中分類57～60に対応している。03が技術者、57～60が技能工である。
031-12 工作機械技術者	1,342			2. 10の一般機械技術者は機械が広いため、それに伴って求人件数も多い。一般機械の種類は、産業分類では小分類レベルの9項目に分かれている。このうち産業用機械（農業、建設、金属加工、織維、特殊産業、一般産業の6項目）を「産業用機械技術者」として設定し、それ以外の機械（原動機、事務・サービス用、その他機械）を雑多項目に位置づける。
031-20 自動車技術者	15,652	15,652	031 機械技術者(輸送用機械・電気機械を除く)	
031-30 精密機械技術者	5,012	5,012	031-01 産業用機械技術者	3. 輸送用機械である自動車は、031に含まれ、就業者の規模
031-40 プラント技術者	8,087	8,087	031-02 精密機械技術者	では自動車に劣る航空機と造船がそれぞれ小分類レベルで独立している。輸送用機械の種類によって分類レベルが異なるのは適当ではない。自動車、造船、航空機は輸送用機械としてひとまとめにしたほうが使いやすいと考えられる。
			031-03 プラント技術者	
			031-09 他に分類されない機械技術者	
			(分類番号の対応)	
			031-01 : 031-10、-11～-12 031-02 : 031-30 031-03 : 031-40	
03A 輸送用機械技術者				4. 鉄道車両・自転車・フォークリフト等の輸送用機械の技術者は039-10に位置づけられているが、日本標準職業分類には039は設定されていない。
03A-0A 自動車技術者				5. 小分類レベルに「輸送用機械技術者」を新設して、この項目に自動車、造船、航空機などの技術者を移す。
03A-0B 航空機技術者				6. 中分類60（計量計測機器・光学機械）に設定された項目のうち精密機械（時計、光学機器）に関する技術者は031-30に対応すると考えられる。
03A-0C 造船技術者				○分類基準
03A-99 他に分類されない輸送用機械技術者				1. 現行の小分類項目は、取り扱う機械の種類にもとづいて設定されている。この考え方では、どの機械を小分類項目
(分類番号の対応)				
03A-0A : 031-20				
03A-0B : 032				
03A-0C : 033				
03A-99 : 039-10 の一部				

				として設定し、その中の細分類項目にどの機械を設定するかについて説得的な方針を打ち出すことが難しい。 つまり分類項目の構造化は恣意的にならざるえない。
				2. 機械・機械設備を扱う技術者の仕事を機械横断的にみると、設計、研究開発、製造・生産技術などの仕事が明確に分かれている。小分類項目を機械の種類、細分類項目を仕事の種類といった分類基準の適用の方法もある。
032 航空機技術者	527	509	509	細分類に格下げして新たに設定する小分類「輸送用機械技術者」に移動
032-10 航空機技術者			03A-0B 航空機技術者 (分類番号の対応) 03A-0B : 032-10	○分類体系 1. 同じ輸送用機械に係る技術者であっても扱いが異なっている。 航空機技術者と造船技術者は小分類レベルの項目として設定されているが、自動車技術者は細分類レベルの項目である。 2. 小分類までの項目は日本標準職業分類に準拠して設定されているが、自動車・航空機・造船の三者の設定については見直しが必要である。
				○求人 航空機技術者の求人は500件程度であり、項目を細分化する必要性は乏しい。
033 造船技術者	763	747	747	細分類に格下げして新たに設定する小分類「輸送用機械技術者」に移動
033-10 造船技術者			03A-0C 造船技術者 (分類番号の対応) 03A-0C : 033-10	○分類体系 輸送用機械に係る技術者をひとつの項目にまとめる。 ○求人 求人は763件であり、項目を細分化する必要性は乏しい。
034 電気技術者	122,112	11,771	11,771	小分類項目名の変更
034-10 強電技術者		11,771		○強電と弱電
034-20 弱電技術者		25,726		1. 強電と弱電という用語は、現実の機械器具では境界が必ずしも明確ではない。また、これらの用語はやや馴染みの薄い用語でもある。したがって、これらの用語を細分類項目名に採用するのは適当と言い難い。
034-21 電子機器技術者		15,099	62,372	2. 強電と弱電という区分けを用いずに、何を作るために技術であるかに注目して細分類の全体を電気機械技術者と電子技術者に二分割する。
034-22 半導体技術者		21,547	034-01 発送電用・配電用・産業用電気機械技術者 034-02 民家用電気機械技術者 034-03 電子機器技術者 034-04 半導体技術者	3. 主な電気機械は次のとおり。発送電用・配電用・産業用、民生用、電子応用装置、電気計測器、電球、電気照明など。 4. 電子技術者に関係する電子部品は、半導体素子、集積回路、プリント回路、電子管などである。
034-30 電気装置技術者		7,810	9,055	○複多項目
034-31 発送電装置技術者		1,245		-99には、さまざまな職種名の求人が分類されているが、中には
034-99 他に分類されない電気技術者		15,071	15,071	034-01 : 034-10、-30、-31 034-02 : 034-20 の一部 034-03 : 034-21 034-04 : 034-22

電気工事の施工管理、電気設備の管理、カスタマーエンジニアリングエンジニア、フィールドエンジニア、メインテナントエンジニアなど他の分類項目に位置づけられるべき求人が多数分類されている。

○他の代表的な分類体系

1. 米国標準職業分類では、電気技術者、電子技術者、コンピュータ製造技術者の3項目を設定している。
2. 半導体技術者は電子技術者に含まれる。

コンピュータ製造技術者は034-21に該当する。

1. 国際標準職業分類では、中分類に電子工学技術者を設定して、その小分類レベルに電気技術者、電子技術者、通信技術者の3項目を設定している。
2. 両者とも電気技術者と電子技術者を同一の分類レベルに設定している。しかし日本標準職業分類では、電気技術者が電子技術者の上位レベルの職業になっている。産業構造の趨勢等を考慮すると、小分類項目の名称は電気・電子技術者とすべきであろう。

035 電気通信技術者	6,263	035 電気通信技術者	5,723	035-01 電気通信技術者 (分類番号の対応) 035-01 : 0351-10	○仕事内容 電気通信技術者の守備範囲は、電気通信機器の設計から製造・修理に至る工程における技術的な仕事、無線・有線・無線・電気通信施設の計画から管理に至る工程における技術的な仕事である。したがって、それぞれの仕事を細分類項目として設定することも可能であるが、それぞれの仕事に対する求人の規模が不明である等、項目の細分化を行う積極的な理由は乏しい。 ○求人 6000件弱であり、同じく電気関係の技術者である電子機器技術者や半導体技術者の求人規模の1/3程度にとどまっている。
035-10 電気通信技術者					○求人 求人規模は、項目を細分化しなければならないほど大きくはない。
036 原子力技術者	391	036 原子力技術者	391	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応) 036-01 : 0361-10、-20、-30、-40、-99	○日本標準職業分類との整合性 1. 日本標準職業分類には、039は設定されていない。 航空機・造船・電気機器・電気通信機器以外の機械はすべて031機械技術者に位置づけられる。 2. ESCOの031には細分類レベルに複数項目が設定されていないので、位置づけ場所のない求人を出さないために039が設かれている。
036-10 放射性物質製造技術者	30	036-01 原子力技術者	30	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応) 036-20 原子炉技術者 036-30 放射線利用機器技術者	○求人 求人規模は、項目を細分化しなければならないほど大きくはない。
036-40 放射線安全管理技術者	15	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応)	15	036-01 : 0361-10、-20、-30、-40、-99	
036-99 他に分類されない原子力技術者	53	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応)	53	85	
039 その他の機械・電気技術者	124	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応)	124	85	
039-10 その他の機械・電気技術者	1,522	036-01 原子力技術者 (分類番号の対応)	1,522	1,422	○日本標準職業分類との整合性 1. 日本標準職業分類には、039は設定されていない。 航空機・造船・電気機器・電気通信機器以外の機械はすべて031機械技術者に位置づけられる。 2. ESCOの031には細分類レベルに複数項目が設定されていないので、位置づけ場所のない求人を出さないために039が設かれている。
					○細分類レベルの複多項目

機械技術者の雑多項目を031に、電気技術者の雑多項目を03Bにそれぞれ設定したので、039は廃止する。

04	鉄工業技術者（機械・電気技術者を除く）	16,145	041 金属製鍊・材料技術者
041	金属製鍊・材料技術者	1,449	041 金属製鍊・材料技術者
041-10	金属製鍊技術者	224	041-01 金属製鍊技術者
041-11	電気精鍊技術者	34	041-02 鋳造技術者
041-20	鋳造技術者	165	041-99 他に分類されない金属製鍊・材料技術者
041-30	鋳造技術者	27	(分類番号の対応)
041-40	圧延技術者	6	6
041-50	合金技術者	6	041-01 : 041-10、-11 041-02 : 041-20
041-99	他に分類されない金属製鍊・材料技術者	855	041-99 : 041-30、40、-50、-99
042	化学技術者	13,255	042 化学技術者
042-10	有機化学技術者（高分子化学を除く）	3,763	042-01 有機化学技術者（高分子化学を除く）
042-20	無機化学技術者（高分子化学を除く）	780	042-02 無機化学技術者（高分子化学を除く）
042-30	高分子化学技術者	836	042-03 高分子化学技術者
042-40	バイオケミカル技術者	556	042-04 バイオケミカル技術者 042-05 分析化学技術者
042-50	分析化学技術者	4,641	4,641 (分類番号の対応) 042-01 : 042-10 042-02 : 042-20 042-03 : 042-30 042-04 : 042-40 042-05 : 042-50
043	繊業技術者	457	043 繊業技術者
043-10	普通陶磁器技術者	38	043-01 普通陶磁器技術者
043-20	ファインセラミックス製造技術者	190	043-02 ファインセラミックス製造技術者
043-30	ガラス技術者	28	043-03 ガラス技術者
043-99	他に分類されない繊業技術者	124	043-99 他に分類されない繊業技術者

		(分類番号の対応) 043-01 : 043-10 043-02 : 043-20 043-03 : 043-30 043-01 : 043-99		(分類番号の対応)に設定されている。 ○仕事 研究開発（商品開発）、生産・製造技術、生産管理・品質管理 ○求人 求人件数の最も多いファインセラミックス製造技術者も項目を設定する。
049	その他の鉱工業技術者	984	049 その他の鉱工業技術者	049-01 鉱山技術者 049-02 紡織技術者 049-03 他に分類されない鉱工業技術者
049-10	鉱山技術者	54	049-01 鉱山技術者	○求人 代表職業名ごとの求人件数をみると、一番多いのが 049-22 の紡績技術者の 94 件である。離多項目に該当する求人は、それよりも多く、722 件である。枝番コードの求人件数はいずれの項目でも少ない。
049-11	探鉱技術者	2	049-02 紡織技術者	○99 の求人職種 -99 に分類されている求人職種をみると、製品開発、設計、製造技術などの技術者の求人ととともに、作業員などの他の分類項目に位置づけるべき求人が多数ある。
049-12	採鉱技術者	1	049-03 他に分類されない鉱工業技術者	○分類基準 鉱工業技術者の仕事は、研究開発・製品開発、設計、生産・製造技術、生産管理・品質管理が中心である。
049-13	鉱山保安技術者	5		現在、細分類レベルの項目設定にあたっては、製品や分野等が分類基準になっている。しかし、課業の点で共通性がみられるところから研究開発・設計・生産技術等の仕事の種類を分類基準にすることも考えられる。
049-20	製糸・紡織技術者	22		
049-21	製糸技術者	1		
049-22	紡績技術者	94	049-01 : 049-10、-11～13 049-99 : 049-20 の一部、-22～25	
049-23	織布技術者	9	049-99 : 049-20 の一部、21、-99	
049-24	ニット技術者	5		
049-25	染色技術者	48		
049-99	他に分類されない鉱工業技術者	722	722	
05	建築・土木・測量技術者	193,336	051 建築技術者	
051	建築技術者	119,375	051-01 建築設計技術者	○工事監理と工事監督 1. 工事監理とは、工事状況と設計図書を照合し、工事が設計図書のとおりに実施されているかどうかを確認する仕事である。工程を決めたり現場を指揮したりすることは工事監理の業務には含まれない。
051-10	建築技術者	58,392	051-01 建築設計技術者	2. 建築士法は原則として建築士が工事監理を行わなければならないと規定している。
051-11	建築設計技術者	17,502	051-02 建築工事監督	○工事監督と工事監督 1. 工事監督は、俗に「現場監督」と呼ばれる。通常、工事施工会社の社員の中から建築士又は建築施工管理技士資格者が専任され、現場の指揮に当たることが多い。工事監督の主な業務は、
051-12	工事監理技術者	35,510	051-99 他に分類されない建築技術者	①現場で具体的な指示を出し工事の進捗を管理する（工程管理） ②施工図や施工計画書（工程表など）を作成する。 ③品質を管理することも安全を確保する。
				2. 両者の最も大きな違いは工事現場の指揮をするかどうかにある。
				○現場監督と施工管理技士 1. 施工管理技士は、施行管理技術検定の種目及び級に応じて

<p>営業所に置かれる専任技術者及び工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者の資格を満たす者として扱われる。</p> <p>2. 施行管理技術検定の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士 建築施工管理技士は工事監理の業務を行うとともに通常、工事監督の業務も兼務する。この点で建築施工管理技士 = 現場監督・工事監理者となる。 また、現場監督である者は、建築施工管理技士の資格を有していれば、工事監理の業務を行うことができ、現場監督 = 工事監理者となる。 	<p>○051-12 工事監理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> この項目は、工事監理の業務が該当する。工事監督・施工管理の求人をこの項目に位置づけるのは適切ではない。 現場監督の位置づけは051-10である。 ハローワークにおける建築技術者の求人には現場監督・施工管理が多い。現場監督・施工管理は、051-12に位置づけられることが多いが、上に記したように工事監理の仕事は工事監督・施工管理の仕事とは異なっており、本来ならば現場監督・施工管理の求人は051-10に位置づけられなければならない。 現場監督・施工管理の求人（すなわち工事現場で指揮をする者が多いことを考慮して、細分類レベルに建築工事監督の項目を設定する）
<p>○民間事業者の職種分類</p> <ol style="list-style-type: none"> 共通して設定されている項目は、設計、施工管理、積算である。 このうち施工管理の仕事は、施工管理技士の有資格者であつて工事監理と工事監督の業務を行う者が中心になっていると思われる。したがつて、051-12はその仕事の一部を抜き出したものといえる。 積算の仕事は、ESCO 上は事務の仕事 (269-20 原価計算事務員) に該当する。 	<p>○求人</p> <ol style="list-style-type: none"> 求人の38%は、052-××がしめる。中小の建設会社はさまざまな工事を請け負っているので、それにともなって土木技術者も工事の種類を問わざず仕事に従事することになる。このことが052-××の求人が多い理由だと考えられる。土木工事の種類を分類基準にする限り052-××の求人は多くなるをえない。 土木技術者の仕事は、建築技術者と同様に設計と工事監督の仕事がになるものと思われる。この考え方方にそつて仕事の種類を分類基準にして土木設計技術者と土木工事監督の2項目を設定する。

052 土木技術者	66,324	052 土木技術者	66,324
052-10 道路技術者	18,292	052-01 土木設計技術者	18,292
052-20 橋りょう技術者	1,492	052-02 土木工事監督	1,492
052-30 ずい道技術者	33	052-99 他に分類されない土木技術者	33
052-40 河川技術者	275		275
052-99 他に分類されない土木技術者	20,804	20,804 (分類番号の対応)	20,804
		052-01 : 052-10, -20, -30, -40の一部	
		052-02 : 052-99 の一部	
		052-99 : 052-10, -20, -30, -40の一部	

3.99 に位置づけられた求人職種をみると、設計技術者と並んで
○土木工事監督、現場監督、現場管理、施工管理が極めて多い。

1. 建設業法は、営業所に専任技術者を、工事現場に主任技術者又は監理技術者をおかなければならぬことを規定しているが、施工管理技士はこれらの資格を満たす者として取り扱われる。
2. 土木施工管理技士は、河川・道路・橋梁などの土木工事において主任技術者又は監理技術者として施工計画を作成し、現場における工程管理・安全管理など工事施工に必要な技術上の管理を行う。
3. 土木工事の監督（通常「現場監督」と呼ばれる）は、工事施工会社の社員の中から建築士又は土木施工管理技士の有資格者が専任され、現場の指揮に当たることが多い。工事監督の主な業務は、施工計画の作成、現場における工程管理、安全管理など工事施工に必要な技術上の管理を行うことである。

053 测量技術者	7,637	053 测量技術者					
053-10 测量士	4,718	053-01 测量士					
053-11 航空写真測量技術者	33	4,751	053-02 测量士補				
053-12 水路測量技術者	0						
053-98 测量士補		2,261	2,261	(分類番号の対応)			
				053-01・053-10、-11～-12			
				053-02：053-98			
06 情報処理技術者							
061 システムエンジニア		309,740					
061-10 システムエンジニア		210,504					
		200,735	201,283	中分類 06 の全面見直し			○061、062
						中分類項目名の変更	

061-11	システムアナリスト	548	06A 01 システムコンサルタント・アナリスト (分類番号の対応) 06A-01 : 061-10 の一部、-11	06B 01 システム開発技術者 (WEB・オープン系) 06B-01 : 061-10 の一部	06B 02 システム開発エンジニア (組み込み 制御系) 06B-02 : 061-10 の一部	06B 03 システム開発エンジニア (汎用機系) 06B-03 : 061-10 の一部
			06B-99 他に分類されないシステム開発技術者 (分類番号の対応)	06C 01 ネットワーク技術者 (分類番号の対応)	06C-01 : 061-10 の一部	06C-02 : 061-10 の一部
			06B-99 他に分類されないシステム開発技術者 (分類番号の対応)	06C-03 : 061-10 の一部	06B-99 : 061-10 の一部	06B-99 : 061-10 の一部
				06C 02 プログラマー (分類番号の対応)	062 01 プログラマー 96,892 96,892	062-01 : 062-10
				069 01 その他の情報通信技術者 (分類番号の対応)	069 01 データベース技術者 069-01 : 061-10 の一部	069-01 データベース技術者 069-02 セキュリティ技術者 069-03 テクニカルサポート技術員 069-04 社内情報システム技術員
					069-04 : 061-10 の一部	069-99 他に分類されないその他の情報処理技術者 (分類番号の対応)

07	その他の技術者	38,459		069-99 : 061-10 の一部
071	その他の技術者	38,459		
071-10	生産工学技術者	4,213	071-10 の小分類格上げ	○生産工学技術者 求人の多い生産工学技術者を小分類に格上げする。
071-11	生産・事務組織管理技術者	7,098	24,136	○生産工学 (-10) 、生産管理 (-11) 、品質管理 (-12) の関係 生産工学に含まれる範囲は次のとおり。
071-12	品質管理技術者	12,825		1. 生産工学 工程管理 (工程設計、生産方式) 、 生産計画・資材計画・工数計画、品質管理、 在庫管理、作業管理、原価管理
071-20	労働安全衛生技術者	692	692	2. 現行のESCOでは、生産工学の中で代表的な分野が特掲項目として設定されている。生産管理と工程管理は相互に密接に関連しているため項目名は、生産・工程管理技術者とする。
071-30	環境衛生技術者	658	658	○複多項目に含まれる求人職種
071-99	他に分類されないその他の技術者	9,025	9,025	071-99 に分類された求人の中で地質調査員の件数が多い。この仕事は技術者の項目に位置づけられるべきではなく、仕事内容から判断すると作業員の位置づけが適当であると考えられる。建設関係の仕事の一部とみなされている現状を考慮して大分類 I の建設の職業に分類されるべき職業である。一方、地質調査技術者の位置づけは079になる。
08	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	59,170		
081	医師	600	081 医師	
081-10	医師	591	081-01 医師 (分類番号の対応)	○医師の求人は少なく (600 件) 、項目を細分化する必要性は乏しい。
082	歯科医師	423	082 歯科医師	
082-10	歯科医師	421	082-01 歯科医師 (分類番号の対応)	○歯科医師の求人は少なく (423 件) 、項目を細分化する必要性は乏しい。
083	獣医師	434	083 獣医師	
083-10	獣医師	424	083-01 獣医師 (分類番号の対応)	○獣医師の求人は少なく (434 件) 、項目を細分化する必要性は乏しい。
084	薬剤師	57,713	084 薬剤師	
084-10	薬剤師	57,371	084-01 管理薬剤師 084-02 調剤薬剤師 084-99 他に分類されない薬剤師	○薬剤師 (平成 18 年厚労省調査) 総数 252,500 人 薬局従事者 125,200 人、病院・診療所従事者 48,900 人、 医薬品関係企業従事者 45,400 人、その他従事者 33,000 人

(分類番号の対応)
084-01: 084-10
084-02: 084-10
084-99: 084-10

○管理薬剤師

1. 薬局の管理者、医薬品販売業の管理者、医薬品輸入販売業の管理者、医薬品製造業の管理者は3年以上の実務経験を有する薬剤師でなければならない（薬事法、厚生労働省の政省令）。この管理者を管理薬剤師といふ。管理薬剤師の指名は、保健所への届け出によって行われる。
2. 仕事は、当該業務全般の管理に関する業務が中心になる。
3. 職業紹介や求人広告の事業者もその職種分類に管理薬剤師の項目を設定しているケースがしばしばみられる。

- 調剤薬剤師
薬剤師として仕事をしている者の約7割は薬局に勤務している。
- マッチングの配慮
管理薬剤師とそれ以外の薬剤師では、役割と仕事が異なる。
マッチング効率を高めるためにはそれぞれを独立した項目として設定することが望ましい。

09 保健師、助産師、看護師	274,421	091 保健師	
091 保健師	3,819	091-01 保健師 (分類番号の対応)	091-01 保健師 (分類番号の対応)
091-10 保健師	3,743	3,743 091-01 保健師 (分類番号の対応)	091-01-10
092 助産師	6,041	092 助産師	
092-10 助産師	5,953	5,953 092-01 助産師 (分類番号の対応)	092-01-10
093 看護師	264,561	264,561 小分類項目名の変更	
093-10 看護師	172,060	172,060 小分類項目名の変更	
093-20 准看護師	59,945	59,945 093 看護師・准看護師	
		093-01 看護師 093-02 准看護師	
		(注) 小分類項目名の変更 (分類番号の対応)	
		093-01：093-10 093-02：093-20	
		○看護師は国の免許であるが、准看護師は知事免許である。 ○看護師と准看護師	
		1. 法制度上の違い 2. 看護師の定義 「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦（じょくふ）に対する療養上の世話、又は診療の補助を行うことを業とする者」 (保健師助産師看護師法第5条)	
		3. 准看護師の役割 医師、歯科医師または看護師の指示を受けて看護業務を行なう（保健師助産師看護師法第6条）。これ以外の点については看護師との間に法律上の違いはない。	
		4. 准看護師は看護師とほぼ同様な看護業務に従事しているにも両者の間には給与等の点で違いがみられる。	

				○求人 看護師求人の17万件に対して准看護師のそれは約6万件である。 両者の間には、仕事上の違いはないといえ、現実に准看護師の養成が行われていること、准看護師を求める求人のニーズがあることなどから両者をそれぞれ細分類項目として設定することが適当であると考えられる。
10	医療技術者	70,270	101 診療放射線技師	
101	診療放射線技師	3,049	101-01 診療放射線技師 (分類番号の対応) 101-01 : 101-10	○求人 新規求人數は約3000件である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
101-10	診療放射線技師	3,017	3,017 101-01 診療放射線技師 (分類番号の対応) 101-01 : 101-10	○臨床検査技師と衛生検査技師 1.衛生検査技師の業務は検体検査である。他方、臨床検査技師は検体検査業務に加えて、診療の補助としての採血と厚生労働省令で定める生理学的検査ができる。 2.衛生検査技師の免許は、次の条件を満たす者が申請すれば交付される。筆記試験等はない。大学で医学・歯学・薬学・保健衛生学等の課程を修めて卒業した者、医師・歯科医師・薬剤師等の免許所持者など。
102	臨床検査技師、衛生検査技師	5,776	5,658 33 小分類項目名の変更 33 102-01 臨床検査技師 (分類番号の対応) 102-01 : 102-10、-20	○法改正 1.臨床検査技師・衛生検査技師法は2005年の改正で臨床検査技師法となつた。これにともない既に衛生検査技師の免許を交付されている者は、繼續して衛生検査技師の業務を行なうことができるが、新規免許の交付は2011年3月末をもって廃止されることになった。このため小分類項目名から「衛生検査技師」の名称を削除する。 2.「衛生検査技師」は普通職業名として102-01に位置づける。 102-01の職業定義には、「臨床検査技師・衛生検査技師の免許を有し、・・・」と記述し、衛生検査技師の免許所持者がこの項目に該当することを明示する。
102-20	衛生検査技師	33	33 102-01 臨床検査技師 (分類番号の対応) 102-01 : 102-10、-20	○求人 臨床検査技師の5600件に対して衛生検査技師は、わずか33件にとどまっている。
103	理学療法士、作業療法士	22,445	22,445 13,443 7,748 13,443 7,748 103 理学療法士 103-01 理学療法士 (分類番号の対応)	○求人 理学療法士の求人は13000件あまり、他方、作業療法士の求人は8000件弱である。 ○それぞれの免許は仕事の範囲と内容を規定しており、両者は同一の小分類項目に併記して設定しなければならない理由は乏しい。それを小分類レベルの独立項目として設定する。
103-10	理学療法士	13,443	13,443 103 理学療法士 103-01 理学療法士 (分類番号の対応)	
103-20	作業療法士	7,748	7,748 103 理学療法士 103-01 理学療法士 (分類番号の対応)	

			103-01 : 103-10
	10A 作業療法士 (分類番号の対応) 10A-01 : 103-20		
104 歯科衛生士	31,046 30,846	104 歯科衛生士 (分類番号の対応) 104-01 : 104-10	○約31000件の新規求人がある。歯科衛生士の養成は、全国の約130校で行われ、毎年7000人以上の者が卒業している。求人ニーズが高いのは、歯科医院の開業の増加とともに歯科衛生士（その大半は女性）の就業意識に関係しているといわれている。 ○職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
104-10 歯科衛生士	30,846	104-01 歯科衛生士 (分類番号の対応) 104-01 : 104-10	
105 歯科技工士	2,827	105 歯科技工士 (分類番号の対応) 105-01 : 105-10	○新規求人は2800件程度である。職務内容から判断すると項目を細分化する必要性は乏しい。
105-10 歯科技工士	2,809	105-01 歯科技工士 (分類番号の対応) 105-01 : 105-10	
106 臨床工学技士	2,236	106 臨床工学技士	○日本標準職業分類との整合性 本項目は日本標準職業分類では中分類10（医療技術者）ではなく、中分類11（その他保健医療従事者）の雑多項目（119他に分類されない保健医療従事者）に位置づけられている。 ○臨床工学技士は医療分野で固有の職務領域を持つた職業であり、求人数もある程度（2200件）あるので、小分類レベルの項目として維持することが望ましい。
106-10 臨床工学技士	2,212	106-01 臨床工学技士 (分類番号の対応) 106-01 : 106-10	
107 視能訓練士、言語聴覚士	2,891	107 視能訓練士 (分類番号の対応) 107-01 : 107-10	○日本標準職業分類との整合性 本項目は日本標準職業分類には設定されていない。 日本標準職業分類は視能訓練士を103に、言語聴覚士を119にそれぞれ位置づけている。 ○求人 視能訓練士が約700件、言語聴覚士が約1900件である。両項目とも医療分野で固有の職務領域を持つた職業であり、求人もある程度ある。 ○それぞれの免許は仕事の範囲と内容を規定しており、両者を同一の小分類項目に併記して設定しなければならない理由は乏しい。それを小分類レベルの項目として設定する。
107-10 視能訓練士	725	107-01 視能訓練士 (分類番号の対応) 107-01 : 107-10	
107-20 言語聴覚士	1,896	107-01 言語聴覚士 (分類番号の対応) 107-01 : 107-20	
11 その他の保健医療の職業	130,648		
111 栄養士	28,872	28,720 小分類項目名の変更	○免許の違い、 1. 栄養士は都道府県知事の免許
111-10 栄養士	28,720		

111 栄養士・管理栄養士				
111-01 栄養士 111-02 管理栄養士	(分類番号の対応) 111-01 : 111-10 の一部 111-02 : 111-10 の一部			
112 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師	14,422			
112-10 あんまマッサージ指圧師	8,262	8,262 小分類項目の分割		
112-20 はり師	759	759	○あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師 それぞれ別の免許であるが、施術上の関係が深く、あんまマッサージ指圧師の免許とはり師（又はきゅう師）の免許の両方を取得している人も多い現実を考慮すると、これら3つの職業はひとつ目の項目に設定したほうがわかりやすい。	
112-30 きゅう師	97	97 112 あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師	○求人	1. あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師は合計で約9000件、柔道整復師は3500件である。 2. はり師（750件）ときゅう師（100件弱）は、求人規模は小さいが、施術として確立された分野であり、細分類レベルにそれぞれ項目を設定する。
112-40 柔道整復師	3,571	3,571 112-01 あんまマッサージ指圧師	○柔道整復師	1. あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師との関係は薄い。これら4つの職業をひとつ的小分類項目に併記して設定さればならない、理由は乏しい。 2. 小分類レベルであんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師と柔道整復師のふたつに分けて設定する。
112-01 あんまマッサージ指圧師				
112-02 はり師				
112-03 きゅう師				
112-04 柔道整復師				
11A 11A-01 柔道整復師				
11A-01 柔道整復師				
119 他に分類されない保健医療の職業	87,354		○細分類項目の小分類への格上げ	
119-10 義肢装具士	91	91 119-40 の小分類格上げ		
119-20 医療技術員	617	617	求人の多い看護補助者の項目と 119-99 の中の各種の助手をあわせて	

119-30 医療・薬事・衛生監視員	66	11B-01 看護助手
119-31 医療監視員	3	11B-01 看護助手
119-32 薬事監視員	29	11B-02 歯科助手
119-33 食品衛生監視員	260	11B-03 動物病院助手
119-40 看護補助者	78,763	11B-99 他に分類されない保健医療補助者
119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業	7,130	78,763 (分類番号の対応) 11B-01 : 119-40 の一部 11B-02 : 119-40 の一部 11B-03 : 432-99 の一部 11B-99 : 119-40 の一部、-99 の一部
119 他に分類されない保健医療の職業		
119-01 技士装具士	119-01	119-01 技士装具士
119-02 医療技術員	119-02	119-02 医療・薬事・食品衛生監視員
119-03 医療・薬事・食品衛生監視員	119-03	119-03 医療・薬事・食品衛生監視員
119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業	119-99	119-99 他に分類されないその他の保健医療の職業
		(分類番号の対応) 119-01 : 119-10 119-02 : 119-20 119-03 : 119-30、-31～-33 119-99 : 119-99 の一部

新たに小分類項目を設定する。

○看護補助者

1. 求人規模が大きい (78000 件)

2. 看護補助者に位置づけられた求人職種名をみると、看護補助、

看護助手、歯科助手等特に多い。

○119-99 に位置づけられた補助・助手

特に求人が多いのは、薬剤師補助、接骨院助手、診療補助、治療助手、歯科助手、歯科技工士助手などである。

○新小分類項目には、119-40 に位置づけられた代表的職種の看護助手と歯科助手を設定する。119-99 の中で特に多かった薬剤師助手は、その仕事内容を精査すると、処方箋の受付、薬の販売、保険請求が中心になっている求人が多い。調剤補助の仕事はむしろ少ない。

処方箋の受付・保険請求が仕事に含まれていることを考えると、医療事務員として位置づけることもできるので、項目設定は見送る。

○診療補助・助手

診療補助や診療助手の求人も多い。求人は病院や歯科医院が大半をしめる。前者では、看護師の有資格者を、後者では歯科助手をそれぞれ求めている。したがって、項目の設定は行わない。

○補助者の位置づけ

本項目は専門的職業の項目であるが、補助者が専門職といえるかどうかという問題がある。この問題は、「補助」や「助手」の仕事をどこに位置づけるかという問題に關係している。保健医療に含まれる小分類項目はいずれも関連する免許を保持していることを前提にしている。そのため補助・助手の仕事をその対象となる項目に位置づけることはできない。位置づけ場所としては、保健医療の雑多項目（中分類 11）か、あるいは他の大分類になる。

○動物看護師等

動物病院等において治療の助手や獣医師の指示のもとに動物の看護にあたる者は、動物看護師等の名称で呼ばれている。この仕事は農業の職業（432-99）に分類されているが、保健医療の職業の専門職（獣医師）の助手・補助である点を重視して 432 から 119 に移動した。目標も動物病院看護婦を中分類 11 に位置づけている。

○119 のその他の項目

1. 義肢装具士は求人件数が少ないので (91 件)、医療分野の仕事として確立していることから、新 119 の細分類項目として設定する。

2. 医療技術員には細胞検査など医療分野における技術的な仕事に携わる求人が分類され、求人規模もある程度ある (約 600 件)。

細分類項目として設定する。

3. 医療・薬事・食品衛生監視員は、それぞれ医療法、薬事法、食品安全法に明記された職名であり、地方公共団体・検疫所・保健所等に勤務する公務員である。求人規模は小さい、(約 360 件) が、

12	社会福祉専門の職業	250,707	121 福祉相談指導専門員	7,530	121.01 福祉相談指導専門員	○求人	
121	福祉相談指導専門員		121-10 福祉相談指導専門員	5,084	121.01 ケースワーカー	1. この項目に該当する者は大半が地方公務員であり、求人規模が大きくなることは考えにくい。しかし現実にこの項目に位置づけられている求人は、集約コードが約5000件、特掲コードのケースワーカーが約2000件である。不適切に位置づけられている求人がかなりあると推測される。	○介護職員
121-10	福祉相談指導専門員		121-11 ケースワーカー	2,040	121-99 他に分類されない福祉相談指導専門員	2. ケースワーカーは、元來、福祉事務所の職員で現業に携わる者の通称であるが、病院や福祉施設でもこの名称が使われている。	○介護職員
121-11	福祉相談指導専門員		121-12 福祉司	131	(分類番号の対応)	このためケースワーカーの求人のの中には福祉施設等からものが含まれている可能性を排除できない。小分類121のケースワーカーは、121の職業定義から福祉事務所の職員を指していることは明らかであり、福祉施設等のケースワーカーの求人をこの項目に位置づけるべきではない。	○介護職員
121-12	福祉相談指導専門員		121-13 心理判定員	35	121-01 : 121-11	○ケースワーカーの求人の中には「相談」は含まれていない。したがって福祉施設の専門的な仕事は小分類122であるが、122の職業定義の中には「相談」は含まれていない。したがって福祉施設の相談員の仕事は、現行の職業定義にもとづくと難多項目（129）に位置づけざるをえない。	○介護職員
121-13	福祉相談指導専門員				121-99 : 121-10、-12、-13	1. ハローワークインターネットで具体的な求人職種をみると、ディサービスセセンター等から相談員・生活相談員の求人が多く寄せられている。現在の分類体系ではこの求人の位置づけが明確ではない。福祉施設の専門的な仕事は小分類122であるが、122の職業定義の中には「相談」は含まれていない。したがって福祉施設の相談員の仕事は、現行の職業定義にもとづくと難多項目（129）に位置づけざるをえない。	○介護職員
122	福祉施設指導専門員		122 福祉施設指導専門員	84,841	122 福祉施設指導専門員	2. 相談員は、現実には小分類121に位置づけられていることが多いのではないかと考えられる。小分類121は福祉事務所・各種相談所における相談の仕事であるが、項目名称が福祉相談指導専門員となっていることから、その「相談」に引っ張られてディサービスセンター等の相談員の求人が121-10に位置づけられる可能性が高い。このようみると121-10の求人の多さも理解できる。	○介護職員
122-10	福祉施設指導専門員		122-01 生活相談員	84,352	122-01 生活相談員		○介護職員

122-02	児童指導員		
122-03	学童保育指導員		
122-99	他に分類されない福祉施設指導専門員 (分類番号の対応)		
122-01 : 新設	122-10 の一部		
1. 小分類122の職業定義をみると「保護・教護・援護・育成・介護」となっている。	2. 社会福祉の分野における仕事のうち職業分類上の社会福祉専門の職業に該当するものは、「介護」と「相談・援助・調整」である。このうち介護の仕事は小分類124に該当し、相談・援助・調整の仕事は小分類121と122に該当する。小分類122の定義には「介護」が明記されているので、福祉施設の介護職の求人の一部がこの項目に位置づけられ、他方、「相談」の仕事が明記されていないことから、相談員の求人は小分類121などに位置づけられていると考えられる。	3. したがって求人を的確に位置づけるためには小分類121、122、124の職業定義を見直すべきである。たとえば小分類122の定義では「介護」を削除し、「相談」を追加すべきであろう。	
		○仕事の種類と職業名	
		1. 福祉施設における「相談・援助・調整」の仕事を実際に担当する者の呼称、(一般的に広く使われている名称)は次のとおり。 老人福祉施設：生活指導員、生活相談員 障害者福祉施設：生活指導員、生活相談員、作業指導員	
		○児童福祉施設等：児童指導員、少年指導員、母子指導員	
		2. ハローワークインターネットサービスで社会福祉専門の職業を検索すると、～相談員、～指導員、～支援員などの職種名がしばしば登場するが、それらの求人が小分類122に適切に位置づけられるよう	
		○求人	に小分類項目名を再検討するとともに、定義の見直しが必要である。
		1.求人は約85000件である。この項目には他の項目に位置づけられるべき求人が相当数れ込んでいるものとみられる。位置づけ間違い、か特に多いのは介護職だと考えられる。施設介護の求人が間違つてこの項目に分類されないように項目を細分化してこの項目に含まれる職務を明らかにすることが必要である。	
		2.他の項目（121）に分類されることの多い生活指導員を設定する。専従の生活指導員を配置することは、通所介護（デイサービス）の事業者として指定されたために必要な八員基準になっている。	
		3.児童指導員の求人も多い。児童指導員は、児童養護施設における任用資格である。求人は主に他の項目（122、159-99、209-99）に分類されることが多い。	
		4.学童保育の指導員の求人も多いが、児童指導員と同様に他の項目（122、159-99、209-99など）に位置づけられている。	
		（注）目標ではサービスの職業（小分類399）の位置づけである。	
123	保育士	33,308	123 保育士
123-10	保育士	33,052	123-01 保育士 ○求人

3.大分類E「サービスの職業」に中分類「介護専門員」を新たに設定して、その小分類レベルに「施設介護員」と「ホームヘルパー」を設けるべきである。	
○制度と仕事	<p>1. 本項目の対象は「福祉施設」に限定されている（項目名が「福祉施設」となっている）。福祉施設とは、福祉関連の法律にもとづいて指定・運営されている施設を指すが、介護保険法の施行後、介護保健施設が指定され、そこでも福祉施設同様の業務が行われている。</p> <p>2. たとえば介護老人福祉施設である特別養護老人ホームと同様に介護老人保健施設でも介護の仕事が行われている。しかし、小分類124は「福祉施設」が対象であり、介護老人保健施設が含まれるがどうかが明確ではない。</p>
○施設介護とホームヘルパー	<p>ハローワークインターネットサービスの社会福祉専門の職業に位置づけられている求人をみると、職種名が介護職等となっていても仕事内容は訪問介護事業におけるヘルパーであるものがある。このような求人は342のホームヘルパーに位置づけられるべきであるが、職種名に引っ張られて124に分類されているものとみられる。</p>
129 その他の社会福祉専門の職業	<p>87,045</p> <p>129-01 介護支援専門員 129-99 他に分類されない社会福祉専門の職業 (分類番号の対応) 129-01 : 129-10の一部 129-99 : 129-10の一部</p>

における介護職などである。資格名と職務との対応関係には広がりが見られるので、職務を特定した項目として設定することは適切ではない。

○保育補助者
保育補助の求人は、法改正の関係で小分類 123 に位置づけることができなくなった。小分類 123 のところを指摘したように求人の実態に照らすと項目の設定は適当とは考えられない。

○福祉施設の介護職員
福祉施設の介護職員は、中分類 12 の中では 3 つの小分類（122、124、129）に分類されている。特に 129 には大量の求人が位置づけられている。また、129 にはホームヘルパーの求人が多くみられる。施設介護、ホームヘルパーを問わず仕事の種類で区分すると、両者はともにサービスの職業（大分類 E）に位置づけるのが最も適当であると考えられる。

13 法務の職業	554		
131 裁判官、検察官、弁護士	42		
131-10 裁判官	10	10 小分類項目の分割	
131-20 檢察官	4	4	
131-30 弁護士	9	9 131 裁判官 131-01 裁判官 (分類番号の対応) 131-01 : 131-10	
132 弁理士、司法書士	380		
132-10 弁理士	116	116 小分類項目の分割	
132-20 司法書士	259	259 13C 弁理士 (分類番号の対応) 13C-01 : 132-10	
		○求人 求人件数はいずれの項目も 10 件以下である。しかし、これらの職業は司法の分野における主要な職業である。それぞれを小分類レベルで独立した項目として設定すべきである。	
		○職業名の併記 1. 日本標準職業分類には複数の職業を併記した分類項目（カンマで職業名を併記したもの）がある。これらの項目は、ある特定の目的をもつて設定されている。たとえば、ひとつの中分類のもの的小分類を 9 項目以内に収めているため、当該項目に位置づけられた就業者の規模を一定以上に保つたため、同一分野の職業なので併記することに違和感がないため、などがその主な理由である。 2. 裁判官、検察官、弁護士はそれぞれ独自の職務領域を持ついる。職務内容が異なるという意味で 3 者の併記は避けるべきである。それぞれの職業を小分類レベルで独立させることが望ましい。	
		○求人 絶対数は決して多いとはいえないが、中分類 13 に属する小分類項目の中では最も多い。また中分類 13 の細分類項目の中では 1 番目と 2 番目に求人件数が多い。	
		○弁理士と司法書士は代理業務であるという点では共通している。しかし、一方は工業所有権を、他方は不動産・会社の登記を中心に行なっており、仕事内容は大きく異なる。した	

がって両者はそれぞれ独立の項目として設定すべきである。

		13D 司法書士 13D-01 司法書士 (分類番号の対応) 13D-01 : 132-20	139 その他の法務の職業 139-10 公証人 139-20 特許審判官 139-30 海難審判官・理事官 139-40 裁判所書記官 139-50 裁判所調査官 139-60 調停員 139-99 他に分類されない法務の職業	17 17 139-01 公証人 0 0 139-99 他に分類されない法務の職業 0 0 1 (分類番号の対応) 0 0 0 0 112 112	○求人 1.集約コード20~50は、いずれも公務員の職種であり、求人として出てくる可能性は極めて低い。 2.公証人の就業者数は500~600人であり、求人は限定的にならざるをえない。 3.調停員は、既に他の職業に従事している者が果たす役割であり、職業とはいえない。 ○小分類139に位置づけられる法務の仕事は、公務関係の職業が多く、項目を設定したとしても職業紹介業務における利用は極めて限られている。職業紹介業務での利用を重視するならば、これらの職業を設定する必要性は高いとはいえない。
14 経営専門の職業		2,179			○求人件数は少ないが、両者とも経営の分野における重要な専門職である。分類項目として設定する。
141 公認会計士、税理士		412			○公認会計士と会計士補 平成15年の会計士法の改正で会計士補の制度が廃止された。平成18年から実施されている会計士試験では從来の1次・2次・3次の試験が1回になり、試験合格者には実務補習(1年)と業務補助(2年)が課せられ、その後に行われる統一考査に合格して公認会計士の免許を取得することができる。この制度改正にしたがって会計士補の項目は設定しないこととする。
141-10 公認会計士		57	57 小分類項目の分割	141-01 公認会計士 (分類番号の対応) 141-01 : 141-10	○公認会計士と税理士 公認会計士である者は、無試験で税理士の資格を取得することができます。資格のうえでは、税理士は公認会計士に包含される関係にある。しかし、両者の仕事は大きく異なっている。公認会計士の主な職務は財務書類の監査の仕事であり、他方、税理士の主な仕事は租税に関する申告書の作成業務である。仕事の種類を重視すると両者はそれぞれ独立の項目に設定すべきである。
141-20 会計士補		16	16	14A 税理士 14A-01 税理士 (分類番号の対応) 14A-01 : 141-30	○公認会計士と税理士 公認会計士である者は、無試験で税理士の資格を取得することができます。資格のうえでは、税理士は公認会計士に包含される関係にある。しかし、両者の仕事は大きく異なっている。公認会計士の主な職務は財務書類の監査の仕事であり、他方、税理士の主な仕事は租税に関する申告書の作成業務である。仕事の種類を重視すると両者はそれぞれ独立の項目に設定すべきである。
141-30 税理士		308	308 141 公認会計士 141-01 公認会計士 (分類番号の対応) 141-01 : 141-10	142 社会保険労務士 142-01 社会保険労務士 (分類番号の対応) 142-01 : 142-10	○求人 370件程度で決して多いとはいえないが、労働社会保険の手続き代行や労務管理の専門家である。分類項目として設定する。
142 社会保険労務士		373	142 社会保険労務士 142-01 社会保険労務士 (分類番号の対応) 142-01 : 142-10	149 その他の経営専門の職業 1,394	149 その他の経営専門の職業
142-10 社会保険労務士		367	367 142-01 社会保険労務士 (分類番号の対応) 142-01 : 142-10		
149 その他の経営専門の職業		1,394			

149-10	中小企業診断士	98	98	149-01 経営コンサルタント	○経営コンサルタント
149-99	他に分類されない経営専門の職業	1,131	1,131	149-99 他に分類されない経営専門の職業 (分類番号の対応)	149-10 の中小企業診断士には、経営コンサルタントに関する国資格である。資格取得者の中には、開業する者もいるが、多くは企業の従業員が取得しているとみられている。経営コンサルタントの仕事に従事している者は、中小企業診断士だけではなく、公認会計士や社会保険労務士は業務の一部としてそれぞれ会計、人事労務に関するコンサルティング業務を行っている。また、これらの資格を保持せずにコンサルティング業務に従事している者もある。ここに新設する「経営コンサルタント」は、資格の有無とは関係せず、企業に対するコンサルティング業務（問題点の調査・分析、改善方法の提案等）に従事している者を指す。
15	教育の職業	14,271			
151	幼稚園教員	3,509		151 幼稚園教員	
151-10	幼稚園教員	3,466	3,474	151-01 幼稚園教員 (分類番号の対応)	○求人の 99%以上は幼稚園教員である。職業分類は業務利用を中心、あることを考慮すると、園長の項目を設定する必要性は乏しいと考えられる。
151-11	幼稚園園長	8		151-01 : 151-10、-11	○幼稚園教員の職階（学校教育法）園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭助教諭、講師養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助員。このうち教育補助員は、教員の範囲から除外されると考えられる。
					○職業定義の混乱
					1. 中分類 15 の職業定義をみると、教育に従事する校長（園長を含む）もこの項目に含まれるとなっている。教育に従事せず、管理の業務に専念する校長（園長）は大分類 B の管理職になると考えられるが、大分類 B の職業定義には校長は大分類 A の該当する項目に分類されるとしている。この定義によれば校長（園長）であれば中分類 15 の教育の職業に分類されることになる。したがって、中分類 15 の「教育に従事する学長、校長（園長）」の記述は不要であろう。
					2. 国際標準職業分類は、校長を教育の専門職に位置づけている。
152	小学校教員	480		152 小学校教員	
152-10	小学校教員	416	416	152-01 小学校教員 (分類番号の対応)	○教頭の求人が僅かにあるが、大半は教員である。管理職の項目を設定しなくとも職業紹介業務に支障はないと思われる。
152-11	小学校校長	0			○小学校教員の職階（学校教育法）
152-12	小学校教頭	17			校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者。このうち教育補助員は、教員の範囲から除外されると考えられる。
152-13	小学校養護教諭	1			
153	中学校教員	181		153 中学校教員	
153-10	中学校教員	168		153-01 中学校教員 (分類番号の対応)	○管理職に対する求人はゼロであるが、養護教諭の求人が 8 件ある。
153-11	中学校校長	0			しかし、求人の大半は教員であり、養護教諭の項目を設定しなくとも業務に支障はないと思われる。
153-12	中学校教頭	0			

153-13	中学校養護教諭	8		153-01 : 153-10、-11～13	<p>○中学校教員の職階（学校教育法） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教論、助教諭、 講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者。この うち教育補助員は、教員の範囲から除外されると考えられる。</p>
154	高等学校教員	294	154-01 高等学校教員	154-01 : 154-10、-11～13	<p>○求人 養護教諭の求人が24件あるが、求人の9割以上は教員であり、養 護教諭の項目を設定しなくとも業務に支障はないと思われる。 ○高等学校教員の職階（学校教育法） 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教論、助教諭、 講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、教育補助者、実習助手。 このうち実習助手は、本項目の×定義によって教員から除外され、 同じく教育補助員もこの項目から除外されると考えられる。</p>
154-10	高等学校教員	268	154-01 294 (分類番号の対応)	154-01 : 154-10、-11～13	
154-11	高等学校校長	2			
154-12	高等学校教頭	0			
154-13	高等学校養護教諭	24			
155	高等専門学校教員	90	155-01 高等専門学校教員	155-01 : 155-10、-11～12	<p>○求人 求人は全体で90件と非常に小規模である。項目を細分化する 必要性は乏しい。 ○高等専門学校教員の職階（学校教育法） 1.教授、准教授、講師、助教、助手 2.助手は、平成18年6月の学校教育法の改正にもとづいて平成19 年4月から助教と助手に分かれた（助教は、上級の助手を指す さまざまな名称を統一したものである）。従来の実習助手や 実験助手は新制度では助教ではなく助手に該当する。したがっ て助手は、本項目の×定義によって教員の範囲から除外される。</p>
155-10	高等専門学校教員	81			
155-11	高等専門学校校長	0			
155-12	高等専門学校助手	9			
156	大学教員	176	156 大学教員	156-01 大学教員	<p>○求人 求人規模が小さく、項目を細分化する必要性は乏しいと考えられる。 ○大学教員の職階（学校教育法） 1.教授、准教授、講師、助教、助手 2.これ以外に、実験講師、副手、教務助手、実務助手などの職員 のいる大学がある（学校教育法にはこれらの名稱に関する規定 はない）。また、客員教授、客員准教授、特任教授、特任准 教授などを内規で定めている大学もある。 3.平成19年3月までの助手は、学校教育法の改正にともなって平成 19年4月からは制度上、助教と助手に分かれた（助教は上級の助手 を指すさまざまな名称を統一したもの）。従来の実習助手や実驗 助手は新制度では助教ではなく助手に該当する。したがって助手 は、本項目の×定義によって大学教員の範囲から除外される。</p>
156-10	大学教員	148			
156-11	大学校長	0			
156-12	大学教授	0			
156-13	大学助教授	0			
156-14	大学講師	3			
156-15	大学助手	23			
157	盲学校・ろう学校・養護学校教員	49	4 小分類項目名の変更	4	<p>○制度の変更 障害を持った児童・生徒を対象とした教育は、従来、盲学校・</p>
157-10	盲学校・ろう学校教員	4			
157-11	盲学校・ろう学校校長・園長	0			

157-12 盲学校・ろう学校教頭	0	157 特別支援学校教員
157-20 養護学校教員	45	157-01 特別支援学校教員 (分類番号の対応) 157-01 : 157-10、-11～12、157-20、-21～22
157-21 養護学校校長・園長	0	○校名 新制度に移行した現在でも旧名称（聾学校、盲学校、養護学校）をそのまま使用している学校も多いが、新制度のもとでの新たな名称は次のとおり。視覚特別支援学校（日・盲学校）、聴覚特別支援学校（日・聾学校）、知的特別支援学校（日・養護学校）、肢体等特別支援学校（日・養護学校）、病弱特別支援学校（日・養護学校）。
157-22 養護学校教頭	0	○求人 全求人は49件にすぎない。学校ごとに項目を細分化する必要性は乏しい。
159 その他の教育の職業	9,492	159 その他の教育の職業
159-10 専修学校教員	1,156	1,156 専修学校教員 ○求人 1.求人の多い専修学校教員と各種学校教員を細分類項目として設定する。 2.職業訓練指導員と研修施設教員の求人は、専修学校・各種学校教員のそれに比べると遙かに少ないが、教育の他の小分類（153～157）に比べると相対的に多いので、項目を設定する。
159-20 各種学校教員	5,891	5,891 各種学校教員 ○求人 -99には、児童指導員、学童保育指導員、パソコンインストラクター、英会話講師、学習塾講師など他の分類項目に分類されるべき求人が多数含まれている。
159-30 職業訓練指導員	228	228 職業訓練指導員
159-40 研修施設教員	250	250 研修施設教員
159-50 きょう正指導員	33	33 159-99 他に分類されない教育の職業 ○求人 1.728 (分類番号の対応) 159-01 : 159-10 159-02 : 159-20 159-03 : 159-30 159-04 : 159-40 159-99 : 159-50、-99
159-99 他に分類されない教育の職業	1,728	
16 宗教家	93	161 宗教家
161 宗教家	93	161-01 宗教家 ○求人 就業者は14万人あまりいるが、ハローワークに対する求人申込みは年100件程度である。宗教の種類別項目を細分化する必要性は乏しいと考えられる。
161-10 宗教家	19	161-01 宗教家
161-11 神職	34	92 (分類番号の対応)
161-12 仏教僧侶	39	
161-13 キリスト教聖職者	0	161-01 : 161-10、-11～13
17 文芸家、記者、編集者	6,615	
171 文芸家、記者、著述家	1,657	○小分類の項目名 文芸家と著述家では、著述家のほうが上位概念である。著述活動のひとつ分野として文芸がある。文芸家と著述家を並列的に表記した小分類項目名は適切とはいえない。
171-10 文芸作家	5	5 小分類項目名の変更 ○求人 実際に求人の多い分野は翻訳とコピーライティングである。この2つの職業に加えて、求人件数は少ないものの著述の代表的な分野である文芸も設定する。
171-20 脚本家	7	7 7 171 著述家
171-30 評論家	1	1 171 著述家
171-40 翻訳家	1,123	1,123 171-01 文芸家 511 511 171-02 翻訳家
171-50 コピーライター	7	7 171-03 コピーライター
171-99 他に分類されない文芸家、著述家	7	171-99 他に分類されない著述家

				(分類番号の対応) 171-01 : 171-10～30 171-02 : 171-40 171-03 : 171-50 171-99 : 171-99
172	記者、編集者	4,958	574 275 0	小分類項目の分割 947
172-10	新聞記者・編集員	574	○分類基準の混乱 1.現行の細分類体系には2つの分類基準が適用されている。集約 集約レベルの職業はメディアの種類、特掲レベルの職業は仕事 の種類にもとづいて項目が設定されている。	
172-11	新聞記者	275	2.複数の分類基準を適用する場合には、あくまでも仕事の種類を 優先すべきである。そういう仕事が類似していてもそれぞ れ異なる分類項目に位置づけられることになる。	
172-12	新聞論説員	0	3.したがって、まず仕事の種類を適用して、記者と編集者の項目 を分けるべきである。両者の仕事内容は大きく異なるので、そ れぞれを小分類項目にすべきであろう。	
172-13	新聞編集員	98	4.各小分類項目のもとの細分類に設定される項目は、主にメディア の種類に応じて設定する。	
172-20	放送記者・番組編成員	148	○細分類項目に含まれる求人職種 1.99に分類された求人のうち件数の多いテクニカルライターを細 分類項目として設定する。映像編集の仕事に関する求人も多い が、その大半は映像の撮影・編集であり、このような求人の位 置つけは小分類185の写真家のほうが適切である。	
172-21	放送記者	4	(注)目標はテクニカルライターを事務の仕事に分類している。 2.求人の中には取材・編集のようにI72と17Aの両方に関係するもの がある。どちらに位置づけるかは仕事内容から判断すべきであろう。	
172-22	番組編成員	167 15		
172-30	雑誌記者、図書編集者	939		
172-31	雑誌記者・編集者	2,332		
172-32	図書編集者	150		
172-99	他に分類されない記者、編集者	1,284		
17A-01	新聞・雑誌・図書編集者、放送番組編成員	1,284		
17A-99	他に分類されない編集者	17A-01 新聞・雑誌・図書編集者、放送番組編成員 (分類番号の対応) 17A-01 : 172-12、-13、-22、-31の一部、-32 17A-99 : 172-10・-20・-30・-31の一部		
18	美術家、デザイナー、写真家	32,122		
181	彫刻家	26	○求人は26件にすぎず、項目を細分化する必要性は乏しいと 考えられる。	
181-10	彫刻家	26	181-01 彫刻家 (分類番号の対応) 181-01 : 181-10	
182	画家、書家	292	182-01 画家 (分類番号の対応)	
182-10	画家	10	○求人件数を重視した場合の項目設定の問題点 1.細分類のうち画家、書家の求人は僅かである。それに対しても 漫画家・イラストレーターの求人件数は有る程度の量がある。 したがって「漫画家、イラストレーター」を小分類項目名に することも考えられる。その場合、漫画家・イラストレーター よりも画家のほうがより包括的概念なので、画家を細分類 レベルに置くことは適切ではない。また、書家を「漫画家、 イラストレーター」のともに位置づけることも適当とは考え られない。中分類18には維多項目が設定されていないので、	
182-11	日本画家	0		
182-12	洋画家	0		
182-13	版画家	0		
182-20	書家	2		
182-30	漫画家、イラストレーター	265		
182-99	他に分類されない画家、書家	12	12 (分類番号の対応) 182-01 : 182-10、-11～-13 182-01 : 182-20 182-01 : 182-30	

				182-99 : 182-99	画家と書家を雑多項目に移動させることもできない。 2. 小分類項目名を現行のまま維持すると、求人件数が少ないと いえ書家と書家の項目を細分類に設定するのが適当であろう。
183 工芸美術家	28	183 工芸美術家 (分類番号の対応)	28	183-01 工芸美術家 (分類番号の対応)	○求人は28件にすぎず、項目を細分化する必要性は乏しい。
183-10 工芸美術家	28		28	183-01 工芸美術家 (分類番号の対応)	○求人は28件にすぎず、項目を細分化する必要性は乏しい。
184 デザイナー	28,529	184 デザイナー		184-01 グラフィックデザイナー 184-02 ヴエブデザイナー 184-03 デイスプレーデザイナー 184-04 工業デザイナー 184-05 インテリアデザイナー 184-06 服飾デザイナー 184-07 他に分類されないデザイナー (分類番号の対応)	○求人件数を指標にすると、商業デザイナー、インテリアデザイナー、服飾デザイナーを設定する必要がある。工業デザイナーの求人件数は多くないが、デザイナーの分野として確立しているので、細分類項目に主なデザイナーを列挙するのであれば欠かすことができない。 ○商業デザイナー 問題は商業デザイナーの扱いである。商業デザイナーの範囲については必ずしも一般的に合意された認識があるわけではない。 グラフィックデザイナーやパッケージデザインが商業デザイナーの仕事の範囲に含まれることについては共通認識が形成されているが、それ以外にどのようなデaignを包含させるのかといふ点については見解が分かれている。ウェブデザインや環境デザインとする見解もあるが、エディトリアルデザインを含むとする考え方もある。範囲が明確ではないものを項目として設定した場合、職業分類の利用者が個人的な認識での範囲を解釈してしまうおそれがある。したがって商業デザイナーのうち含まれることが多いグラフィックデザイナーを設定する。また、一定程度の求人のあるディスプレーデザイナーも設定する。 ○雑多項目に含まれる求人職種
184-10 商業デザイナー	8,417	184-11 グラフィックデザイナー	9,457	184-01 : 184-11	-99 の一部、-99 の一部
184-11 ディスプレーデザイナー	18,500	184-12 ディスプレーデザイナー	626	184-02 : 184-10 の一部、-99 の一部	184-03 : 184-12
184-20 工業デザイナー	518	184-30 インテリアデザイナー	518	184-04 : 184-40、41	184-05 : 184-40、41
184-40 服飾デザイナー	3,418	184-41 テキスタイルデザイナー	84	184-99 : 184-10 の一部、-99 の一部	184-99 : 184-10 の一部、-99 の一部
184-99 他に分類されないデザイナー	2,721		2,721		
185 写真家	3,247		249	249 小分類項目名の変更	○写真家とカメラマン 英語では、撮影の仕事に従事する者のうち写真を撮るカメラで撮影する者を写真家 photographer, テレビ・映画用カメラで撮影する者をカメラマン camera operator として区別している。
185-10 営業写真家	249		1,248	185-10 写真家・カメラマン	一方、我が国では、写真家を含んだ概念として「カメラマン」の用語が用いられる傾向にある。しかし、カメラマンと呼ぶことのできる写真家の範囲は明確ではない。本小分類項目の「写真家」は、その中に「カメラマン」が含まれており、一般的な用語法とは異なっている。また、街の営業写真館においてカメ
185-20 カメラマン			167	1,428 185-01 営業写真家	
185-21 商業カメラマン			13	185-02 カメラマン(映画・テレビカメラマンを除く)	
185-22 報道カメラマン			282	185-03 映画・テレビカメラマン	
185-30 映画カメラマン			50	185-98 写真家・カメラマン助手	
185-31 動画カメラマン			256	881 (分類番号の対応)	
185-40 テレビカメラマン			881		
185-98 写真家助手					

ラで写真を撮る仕事に従事している者は「写真家」の中に含められない見方もある。本項目では、カメラによる写真撮影、テレビ・映画用の撮影機を使つた撮影する者の両者を含んでいることを明確に示すために項目名を「写真家・カメラマン」とする（「写真家、カメラマン」ではない）。

○求人

求人件数の多いものはカメラマンと助手である。細分類の構成は、写真家、カメラマン、助手の3項目とする。

185-01 : 085-10 185-02 : 185-20、-21～22 185-03 : 185-30、-31、-40 185-98 : 185-98								
19 音楽家、舞台芸術家	1,565	191 音楽家	66	191-01 音楽家	12	191-01 音楽家	12	191-01 音楽家
191 音楽家		191-10 作曲家	12	(分類番号の対応)	0	(分類番号の対応)	0	(分類番号の対応)
191-10 作曲家		191-20 指揮者	0					
191-20 指揮者		191-30 演奏家	27		27		27	
191-30 演奏家		191-40 歌手	23		23		23	
191-40 歌手		191-50 邦楽師	4		4		4	
191-50 邦楽師		192 舞踊家	181	192 舞踊家	10	192-01 舞踊家	10	192-01 舞踊家
192 舞踊家		192-10 日本舞踊家	10	(分類番号の対応)	16	(分類番号の対応)	16	(分類番号の対応)
192-10 日本舞踊家		192-20 洋舞踊家	16		155		155	
192-20 洋舞踊家		192-99 他に分類されない舞踊家	155		155		155	
192-99 他に分類されない舞踊家		193 俳優	54	193 俳優	41	193-01 俳優	41	193-01 俳優
193 俳優		193-10 舞台俳優	41	(分類番号の対応)	0	(分類番号の対応)	0	(分類番号の対応)
193-10 舞台俳優		193-11 歌舞伎俳優	0					
193-11 歌舞伎俳優		193-12 能師・狂言師	0					
193-12 能師・狂言師		193-20 テレビ・映画俳優	7		7		7	
193-20 テレビ・映画俳優		193-30 声優	1		1		1	
193-30 声優		193-99 他に分類されない俳優	4		4		4	
193-99 他に分類されない俳優		194 プロデューサー、演出家	1,254	194 プロデューサー、演出家	277	194-01 プロデューサー	277	194-01 プロデューサー
194 プロデューサー、演出家		194-10 プロデューサー	277	(分類番号の対応)	666	194-02 演出家	666	194-02 演出家
194-10 プロデューサー		194-20 演出家	3		3		3	
194-20 演出家		194-21 舞台演出家	0		0		0	
194-21 舞台演出家		194-22 映画監督						
194-22 映画監督		194-99 他に分類されないプロデューサー、演出家	249	(分類番号の対応)	249	(分類番号の対応)	249	(分類番号の対応)
194-99 他に分類されないプロデューサー、演出家		194-01 : 194-10						
194-01 : 194-10		194-02 : 194-20、-21～22						
194-02 : 194-20、-21～22		194-99 : 194-99						

3項目の中一番求人の少ない雑多項目でも中分類19の他の小分類項目の求人よりも多い。

195 演芸家	10	195 演芸家	2	195-01 演芸家 0 0 (分類番号の対応) 195-10 : 195-10~60、-99	○求人 俳優・舞踊家・演芸家に分類される就業者は合計5.7万人いる。しかし、演芸家の求人は極めて限られており、項目を細分化する必要は乏しい。
195-10 講談師、浪曲師	2	195-01 演芸家	2		
195-20 落語家、漫才師	0	195-01 演芸家	0		
195-30 奇術師	0	195-01 演芸家	0		
195-40 人形使い、	6	195-01 演芸家	6		
195-50 コメディアン	0	195-01 演芸家	0		
195-60 曲芸師	0	195-01 演芸家	0		
195-99 他に分類されない演芸家	1	195-01 演芸家	1		
20 その他 の 専門的職業	40,713	201 カウンセラー	3,711	201-01 学生カウンセラー 201-02 職場カウンセラー 201-03 職業相談員 201-99 他に分類されないカウンセラー (分類番号の対応) 201-01 : 201-11 201-02 : 201-12 201-03 : 201-13 201-99 : 201-10	○求人 全体の4割は集約コードに位置づけられており、-11～-13以外のカウンセラーの求人が多いことを示している。項目別にみると、職業相談員は全体の1/3強、職場カウンセラーは350件程度であるが、学生カウンセラーは138件と低調である。求人件数を基準にすると、職業相談員と職場カウンセラーを細分類項目の候補にできる。求人件数の低調な学生カウンセラーは、日本標準職業分類との整合性をとるという意味において設定することが適当である（日標は、本項目の名称を「職業・教育カウンセラー」ととしている）。
201 カウンセラー	3,711	201 カウンセラー	3,711	201-01 学生カウンセラー 201-02 職場カウンセラー 201-03 職業相談員 201-99 他に分類されないカウンセラー (分類番号の対応) 201-01 : 201-11 201-02 : 201-12 201-03 : 201-13 201-99 : 201-10	○カウンセラーの取り扱いの違い カウンセリングを広義に解釈すると、一般的には相談・助言の行為全般を指す。他方、狭義には心理的な問題や悩みについて心理学にもとづく方法によって援助することを指す。ESCO、日標ともに前者の用法にもとづいて項目を設定している。両者の違いは、カウンセリング・相談の対象者にある。ESCOではカウンセラー・相談員の範囲を定めず、カウンセリング・相談を行う者であれば（除外分野を除いて）本項目に該当する。他方、日標ではカウンセラー・相談員のうち「職業・教育カウンセラー」だけが本項目に該当する。たとえば、結婚相談員はESCOでは本項目に、日標ではサービスの職業に該当する。
201-10 学生カウンセラー	1,503	201-01 学生カウンセラー	1,503	201-01 学生カウンセラー 201-02 職場カウンセラー 201-03 職業相談員 201-99 他に分類されないカウンセラー (分類番号の対応) 201-01 : 201-11 201-02 : 201-12 201-03 : 201-13 201-99 : 201-10	○職業相談員 求職者に対する相談業務は、公共職業安定機関だけではなく、民営職業紹介所でも行われている。後者の場合、相談は主な業務という位置づけではなく、一連の業務の流れの中の一部になっていることが多い。この関係で職業紹介事業者のコンサルタントはサービスの職業（399-99）に位置づけられている。しかし、実際の求人の処理においては、コンサルタントを本項目に分類している例がみられ、職業相談員の求人1346件は割り引いて考えなければならない。
201-11 職業相談員	138	201-01 学生カウンセラー	138		
201-12 職業相談員	357	201-01 学生カウンセラー	357		
201-13 職業相談員	1,346	201-01 学生カウンセラー	1,346		

202	個人教師	15,123	202 個人教師	
202-10	学習個人教師	7,663	202-01 教科學習補習教師	○求人 技芸個人教師以外の3項目では求人がそれぞれ2000件以上あり、 これら3項目を細分類項目として設定する。
202-20	技芸個人教師	35	202-02 スポーツ個人教師	○求人職種と就業者 「学習個人教師」に位置づけられている求人の代表的なものは、 学習塾講師や英会話講師である。学習指導の個人教師は19万人 いる。また、「スポーツ個人教師」の求人は、各種のインスト ラクター（ゴルフ、テニス、エアロビクス、フィットネス、トレ ーニング、水泳、ヨガなど）とトレーナーが中心になっている とみられる。スポーツを個人に教授する者は約9万人いる。
202-30	スポーツ個人教師	5,244	202-03 語学教室教師	○雑多項目に含まれる求人職種 -99の中で特に求人の多い職種は、パソコン教室・スクールのイン ストラクター、英語等の語学教室・スクールの講師である。これ らの2職種を細分類項目として設定する。
202-99	他に分類されない個人教師	2,120	202-04 パソコン教室教師	○学習個人教師と語学教室教師の重複 学習個人教師の名称を「教科学習補習教師」に変更して、職務範囲 を学校における教科学習の補習指導に限定する。
203	職業スポーツ家	304	203 職業スポーツ家	
203-10	競技者	43	203-01 職業スポーツ家	○求人は300件程度であり、項目を細分化する必要性は乏しいと 考えられる。
203-20	監督・コーチ	109	203-02	
203-30	スポーツ審判員	33	203-03 (分類番号の対応)	
203-99	他に分類されない職業スポーツ家	117	203-01 : 203-10~30、-99	
204	監督的専門公務員	125		
204-10	監督的専門公務員	8	209 の細分類に格下げ	○本項目は、目標には設定されていない。公務員を対象にした項目 であり、求人は限定的にならざるをえない。目標に設定されてい ないこと及び業務での必要性が高いとはいえないこと、これら の理由により本項目を廃止する（細分類に格下げして、小分類レ ベルの雑多項目（209）に移動する）。
204-11	労働基準監督官	0	209-0A 監督的専門公務員	
204-12	船員労務官	1		
204-13	鉱務監督官	0		
204-14	建築調査員	51	125 (分類番号の対応)	
204-15	輸出品検査員	1	209-0A : 204-10、-11~18	
204-16	特許審査官	60		
204-17	国税調査官	3		
204-18	電波監視官	1		
205	行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士	617		
205-10	行政書士	97	97 209 の細分類に格下げ	○目標との対応 本項目は目標には設定されていない。
205-20	土地家屋調査士	415	415	○仕事内容 行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士の仕事はそれ異なる 分野の仕事である。仕事内容・分野の異なるものをひとまとめ にして小分類項目を設定するのは適当とは考えられない。しかし、
205-30	不動産鑑定士	84	84 209-0B 行政書士	
			209-0C 土地家屋調査士	
			209-0D 不動産鑑定士	

それぞれを小分類レベルの項目として設定することも求人規模の点で適切とは考えられない。これら3項目は小分類レベルの複多项目(209)に移して細分類項目として設定する。

		(分類番号の対応) 209-0B : 205-10 209-0C : 205-20 209-0D : 205-30	209 他に分類されない専門的職業 20,833	209 他に分類されない専門的職業 20,833	<p>○既存7項目のうち公務員の職名である社会教育主事を除く6項目を設定する。</p> <p>○複多項目に含まれる求人職種</p> <p>求人の中で専門性が高く、かつある程度の求人がある職種は次のとおり。診療情報管理士、通関士、学芸員。これらの職業を細分類項目として設定する。</p> <p>○学童保育指導員</p> <p>209-99には学童保育指導員の求人が多数ある。指導員の採用においては、保育士や小学校教諭の資格、児童指導員の経験などを要件にしているところが多い。学童保育所は児童福祉法及び社会福祉事業法にもとづいて社会福祉専門の職業</p> <p>このため学童保育指導員を中分類12(社会福祉専門の職業)に位置づける。</p> <p>(注) 日標では学童保育指導員をサービスの職業(小分類399)に位置づけている。</p>
209-10 ラジオ・テレビアナウンサー	145	145	209-0A 監督的専門公務員	209-0A 145	
209-20 通訳	909	909	209-0B 行政書士	209-0B 909	
209-30 調律師	37	37	209-0C 土地家屋調査士	209-0C 37	
209-40 照明家	163	163	209-0D 不動産鑑定士	209-0D 163	
209-50 調教師	97	97	209-01 ラジオ・テレビアナウンサー	209-01 97	
209-60 司書	968	968	209-02 通訳	209-02 968	
209-70 社会教育主事	11	11	209-03 調教師	209-03 11	
209-99 他に分類されないその他の専門的職業	18,153	18,153	209-04 照明家	209-04 18,153	
			209-05 調教師	209-05 18,153	
			209-06 司書	209-06 18,153	
			209-0E 学芸員	209-0E 18,153	
			209-0F 通関士	209-0F 18,153	
			209-0G 診療情報管理士	209-0G 18,153	
			209-99 他に分類されないその他の専門的職業	209-99 18,153	
		(分類番号の対応)			
		209-0A : 204-10,-11~18			
		209-0B : 205-10			
		209-0C : 205-20			
		209-0D : 205-30			
		209-01 : 209-10			
		209-02 : 209-20			
		209-03 : 209-30			
		209-04 : 209-40			
		209-05 : 209-50			
		209-06 : 209-60			
		209-0E : 209-99 の一部			
		209-0F : 209-99 の一部			
		209-0G : 209-99 の一部			
		209-99 209-99 の一部			

図表6 大分類A「専門的・技術的職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現 行		改訂案	
番号	項目名	番号	項目名
01	科学研究者	011	自然科学系研究者
011	自然科学系研究者	011-01	理学研究者
011-10	理学研究者		
011-11	数学研究者		
011-12	物理学研究者		
011-13	化学研究者		
011-14	生物学研究者		
011-20	工学研究者		
011-21	土木・建築工学研究者	011-02	化学研究者
011-22	機械工学研究者		
011-23	材料工学研究者	011-03	工学研究者
011-24	電気・電子工学研究者		
011-25	情報工学研究者		
011-26	生命工学研究者		
011-30	農・林・水産学研究者	011-04	農学・林学・水産学研究者
011-31	農学研究者		
011-32	林学研究者		
011-33	獣医学・畜産学研究者		
011-34	水産学研究者		
011-40	医学研究者	011-05	医学研究者
011-41	生理学研究者		
011-42	病理学研究者		
011-43	薬学研究者	011-06	薬学研究者
011-44	歯学研究者		
011-99	他に分類されない自然科学系研究者	011-99	他に分類されない自然科学系研究者
012	人文・社会科学系研究者	012	人文・社会科学系研究者
012-10	人文科学研究者	012-01	人文科学研究者
012-11	哲学研究者		
012-12	史学研究者		
012-13	文学研究者		
012-14	美術研究者		
012-15	心理学研究者		
012-16	教育学研究者		
012-20	社会科学研究者	012-02	社会科学研究者
012-21	社会学研究者		
012-22	法学・政治学研究者		
012-23	経済学研究者		
012-24	商学・経営学研究者		
02	農林水産業・食品技術者		
021	農業技術者	02A	農林水産業技術者
021-10	農業技術員	02A-0A	農業技術者
021-11	種苗育成技術員		
021-12	土壤改良技術員		
021-13	病虫害防除技術員		
021-20	農業経営指導員		
021-21	農業改良普及員		
021-30	農作物検査員		
022	畜産技術者	02A-0B	畜産技術者
022-10	畜産技術員		
022-11	種付技術員		
022-12	ふ化技術員		
022-13	肥育技術員		
022-14	飼料技術員		
022-15	ふん尿処理技術員		
022-20	養蜂技術員		

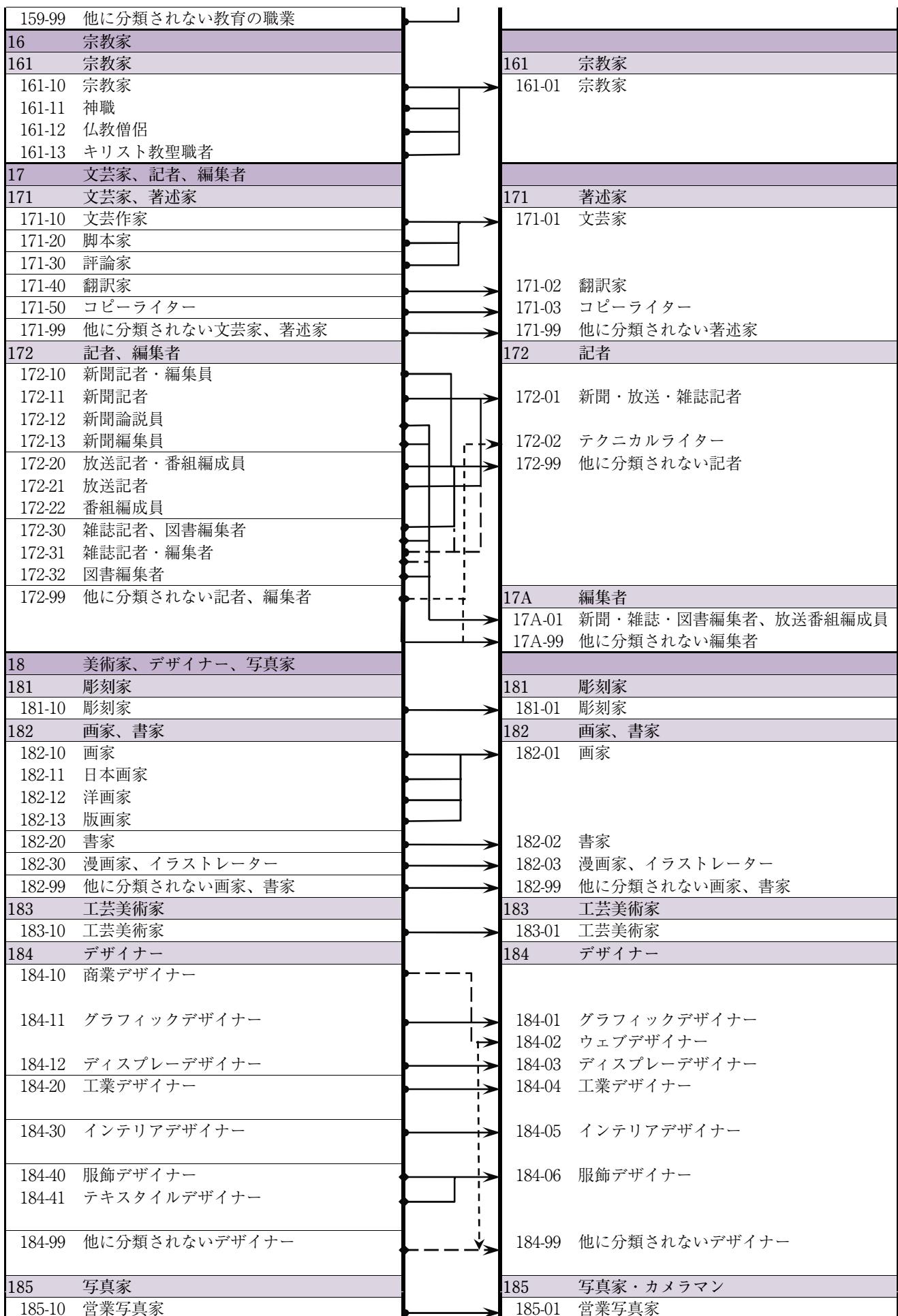














204-10	監督的専門公務員		209-0A	監督的専門公務員
204-11	労働基準監督官			
204-12	船員労務官			
204-13	鉱務監督官			
204-14	建築調査員			
204-15	輸出品検査員			
204-16	特許審査官			
204-17	国税調査官			
204-18	電波監視官			
205	行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士			
205-10	行政書士	→	209-0B	行政書士
205-20	土地家屋調査士	→	209-0C	土地家屋調査士
205-30	不動産鑑定士	→	209-0D	不動産鑑定士
209	他に分類されない専門的職業			
209-10	ラジオ・テレビアナウンサー	→	209-01	ラジオ・テレビアナウンサー
209-20	通訳	→	209-02	通訳
209-30	調律師	→	209-03	調律師
209-40	照明家	→	209-04	照明家
209-50	調教師	→	209-05	調教師
209-60	司書	→	209-06	司書
209-70	社会教育主事			
209-99	他に分類されないその他の専門的職業	→	209-0E	学芸員
		↓	209-0F	通関士
		↓	209-0G	診療情報管理士
		↓	209-99	他に分類されないその他の専門的職業

- (注) 1.分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
- 2.表中の線の意味は次のとおり。
実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

3 大分類 B 管理的職業

(1) 分類体系の構成

分類項目の設定にあたって大分類 B に適用されている分類基準は、機関・組織の種類と役職である。その結果、中分類レベルには議会議員、会社・団体の役員、会社・団体の管理職の各項目が設定されている（図表 7）。管理職を議会議員、会社・団体の役員、管理職員に 3 分割する考え方は国際標準職業分類でも採用されている。日本標準職業分類と国際標準職業分類との一番大きな違いは、管理職員の細分化の方法である。前者は分類基準に組織の種類を適用して会社、特殊法人、その他の管理職員の項目を設けている。これに対して後者は、管理業務の対象分野を分類基準に掲げて事務管理部門、生産部門、ホテル・レストラン・小売店舗部門の管理職員の項目を設定している。日本標準職業分類の大分類 B は、管理職の就業者数を統計的に集計するときには全体像を容易に把握できる体系になっているが、管理業務の対象分野で項目を分けていないため職業紹介等の実務では使いにくい面がある。

大分類 B のもうひとつの特徴は、専ら経営管理を行う者だけが該当することである。経営管理とともに、それ以外の実務にも従事する者は、管理職の項目ではなく実務者の項目に位置づけられる。たとえば、自ら営業活動を行う営業課長・営業所長等は、役職は管理職であっても職業分類上は会社管理職員には該当せず、大分類 D の販売の職業（外交員）に位置づけられる。大分類 D 「販売の職業」に「321 小売店主・支配人」、「322 卸売店主・支配人」、「323 飲食店主・支配人」、「334 質屋店主・店員」の各項目が設定されているのはこの理由による。

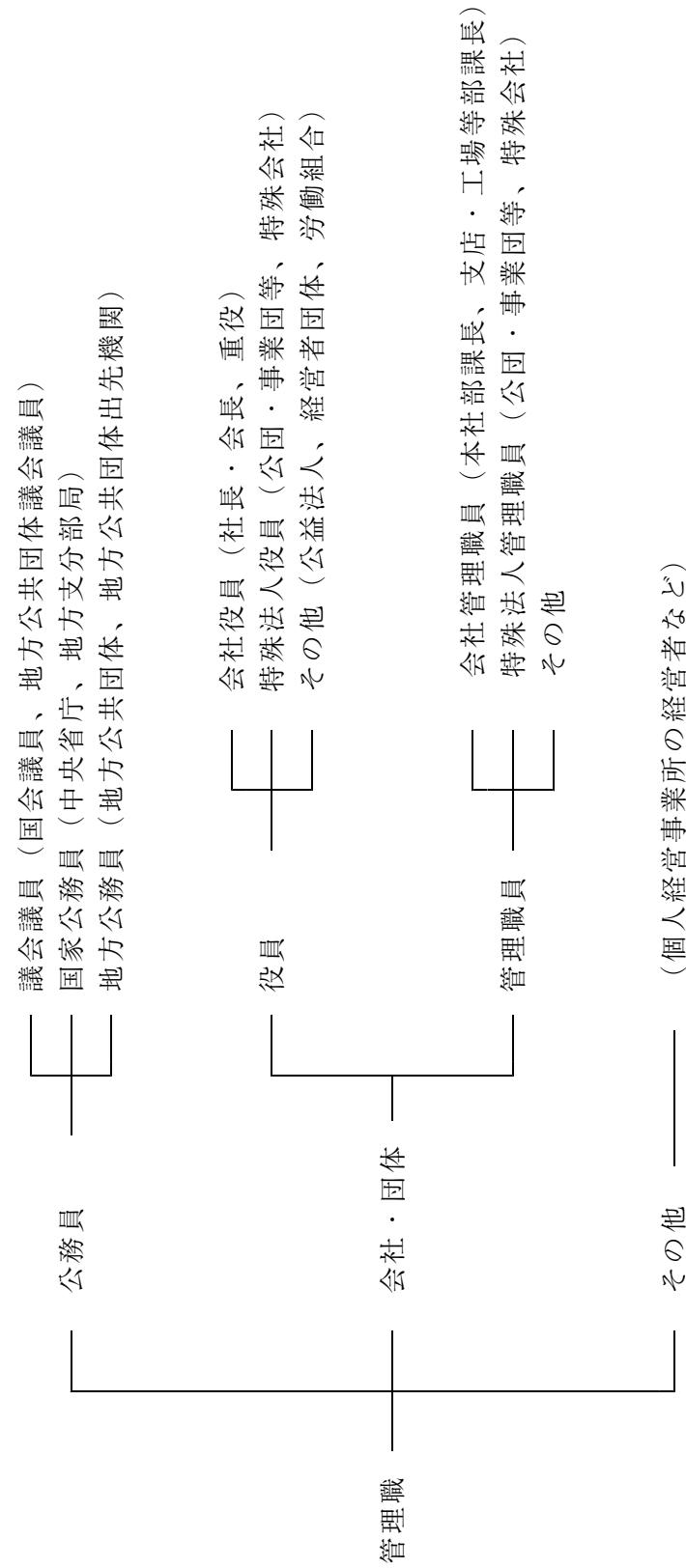
(2) 主な問題点

職業紹介業務の視点に立つと大分類 B の一番大きな問題は、管理職員の細分類項目が本社・支店・工場の組織別に設定されていて、管理業務の対象分野別に設定されていないことである。求職者の求人探索行動をみると、一般的にはそれまでの仕事経験を生かすことのできる求人を探そうとする意識が強く働いている。このため管理職の仕事を希望する求職者にとっても管理職の項目が組織別に分かれているよりも管理業務の対象分野別に分かれていたほうが求人検索が容易になると思われる。

(3) 改訂素案

大分類 B の見直し結果を総括すると図表 8 のようになる。小分類項目別に見直し作業の結果をまとめたものが図表 9、その中から項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 10 である。

図表7 大分類B 「管理的職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表8 大分類B「管理的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類項目	項目名の変更	222 232	特殊法人の役員 → 独立行政法人・特殊法人の役員 特殊法人の管理職員 → 独立行政法人・特殊法人の管理職員
細分類項目	新設	239	デイサービスセンター等の福祉施設の施設長に対応した項目として「福祉施設管理者」を設定した。
	体系の見直し	231 222-10、-20 232-10、-20	役職別の項目に代わり管理する部門別の項目に変更した。 両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の役員」を設定した。 両者を統合して「独立行政法人・特殊法人の管理職員」を設定した。
	項目名の変更	241-10	個人経営者・管理者 → 個人経営事業所の経営者・管理者

図表9 大分類B 「管理的職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行(平成11年改訂)		新規求人數 合計	集約・特唱 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
B	管理的職業	20,390			
21	管理的公務員	185			
211	議会議員	21	211 議会議員		
211-10	国會議員	20	20	211-01 議会議員 (分類番号の対応)	○議会議員の求人申込みは例外的だと考えられる（現実には21件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に国会議員と地方議会議員に分けて項目を設定する必要性は乏しいと考えられる。
212	管理的国家公務員	46	212 管理的国家公務員		
212-10	中央省行幹部	32	212-01 管理的国家公務員 (分類番号の対応)		○本項目は国家公務員の管理職である。公務員、それも管理職の求人がハローワークに申し込まれることは例外的だと考えられる（現実には46件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に国家公務員の管理職を機関別（中央府省庁、地方局、行政委員会）に設定する必要性は乏しいと考えられる。
212-11	事務次官	0	32		
212-12	中央省庁の局部長	0			
212-13	中央省庁の課長	0			
212-20	地方支分部局幹部	9	212-01 : 212-10, -11～13, -20, -21～22, -30 212-21		
212-22	地方支分部局の課長	5	14		
212-30	国家行政委員会委員	0	0		
213	管理的地方公務員	118	213 管理的地方公務員		
213-10	地方公団体の三役	54	213-01 管理的地方公務員 (分類番号の対応)		○本項目は地方公務員の管理職である。管理職の求人がハローワークに申し込まれることは例外的だと考えられる（現実には118件ある）。求人件数にかかわらず本項目は設定しなければならない項目である。しかし、職業紹介業務用の職業分類に地方公務員の管理職をその機関別に設定する必要性は乏しいと考えられる。
213-11	知事・市町村長	0	58		
213-12	副知事・助役	0			
213-13	出納長・収入役	4			
213-20	地方公団体の幹部	15	213-01 : 213-10, -11～13, -20, -21～22 -30, -31～32, -40		
213-21	地方公団体の局部長	1	18		
213-22	地方公団体の課長	2			
213-30	地方公団体出先機関の幹部	1			
213-31	地方公団体出先機関の長	30	31		
213-32	地方公団体出先機関の課長	0			
213-40	地方行政委員会委員	2	2		
22	会社・団体の役員	1,297			
221	会社役員	1,262	221 会社役員		
221-10	会社社長・会長	9	9	221-01 会社役員 (分類番号の対応)	○会社役員 会社法にいう役員は、取締役・会計参与・監査役を指している（329条）。会社法施行規則では、執行役・理事・監事なども役員に含めている。一般的には執行役員までを含む意味で使用されることが多い。
221-20	会社重役	1,246	1,246 221-01 : 221-10, -20		○重役 一般に株式会社の取締役と監査役を指すが、執行役員を含めることもある。

2222 特殊法人の役員	4	4 小分類項目名の変更	4	○独立行政法人 特殊法人の大半が独立行政法人に移行していることから、小分類 項目名を「独立行政法人・特殊法人の役員」に変更する。			
2222-10 公団・事業団等の役員	4	0 222 独立行政法人・特殊法人の役員	0	○求人 複数職業の併記された小分類項目名は、細分類レベルでそれぞれ 別々の項目を設定するが一般的であるが、求人件数から判断 する限り項目を細分化する必要は乏しいと考えられる。			
2222-20 特殊会社の役員	0	222-01 独立行政法人・特殊法人の役員 (分類番号の対応) 222-01 : 222-10, -20		○現行の3つの集約項目で全求人の75%をしめている。その中で特に 求人の多いものは公益法人役員である。経営者団体と労働組合の 求人は合わせても3件にすぎない。したがって公益法人役員のみ 項目を設定する。			
229 その他の法人・団体の役員	31	229 その他の法人・団体の役員 229-10 公益法人役員 229-20 経営者団体役員 229-30 労働組合役員 229-99 他に分類されない法人・団体の役員 23 会社・団体の管理職員	19 2 1 229-01 公益法人役員 229-99 他に分類されない法人・団体の役員 (分類番号の対応) 7 7 229-01 : 229-10 229-99 : 229-20, -30, -99 16,239 14,516	○現行の3つの集約項目で全求人の75%をしめている。その中で特に 求人の多いものは公益法人役員である。経営者団体と労働組合の 求人は合わせても3件にすぎない。したがって公益法人役員のみ 項目を設定する。	○管理職の区分法 現在の項目は事業所における役職を分類基準にしているが、管理職を 求める求人企業の関心事は応募者の管理職としての経験とその分野で ある。他方、応募者は通常、管理職として経験のある分野での求人を 求める。したがって、管理職の項目の細分化にあたっては、担当分野 を分類基準にすることが適当であると考えられる。	○求人 全体で14500件あまり、各特掲項目には1000件以上の求人がある。求人 件数の分布から判断すると項目の細分化を検討すべきであると考えら れる。しかし、細分化する際には、大分類Bの特殊性を考慮しなければ ならない。大分類Bに位置づけられる求人は、専ら経営管理の仕事に 従事する者である。経営管理とともに当該分野の実務に従事する者 は、管理職の項目ではなく、実務者の項目に位置づけられなければならない。 ○管理職に位置づけられる求人 大分類Bの職業定義を求人に適用すると、たとえば営業活動を行う 営業課長（部長）は、231ではなく営業職の327になる。また、從来	
231 会社の管理職員	14,516	231 会社の管理職員 231-10 会社の管理職員 231-11 本社部課長 231-12 支店・工場等の長 231-13 支店・工場等の部課長	6,934 1,465 3,406 1,715 13,520	231-01 事務部門管理職員 231-02 営業部門管理職員 231-04 生産関連管理職員 231-99 他に分類されない会社の管理職員 (分類番号の対応) 231-01 : 231- (10, -11, -13) の一部 231-02 : 231- (10, -11, -13) の一部 231-04 : 231- (10, -11, -13) の一部 231-99 : 231- (10, -11, -13) の一部、-12			

典型的に見られた部長・課長・係長という階層構造の役職がフラットな構造になり、管理と実務を兼務するマネージャーのような役職が生まれている。このようなマネージャーは管理職ではなく、実務者の項目に分類される。更に、小売店や飲食店の店長は、管理職ではなく、販売の職業に分類される。ハローワークインターネットで情報提供されている管理職の求人をみると、他の分類項目に位置づけられるべきものが多く含まれている。したがって、大分類Bの現在の職業定義を維持する限り求人の多くは大分類B以外の大分類に位置づけられることになると思われる。しかし、移動すべき求人の規則が不明であること、支店や工場の長の求人が多いことに鑑みて、項目を細分化することにした。

232 特殊法人の管理職員	73			
232-10 公園・事業団等の管理職員	47	47 小分類項目名の変更		○独立行政法人 特殊法人の大半は独立行政法人に移行しているので、項目名を「独立行政法人・特殊法人の管理職員」に変更する。
232-20 特殊会社の管理職員	22	22 232 独立行政法人・特殊法人の管理職員 (分類番号の対応) 232-01 : 232-10、-20		○管理職への登用は内部昇進が基本であると考えられる。ハローワークへの求人は限定的であり、法人ごとに項目を設定する必要性は乏しい。
239 その他の法人・団体の管理職員	1,650	239 その他の法人・団体の管理職員 1,593 239-01 福祉施設管理者 (分類番号の対応) 239-01 : 239-10 の一部 239-99 : 239-10 の一部		○福祉施設管理者 239-10 の求人は1650件ある。その中で比較的多いものは、グループホームの管理者、デイサービスセンター等の福祉施設の施設長である。グループホームは、認知症高齢者や障害者が小規模の集団で住宅に居住して地域社会での生活を送る施設であり、その管理者は必ずしも経営管理の仕事だけではなく、入居者のケアにも携わることになる。したがってグループホーム管理者は大分類Bの管理職の項目には該当しない。他方、老人ホームやデイサービスセンター等の福祉施設の施設長は、本項目に該当する。実務利用の便を考慮して「福祉施設管理者」の項目を設定する。
24 その他の管理的職業	2,669			
241 その他の管理的職業	2,669	241 その他の管理的職業 2,669 241-01 個人経営者・管理者 241-99 他に分類されないその他の管理的職業		○個人経営事業所の経営者・管理者 現行の項目名「個人経営者・管理者」はややわかりにくいで、意味を明確にするために「個人経営事業所の経営者・管理者」に変更する。約800件の求人があり、管理職の項目の中では相対的に求人が多いので項目を設定する。 ○雑多項目 本項目に分類されている求人は多いが、その仕事内容を求人職種名から推測すると大半の求人は経営管理の仕事だけではなく、それ以外の業務も含んでいふとみられる。したがって本項目に該当する求人は実際の求人件数よりも相当少くなると考えられる。

図表10 大分類B「管理的職業」の細分類項目に係る新旧対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
21 管理的公務員		211 議会議員	
211 議会議員		211-01 議会議員	
211-10 国会議員			
211-20 地方公共団体議会議員			
212 管理的国家公務員		212 管理的国家公務員	
212-10 中央省庁幹部		212-01 管理的国家公務員	
212-11 事務次官			
212-12 中央省庁の局長			
212-13 中央省庁の課長			
212-20 地方支分部局幹部			
212-21 地方支分部局の長			
212-22 地方支分部局の課長			
212-30 国家行政委員会委員			
213 管理的地方公務員		213 管理的地方公務員	
213-10 地方公共団体の三役		213-01 管理的地方公務員	
213-11 知事・市町村長			
213-12 副知事・助役			
213-13 出納長・収入役			
213-20 地方公共団体の幹部			
213-21 地方公共団体の局長			
213-22 地方公共団体の課長			
213-30 地方公共団体出先機関の幹部			
213-31 地方公共団体出先機関の長			
213-32 地方公共団体出先機関の課長			
213-40 地方行政委員会委員			
22 会社・団体の役員		221 会社役員	
221 会社役員		221-01 会社役員	
221-10 会社社長・会長			
221-20 会社重役			
222 特殊法人の役員		222 独立行政法人・特殊法人の役員	
222-10 公団・事業団等の役員		222-01 独立行政法人・特殊法人の役員	
222-20 特殊会社の役員			
229 その他の法人・団体の役員		229 その他の法人・団体の役員	
229-10 公益法人役員		229-01 公益法人役員	
229-20 経営者団体役員		229-99 他に分類されない法人・団体の役員	
229-30 労働組合役員			
229-99 他に分類されない法人・団体の役員			
23 会社・団体の管理職員		231 会社の管理職員	
231 会社の管理職員		231-01 事務部門管理職員	
231-10 会社の管理職員		231-02 営業部門管理職員	
231-11 本社部課長		231-04 生産関連管理職員	
231-12 支店・工場等の長		231-99 他に分類されない会社の管理職員	
231-13 支店・工場等の部課長			
232 特殊法人の管理職員		232 独立行政法人・特殊法人の管理職員	
232-10 公団・事業団等の管理職員		232-01 独立行政法人・特殊法人の管理職員	
232-20 特殊会社の管理職員			
239 その他の法人・団体の管理職員		239 その他の法人・団体の管理職員	
239-10 その他の法人・団体の管理職員		239-01 福祉施設管理者	
24 その他の管理的職業		239-99 その他の法人・団体の管理職員	
241 その他の管理的職業		241 その他の管理的職業	

241-10 個人経営者・管理者	→	241-01 個人経営事業所の経営者・管理者
241-99 他に分類されないその他の管理的職業	→	241-99 他に分類されないその他の管理的職業

(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

4 大分類 C 事務的職業

(1) 分類体系の構成

事務の職業は、一般事務、会計事務、営業・販売関連事務、事務用機器操作など仕事の分野別に 7 つの中分類項目が設定されている（図表 11）。それぞれの中分類項目の下位には特徴的な小分類項目が設定されているが、厚生労働省の職業分類には日本標準職業分類に設定されていない項目がふたつある。一般事務員と経理事務員である。いずれも職業紹介業務における求人・求職者の取扱量に配慮して項目が設定されている。

細分類レベルにはハローワークの職業紹介業務で使用される細かな項目が設定されているが、職業紹介や求人広告の事業者が使用する職種分類と比べると細分類項目といえども細分化の程度が必ずしも十分とはいえないものがある。たとえば、次の仕事は厚生労働省の職業分類には項目が設定されていない。経営・事業企画、法務、知的財産・特許、株式公開関連業務、株主総会関連業務、IR、購買・資材調達、販売促進、店舗開発、財務、税務、物流、カスタマーサポート、コールセンター、テレマーケティング、PC オペレーター。

(2) 主な問題点

特に大きな問題は次の 2 点である。第 1 は現実の仕事と分類項目との乖離に関する問題である。具体的には中分類の「営業・販売関連事務」と「事務用機器操作」が該当する。前者の場合、求人の増えているコールセンターオペレーターを適切に分類する項目が設定されていないという問題がある。現行の体系では、コールセンターオペレーターが担当する電話の受発信機能のうち発信あるいは受信に対応した項目が設定されているが、両機能に対応した項目は設定されていない。後者の場合、求人の多い PC 操作員（PC オペレーター、パソコン操作員など）の項目が設定されていないためにワードプロセッサ操作員、電子計算機オペレーターなど既存のいくつかの項目に誤って分類されるという問題が起こっている。

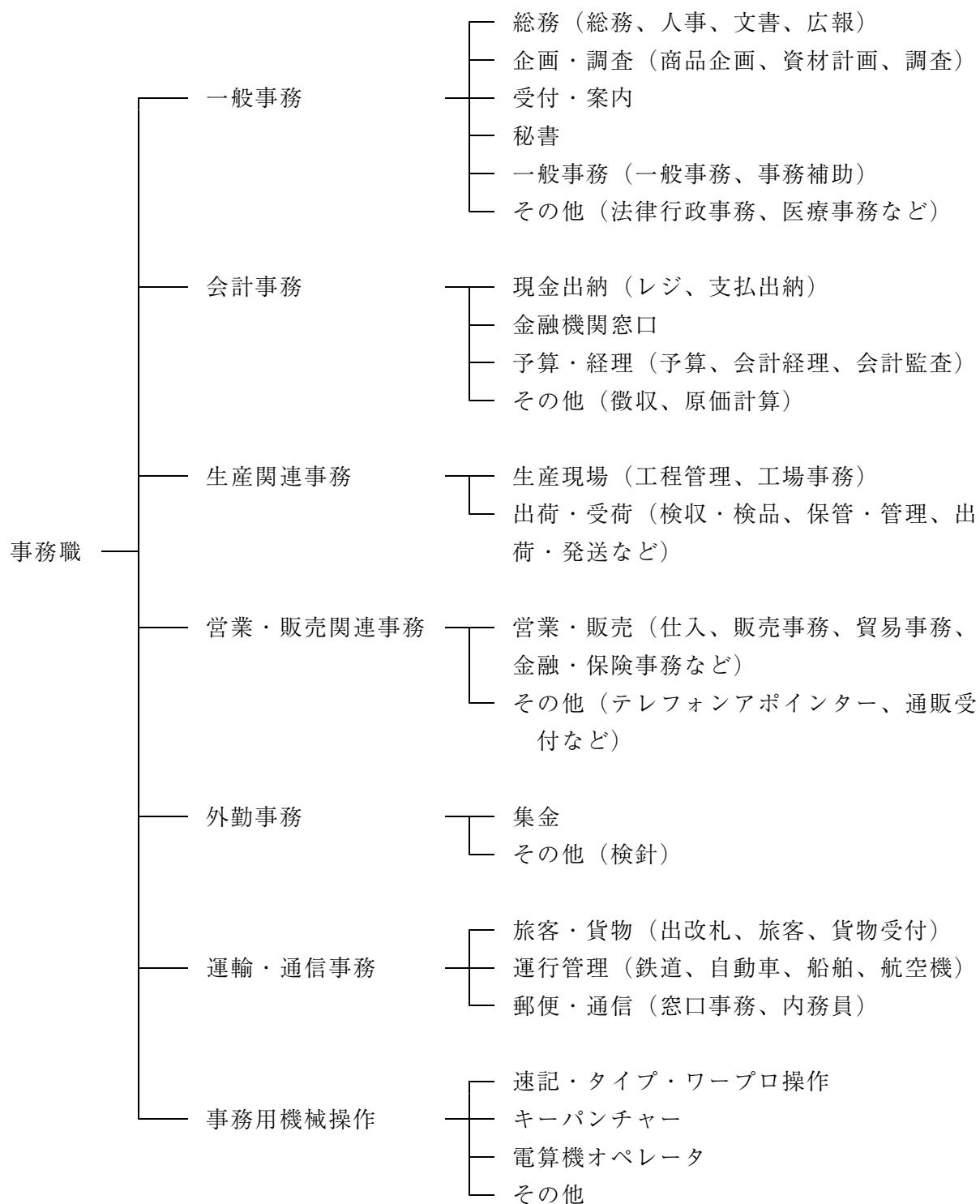
第 2 は、日本標準職業分類との整合性に関する問題である。具体的にはホテルフロント係とレジ係の位置づけに関する問題である。職業紹介業務の視点に立つと、ホテルフロント係は事務よりもサービスの職業のほうが適切であり、また、レジ係は事務よりも販売の職業のほうが適切であるとの意見がある。ホテルのフロント業務はサービス的な要素を含んでおり、レジの仕事は販売に関する仕事のうち売買の決済に關係するからというのがその理由である。しかし日本標準職業分類ではこれらの職業はいずれも大分類 C に分類されている。

これ以外に考慮すべき点は、求人の量的規模である。介護保険事務や営業事務など求人が多いにもかかわらず項目の設定されていない職業がある。求人が多くても項目が設定されていない職業は、既存項目との重複などに配慮して独自の項目を設定すべきであろう。

(3) 改訂素案

図表 12 は、大分類 C の見直し結果の要点をまとめたものである。小分類項目ごとの見直し結果は図表 13 を参照されたい。また、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 14 である。

図表 11 大分類 C 「事務的職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表12 大分類C「事務的職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
小分類 新設	289-10、289-20、 281-99、289-99 259-20、259-99	電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員：電話を活用した事務の求人が多いため小分類レベルに項目を設定した。細分類レベルには電話の発信・受信に対応した3つの項目を設けた。 医療・介護保険制度の進展に伴う保険事務関係の求人に新たに小分類レベルの項目を設定した。
体系の見直し	313	パソコンオペレーターの求人が多いが、項目が設定されていないために求人の位置づけで混乱を招いている。これに対応するため小分類313を操作する機器の種類(パーソナルコンピュータ、それ以外のコンピュータ)で区分した。
項目名の変更	251 303 311 312 313	職務範囲を明確にするために「人事」を加えた。 通信関係の事務の仕事を中分類25に移動したため項目名から「通信」を削除した。 細分類の「ワードプロセッサ操作員」を廃止したことにもない項目名を変更した。 一般的な求人職種名である「データ入力係員」を採用した。 新たに設定した「パーソナルコンピュータ操作員」と表記をあわせるために項目名を変更した。
細分類 新設	271-10 281-20	既に設定されている工程管理事務員に加えて生産管理事務員の項目を設定することによつて生産現場における(求人の多い)主な仕事を的確に位置づけることができる。 確に位置づけられるように営業事務員の項目を設定した。
分割	253 281-40	受付業務の職務の違いを反映させるため現行の細分類項目を3分割した。
項目名の変更	252-10 252-13 269-20 302-21、-23 303-10、-20	求人の多い金融・保険事務員と保険事務員に分割した。 企画と商品企画の両者を設定するため前者に括弧書き「(商品企画を除く)」を付けた。 企画の仕事だけではなく教育・研修の仕事全般を該当させたために「企画」を削除した。 見積事務員も含まれることを明示するために「原価計算・見積事務員」に変更した。 自動車関連の3項目の違いを明確にするために項目名を変更した。
特掲項目の細分 類独立	251-11 252-11、-13 271-11 301-11 302-21～23	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 人事事務員 商品企画事務員、教育・研修事務員 工程管理事務員 有料道路料金収受員 貨物運送事務員、旅客自動車運行事務員、配車事務員 士業事務所事務員 パーソナルコンピュータ操作員
維多項目 (-99) から細分類に引き上げた職業	259-99 319-10	

図表 13 大分類 C 「事務的職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行（平成 11 年改訂）		新規入人数 合計	集約・特掲 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
C 事務的職業		780,487			
25 一般事務の職業		478,748			
251 総務事務員		45,365			
251-10 総務事務員		29,596	43,723	小分類項目名の変更 251 総務・人事事務員 251-01 総務事務員 251-02 人事事務員 (分類番号の対応) 251-01 : 251-10, -12, -13 251-02 : 251-11	○職業分類上の総務事務員の範囲の違い、職業紹介事業者・求人広告事業者の職種分類をみると、本項目に對応する職種として設定されているものは、総務、人事、広報、労務、法務、教育研修である。これらの項目は、管理（又は事務）部門の下位階層に設定された小分類項目である。民間事業者は、総務、人事、広報等の仕事は、それぞれ職務範囲を共有しないものとして独立の項目を設定している。これに対して ESCO では、人事や広報の仕事は総務の仕事の一部であるという見方をしている。ESCO が会社組織の「部」のレベルで総務の仕事を区分しているのに対しても民間事業者は「課」あるいは「係」のレベルで総務の仕事の違いになっているといえる。 ○求人件数と管理部門の区分 全求人の 65% は集約コードに分類されている。また、求人の約 1/4 は人事係事務員に位置づけられている。したがって総務事務員と人事事務員の項目を設定する必要がある。これら 2 項目を設定して、更に文書係や広報係がこの小分類に位置づけられるようにするための工夫として小分類項目名を総務・人事事務員に修正し、細分類レベルに総務事務と人事事務の項目を設けた。
252 企画・調査事務員		23,476		252 企画・調査事務員 252-01 企画係事務員（商品企画を除く） 252-02 商品企画事務員 252-03 教育・研修事務員 252-04 調査事務員 252-01 : 252-10, -12 252-02 : 252-11 252-03 : 252-13 252-04 : 252-20	○企画事務員 民間事業者の職種分類では、企画事務は販促・商品・営業企画/広告宣伝・事業企画のふたつの項目に大別され、更にそれぞれの項目が細分化されている。他方、それらに対応する ESCO の項目をみると、設定されているのは商品企画だけである。この両者の違いが現行-10 に企画事務員の求人の約 75% が集中していることの主な理由といえる。企画事務員を商品企画とそれ以外の企画に分割して、それぞれに応する項目を設定する。 ○教育研修事務 教育研修事務の仕事は、研修計画の作成からその実施にわたるまでのすべての事務的な仕事と含んでいるが、現行の名称「教育・研修企画事務員」では実際の仕事内容を適切に表現していないので、「教育・研修事務員」に改称する。 ○調査事務の仕事は現行の項目をそのまま維持する。 ○本項目に対応する日本標準職業分類の項目名は

253 受付・案内事務員	58,137	253 受付・案内事務員	56,720	253-01 会社・団体受付係 253-02 ホテル・旅館フロント係 253-99 他に分類されない受付・案内事務員	(分類番号の対応) 253-01：253-10 の一部 253-02：253-10 の一部 253-99：253-10 の一部	○会社・団体受付係 本項目に分類されている求人は5.8万件と多いが、項目は細分化されていない。そのため受付係の代表的な職場である会社や団体の受付係を設定する。	「企画事務員」である。その職業例示にはマーケティング・リサーチャーがあり、また統計センターの「職業分類索引」には調査員（市場調査）、研修事務員が採録されているが、その位置づけは中分類25であり、必ずしも252とはかけらない。
253-10 受付・案内事務員	56,720	253 受付・案内事務員	56,720	253-01 会社・団体受付係 253-02 ホテル・旅館フロント係 253-99 他に分類されない受付・案内事務員	(分類番号の対応) 253-01：253-10 の一部 253-02：253-10 の一部 253-99：253-10 の一部	○ホテル・旅館フロント係 ハローワーク調査では、サービスの職業への移動を望む意見が多数あった。受付の仕事は受付と接客のうちどちらが主であるかによって位置づけが異なる（その判断は日本標準職業分類の考え方による）。標準職業分類への準拠を前提にすると、フロント係を日標と異なる大分類に移動することは適切ではない。	○医療機関・調剤薬局の受付係 歯科受付係は求人が相対的に多い。しかし、一般的には受付の他に、レセプト事務やレジなどの仕事を含む仕事全体を指して歯科受付と呼ぶことが多いと考えられる。したがって歯科受付は受付事務員の項目ではなく、医療事務員の項目のほうが適切である。 病院受付や薬局受付の仕事も歯科受付と同様に考えるべきである。
254 秘書	3,190	254 秘書	3,179	254-01 秘書 (分類番号の対応) 254-01：254-10	254-01 秘書 (分類番号の対応) 254-01：254-10	○約3200件の求人がある。秘書の仕事は、誰に対する秘書であるかによって多少の違いがあるが、分類項目を細分化しなければならないほどの違いとは考えられない。	○一般事務の仕事に対する見方 一般事務員は日本標準職業分類には設定されていない。それは、複数の分類項目に關係する仕事に從事している場合には、ある特定の仕事に対応する分類項目に分類するという方針をとっているからである。これに對してESCOでは、複数の分類項目に關係する仕事をひとつの職業として認知して、一般事務員の項目を設定している。
254-10 秘書		254-01 秘書 (分類番号の対応) 254-01：254-10		255 一般事務員	291,263	○一般事務の仕事に対する見方 一般事務員は日本標準職業分類には設定されていない。それは、複数の分類項目に關係する仕事に從事している場合には、ある特定の仕事に対応する分類項目の項目は維持すべきである。	○一般事務員といふ名称は、ESCOだけではなく、求人広告事業者・職業紹介事業者の職種分類にも広く見られる。求人企業・求職者ともに特定の仕事に限定されない事務の仕事を一般事務として認識している。したがって一般事務員の項目は維持すべきである。
255 一般事務員		255-01 一般事務員	276,037	255-01 一般事務員 事務補助員	276,037 12,422 255-97 (分類番号の対応) 255-01：255-10 255-97：255-97	○一般事務の仕事に対する見方 一般事務員は、小分類項目の中では営業職、販売員に次いで3番目に求人の多い項目である（27.6万人）。しかし、仕事内容は求人企業によつて多種多様であり、それ故に特定の仕事をもつて項目を細分化することは困難である。求人は、仕事を特定できない。	○一般事務の仕事に対する認識 一般事務員といふ名称は、ESCOだけではなく、求人広告事業者・職業紹介事業者の職種分類にも広く見られる。求人企業・求職者ともに特定の仕事に限定されない事務の仕事を一般事務として認識している。したがって一般事務員の項目は維持すべきである。
255-10 一般事務員		255-01 一般事務員 事務補助員	12,422	255-97 (分類番号の対応) 255-01：255-10 255-97：255-97			
255-97 事務補助員							

			いからこそ一般事務員の項目に位置づけられているのである。
259 その他的一般事務の職業	57,317		
259-10 法律行政事務員	1,643	259-20 の小分類格上げ	○医療・介護保険事務員 医療事務員の求人は、企画・調査事務員のそれよりも多く、総務事務員のそれと比肩できるほど多い。保険請求の仕事は健康保険だけではなく、介護保険もある。そのため医療事務と介護保険関係の仕事を併せて新たに小分類レベルの項目を設定する。
259-11 戸籍事務員	5	25A 医療・介護保険事務員	
259-12 登記事務員	233	25A-01 医療・介護保険事務員 (分類番号の対応)	
259-13 特許書記	1,019		
259-14 著作権係事務員	10		
259-20 医療事務員	43,333	25A-01 : 259-20, -99 の一部	
259-30 船舶ハーバー	43	43	
259-99 他に分類されない一般事務の職業	10,024	259 その他の一般事務の職業	○行政事務員 この項目は、法律にもとづく行政上の事務の仕事である。すなわち公務員の項目である。求人は臨時任用職員などが中心になつていると思われる。しかし、臨時職員だけで約 300 件の求人を説明することは難しい。ハローワークインターネットに掲載された求人をみると、行政機関の臨時任用職員に加えて法律事務所・会計事務所・特許事務所・社会保険労務士事務所などから求人申込みがあつた事務の仕事がこの項目に位置づけられている。たとえば、特許事務所の事務員の求人は 259-13 「特許書記」に分類されている可能性が高い。それらの求人を適切に位置づけるために「土業事務所事務員」の項目を新設する。ここに分類されるものは、中分類 25・26 の既存の項目に該当しない事務の仕事に従事する者である。これにともない、「法律行政事務員」の項目を廃止する。
26 会計事務の職業	94,762		
261 現金出納事務員	15,906	261 現金出納事務員	○日標との整合性 レジ係のうち、商品の精算と販売を行う者（たとえば小売店などのレジ係）は標準職業分類では販売の職業（324 販売店員）に位置づけられている。日標と位置づけの異なるものがあることはやむを得ないが、大分類が異なることは望ましくない。ハローワーク調査でも仕事の実態にあわせて販売の職業に移動すべきであるという意見が多数あった。これらのことにつき鑑みてレジ係（261-11）のうち、「商品の精算と販売の業務に従事する者」には販売店員（324）の項目に移動する。
261-10 現金出納事務員	744	261-01 現金出納事務員	○レジ係のうち代金・料金の精算だけを行う者（たとえばスーパー・マーケットのレジ係）は、標準職業分類でも本項目に位置づけられているが、その仕事内容は販売に該当すると考えられるので精算のみを行う者も販売店員（324）に移動する。
261-11 レジ係	14,938		
261-12 支払出納事務員	147		

				ある。レジ係を販売店員に移動すると残りの求人は900件程度である。項目を細分類する必要性は乏しいと考えられる。
262 金融機関窓口事務員	3,118	262 金融機関窓口事務員	3,118	○求人の約90%は集約コードに位置づけられている。窓口事務員は、預貯金の受け入れ・払い出し、為替などの各種の業務処理から決済までの業務を基本的にはすべて行うので、項目の細分化は不要であると考えられる。
262-10 金融機関窓口事務員 262-11 預貯金係員	2,792 274	262-01 金融機関窓口事務員 (分類番号の対応)	3,066 262-01 : 262-10, -11	○求人の約90%は集約コードに位置づけられている。窓口事務員は、預貯金の受け入れ・払い出し、為替などの各種の業務処理から決済までの業務を基本的にはすべて行うので、項目の細分化は不要であると考えられる。
263 予算・経理事務員	74,007	263 予算・経理事務員	74,007	○日標との整合性 日標には本項目は設定されていない。日標における経理事務員の位置づけは269の雑多項目である。しかしハローワークでは経理関係の求人が多く(74万人)、小分類に独立項目を設けることが適当である。 ○求人の最も多い経理事務員を独立項目にすると、その次に求人の多い会計経理事務員を設定することができなくなる(経理事務員は会計経理事務員の下位階層の項目)。このため設定する項目は会計経理事務員とする。 ○民間事業者における経理職の区分 民間事業者の職種分類に設定されている経理関連の職種は、財務、経理の2項目が多い。これとは別に会計の項目を設定している事業者もある。財務の仕事は会計業務に含まれることから上述の「会計経理事務員」の項目が、民間事業者の財務・経理・会計の項目に該当することになる。
263-10 予算係事務員 263-20 会計経理事務員 263-21 経理事務員 263-22 用度係事務員 263-30 会計監査係員	1,148 27,969 42,811 653 434	263-01 予算係事務員 263-02 会計経理事務員 263-03 会計監査係員 (分類番号の対応) 263-01 : 263-10 263-02 : 263-20, -21~22 263-03 : 263-30	1,148 71,433 434 434	○相対的に求人の多い職種を設定する。 ○徴収の仕事は、税金の徴収、社会保険料の徴収、公共料金の徴収に大別される。このうち求人が特に多いのは社会保険料の徴収である(徴収事務員全体の約4割をしめる)。しかし求人は全体で約600件程度なので、項目としては徴収事務員を設定する。 ○項目名の変更 原価計算事務員には、製品の製造原価を計算する者、建設工事等の費用の積算を行う者、その他の見積を行いう者が含まれる。現在の項目名では後者の者が含まれていることが明確ではない。このため項目名を原価計算・見積事務員に変更する。
269 その他の会計事務の職業	1,731	269 その他の会計事務の職業	1,731	○生産管理と工程管理 ハローワークインターネットで求人職種をみると、特に多いのは生産管理と工程管理である。その次に多いのは品質管理である。
269-10 徴収事務員 269-11 關稅徵收係員 269-12 徵稅係員 269-13 社會保險料徵收係員 269-14 料金係事務員 269-20 原価計算事務員	173 1 47 254 127 1,043	269-01 徵収事務員 269-02 原価計算・見積事務員 (分類番号の対応) 269-01 : 269-10, -11~14 269-02 : 269-20	1 602 127 1,043	○生産管理と工程管理 ハローワークインターネットで求人職種をみると、特に多いのは生産管理と工程管理である。その次に多いのは品質管理である。
27 生産関連事務の職業	40,054	271 生産現場事務員	20,034	○生産管理と工程管理 ハローワークインターネットで求人職種をみると、特に多いのは生産管理と工程管理である。その次に多いのは品質管理である。
271 生産現場事務員 271-10 生産現場事務員 271-11 工程管理事務員 271-12 工場事務員	9,918 8,342 722	271-01 生産管理事務員 271-02 工程管理事務員 271-99 他に分類されない生産現場事務員	18,982	○生産管理と工程管理 ハローワークインターネットで求人職種をみると、特に多いのは生産管理と工程管理である。その次に多いのは品質管理である。

				(分類番号の対応) 271-01 : 271-10 の一部、 271-02 : 271-11 271-99 : 271-10 の一部、 -12	
272	出荷・受荷係事務員	20,020	272	出荷・受荷係事務員	○仕事の区分と求人
272-10	受入係員	1,241	272-01	受入係員	本小分類項目は、資材や製品などの受入、検収・検品、保管・
272-11	クリーニング注文受入事務員	750	2,036	検収・検品係員	管理、出荷・発送の一連の流れに沿って細分類項目が設定されて
272-12	写真DPE注文受入事務員	45	272-02	保管・管理係員	いる。求人の過半は保管・管理係員に分類されているが、それ
272-20	検収・検品係員	2,434	2,434	出荷・発送係員	以外の項目も 2000 件を上回る求人がある。
272-30	保管・管理係員	9,554	9,554	(分類番号の対応)	○求人職種と分類項目の対応
272-40	出荷・発送係員	4,498	4,549	272-01 : 272-10、 -11 ~ -12	求人の約 7% は小分類項目に位置づけられている。(272-XX)。こ
272-41	船積出荷係員	51		272-02 : 272-20	とに分類されている求人は主に 3 つのパターンに分かれる。(①倉庫
				272-03 : 272-30	事務員や物流事務員等の本小分類項目全体に対応する求人、②
				272-04 : 272-40、 -41	は入出荷・商品管理のように複数の細分類項目に該当する求人、
					③は倉庫事務と倉庫作業を兼ねる求人である。求人と分類項目のどれかに位置づけさせることが原則となっている限り、求人は分類項目のどちらに位置づけられなければならない。求人職種を職業分類上の項目に容易に位置づけられる原則が求められている。
28	営業・販売関連事務の職業	128,120	281	営業・販売事務員	○営業事務員
281	営業・販売事務員	92,114	281-01	仕入係事務員	職業紹介事業者や求人情報提供事業者の職種分類には通常、
281-10	仕入係事務員	9,887	9,887	販売係事務員	「営業事務」の項目が設定されているが、ESCO には設定されて
281-20	販売係事務員	49,994	281-02	販売係事務員	いない。営業事務の仕事は、281-20 の販売係事務員に含まれる。
281-21	信用調査係員	87	50,863	営業事務員	ハローワークでも「営業事務」の求人が多く、「営業事務」と
281-22	サービス係事務員	782	281-04	貿易係事務員	いう項目が設定されていないために、281-99 や 289-99 など不適切
281-30	貿易係事務員	7,257	7,257	金融事務員	な分類をしている例が多くみられる。求人の実態に対応するため
281-40	金融・保険事務員	8,334	12,771	281-05	には、「営業事務員」の項目を設定することが望ましい。
281-41	貸付調査係事務員	122	281-06	保険事務員	
281-42	貸付融資係事務員	3,209	281-99	他に分類されない営業・販売事務員	

281-43	証券係事務員	420	(分類番号の対応)
281-44	保険調査員	238	281-01 : 281-10
281-45	損害査定係事務員	402	281-02 : 281-20 の一部、 -21 ~ -22
281-46	保険金支払係事務員	46	281-03 : 281-20 の一部
281-99	他に分類されない営業・販売事務員	5,263	281-04 : 281-30 281-05 : 281-40 の一部、 -41 ~ -43 281-06 : 281-40 の一部、 -44 ~ -46 281-99 : 281-99
289	その他の営業・販売関連事務の職業	36,006	17,114 小分類項目の新設
289-10	テレフォンアボインター	17,114	
289-20	通信販売受付事務員	4,698	4,698

281-20 の項目名を営業事務員に変更した場合には、元々この項目に含まれていたカウンターセールスの仕事を離多項目 (281-99) に移動させなければならない。これを避けるために販売係事務員の中から営業事務員を抜き出す形で項目を設定する。

- 営業アシスタント
 - 「営業アシスタント」という職種名での求人も多い。仕事内容は、営業事務であったり、営業員の補助であったりする。営業事務の仕事が中心になる営業アシスタントは「営業事務員」の項目に位置づけるのが適当であるが、営業員のアシスタントである営業アシスタントは、その取り扱うものごとに設定されている営業員の項目に位置づけるべきである。
- カウンター係の位置づけ
 - カウンターセールスの位置づけは販売係事務員である。カウンターを介した対面での販売の職業であるが、位置づけは事務員である。一方、民間事業者の職種分類ではカウンターセールスは一般に営業の職業に分類されている。事務的な仕事とみるのか、あるいは販売そのものとみるのかによって分類上の位置づけが異なる。目標では販売事務員の位置づけである。

- 金融事務員、保険事務員
 - 集約項目「金融・保険事務員」に分類されている求人は13000件近くある。件数が多いこと、更に金融事務と保険事務ではその内容が大きく異なる（金融の中でも銀行と証券の事務員の仕事はかなり異なる）ことからそれぞれ独立した細分類項目として設定する。
- カスタマーサポート
 - 民間事業者の職種分類は、カスタマーサポート（カスタマー・サービス、ユーザーサポートなど）の項目を設定しているものが多い。位置づけは、事務、営業、販売、サービスなど事業者によつて異なる。ESCO では販売後のサービスや苦情処理を担当する顧客サービスの仕事（顧客相談窓口事務）は281に位置づけている。しかし、分類項目として設定されていないので、281-99だけではなく289-99に分類されている求人も多い。顧客からの相談は電話等の通信手段を用いたものが多い。電話等の各種通信手段を介绍了受信に関する仕事ととらえることができる。同様な仕事には通販の受付などがある。他方、電話の送信に関連する仕事がある。商品の紹介や調査などである。これら電話の送受信に係る仕事は289（電話による調査は252 企画・調査事務員）に設定されている。これらの仕事は求人が多いので、小分類レベルに独立した項目を設定することが望ましい。

- 各種の通信手段を用いた営業・販売関連の仕事
- 電話を用いた営業・販売及び顧客サービスの求人が多い。

289.99 他に分類されない営業・販売関連事務の職業	13,260	13,260	28A 電話勧誘販売・顧客対応窓口事務員	
28A-01 電話勧誘販売事務員				
28A-02 通信販売受付事務員				
28A-03 顧客相談窓口事務員				
(分類番号の対応)				
28A-01 : 289-10				
28A-02 : 289-20				
28A-03 : 289-99 の一部				
289 その他の営業・販売関連事務の職業				
289-01 その他の営業・販売関連事務の職業				
(分類番号の対応)				
289-01 : 289-99 の一部				
29 外勤事務の職業	2,273			
291 集金人	1,484		291 集金人	
291-10 集金人	1,473	1,473	291-01 集金人 (分類番号の対応)	
291-01 : 291-10				
299 その他の外勤事務の職業	789		299 その他の外勤事務の職業	
299-10 檢針員	164		299-01 檢針員	
299-11 電気メーター検針員	8		299-99 他に分類されない外勤事務の職業	
299-12 ガスマーター検針員	121		(分類番号の対応)	
299-13 水道メーター検針員	88		299-01 : 299-10, -11 ~ -13	
299-99 他に分類されない外勤事務の職業	399	399	299-99 : 299-99	
30 運輸・通信事務の職業	10,416			
301 旅客・貨物係事務員	2,924		301 旅客・貨物係事務員	
301-10 運輸出改札係	684	1,789	301-01 運輸出改札係	
301-11 有料道路料金收受係員	1,105		301-02 有料道路料金收受員	
301-20 旅客係	96		301-03 旅客係	
301-21 鉄道旅客係	35		301-04 貨物受付事務員	
301-22 航空旅客係	375		(分類番号の対応)	
301-30 貨物受付事務員	199		301-01 : 301-10	
301-31 小荷物係	95	294		

小分類 289 に分類された求人の大半はこれらの中にはこれらの仕事に関連するものである。電話による営業・販売関連の仕事は一般にテレマーケティングと呼ばれている。これにはインバウンド方式(受信)とアウトバウンド方式(発信)がある。現行の項目はこの受信と発信に対応する代表的な仕事を設定している。前者が通信販売受付事務員、後者がテレフォンアポインター等の電話による商品販売の勧誘員である。他方、受信側は、電話だけではなく FAX・Eメール・ウェブを介した顧客からの苦情受付・問い合わせ受付、注文受付の窓口事務員である。したがって現在設定されている項目の範囲を拡大して、受信側、発信側のそれぞれの項目を設定した。

○コールセンター

289-99 の求人にはコールセントラーオペレーターが多い。コールセンターは電話の送受信の機能を持っている。しかし、オペレーターが受信と発信の両方の仕事をしているわけではなく、通常はどちらかの仕事に特化している。このためコールセンターの項目は設定せず、求人の仕事内容によって受信あるいは発信のいずれかの仕事に対応した分類項目に分類することになる。

○中古自動車査定人

現在 289-99 に位置づけられているが、バック・時計等の中古品査定・買取人の仕事内容と同一であるため 339-99 に移動する。

○求人は 1500 件近くある。仕事内容からみて項目を細分化する必要性は低いと考えられる。現状の項目をそのまま維持する。

○検針員の求人は 370 件程度であり、仕事内容からみて項目を細分化する必要性は低いと考えられる。現状の項目をそのまま維持する。

○貨物受付事務員

求人規模から判断して運輸出改札係と旅客係の項目を設定することは適当であると考えられる。一方、貨物受付事務員の求人は 300 件弱である。他の項目に比べて求人規模が小さいが、運輸に関する業務の中で貨物に係る仕事を欠かすことはできないので、項目として設定する。

○有料道路の料金収受員

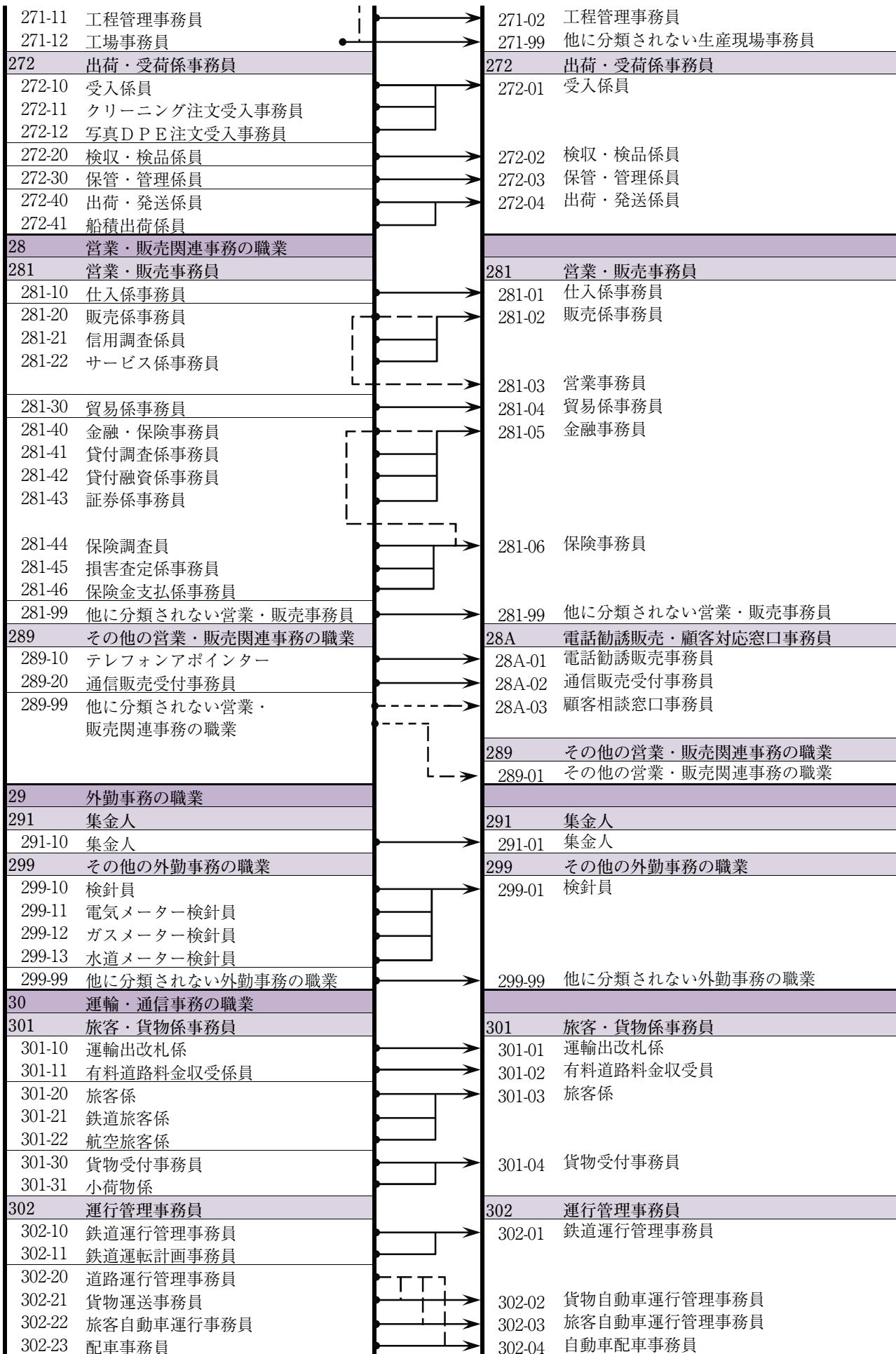
				料金収受員は出改札係に含まれる項目であるが、求人件数が 出改札係の倍近くある。項目の包含関係からみると両方の項目を 設定することはやや不適切とも考えられるが、実務利用の便宜を 考慮して両者を設定することとした。
302	運行管理事務員	6,463	302 運行管理事務員	
302-10	鉄道運行管理事務員	84	302-01 鉄道運行管理事務員	○求人の多寡 運行管理の対象は、鉄道、自動車、船舶、航空機である。求人は、 自動車以外では少ない。これらの職業は運輸交通機関ではなくては ならないものなので、求人件数の多寡にかかわらず項目を設定 する。
302-11	鉄道運転計画事務員	0	302-02 貨物自動車運行管理事務員	○自動車の運行管理 求人が多い。中でも配車係は小分類全体の6割弱をしめる。 更に貨物自動車と旅客自動車の求人も多いので、貨物自動車、 旅客自動車、配車の3者を項目として設定する。
302-20	道路運行管理事務員	833	302-03 旅客自動車運行管理事務員	
302-21	貨物運送事務員	748	302-04 自動車配車事務員	
302-22	旅客自動車運行事務員	625	302-05 船舶運航管理事務員	
302-23	配車事務員	3,803	302-06 航空運行管理事務員	
302-30	船舶運航管理事務員	126	140	(分類番号の対応)
302-31	配船・運航計画事務員	14	302-01 : 302-10、-11	
302-40	航空運行管理事務員	18	302-02 : 302-20 の一部、-21	
302-41	航空ディスパッチャー	2	302-03 : 302-20 の一部、-22	
			302-04 : 302-20 の一部、-23	
			302-05 : 302-30、-31	
			302-06 : 302-40、-41	
303	郵便・通信事務員	833	小分類項目名の変更	○窓口事務員 求人は集約コードに集中している。また、内務員の主な仕事は 郵便物の区分整理である。したがって窓口事務員と内務事務員 のふたつの項目を設定する。
303-10	郵便・通信窓口事務員	256	272	○通信事務員 「通信」は小分類項目名の一部になっているが、それに対応する 細分類項目は設定されていない。電報については、郵便局が レタックスと呼ばれるファックスを提供している。これらのサービスに従事 する者の規模が小さいのであれば、小分類項目名から「通信」を 削除すべきであろう。通信事務員の異動先は、中分類25の一般 事務の職業が適当であろう（小分類309は廃止するので移動でき ない）。
303-11	特殊郵便係員	0	303 郵便事務員	
303-12	小包係員	16	303-01 郵便窓口事務員	
303-20	郵便・通信内務事務員	221	303-02 郵便内務事務員	
303-21	区分整理係員	315	536	(分類番号の対応)
303-22	継送係員	0	303-01 : 303-10、-11～12 303-02 : 303-20、-21～22	
309	その他の運輸・通信事務の職業	196	190	○目標との整合性 本項目は目標には設定されていない。 ○求人職種 実際の求人職種は、大半が大分類H「運輸・通信の職業」に分類されるべきものであり、残りは他の事務の分類項目に分類される職種である。
309-10	その他の運輸・通信事務の職業	190	190	○目標との整合性 本項目は目標には設定されていない。 ○求人職種 実際の求人職種は、大半が大分類H「運輸・通信の職業」に分類されるべきものであり、残りは他の事務の分類項目に分類される職種である。
31	事務用機器操作の職業	26,114		

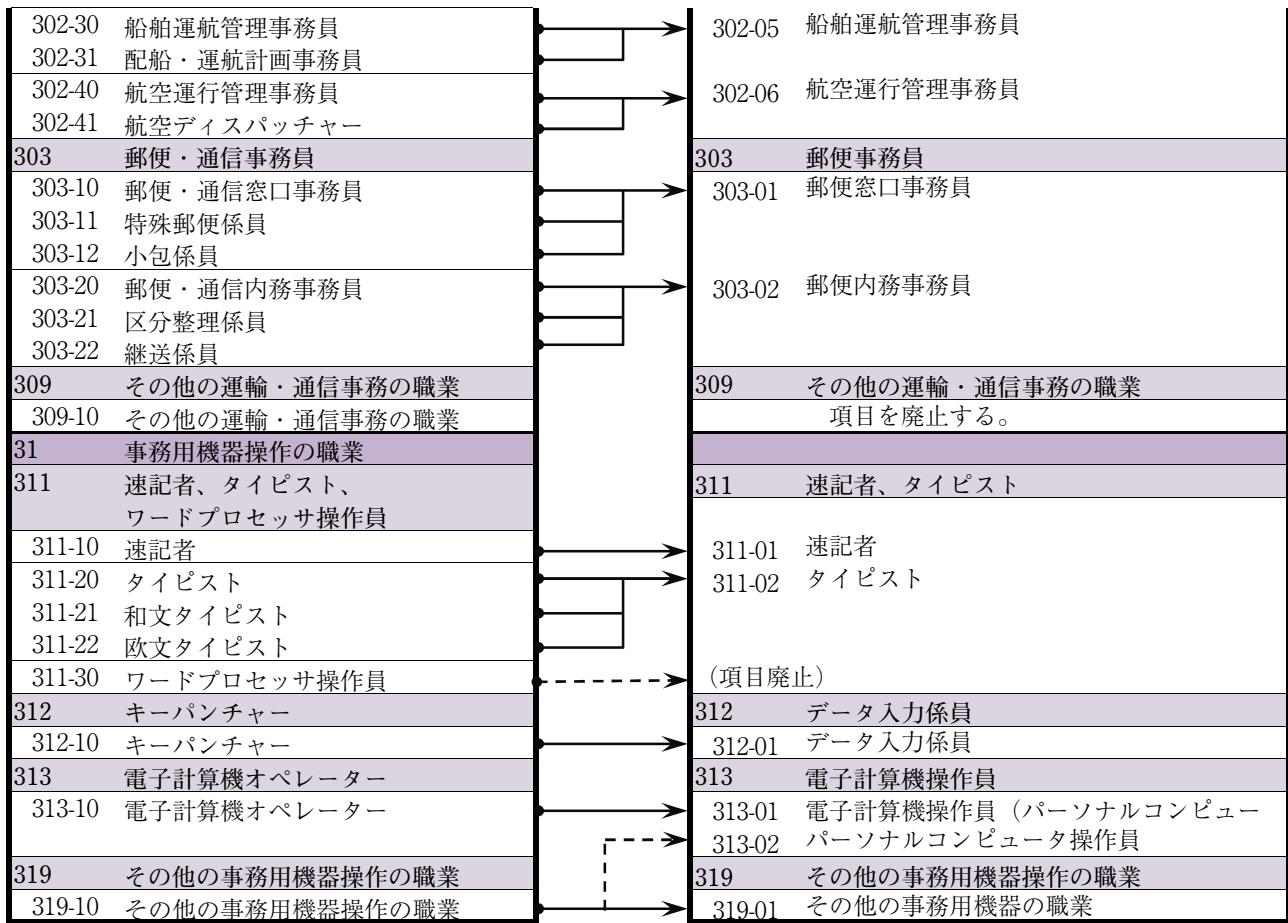
311	速記者、タイピスト、ワードプロセッサ操作員	1,583	131	131 小分類項目名の変更	
311-10	速記者	131	311 速記者、タイピスト	○速記者とタイピストは職務が明確である。項目として設定する。	
311-20	タイピスト	700	713 速記者、タイピスト	○ワードプロセッサ操作員	
311-21	和文タイピスト	7	311-01 速記者	ワードプロセッサ(パソコン)に代替されているといえる。この	
311-22	欧文タイピスト	6	311-02 タイピスト	ためワードプロセッサ操作員の項目を廃止する。ワードプロセッサ操作員の仕事とはほぼ同等な仕事(パソコンを使った文書作成など)に従事する者は、313に設定する「パーソナルコンピュータ操作員」に分類する。	
311-30	ワードプロセッサ操作員	604	604 (分類番号の対応)	○パソコンのワープロソフト	
				パソコンのワープロソフトを操作して文書を作成する作業に従事するものをワードプロセッサ操作員に該当させることも可能である。しかし、求人の仕事内容をみるとパソコン操作に従事するものはワープロソフトで文書を作成するだけではなく、表計算ソフトを使つたデータの入力・加工作業、情報の管理なども含まれている。したがって、ワープロソフトの操作に限定して項目を設定することは現実的ではない。	
312	キーパンチャー	3,229			
312-10	キーパンチャー	3,059	3,059 小分類項目名の変更	○項目名の変更	
			312 データ入力係員	キーパンチャーはデータ入力の仕事に携わる仕事として広く認識されていると考えられるが、求人申込みはデータ入力、入力オペレーター、人力作業/業務、データエントリー・オペレーターなど	
			312-01 データ入力係員 (分類番号の対応)	の名称が主流である。したがって項目名を実際の求人職種にあわせて「データ入力係員」に変更する。	
313	電子計算機オペレーター	13,873			
313-10	電子計算機オペレーター	13,575	13,575 小分類項目名の変更	○求人	
			313 電子計算機操作員	14000件弱の求人がある。国調の電子計算機オペレーターの就業者(11万人)に比べて求人が多すぎると考えられる。ハローワークの求人に多いパソコンオペレーター(パソコン操作員等の類似の職種名を含む)のうち一部が311-30ワードプロセッサ操作員や本項目に分類されているものとみられる。	
			313-01 電子計算機操作員 (パーソナルコンピュータを除く)	○電子計算機操作員	
			313-02 パーソナルコンピュータ操作員 (分類番号の対応)	電子計算機オペレーターは、電子計算機又はそれとつながっている端末機器を操作して情報の入出力・加工等を行う仕事に従事している。求人職種にはオペレーターの名称が用いられることが多いが、主たる仕事はコンピュータの操作であり、それを明示するために小分類項目名は「電子計算機操作員」にする。	
			313-01: 313-10 の一部	○電子計算機操作員	
			313-02: 319-10 の一部	日標ではパーソナルコンピュータの操作員を319に分類している。しかし本項目とパーソナルコンピュータ操作員の職務の違いが明確ではない。両者の違いが明らかになるようにコンピュータの	

				種類で項目を分け、パーソナルコンピュータ操作員とそれ以外の電子計算機操作員（汎用コンピュータ操作員、サーバ操作員など）の2項目を設定する。
				○パソコン操作の求人は、ワード・エクセルの操作を要件にするものが多い。仕事は、事務データの入力、文書作成、情報管理などである。この項目を設定することによって、これまでキーパンチャーや電子計算機オペレーターの項目に分類されていた、それほど高いスキルレベルを求める人を一括して位置づけることができるようになる。なお、目標ではパーソナルコンピュータ操作員を31.9に位置づけているため、ESCOと目標では小分類レベルで位置づけの違いが生じることになる。
319 その他の事務用機器操作の職業	7,429	319 その他の事務用機器操作の職業	6,831	○雑多項目（319-10）に分類された求人職種 求人職種の中で特に多いものは、データ入力・入力業務・入力オペレーター（いわゆる312 キーパンチャーに該当）とパソコン関係（パソコンオペレーター、パソコン操作業務事務/入力）である。それ以外にもOA関係（OA機器操作、OA事務）の求人が多い。データ入力の仕事は、2つに区分できる。キーパンチャーの仕事とパソコンを使った比較的簡単な入力作業（キーパンチャーのようなスキルは求められない）である。一方、パソコンを操作してさまざまな書類・文書を作成する仕事は、求人が多いが、位置づけが明確ではないため、311-30 ワードプロセッサ操作員や313-10 電気計算機オペレーターの項目にも分類されているものとみられる。このためパソコン操作の仕事を従事する者を位置づける項目として「パーソナルコンピュータ操作員」を313の細分類レベルに新たに設けた。
319-10 その他の事務用機器操作の職業				

図表14 大分類C「事務的職業」の細分類項目に係る新旧対照表

現行		改訂草案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
25	一般事務の職業		
251	総務事務員	251	総務・人事事務員
251-10	総務事務員	251-01	総務事務員
251-11	人事係事務員	251-02	人事事務員
251-12	文書係事務員		
251-13	広報係事務員		
252	企画・調査事務員	252	企画・調査事務員
252-10	企画事務員	252-01	企画係事務員（商品企画を除く）
252-11	商品企画事務員	252-02	商品企画事務員
252-12	資材計画係事務員	252-03	教育・研修事務員
252-13	教育・研修企画事務員	253-04	調査事務員
252-20	調査事務員		
253	受付・案内事務員	253	受付・案内事務員
253-10	受付・案内事務員	253-01	会社・団体受付係
		253-02	ホテル・旅館フロント係
		253-99	他に分類されない受付・案内事務員
254	秘書	254	秘書
254-10	秘書	254-01	秘書
255	一般事務員	255	一般事務員
255-10	一般事務員	255-01	一般事務員
255-97	事務補助員	255-97	事務補助員
259	その他の一般事務の職業	25A	医療・介護保険事務員
259-10	法律行政事務員	25A-01	医療・介護保険事務員
259-11	戸籍事務員		
259-12	登記事務員		
259-13	特許書記		
259-14	著作権係事務員		
259-20	医療事務員		
259-30	船舶バーサー		
259-99	他に分類されない一般事務の職業		
26	会計事務の職業		
261	現金出納事務員	261	現金出納事務員
261-10	現金出納事務員	261-01	現金出納事務員
261-11	レジ係		大分類D（324販売店員）に移動
261-12	支払出納事務員		
262	金融機関窓口事務員	262	金融機関窓口事務員
262-10	金融機関窓口事務員	262-01	金融機関窓口事務員
262-11	預貯金係員		
263	予算・経理事務員	263	予算・経理事務員
263-10	予算係事務員	263-01	予算係事務員
263-20	会計経理事務員	263-02	会計経理事務員
263-21	経理事務員		
263-22	用度係事務員		
263-30	会計監査係員	263-03	会計監査係員
269	その他の会計事務の職業	269	その他の会計事務の職業
269-10	徴収事務員	269-01	徴収事務員
269-11	関税徴収係員		
269-12	徴税係員		
269-13	社会保険料徴収係員		
269-14	料金係事務員		
269-20	原価計算事務員	269-02	原価計算・見積事務員
27	生産関連事務の職業		
271	生産現場事務員	271	生産現場事務員
271-10	生産現場事務員	271-01	生産管理事務員





(注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符合であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
 2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

5 大分類 D 販売の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 D の特徴は、中分類に適用されている分類基準と営業職（分類表では「外交員」という名称が用いられている）の区分法の 2 点にみられる。まず、分類基準については、いくつかの異なる分類基準が重層的に適用されて小分類項目が設定されている。最優先に適用されている分類基準は「売買の対象」である。この基準にもとづいてモノ（有体的商品）とそれ以外のものがそれぞれ中分類レベルで分かれている（図表 15）。中分類の下の小分類項目は、モノの売買では販売の形態と仕事の種類が分類基準に用いられている。販売の形態では店主・小売・卸売に分かれ、仕事の種類では営業職の項目が設定されている。モノ以外の売買の仕事は、不動産・保険・証券など取り扱うものの分野ごとに小分類項目が設定されている。

次に営業職については、中分類レベルの項目がモノの売買とモノ以外の売買に分かれている関係で前者に商品を取り扱う営業職が、後者にサービスの営業職がそれぞれ小分類レベルで設定されている。不動産、保険、証券などの分野にも営業活動に従事する者はいるが、小分類のみならず細分類レベルにもそれらの営業職の項目は設定されていない。営業職の仕事は、それぞれの分野に設定された包括的な販売の仕事の中に含まれている。

営業職のうち商品を取り扱うものは、小売外交員（個人を対象にした営業職）と卸売外交員（法人を対象にした営業職）に細分化されている。この他、モノを扱う営業職としては、印刷や建設などの製造受注の営業活動に従事する営業職が設定されている。一方、サービスの営業職は、貯蓄、旅行、広告など提供するサービスの種類別に細分類項目が設定されている。

(2) 主な問題点

特に大きな問題は営業職の設定の仕方である。現行の体系では、営業職はその取り扱うものによって複数の中分類項目の中の複数の小分類項目に小分類レベルあるいは細分類レベルの項目として分散的に設定されている。これは現行の体系が中分類レベルで商品販売と販売類似に二分されているからである。この体系を前提にすると、営業職の問題は商品の営業職をどのように細分化するのか、また商品以外のモノを扱う営業職をどのように項目立てするのかという 2 点に集約される。

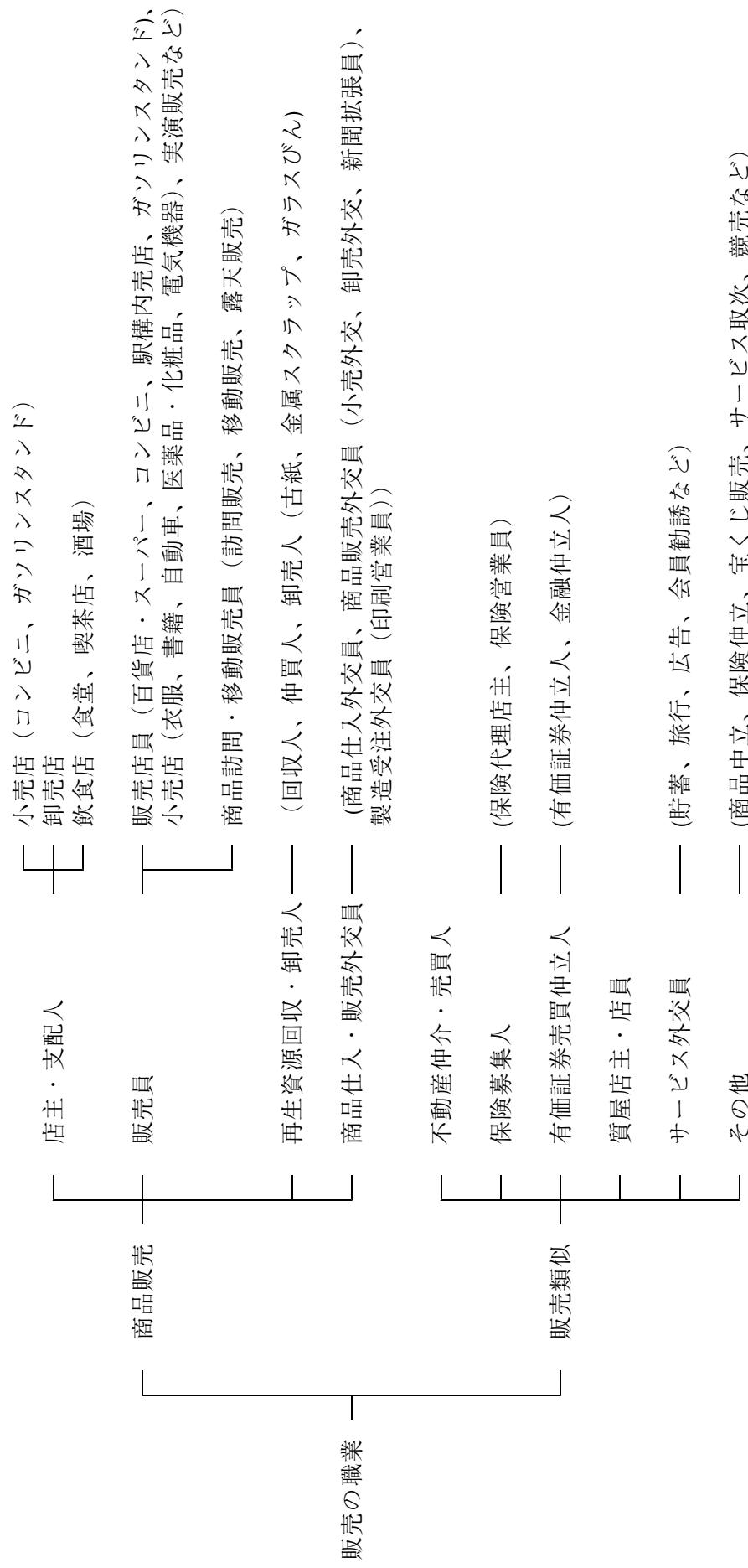
2 番目の問題は日本標準職業分類との整合性の問題である。日本標準職業分類に準拠して設定されている項目といえども必ずしも職務範囲が同一であるとは限らない。たとえば、再生資源回収人の項目（小分類 326）は日本標準職業分類にも厚生労働省の職業分類にも設定されている。しかし、その職務範囲をみると日本標準職業分類では再生資源卸売事業者の行う回収作業だけが該当し、それ以外の事業者の行う再生資源の回収作業は大分類 I の労務の職業に分類される。他方、厚生労働省の職業分類では回収を行う事業者を問わず再生資源の回収作業に従事する者はすべてこの項目に該当する。このように分類項目として設定された

職業は同一であるにもかかわらず、その職務範囲の異なるものがある。これに類似した問題に、同一の職業が設定されているにもかかわらず、その位置づけが日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類では違っているものがある。このふたつの問題は大分類 D だけに関係するのではなく、他の大分類にも関係するので、対応方向を明確に定める必要がある。

(3) 改訂素案

大分類 D の見直し結果の大要は図表 16 のとおりである。見直し作業は小分類項目ごとに行われているが、その結果をとりまとめたものが図表 17 である。また、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 18 である。

図表 15 大分類 D 「販売の職業」の構成（中・小分類項目）



図表16 大分類D「販売の職業」の細分類項目改訂要素の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目		
項目名の変更	324 327	小売店販売員と卸売・商品実演販売員に分割した。 商品仕入営業員と商品販売営業員に分割した。
体系の見直し	326 327 332	「～従事者」を「～人」に変更した。 外交員を営業員に変更した。 募集人を「代理人、営業員」に変更した。
新設	335	サービス外交員の項目を営業職の雑多項目に変更した。
統合	261-11	事務に分類されているレジ係を販売の職業（小分類324）に移動した。
分割	326-20、-30 334-10、20	再生資源仲買人と再生資源卸売人を統合した。 店主と店員を統合した。
項目名の変更	331-10 333-10	不動産仲介人、不動産販売営業員、その他に3分割した。 有価証券募集・売買仲立人と証券営業員に分割した。
体系の見直し	323-21 335-11	食堂をレストランに変更した。 銀行・信用金庫の渉外係の項目として設定した。
特掲項目の細分類独立	327 332	商品販売営業員は、取扱品目によって項目を細分化した。 保険の代理人と営業員に区分した。
雑多項目 (-99) から細分類に引き上げた職業	321-21、-22 323-21 324-21～26 332-12 335-11～15 339-99	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 コンビニエンスストア支配人、ガソリンスタンド支配人、 食堂支配人 衣服・身の回り品販売店員など 保険営業員 貯蓄勧誘員など 中古商品査定・買取人

図表 17 大分類 D「販売の職業」の細分類項目に関する改訂素案

	現行（平成 11 年改訂）	新規求人件数 合計	集約・特唱 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
D 販売の職業		1,008,843			
32 商品販売の職業		886,840			
321 小売店主・支配人	19,176		321 小売店主・支配人		
321-10 小売店主	2,974	2,974	321-01 小売店主	○求人	
321-20 小売店支配人	13,187		321-02 小売店支配人	求人の多い店主及び支配人にについては項目を設定する。店舗別の 2 項目についても求人規模がある程度の水準に達しているので、同様に項目を設定する。	
321-21 コンビニエンスストア支配人	806	15,866	321-03 コンビニエンスストア支配人		
321-22 ガソリンスタンド支配人	1,873	321-04 ガソリンスタンド支配人			
			(分類番号の対応)		
			321-01 : 321-10		
			321-02 : 321-20		
			321-03 : 321-21		
			321-04 : 321-22		
322 銀売店主・支配人	541		322 銀売店主・支配人	○求人	
322-10 銀売店主	179	179	322-01 銀売店主	銀売店の店主・支配人の求人は、小売店のそれの 3%にすぎない。	
322-20 銀売店支配人	350	350	322-02 銀売点支配人	求人件数は少ないが、小売店との対応関係で店主と支配人に分けて項目を設定した。	
			(分類番号の対応)		
			322-01 : 322-10		
			322-02 : 322-20		
323 飲食店主・支配人	30,822		323 飲食店主・支配人	○求人	
323-10 飲食店主	10,468	10,468	323-01 飲食店主	求人の多い店主及び支配人の項目を設定する。同様に食堂支配人 (求人は約 3000 件) の項目を設定する。しかし「食堂」という名	
323-20 飲食店支配人	16,456	19,894	323-02 飲食店支配人 (レストランを除く)		
323-21 食堂支配人	3,068	3,068	323-03 レストラン支配人		

323-22	喫茶店支配人	180		(分類番号の対応)
323-23	酒場支配人	190		
			323-01 : 323-10	
			323-02 : 323-20、-22、-23	
			323-03 : 323-21	
324	販売店員	382,135		
324-10	百貨店・スーパー販売店員	41,917	41,917	小分類項目の分割
324-20	小売店販売員	221,804		
324-21	衣服・身の回り品販売店員	30,267		324- 小売店販売員
324-22	飲食料品販売店員	12,654		324-01 レジ係
324-23	書籍・文房具販売店員	1,208	299,641	324-02 百貨店・スーパー販売店員
324-24	自動車販売店員	4,932		324-03 コンビニエンスストア店員
324-25	医薬品・化粧品販売店員	8,137		324-04 衣服・身の回り品販売店員
324-26	電気機器販売店員	20,639		324-05 飲食料品販売店員
324-30	コンビニエンスストア店員	6,540	6,540	324-06 自動車販売店員
324-40	駄構内売店販売員	199	199	324-07 電気機器販売店員
324-50	ガソリンスタンド販売員	24,026		324-08 医薬品・化粧品販売店員
324-60	商品実演販売員	1,793	2,254	324-09 ガソリンスタンド販売員
324-61	マネキン	461		324-99 他に分類されない小売店販売員
324-70	卸売販売員		1,095	1,095 (分類番号の対応)
				324-01 : 261-11
				324-02 : 324-10
				324-03 : 324-30
				324-04 : 324-21

324-05 : 324-22 324-06 : 324-24 324-07 : 324-26 324-08 : 324-25 324-09 : 324-50 324-99 : 324-20、-23、-40	32A 銅元・商品実演販売員 32A-01 銅元販売員 32A-02 商品実演販売員	(分類番号の対応) 32A-01 : 324-70 32A-02 : 324-60、-61	325 商品訪問・移動販売員 325-10 商品訪問販売員 325-20 移動販売員 325-21 呼び販売員 325-22 娯楽場立売販売員 325-23 列車内販売員 325-30 露店販売員 325-31 露店商 325-32 屋台飲食物販売員	9,705 7,255 1,633 46 196 164 91 0 80	325 商品訪問・移動販売員 325-01 商品訪問販売員 325-02 移動販売員 325-03 露天販売員 (分類番号の対応) 325-01 : 325-10 の一部 325-02 : 325-20、-21～-23 325-03 : 325-30、-31～-32	325 商品訪問・移動販売員 325-01 商品訪問販売員 325-02 移動販売員 325-03 露天販売員 (分類番号の対応) 325-01 : 325-10 の一部 325-02 : 325-20、-21～-23 325-03 : 325-30、-31～-32	○訪問販売員 求人の多い訪問販売員の項目を設定する。訪問販売の代表的なものは化粧品と配置業であるが、いずれも求人件数は極めて少ない。 ○移動販売員 特掲項目の利用度は低いので、設定する項目は移動販売員のみとする。 ○露天販売員 求人件数は少ないが、販売の形態が独特なので訪問販売や移動販売の項目と統合することは難しい。このため現行の項目をそのまま維持する。	○訪問販売員 求人の多い訪問販売員の項目を設定する。訪問販売の代表的なものは化粧品と配置業であるが、いずれも求人件数は極めて少ない。 ○移動販売員 特掲項目の利用度は低いので、設定する項目は移動販売員のみとする。 ○露天販売員 求人件数は少ないが、販売の形態が独特なので訪問販売や移動販売の項目と統合することは難しい。このため現行の項目をそのまま維持する。
326 再生資源回収・卸売従事者 326-10 再生資源回収人 326-11 古紙回収人	1,008 483 417	900 小分類項目名の変更	326-20 再生資源仲買人 326-30 古紙販売人 326-31 古紙卸売人 326-32 金属スクラップ卸売人 326-33 ガラスびん卸売人	37 4 0 38 34 0	326 再生資源回収・卸売人 326-01 再生資源回収人 326-02 再生資源仲買・卸売人 (分類番号の対応) 326-01 : 326-10 326-02 : 326-20、-30、-31～-33	326 再生資源回収・卸売人 326-01 再生資源回収人 326-02 再生資源仲買・卸売人 (分類番号の対応) 326-01 : 326-10 326-02 : 326-20、-30、-31～-33	○再生資源の回収と卸売 本項目は産業分類の再生資源卸売業に対応している。同卸売業は再生資源の集荷・選別・卸売する事業所が該当する。目標では再生資源の事業所における仕事、すなわち再生資源の回収と卸売を本項目に設定している。再生資源の回収と卸売の仕事のうち回収の作業そのものは労務・運搬の仕事であるが、販売（卸売）の前段階の仕事であるが故に販売と一体になった仕事としてみなされ、販売の職業に位置づけられている（商品仕入の仕事（327-10）が販売の職業に位置づけられているのと同じ理由である）。	○求人は全体で約1000件、その9割は回収人がしめている。このため回収人の項目を設定し、それ以外の求人を分類する項目として仲買・卸売人を設定する。 ○再生資源の回収人 目標では、再生資源の回収人をふたつに分けている。再生資源卸売業者が行う回収作業に從事する者は本項目に位置づけられる。しか

し、それ以外の者が行う回収作業の従事者は大分類Ⅰに分類される。後者に該当するのは、たとえば地方自治体から再生資源の回収を委託された事業者が行う回収作業や産業廃棄物処理業者が行う回収作業などである。

○回収人の位置づけ

現在の項目（326-10）は、誰が回収作業に従事するかを問わず、仕事の種類にもとづいて項目を設定している。問題は、回収作業を卸売りの前段階の仕事として実施している点を重視するのか、それとも仕事の種類を重視するのかという点にある。仕事の種類を重視するのであれば回収の仕事は販売の職業ではなく、労務の職業に位置づけなければならない。現在の項目（326-10）は、どちらの点を重視しているのかが明確ではない。しかし回収人が販売の職業に位置づけられているといふことは、卸売りの前段階の仕事であることを意味している。したがって再生資源卸売事業者以外の者が行う回収作業まで本項目は再生資源卸売事業者の行う回収作業に限定し、方に倣つて本項目は再生資源卸売事業者の行う回収作業に位置づけることになる。

○日標との整合性を図ることによる影響

従来、再生資源の回収作業は、回収作業に従事するものの背景（再生資源卸売事業者・その従業員、その他の事業者など）を問わず販売の職業に位置づけてきた。しかし、日標の考え方にもとづいて、そのうち再生資源卸売事業者以外の者の行う回収作業を労務の職業に位置づけることになり、回収作業者的一部については従来の位置づけと大分類レベルでの相違が生じる。

327 商品仕入・販売外交員	443,453	7,539 小分類項目の分割及び項目名の変更	○求人 本項目は、小分類レベルの項目の中で求人件数が最も多い（44万件）。内訳は、商品仕入が7500件、商品販売が約41.2万件、製造受注が約1.4万件である。商品仕入の項目は現行のまま維持するが、求人・求職のマッチングを考えると商品販売外交員の項目は細分化する必要がある。製造受注の項目は、335を外交員の項目として位置づけた関係で335に移動する。
327-10 商品仕入外交員	7,539	327 商品仕入営業員	○外交員の項目名 他人（他の事業所）を訪問して商品の仕入・販売・製造に関する取引上の勧誘・交渉・受注を行う仕事は、通常、営業と呼ばれている。從来この仕事の名称として用いられていた「外交員」は、「営業」に比べて使われる頻度が低くなってきた。このように用語使用の趨勢に配慮して本項目の名称を外交員から営業員に変更した。
327-20 商品販売外交員	401,890	327-01 商品仕入営業員	○営業員の小分類独立
327-21 小売外交員	3,890		
327-22 卸売外交員	4,225		
327-23 新聞拡張員	2,010		
327-30 製造受注外交員	11,971	13,832 (分類番号の対応)	
327-31 印刷営業員	1,861	327-01 : 327-10	
		32B 商品販売営業員	
		32B-01 飲食料品販売営業員	
		32B-02 化学製品販売営業員	
		32B-03 医薬品販売営業員	
		32B-04 機械器具販売営業員	
		32B-05 電気機械器具販売営業員	
		32B-06 自動車販売営業員	
		32B-99 他に分類されない商品販売営業員	

商品仕入の仕事以外のいわゆる営業の仕事は43万件弱ある。求人規模に鑑みて小分類項目として独立させることが適当である。

○営業職の分類基準

営業職の分類基準には、営業対象（個人、法人）、営業形態（新規開拓、固定客営業）、取扱商品などがある。営業対象や営業形態を分類基準にした場合には、位置づけの難しい求人や設定された分類項目に該当しない求人の規模がかなり大きくなるものと考えられる。他方、業種・商品別に区分した場合には、ハローワークの求人担当にとって求人の分類が容易になり、一方、求人探しをする求職者にとってみれば、経験を生かすことのできる求人を探しが容易になる。このため取扱商品を基準にして営業職を細分化した。

○取扱商品別営業職

項目を設定した商品別営業職は、「日本標準職業分類に関する調査研究報告書」（平成17年6月）の成果にもとづいている。また、その配列は日本標準産業分類における製造業の配列順に準じている。

33 販売類似の職業	122,003	
331 不動産仲介・売買人	50,563	331 不動産仲介・売買人
331-10 不動産仲介・売買人	50,085	○求人 5万件を超える求人があるが、項目は細分化されていない。項目が がひとつであることは、ハローワークの求人担当にとつて求人の 位置づけに迷わないというメリットがあるが、マッチングには不便 である。 ○分類基準 不動産関係の求人は、大別すると店舗における賃貸・売買の代理・ 仲介の仕事と営業の仕事に二分できる。後者の営業は更に細分化 できる。すなわち物件の販売営業、注文住宅の建築受注の営業、 賃貸物件の入居者募集の営業、住宅リフォームの営業などである。 しかし仲介の仕事と営業の仕事が重複している部分もある（賃貸 物件の営業など）ので、細分類レベルの項目としては、仲介・ 販売営業・その他に3分割するのが適当であると考えられる。
332 保険募集人	47,841	○求人 本小分類項目は、保険の代理・媒介の仕事と営業の仕事に分かれ ている。約48万件の求人のうち代理店主の求人は280件にすぎな い。しかし、332の職業定義には保険契約の締結、保険料の収納が 含まれているが、これは保険会社及び代理店が該当し、募集人は 該当しない。したがって細分類レベルに保険代理人の項目を設定する 必要がある。求人件数の多い保険営業員は、現行のまま維持した。 ○保険の代理の仕事 現行の体系ではこの仕事を「保険募集人」のものに位置づけて いるが、保険の代理の仕事と保険の募集の仕事は、権限と職務
332-10 保険募集人	25,042	小分類項目名の変更
332-11 保険代理店主	281	47,381
332-12 保険営業員	22,058	332 保険代理人、保険営業員
		332-01 保険代理人 332-02 保険営業員
		（分類番号の対応） 332-01 : 332-10 の一部、 -11 332-02 : 332-10 の一部、 -12

範囲が異なっている。このため小分類項目名に「保険代理人」を追加した。

※日標の項目名は「保健代理人・外交員」である

○保険の募集の仕事
保険商品を販売するためには、ふたつの方法がある。ひとつは、生保・損保とも保険会社あるいは代理店に所属して「保険募集人」の資格を取得することである。生保は一般課程試験、損保は損害保険募集人試験に合格した者でないと保険の販売はできない。
現行の小分類項目名はこの募集人を指している。しかし募集人の名称が一般に用いられているわけではない。生命保険会社では保険外務員、営業職員、外交員などが用いられている。もうひとつの方法は、保険仲立人（保険ブローカー）になることである（保険仲立人は 339-20 に設定されている）。

○営業員

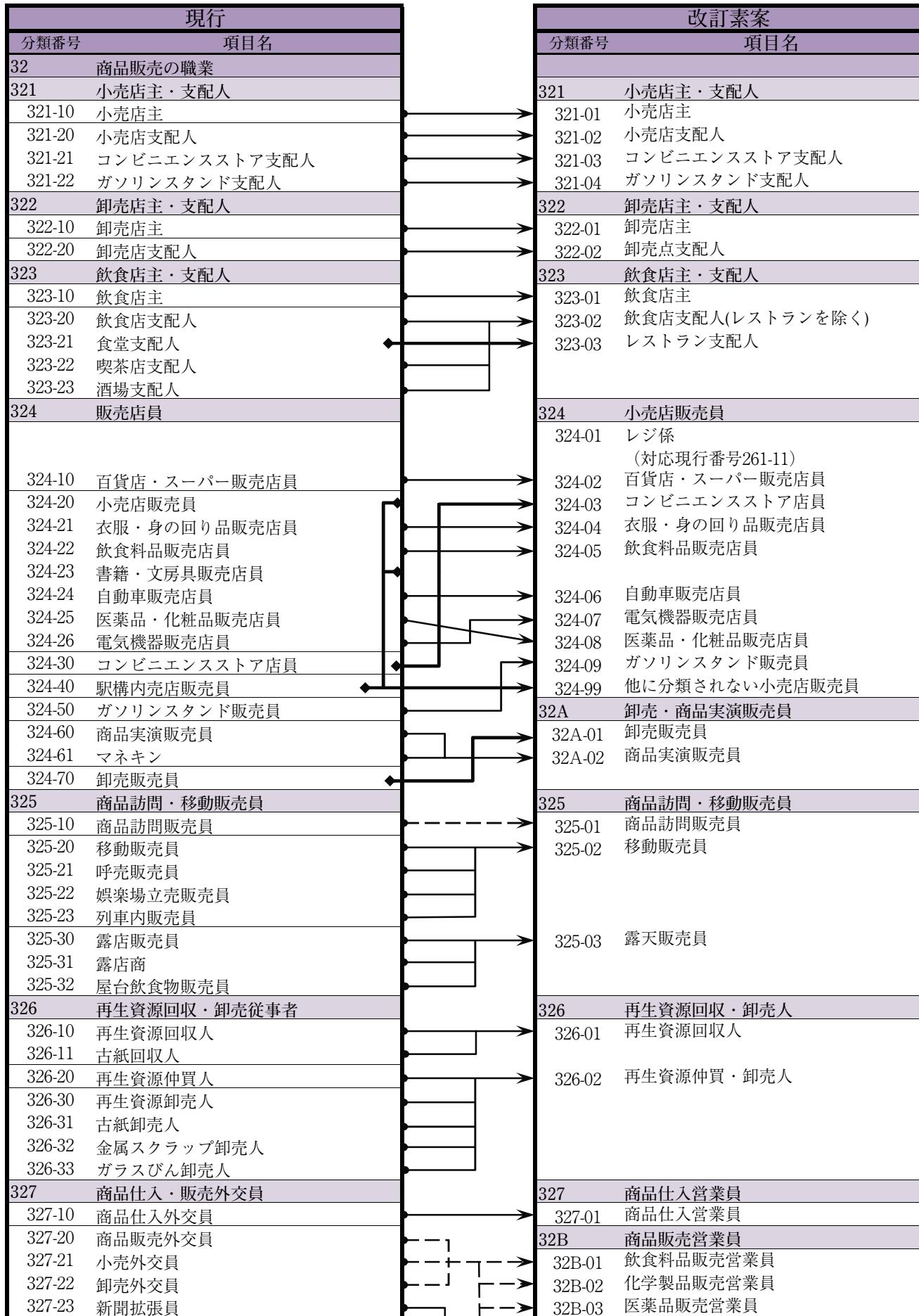
生損保の営業員の募集では、実際にどのような職種名が用いられているかをみると、保険営業、営業職員、営業などがあるが、その一方、～アドバイザー、～コンサルタント、～プランナー、～カウンセラー、～デザイナーなどの片仮名名称も多い。一般には、営業の名称が広く用いられ、かつその用語について共通の理解がみられることから小分類名の募集人を営業員に変更した。

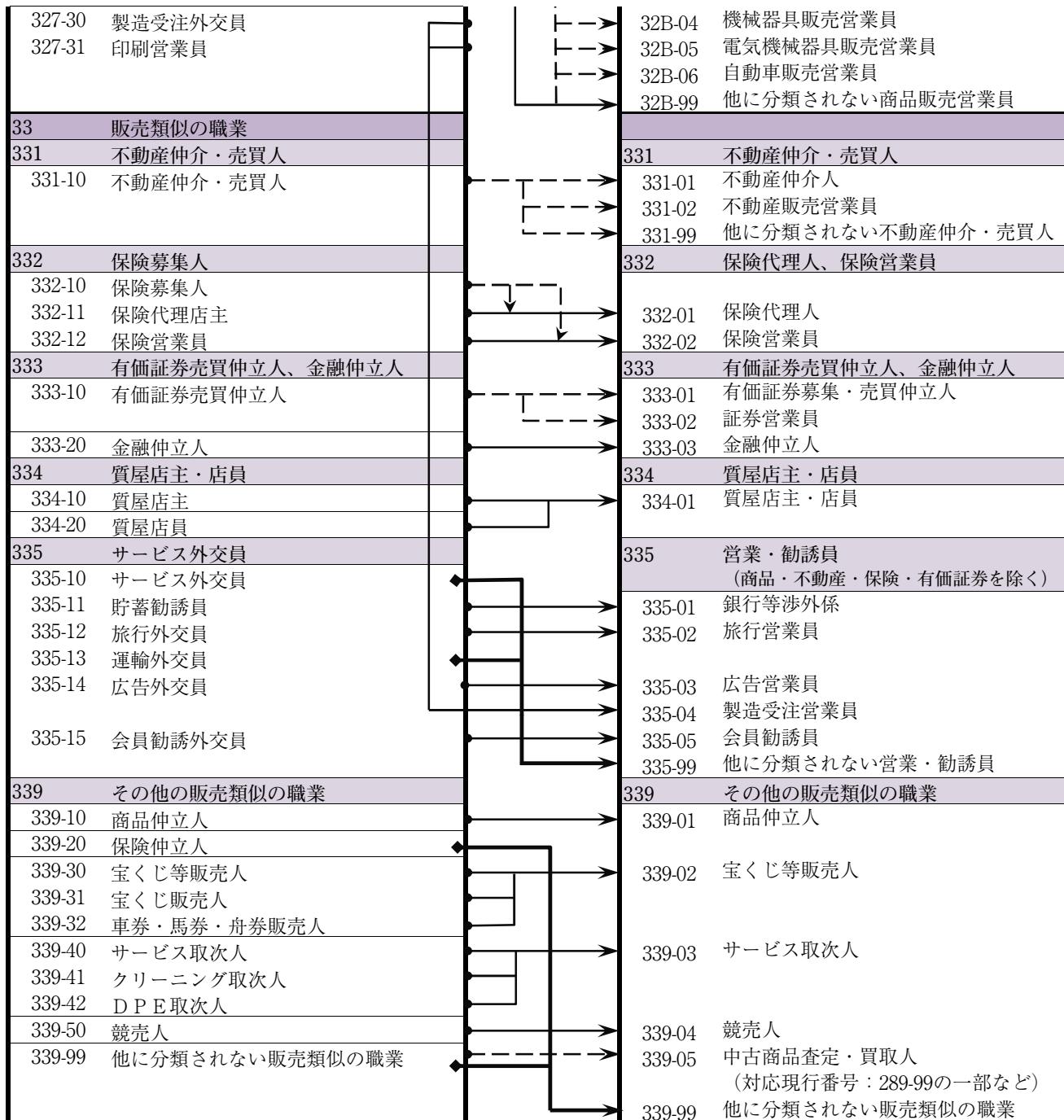
333 有価証券売買仲立人、金融仲立人 金融仲立人	1,646	333 有価証券売買仲立人、金融仲立人 333-01 有価証券募集・売買仲立人 証券営業員 333-02 金融仲立人 (分類番号の対応) 333-01 : 333-10 の一部 333-02 : 333-10 の一部 333-03 : 333-20	○求人 求人は小分類全体で 1600 件程度に止まっている。そのうち 8 割以上は証券売買の仲立人がしめ、金融仲立人の求人は 300 件を下回っている。後者の求人規模は小さいがデーラーやトレーダーの仕事に 対応する項目なので、設定することとした。 ○証券外務員 証券取引等の勧誘行為を行いう者は外務員と呼ばれている。外務員に なるためには日本証券業協会の実施する外務員試験に合格しなければならない。外務員は、証券会社の店舗での営業活動（有価証券の 募集・売買の勧誘など）及び証券会社の営業員としての活動（顧客 を訪問し有価証券の売買などの勧誘・取り次ぎ）を行っている。したがって有価証券売買仲立人には、内勤の外務員と営業の外務員の両方が含まれている。両者をひとつの中目に位置づけるのはやや不 適切であり、331 や 332 と同様に営業活動に従事する者を抜き出して 独立の細分類項目を設定した。	○求人は 300 件程度であり、細分化する必要性に乏しい。
334 質屋店主・店員 質屋店主	312	334 質屋店主・店員 334-01 質屋店主・店員 (分類番号の対応) 334-01 : 334-10、-20	○求人は 300 件程度であり、細分化する必要性に乏しい。	
334-10 質屋店主 334-20 質屋店員	8 304	8 304	8 304	○求人は 300 件程度であり、細分化する必要性に乏しい。

335	サービス外交員	17,245	小分類項目名の変更及び職務範囲の拡大
335-10	サービス外交員	10,622	
335-11	貯蓄勧誘員	1,591	
335-12	旅行外交員		○日標との整合性 外交員のうち印刷営業員、建設工事請負営業員など請負生産に関する営業員は、日本標準職業分類では本項目に位置づけられているが、ESCOでは327の商品販売営業員の位置づけである。両者は、中分類レベルで位置づけが異なっている。これは両者の外交員に関する分類項目の設定が違っているからである。日標では、外交員として項目を設定したもの（商品、不動産、保険、証券）以外の外交員を位置づける項目として335を設けている。これに対してESCOでは、335をサービスの提供に関する外交員の項目として設定しているために製造受注外交員を便宜的に商品販売外交員の位置づけにしているものである。日標では335を外交員の雑多項目として利用することができる。しかしESCOでは外交員の雑多項目がないために既存の分類項目のいずれかに位置づけなければならない。実務利用の分類としては日標の考え方のほうが使いやすい。
335-13	運輸外交員	1,069	
335-14	広告外交員	343	○小分類項目名 日本標準職業分類の考え方方に倣って本項目を外交員の雑多項目として位置づける。したがって現行の項目名「サービス外交員」を日本標準職業分類の335に準じた名称に変更した。
335-15	会員勧誘外交員	2,640	
518			○求人 小分類全体で約17000件の求人がある。そのうち1万件は集約コードに分類された求人である。貯蓄、旅行、広告の3つの分野の営業員は1000件を上回り、相対的に求人規模が大きいので細分類項目として設定した。また、これよりも求人規模がやや小さなが会員勧誘の仕事も項目を設定した。この関係で現行の集約項目は雑多項目にならざるを得ない。集約項目には1万件以上の求人があり、雑多項目の求人が各細分類項目の求人を大きく上回ることになる。
			○金融機関渉外係 現行の項目名（「貯蓄勧誘員」）は、銀行・信用金庫などの営業担当者（渉外係）に対応して設定されていると考えられる。しかし、貯蓄の勧誘は渉外係の仕事の一部でしかない。投資信託・外貨預金・年金保険の勧誘、既存取扱い法人からの融資案件の獲得、新規融資先法人の開拓などさまざまな営業活動が行われている。したがって本項目は銀行・信用金庫等の金融機関の渉外係の仕事に対応するものとして設定する。
			○製造受注営業員 327（商品販売営業員）を「商品」の販売に係る営業員に限定した関係で、製造受注営業員を本項目に移動した。
			○ハローワークインターネットの求人職種 335に該当すると思われる求人の中で特に多いものは広告営業と旅行営業である。

339	その他の販売類似の職業	4,396	339 その他の販売類似の職業	4,396
339-10	商品仲立人	588	588	339-01 商品仲立人
339-20	保険仲立人	28	28	339-02 宝くじ等販売人
339-30	宝くじ等販売人	62	62	339-03 サービス取次人
339-31	宝くじ販売人	10	10	339-04 競売人
339-32	車券・馬券・券券販売人	31	31	339-05 中古商品査定・買取人
339-40	サービス取次人	66	66	339-99 他に分類されない販売類似の職業
339-41	クリーニング取次人	232	232	(分類番号の対応)
339-42	D P E 取次人	55	55	
339-50	競売人	47	47	339-01 : 339-10
339-99	他に分類されない販売類似の職業	3,029	3,029	339-02 : 339-30、-31～-33
				339-03 : 339-40、-41～-42
				339-04 : 339-50
				339-05 : 339-99 の一部、289-99 の一部
				339-99 : 339-20、-99
○求人のうち求人規模を考慮して商品仲立人、宝くじ等販売人、サービス取次人の3項目を設定する。				
○保険仲立人				
保険仲立人の仕事は保険募集人のそれとよく似ている。一番大きな違いは、保険募集人が営業の仕事（他人を訪問して保険商品の契約を勧説すること）であることに対して保険仲立人は店舗を構えて来店者と各種保険商品の仲立ちをすることがある。				
保険仲立人は営業の仕事ではないので332には分類されない。				
保険仲立人は基本的に個人経営者であり、その点でハローワークへの求人申込みは限定的である。職業相談等の実務を考慮したとしても項目を設定すべき必要性は乏しいと考えられる。				
○競売人				
オーケーションという言葉が一般の人の中にも浸透している現状に鑑みて、求人は限定的ではあるが、項目として設定する。				
○中古商品査定・買取人				
雑多項目(-99)には、パック・時計・貴金属等の中古品を扱う小売店(質業以外の者)からの求人が分類されている。主な仕事は中古品の査定と買取である。中古自動車の買取業務と同一であるが、中古自動車査定人は事務の仕事(-289.99)に位置づけている。中古品の査定と買取の仕事は、事務の位置づけよりも販売の職業のほうが適切であると考えられる。中古商品査定・買取人の項目を設定する。なお、中古自動車査定人の位置づけは、日標(国勢調査用職業分類)では大きくのりの一般事務員(中分類25、27、28)である。この仕事を販売の職業に位置づけることによって大分類レベルでの違いが生じる。				

図表18 大分類D「販売の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表





- (注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符号であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
 2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

6 大分類 E サービスの職業

(1) 分類体系の構成

産業分類にいうサービス産業と職業分類のサービス職業では、同じサービスという用語を使っていてもその内容は同じではない。大分類 E が分類の対象にしているサービスはやや限定的である。その主なものは、個人家庭における家事・介護サービス、理美容・浴場・クリーニング等の生活衛生サービス、飲食物の調理・給仕、接客、居住施設・ビル等の管理サービスである（図表 19）。この他に観光案内、物品賃貸、葬儀などのサービスの仕事もこの大分類に該当する。大分類 E の構造をみると、まずサービスの種類ごとに中分類項目が設定され、次にその下位の小分類項目は仕事の種類にもとづいてそれぞれ設定されている。

日本標準職業分類では、大分類 E において仕事の種類よりもサービスの種類を優先的な分類基準にしているため、ほぼ同一の仕事であっても(a)サービスの提供に該当するものと(b)家庭生活の支援に該当するものは、個人家庭に対する家事サービスに分類される。たとえば、清掃の仕事のうちビル等の清掃は労務の仕事であるが、個人家庭の掃除はサービスの職業に該当する。また、調理人のうち食堂・レストラン等の調理人は中分類 36 の飲食物調理に分類されるが、個人家庭の調理人は中分類 34 の家庭生活支援サービスに該当する。

(2) 主な問題点

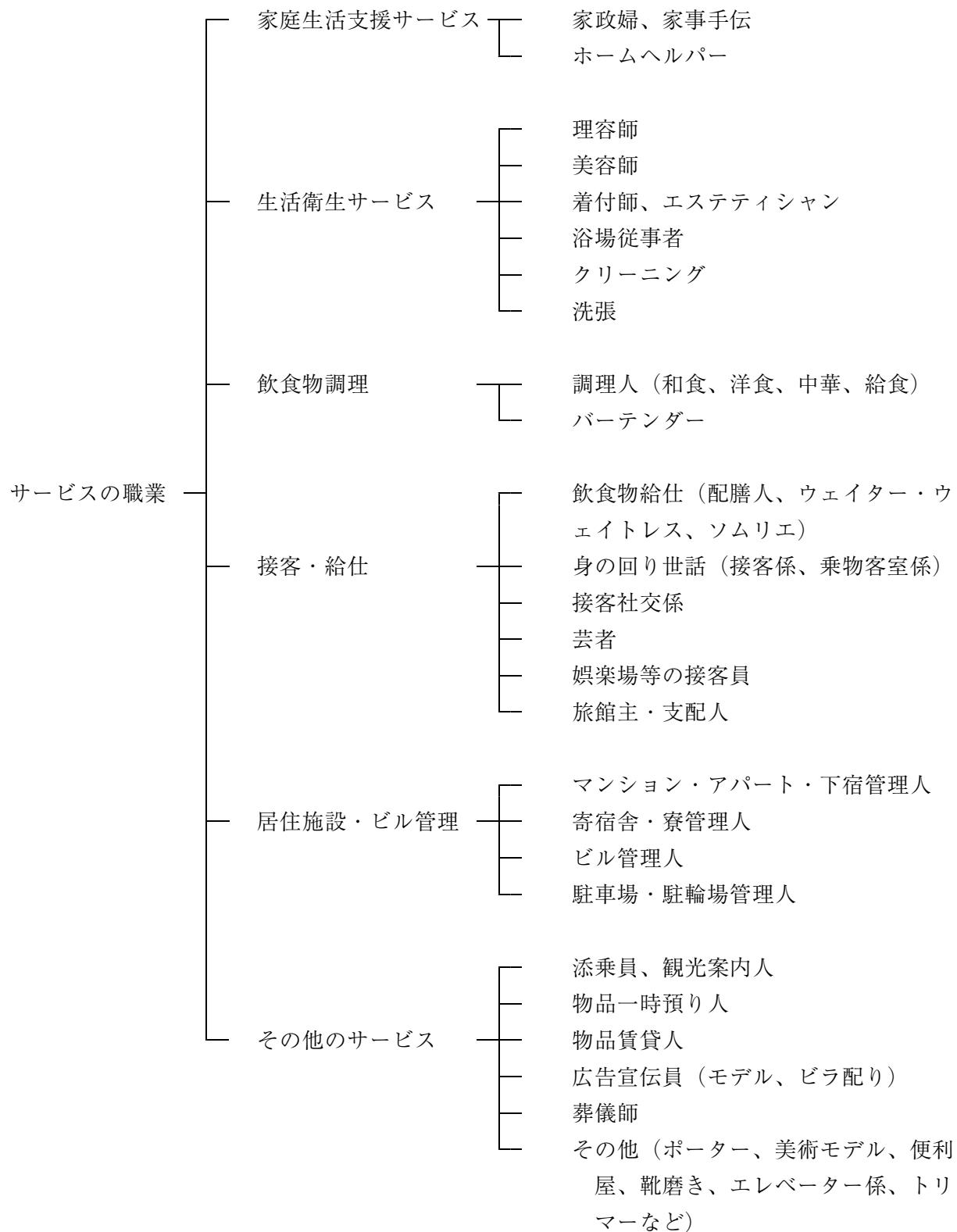
仕事はほぼ同じであっても働き方の形態が異なるホームヘルパー（訪問介護員）と施設の介護職員は、ともにサービスの職業に位置づけられるべき職業であると考えられる。しかしひとつは大分類を異にしており、その位置づけは日本標準職業分類の改定結果を待つことになる。

分類項目の設定にあたっては、職業の実態を分類表に反映させることが重要である。この点で検討すべき課題がいくつかある。第 1 は、求人の多い仕事や求人が増えている仕事の職業分類上の位置づけに関する問題である。求人の多いハウスクリーニングや簡易マッサージなどの仕事は、分類項目が設定されていないだけではなく、職業名索引にも掲載されていないので、複数の項目に位置づけられている。第 2 は仕事内容と項目名の対応に関する問題である。ビル設備管理の仕事は「ビル管理人」の項目に該当するが、仕事内容を反映した項目名になっていないので、この求人は他の項目にも位置づけられている。第 3 は職務範囲の問題である。日本標準職業分類では葬儀師と火葬作業員をともにサービスの職業に位置づけているが、厚生労働省の職業分類では仕事内容から判断して火葬作業員を大分類 I に分類している。この問題は、職務範囲の問題であるとともに日本標準職業分類との整合性に関する問題でもある。

(3) 改訂素案

大分類 E の見直し作業は小分類項目ごとに行われ、図表 20 はその結果を要約したものである。図表 21 は、小分類項目別の見直し結果である。また、図表 21 の改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたもののが図表 22 である。

図表 19 大分類 E 「サービスの職業」の構成（中・小分類項目）



(注) 括弧内は細分類項目

図表20 大分類E「サービスの職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目 新設	124 359 379	大分類 A に分類されている施設介護員をサービスの職業に移動し、小分類レベルの項目として設定した。 項目名を新設した。 雑多項目を新設した。
分割 統合	353 373、374 342 371 372 376 383 394 395	着付師と美容サークル従事者に三分割した。 接客社交係と芸者を統合した。 ホームヘルパーは資格名と紛らわしいので訪問介護職に変更した。 給仕人を給仕係に変更した。 身の回り世話従事者を旅館・ホテル・乗物接客係に変更した。 旅館主・支配人を旅館・ホテルの経営者・支配人に変更した。 ビル管理人をビル設備管理者に変更した。 広告宣伝員を広告宣伝人に変更した。 葬儀師を「葬儀師、火葬係」に変更した。
項目名の変更	371 372 376 383 394 395	
細分類に格下げ	356 392	洗濯工 物品一時預り人
細分類項目 廃止	小分類への格上げ 廃止 399-60 351-98 352-98	トリマー 理美容見習の項目を廃止した。
項目名の変更	372-20 394-12 399-10	乗物客室給仕人を乗物客室係に変更した。 ビラ配り人をチラシ配り人に変更した。 赤帽・ポーターをポーターに変更した。
体系の見直し	342-10	ホームヘルパーを訪問介護員と訪問入浴介助員に分離した。
特掲項目の細分類独立	355-14 361-11 371-11～13 372-12 375-24、26、27 394-12	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 クリーニング仕上工 クリーニング仕上工 すし職人 配せん人、ウェイター・ウェイトレス、ソムリエ 旅館・ホテル客室係 遊戯施設係、スポーツ・クラブハウス係、キャディ ビラ配り人
雑多項目 (-99) から細 分類に引き上げた職業	349-99 353-99 361-99 809-99 399-99	個人宅掃除員、ベビーシッター ネイリスト 調理補助者 火葬係 リラクゼーション療法施術人、理美容師補助者

図表 21 大分類 E 「サービスの職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行 (平成 11 年改訂)	新規求人數 合計	集約・特唱 コード合計	改訂素案	主な改訂理由
E サービスの職業	545,607			
34 家庭生活支援サービスの職業	40,980			
341 家政婦 (夫) 、家事手伝	734	341 家政婦 (夫) 、家事手伝		
341-10 家政婦 (夫)	251	341-01 家政婦 (夫)	○現状維持の理由 集約項目の「家政婦(夫)」(251件)と「家事手伝」(481件) には、一定規模の求人が確認でき、一般に浸透した名称である ことから、現状の分類体系を維持する。	
341-20 家事手伝	481	341-02 家事手伝 (分類番号の対応) 341-01 : 341-10 341-02 : 341-20		
342 ホームヘルパー	39,541			
342-10 ホームヘルパー	39,201	39,201 小分類項目名の変更 342 訪問介護職	○訪問介護員 訪問介護の仕事は、身体介護（食事・排泄・歩行介助等）と生活援助 (掃除、洗濯、炊事、買物等)に大別できる。寄せられる求人の圧倒的 の多数は、身体介護と生活援助の両方を求める。訪問介護の現状を踏まえ、細分類には、包括的なカテゴリー名称である「訪問介護員」 を立てる。	
		342-01 訪問介護員 342-02 訪問入浴介助員 (分類番号の対応) 342-01 : 341-10 349-02 : (129、349-10) の一部 大分類 A から移設	○訪問入浴介護には、雑多項目でも千件近くの求人が寄せられ、 ハローワーク・インターネットサービスでも 800 件程の求人が確認できる。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、「訪問 入浴介助員」を細分類に設定する。 ○ホームヘルパーは一般的に広く使われている名称であるが、 新たに設けた施設介護との対比を鮮明にする意味もあり、公的 名称である訪問介護員を項目名とした。	
		34A 施設介護員 34A-01 施設介護員 (分類番号の対応) 34A-01 : (122、124、129) の一部	○小分類の新設 大分類 A (専門的・技術的職業) の 124 (福祉施設寮母・寮父) に位置づけられる「施設介護員」は、実務利用の頻度が高いことから、小分類に採録する。 ○日本標準職業分類の改訂作業においても訪問介護と施設介護をサービスの職業に設定することが検討されている。	
349 その他の家庭生活支援 サービスの職業	705	349 その他の家庭生活支援サービスの職業		
349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業	673	349-01 個人宅掃除員 349-02 ベビーシッター 349-99 他に分類されないその他の家庭生活支援 サービスの職業	○ベビーシッター 雑多項目には、200 件近くの「ベビーシッター」の求人が寄せられる。また、ハローワーク・インターネットサービス 及び民間求人情報サイトでも、「ベビーシッター」の求人職種が数多く確認できる。実務利用の利便性を向上させるため、雑多項	

		(分類番号の対応) 349-01 : 349-10 の一部 349-02 : 349-10 の一部 349-99 : 349-10 の一部	目に位置づけられている「ベビーシッター」を細分類に設定する。 ○個人宅掃除員 雑多項目には、ハウスクリーニングに関連する求人が数多く、 寄せられる。実務利用の利便性を考慮し、「個人宅掃除員」の 名称で細分類に採録する。
351 生活衛生サービスの職業	85,498	10,598	351 理容師 (分類番号の対応) 351-10 理容師 351-98 理容師見習
352 美容師	46,899	9,441	9,441 (分類番号の対応) 709 709 351-01 : 351-10, -XX
353 着付師、エステティシャン	22,383	41,585	41,585 (分類番号の対応) 4,022 4,022 352-01 : 352-10, -XX
353-10 衣装着付師	595	595	595 小分類項目の分割 (分類番号の対応) 16,451 16,451 353-01 : 353-10
353-20 エステティシャン	5,199	5,199	5,199 着付師 (分類番号の対応) 353-01 : 353-10
353-99 他に分類されない着付師、 エステティシャン			
354 浴場従事者	654	634	354-01 浴場従事者 (分類番号の対応) 3 3 354-01 : 354-10~11
354-10 浴場従事者			
354-11 浴場主			
355 クリーニング工	4,954	2,811	2,811 39 549 34 1,161 146
355-10 クリーニング工			355-01 クリーニング工 355-02 クリーニング仕上工 4,740 (分類番号の対応) 355-01 : 355-10~13, -15 355-02 : 355-14
355-11 ドライクリーニング工			
355-12 洗たく工			
355-13 しみ抜き工			
355-14 クリーニング仕上工			
355-15 洗たく整理工			

356	洗張工		10	359 の細分類に格下げ	○求人 10件にとどまるので小分類としての項目を廢止し、雑多項目に格下げする。
356-10	洗張工	10	0	359-01 洗張工 (分類番号の対応) 356-10~12	
356-11	湯通し工	0	0		
356-12	湯のし工				
雑多項目の新設					
359	その他生活衛生サービスの職業				中分類35には雑多項目が設定されていない。小分類351～356には当てはまらないものの、関連する生活衛生サービスの職業は大分類Eの雑多項目「399-99」に分類せざるを得ず、求職者やハローワークの職員にとつて分かりにくい状態になっている。 このため中分類35に雑多項目359を設け、以下の項目を設ける。
359-01	洗張工				○洗張工 求人数が少ないため小分類から格下げした。
359-02	リラクゼーション療法施術人				○リラクゼーション療法施術人 リフレクソロジーをはじめ、タイ式マッサージ、クイックマッサージなどリラクゼーション療法の施術人の求人が
359-97	理美容師補助者				①「着付師・エステティシャン」の雑多項目353-99 ②大分類Eサービスの職業の雑多（399-99） ③大分類A専門的・技術的職業の保健医療の職業の雑多（119-99）、に多数確認されたので、「リラクゼーション療法施術人」の名称で細分類項目を設ける。
359-99	他に分類されない生活衛生サービスの職業 (分類番号の対応)				○理美容師補助者 平成10年の理容師法及び美容師免許の国家資格化に伴い、実務実習（インターン）制度が廃止された。これまで実習生が行ってきた仕事の一部（清掃・タオル絞り・道具整理等）は補助業務従事者が担当している。 制度変更に伴い、ESCOでは理容師見習いのコード(351-983-352-98)を廃止した。補助業務従事者は理美容の本質的作業への従事が禁止されており、仕事内容の違いから、雑多項目（399-99他に分類されないその他のサービスの職業）に分類（普通職業名に採録）したものである。
		356-10~12			しかし、理美容師の補助業務従事者が「理容師」「美容師」でなく大分類Eの雑多項目に分類されている現状は、求職者が理容師補助の求人を探す際に不便である。理美容師補助の仕事をは理美容師の周辺業務であり、生活衛生サービスの職業であることから、新設する雑多項目359の細分類項目に設定する。
		359-01 : 356-10~12			○雑多項目 353-99のうち「着付師」「美容サービス従事者」に該当しないもの、399-99のうち生活衛生サービスに属するものを分類する。
		359-02 : 399-99			
		359-97 : 399-99			
		359-99 : 399-99 の一部			

36	飲食物調理の職業	191,818		
361	調理人	191,103	361 調理人	
361-10	日本料理調理人	39,578	361-01 日本料理調理人、 361-02 すし職人	47,514 7,936
361-11	すし職人			
361-20	西洋料理調理人	14,936	361-03 西洋料理調理人	14,936
361-30	中華料理調理人	6,145	361-04 中華料理調理人	6,145
361-40	給食調理人	45,761	361-05 紙食調理人	45,761
361-98	調理人見習	18,490	361-97 調理人見習	18,490
361-99	他に分類されない調理人	30,680	361-98 他に分類されない調理人	30,680
			(分類番号の対応)	
			361-01 : 361-10	
			361-02 : 361-11	
			361-03 : 361-20	
			361-04 : 361-30	
			361-05 : 361-40	
			361-97 : 361-99 の一部	
			361-98 : 361-98	
			361-99 : 361-99 の一部	
362	バー・テンダー	715	362 バー・テンダー	
362-10	バー・テンダー	714	362-01 バーテンダー	714
			(分類番号の対応)	
			362-01 : 362-10	
37	接客・給仕の職業	176,119		
371	飲食物給仕人	90,763		
371-10	飲食物給仕人	56,442	小分類項目名の変更	
371-11	配せん(膳)人	2,935		
371-12	ウェイター・ウェイトレス	25,215		
371-13	ソムリエ	281		
			(分類番号の対応)	
			371-01 : 371-11、-10 の一部	
			371-02 : 371-12、-10 の一部	
			371-03 : 371-13	
			(分類番号の対応)	
			371-01 : 371-11、-10 の一部	
			371-02 : 371-12、-10 の一部	
			371-03 : 371-13	

372	身の回り世話従事者	20,074	小分類項目名の変更	
372-10	旅館・ホテル接客係	8,877		○小分類の名称
372-11	旅館・ホテル案内係	459		「身の回り世話従事者」の名称はホテル・旅館・乗物の接客に
372-12	旅館・ホテル客室係	8,378		関する求人職種名としてほとんど使用されない。むしろ、
372-13	旅館・ホテルサービス係	1,073		「医療・介護」の職業と誤解される可能性もある。このため、
372-20	乗物客室給仕人	598		小分類の名称を「旅館・ホテル・乗物接客係」に変更する。
372-21	航空客室乗務員	101		
372-22	船室係	25		
373	接客社交係	2,422		
373-10	接客社交係	2,315	小分類373と374の統合	○接客社交係の求人職種名
374	芸者	26		「ホステス」「フロアレディ」が広く使われているが、男性
374-10	芸者	15		(ホスト)を含まないこともあり、職業名は現在の「接客社交係」
374-11	舞妓	7		を維持する。
375	娯楽場等の接客員	60,870		○芸者の求人
375-10	娯楽場等支配人	3,137	小分類項目名の変更	26件にとどまるので、373接客社交係と統合する。
375-20	娯楽場等接客係	46,227		
375-21	娯楽場出・改札係	193		
375-22	座席案内係	37		
375-23	娯楽場放送係	27		
375-24	遊戯施設係	57,142		
375-25	貸道具係	1,016		
375-26	スポーツ・クラブハウスマネージャー	49		
375-27	キヤダイ	499		
376	旅館主・支配人	1,964		
376-10	旅館主・支配人	1,902	小分類項目名の変更	○求人
376	旅館・ホテルの経営者・支配人	1,902		求人件数は約1,900件と一定の規模があることから、単独の小分類
376-01	旅館・ホテルの経営者・支配人			項目として維持する。名称は小分類372と同様に「旅館・ホテル」
	(分類番号の対応)			の呼称を用い「旅館・ホテルの経営者・支配人」に変更する。
	376-01 : 376-10, -XX			
				新設

379 その他の接客・給仕の職業			○項目の新設 ダンサー（399-99）等を分類する項目として新たに雑多項目を新設する。
37901 その他の接客・給仕の職業 (分類番号の対応) 379-01 : 399-99 の一部			
38 居住施設・ビル等の管理の職業	23,931		
381 マンション・アパート・下宿管理人	6,789	381 マンション・アパート・下宿管理人	
381-10 住宅施設管理人	6,651	381-01 マンション・アパート・下宿管理人 (分類番号の対応) 381-01 : 381-10, -20	○求人 381-20「下宿管理人」の求人件数は30件にとどまるため、細分類項目を「マンション・アパート・下宿管理人」に一本化する。
382 寄宿舎・寮管理人	1,810	382 寄宿舎・寮管理人	
382-10 寄宿舎・寮管理人 382-11 寄宿舎世話係	1,683 110	382-01 寄宿舎・寮管理人 (分類番号の対応) 382-01 : 382-10, -11	○求人 382-11「寄宿舎世話係」の求人件数は約100件（小分類全体の6%）にとどまるため、小分類を集約コード382-10「寄宿舎・寮管理人」に一本化する。
383 ビル管理人	4,800	4,292 小分類項目名の変更	
383-10 ビル管理人		383 ビル設備管理員 383-01 ビル設備管理員 (分類番号の対応) 383-01 : 383-10	○項目名 小分類383の職業はいわゆるビルメンテナンスのうち、設備（電力設備・空調設備・ボイラー・給排水設備など）の運転・操作・保守・管理を行うものである。しかし、こうした求人は現状の分類表で、071-99他に分類されない他の技術者、383-10ビル管理人、389-99他に分類されない居住施設、ビル等の管理の職業、731-10ボイラーオペレーター、739-99他に分類されない位置機関・機械および建設機械運転の職業、などに分散している。これは小分類の名称「ビル管理人」が「ビルメンテナンス」の職業を表す言葉として認識されていないことに一因があるとみられる。このため、名称を「ビル設備管理員」（または「ビル施設管理員」「ビル設備管理者」等）に変更する。
384 駐車場・駐輪場管理人	4,101	384 駐車場・駐輪場管理人	
384-10 駐車場・駐輪場管理人 384-11 駐車場管理人 384-12 駐輪場管理人	1,779 2,136 180	384-01 駐車場・駐輪場管理人 (分類番号の対応) 384-01 : 384-10~12	○求人 駐輪場管理人の求人は180件（小分類全体の4%）にとどまるため、細分類項目を「駐車場・駐輪場管理人」に統合する。
389 その他の居住施設・ビル等の管理の職業	6,431	389 その他の居住施設・ビル等の管理の職業	
389-10 別荘管理人	274	274 389-01 別荘管理人 389-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業 (分類番号の対応) 389-01 : 389-10 389-99 : 389-99	○求人 別荘管理人の求人は274件と一定の規模があり、細分類項目に設定する。
389-99 他に分類されない居住施設・ビル等の管理の職業	5,999		○雑多項目 求人件数が約6,000件にのぼるが、大半は小分類383に分類すべき「ビルメンテナンス（ビル施設管理、ビル設備管理等）」である。その他には細分類項目に設定するほどの規模がある求人職種名は見られない。

39	その他のサービスの職業	27,261	
391	添乗員、観光案内人	27,261	
391-0	添乗員	1,322	391 添乗員、観光案内人
391-10	添乗員、観光案内人	993	391-01 添乗員 391-02 観光案内人 (分類番号の対応) 391-01 : 391-10 391-02 : 391-20
392	物品一時預り人	133	
392-10	物品一時預り人	133	399 の細分類に格下げ 399.0A 物品一時預り人 (分類番号の対応) 399.0A : 392-10
393	物品貯蔵人	2,421	393 物品貯蔵人
393-10	物品貯蔵人	2,414	393-01 物品貯蔵人 (分類番号の対応) 393-01 : 393-10
394	広告宣伝員	1,424	
394-10	広告宣伝員	1,068	小分類項目名の変更
394-11	ファッショ n モデル	2	1,404 394 広告宣伝員
394-12	ビラ配り人	334	394-01 広告宣伝員 394-02 チラシ配り人 (分類番号の対応) 394-01 : 394-10~11 394-02 : 394-12
395	葬儀師	5,279	
395-10	葬儀師	5,184	5,184 小分類項目名の変更
395	葬儀師、火葬係	395	395-01 葬儀師 395-02 火葬係 (分類番号の対応)
		395-01 : 395-10 395-02 : 395-99	
			○求人 添乗員が1,000件弱、観光案内人が約200と一定規模があり、とともに細分類項目に設定する。
			○求人 100件程度にとどまるので、雑多項目の細分類に格下げする。
			○求人 2,500件弱と一定の規模があるので、小分類項目に設定する。 ○求人職種名 求人で目立つのはレンタカー営業所員やC D・D V Dなどのレンタルショップ店員である。これらの求人職種名に「物品貯蔵人」はほとんどみられず、「レンタカースタッフ」「レンタルスタッフ」「レンタルショップ店員」などが多い。「レンタル」の名称を含んだ分類名も考えられないか検討する。
			○求人 約1,400件と一定の規模があるので、小分類項目に設定する。 ○チラシ配布人 ハローワークや民間求人情報誌等のアルバイトの求人を見ると、顧客の依頼を受けチラシ等を家庭のボストに設置する「ボスティングスタッフ」、街頭で通行人に配る「チラシ配布人」が目立つ。チラシ配布人等の名称で独自の細分類項目を設定する。
			○求人 5,000件を超える規模の求人が寄せられており、単独の小分類項目とする。なお、求人職種名としては「セレモニースタッフ」が多くみられる。 ○湯灌 ハローワークの求人には、納棺前に遺体を清潔にする湯灌(ゆかん)を行う「湯灌師」「湯灌スタッフ」がみられるが、現分類表での位置づけは明確ではなく、普通職業名にも採録されていない。葬儀社が葬儀の準備の一環として行っていることが多いことから、「395 葬儀師」の分類項目に位置づける。
			○葬儀の運営・進行・受付・案内・応接 「葬儀師」の定義に含まれていないが、実際には葬儀の準備・手配

を行う葬儀社の社員が葬儀当日の運営に携わる。このため定義の職務範囲を拡大し、葬儀当日の「運営・進行」に関する仕事を含むこととする。

「受付・案内・応接」については、（1）業者の社員が準備から当日の運営まで一貫して携わる、（2）当日は同一人物が進行補助から弔問客の応接まで幅広く担当する、ことなどを踏まえると、これらを葬儀の仕事とひとくくりにして「サービスの職業」に位置づけることも考えられる。

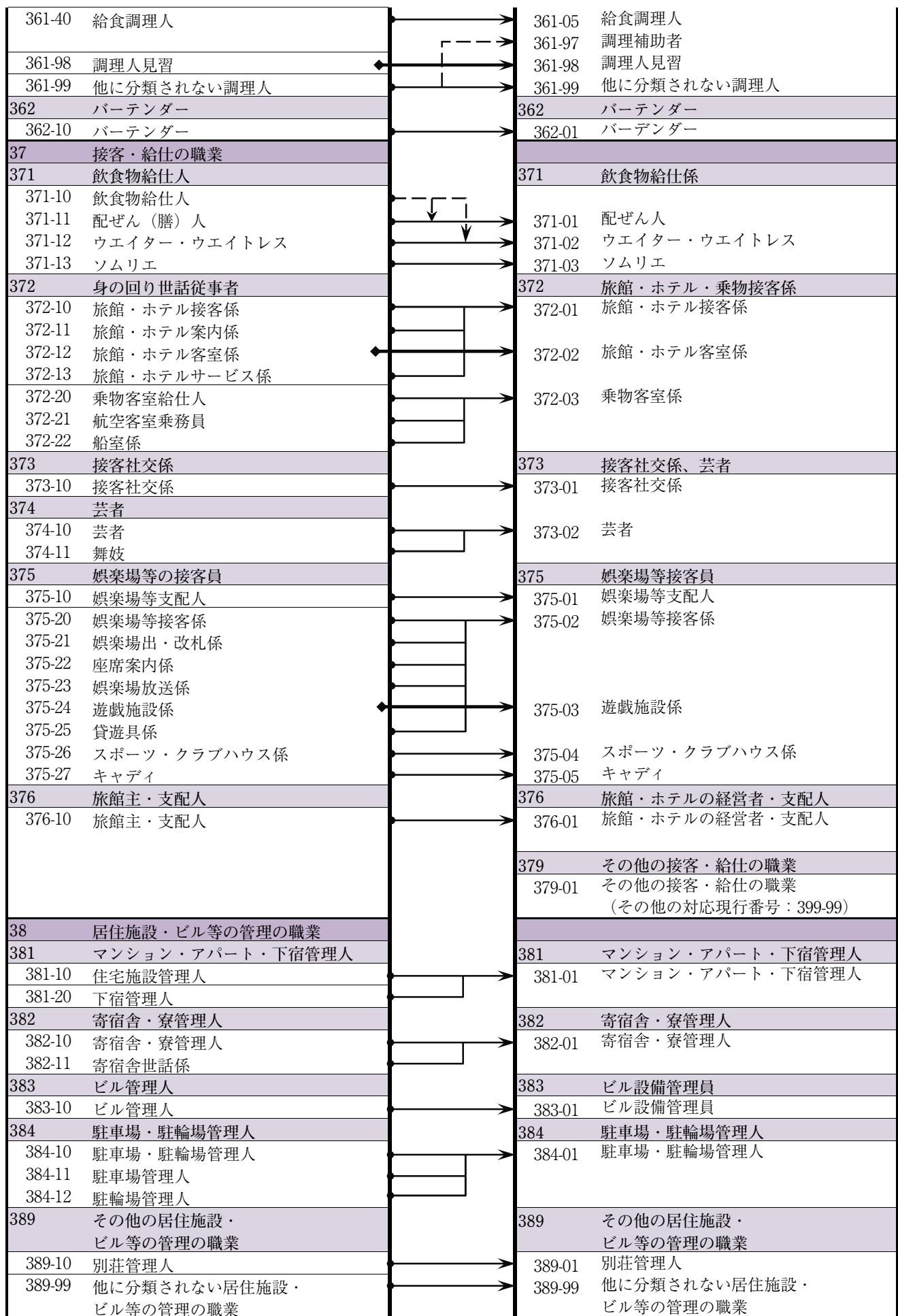
しかし、例えばホテル・旅館で働く人の場合、受付を主とする人（フロント係）は253「受付・案内事務員」、案内・応接を主とする人は372「身の回り世話従事者」に分類される（日本標準職業分類も同様）。業務の類似性を考慮すると、式の受付を主として担当する人は253「受付・案内事務員」に位置づけるのが適当である（「葬儀で受付・応接に主として從事する人」を×例示する）。

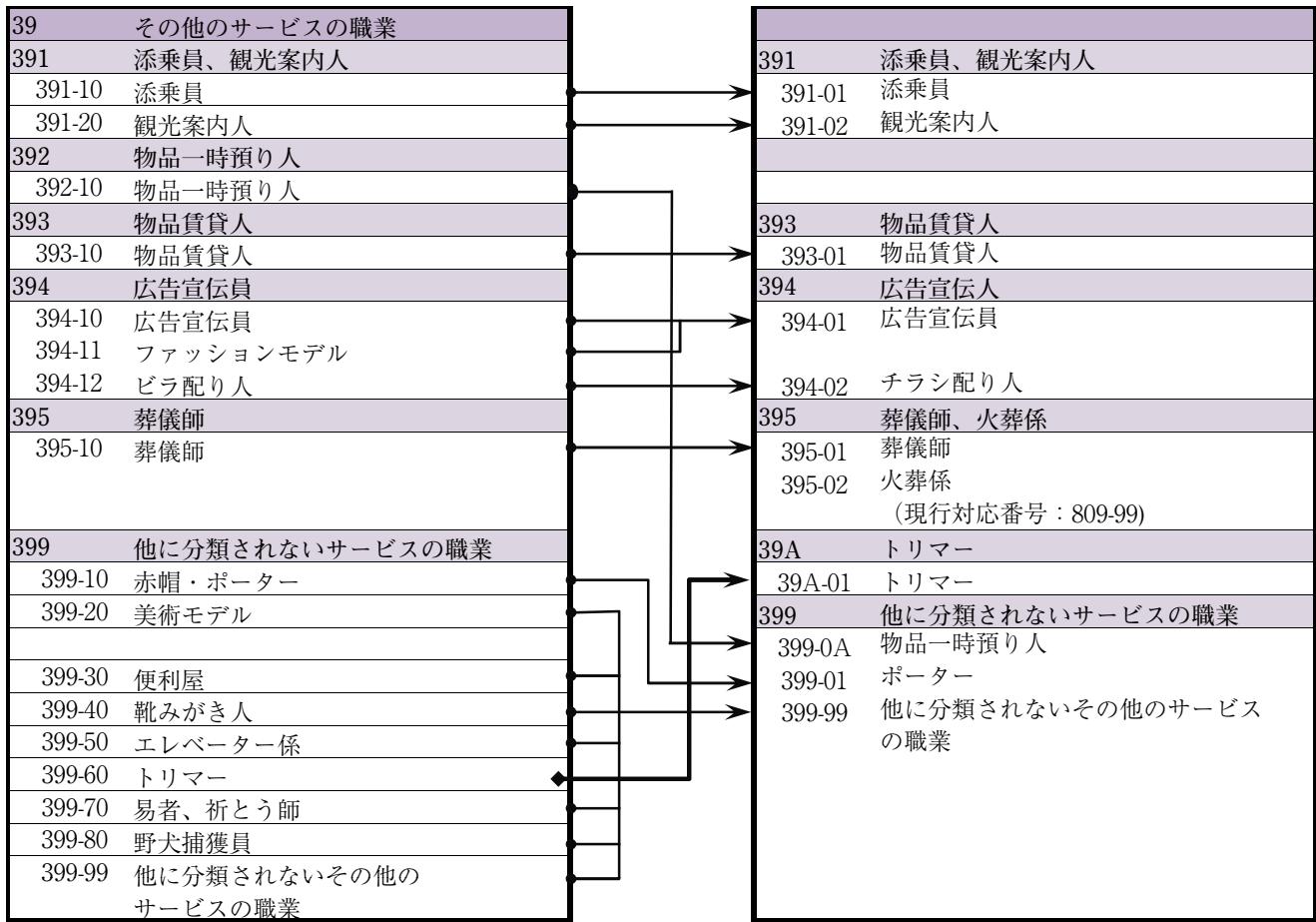
○火葬作業員
日本標準職業分類は小分類395を「葬儀師、火葬作業員」として、「葬儀の準備、又は死体の火葬の仕事に從事するもの」と定義している。ESCOでは火葬作業員を労務の職業に位置づけていたが、日本標準職業分類との整合性を確保するためサービスの職業に移動し、小分類「葬儀師、火葬系」のもとに分類を設ける。

399 他に分類されないサービスの職業	16,682	
399-10 赤帽・ボーラー	309	309 399-60 の小分類格上げ
399-20 美術モデル	6	6 39A トリマー
399-30 大利屋	66	66 39A-01 トリマー (分類番号の対応)
399-40 靴みがき人	29	29 29 (分類番号の対応)
399-50 エレベーター係	27	27 39A-01 : 399-60
399-60 トリマー	1,261	1,261
399-70 易者、祈とう師	10	10 399 他に分類されないサービスの職業
399-80 野犬捕獲員	15	15 399-0A 物品一時預り人
399-99 他に分類されないその他のサービスの職業	14,724	14,724 399-01 ポーター 399-99 他に分類されないその他のサービスの職業 (分類番号の対応)
		399-0A : 392-10 399-01 : 399-10 399-99 : 399-20, -30, -40, -50, -70, -80, -99

図表22 大分類E「サービスの職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
34 家庭生活支援サービスの職業		341 家政婦(夫)、家事手伝	
341 家政婦(夫)、家事手伝		341-01 家政婦(夫)	
341-10 家政婦(夫)		341-02 家事手伝	
341-20 家事手伝			
342 ホームヘルパー		342 訪問介護職	
342-10 ホームヘルパー		342-01 訪問介護員	
		342-02 訪問入浴介助員 (対応現行番号: 129の一部)	
349 その他の家庭生活支援サービスの職業		34A 施設介護員	
349-10 その他の家庭生活支援サービスの職業		34A-01 施設介護員 (対応現行番号: 122、124、129の一部)	
35 生活衛生サービスの職業		349 その他の家庭生活支援サービスの職業	
351 理容師		351 理容師	
351-10 理容師		351-01 理容師	
351-98 理容師見習		(項目廃止)	
352 美容師		352 美容師	
352-10 美容師		352-01 美容師	
352-98 美容師見習		(項目廃止)	
353 着付師、エステティシャン		353 着付師	
353-10 衣装着付師		353-01 着付師	
353-20 エステティシャン		35A 美容サービス従事者	
353-99 他に分類されない着付師、 エステティシャン		35A-01 エステティシャン	
354 浴場従事者		35A-02 ネイリスト	
354-10 浴場従事者		35A-99 他に分類されない美容サービス従事者	
354-11 浴場主		354 浴場従事者	
355 クリーニング工		354-01 浴場従事者	
355-10 クリーニング工		355 クリーニング職	
355-11 ドライクリーニング工		355-01 クリーニング工	
355-12 洗たく工		355-02 クリーニング仕上工	
355-13 しみ抜き工			
355-14 クリーニング仕上工			
355-15 洗たく整理工			
356 洗張工		359 その他の生活衛生サービスの職業	
356-10 洗張工		359-01 洗張工	
356-11 湯通し工		359-02 リラクゼーション療法施術人 (対応現行番号: 399-99)	
356-12 湯のし工		359-97 理美容師補助者 (対応現行番号: 399-99)	
		359-99 他に分類されない生活衛生サービスの職業 (その他の対応現行番号: 399-99)	
36 飲食物調理の職業			
361 調理人		361 調理人	
361-10 日本料理調理人		361-01 日本料理調理人	
361-11 すし職人		361-02 すし職人	
361-20 西洋料理調理人		361-03 西洋料理調理人	
361-30 中華料理調理人		361-04 中華料理調理人	





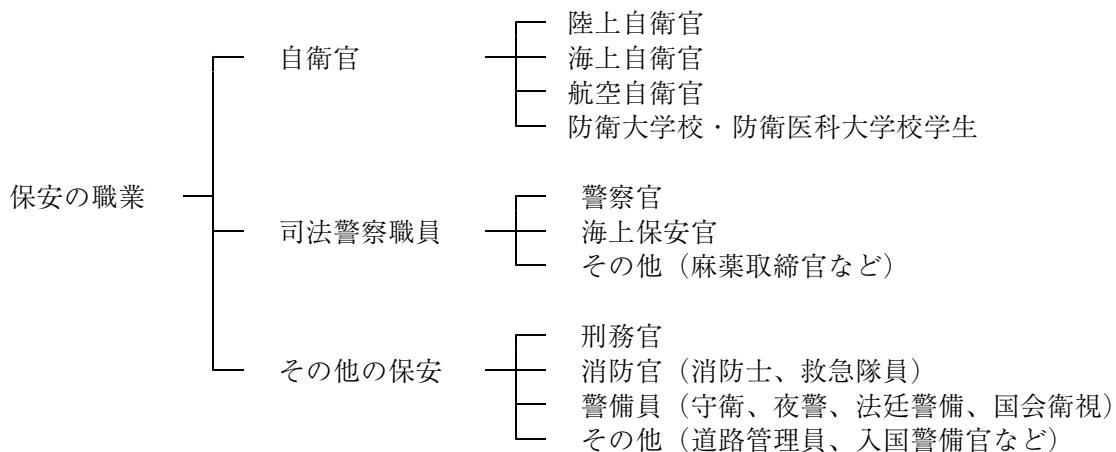
- (注) 1. 分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
 2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

7 大分類 F 保安の職業

(1) 分類体系の構成

保安の職業は、まず中分類レベルで自衛官、司法警察職員、その他の保安職業に3分割されている。その下位の小分類レベルには、自衛官では陸上・海上・航空自衛官別の項目が、司法警察職員では警察官・海上保安官が、その他の保安職業には刑務官・消防官・警備員の項目がそれぞれ設定されている（図表23）。設定されている分類項目の大半は、公務員の仕事である。したがって公務員の仕事に該当する項目は、その職名を項目名としている。しかし日本標準職業分類では、一般に広く認知された名称を項目名にしている関係で、刑事施設の職員や消防署の職員に対応する項目名が日本標準職業分類と厚生労働省の職業分類では異なっている。

図表23 大分類F「保安の職業」の構成（中・小分類項目）



（注）括弧内は細分類項目

(2) 主な問題点

大分類Fの一番大きな問題は、警備員の細分類項目が求人の実態にあっていないことである。警備員の4つの細分類項目に分類される求人は、いずれも多いとはいえない。その逆に求人の多い仕事は、分類項目として設定されていない。したがって求人の多い仕事を分類項目として設定することが求められている。

(3) 改訂素案

大分類Fの見直し作業の結果を総括すると図表24のようになる。見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果をとりまとめた改訂素案が図表25である。図表26は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものである。

図表 24 大分類 F 「保安の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	401	項目のバランスに配慮して陸上自衛官・海上自衛官・航空自衛官・防衛大学校学生等の 4 項目を細分類に格下げして新たに「自衛官」の小分類項目を設定した。
	項目名の変更	421-422	刑務官→看守、消防官→消防員
細分類項目	新設	423-01	警備員の細分類項目を全面的に見直して求人の多い 3 職種を新たに設定した。
		423-02	施設警備員
		423-03	交通誘導員
		429-02	催事場雑踏警備員
	雑多項目 (99) から細分類に引き上げた職業		プール・海水浴場監視員

図表25 大分類F「保安の職業」の細分類項目に関する改訂素案

	現行（平成11年改訂）	新規求人合計	集約・特唱コード合計	改訂素案	主な改訂理由
F 保安の職業		190,001			
40 自衛官		14			
401 陸上自衛官		6			
401-10 陸上自衛官		6	6	小分類 401、402、403、404 の統合	
402 海上自衛官		7	7	401 自衛官	
402-10 海上自衛官		7	7	401-01 陸上自衛官 401-02 海上自衛官 401-03 航空自衛官 401-04 防衛大学校・防衛医科大学校学生	○小分類の一元化 大分類Fの他の分類項目とのバランスを考慮し、小分類を「自衛官」に一元化する。細分類に陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校生の各項目を設定する。
403 航空自衛官		0			○求人 ハローワークへの求人はほとんどなく、細分化する必要に乏しい。
403-10 航空自衛官		0	0		ただし、求人件数にかかわらず、職業分類には必要な項目である。
404 防衛大学校・防衛医科大学校学生		1			
404-10 防衛大学校・防衛医科大学校学生		1	1	(分類番号の対応) 401-01 : 401-10 401-02 : 402-10 401-03 : 403-10 401-04 : 404-10	
41 司法警察職員		232			
411 警察官		171	171	411 警察官	
411-10 警察官		171	171	411-01 警察官 (分類番号の対応) 411-01 : 411-10	○求人 約170件あるものの、ハローワークへの求人は限定されており、細分化する必要に乏しい。 ○駐車監視員 2006年6月の道路交通法の改正により、都道府県警の委託を受けた民間法人の従業員で駐車監視員資格を取得した人が、放置車両確認（駐車監視）の事務（駐車違反の確認、確認標章の取り付け）を行えるようになった。駐車監視員は「みなし公務員」としての身分を有し、秘密保持義務が課せられる。職務執行中に暴行を受けた場合は公務執行妨害罪が成立し、確認事務で賄賂を受け取った場合は収賄罪で罰せられる。このように駐車監視員は警察官の交通取り締まりの職務の一部を代行するものであり、職務の類似性を基準にすると411「警察官」に分類されることも考えられる。しかし、職業分類表上、中分類41「司法警察職員」は、警察官であればその採用試験に合格した公務員を想定している。民間法人職員である「駐車監視員」を「警察官」の分類に位置づけるのはすわりが悪く、求人・求職双方にとって分かりにくい。このため、「駐車監視員」は429.99「他に分類されないその他の保安の職業」に位置づける。
412 海上保安官		9	9	412 海上保安官	○求人
412-10 海上保安官		9	9	412-01 海上保安官	

			(分類番号の対応) 412-01 : 412-10	求人は極めて限定されるので細分化は行わない。ただし、職業分類には必要な項目である。
419	その他の司法警察職員 419-10 麻薬取締官 419-99 他に分類されない司法警察職員	52 2 50	419 その他の司法警察職員 419-01 他の司法警察職員 (分類番号の対応) 419-01 : 419-10, -99, 204-12～13	○求人 麻薬取締官の求人は極めて限定され、単独の細分類項目を維持する必要に乏しいので、細分類を雑多項目に一本化する。
42	その他の保安の職業 421 刑務官	189,755 89	421 小分類項目名の変更 421-01 看守 (分類番号の対応) 421-01 : 421-10	
422	消防官	109	422 小分類項目名の変更 422-10 消防官 422-11 消防士 422-12 救急隊員 422-01 消防員 (分類番号の対応) 422-01 : 422-10, -11～12	○職業名 「消防官」の法律上の名称は「消防吏員」であり、その中で最も低い階級が「消防士」になる。各消防署には「消防隊（ポンプ隊）」「救急隊」などの部隊があり、そこに所属する消防士などを「消防隊員」「救急隊員」と呼んでいる。なお、救急隊の救急車には、「救命士」の資格を持つ消防官を常時最低1名乗車させることが目標とされている。 現在の分類表では「消防官」を集約コード、「消防士」と「救急隊員」を枝番コードに設定しているが、「消防士」と「救急隊員」は重複するので、それを細分類項目に設定するのは適当ではない。また、空港では事故などに備えるため、ICAO（国際民間航空機関）が定めた国際基準に基づき、民間事業者などが空港消防業務を行っている。民間で消防活動に従事する者を含むよう、小分類及び細分類の名称は「消防員」にする。
423	警備員	164,261	423 警備員 423-01 施設警備員 423-02 交通誘導員 423-03 催事場警備員 423-99 他に分類されない警備員 423-10 警備員 423-11 守衛 423-12 夜警員 423-13 法廷警備員	○自衛消防組織 一定規模以上の事業所は消防計画を作成し、自分の事業所を守るために組織を編成することが消防法により定められている。この組織を自衛消防組織（自衛消防隊）といふ。事業所の従業員で構成され、事業所で火災が発生したとき、通報、初期消火、避難誘導等を行う。通常時は各自の担当業務に従事しており、企業の自衛消防組織に常時携わっているものではない。自衛消防組織での活動を非常時・訓練時の職務のひとつとしている者はいても、その活動のみに従事している者はみられないことから、分類項目への設定は行わない。

(分類番号の対応)
423-01 : (423-10、-12) の一部、-11
423-02 : 423-10 の一部
423-03 : 423-10 の一部

423-99 : (423-10、-12) の一部、-13～14

0%、国会衛視 0%にすぎない。ハローワークインターネットサービスや民間求人情報誌・求人サイトなどを見ると、警備の求人で多いのは「施設警備員」と「交通誘導員」である。守衛や夜警員の大部分は「施設警備員」に含まれることから、小分類 423 の細分類は「施設警備員」と「交通誘導員」、「催事会場警備員」、雑多項目の 4 項目に整理する。
○警備業務法は警備業務を①施設警備、空港保安②交通誘導（道路工事現場、建物工事現場）③現金・貴重品等の運搬④要人の身辺警護⑤機械警備（夜間無人の建物・施設からのセンサー信号による対応）の 5 種類に区分している。このうち①と⑤は「施設警備員」、②は「交通誘導員」に該当する。③と④は雑多項目に分類されるが、求人件数は相対的に少ないので、細分類項目の設定は見送る。
○催事会場警備員 民間警備会社の求人職種としては、展覧会や祭り、屋外イベント等が開催されている場所やその近隣での人員整理を行う「雑踏警備」（会場警備、催事警備）も多くみられる。「交通誘導」にも「施設警備」に含まれない「雑踏警備」を「催事場雑踏警備員」の名称で細分類項目に設定する。
○駐車場警備員 駐車場警備員の仕事はスーパーなどの駐車場で車両を誘導・整理するものであり、現在の分類表では 384 「駐車場・駐輪場管理人」に位置づけられる。誤って分類されないよう、「駐車場管理の仕事に従事するものを除く」と記載する（384 には「警備員を除く」と記載）。
429 他に分類されない保安の職業 25,296 429 他に分類されない保安の職業
429-10 道路管理員 5,467 5,467 道路管理員
429-20 入国警備官 16 16 429-02 プール・海水浴場監規員
429-99 他に分類されないその他の保安の職業 18,345 18,345 429-99 他に分類されないその他の保安の職業
(分類番号の対応) 429-01 : 429-10 429-02 : 429-99 の一部

図表26 大分類F「保安の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂素案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
40	自衛官	401	自衛官
401	陸上自衛官	401-01	陸上自衛官
401-10	陸上自衛官	401-02	海上自衛官
402	海上自衛官	402-10	海上自衛官
403	航空自衛官	403-10	航空自衛官
404	防衛大学校・防衛医科大学校学生	404-10	防衛大学校・防衛医科大学校学生
41	司法警察職員	411	警察官
411	警察官	411-01	警察官
411-10	警察官	412	海上保安官
412	海上保安官	412-10	海上保安官
419	その他の司法警察職員	419-10	麻薬取締官
		419-99	他に分類されない司法警察職員
42	その他の保安の職業	421	看守
421	刑務官	421-01	看守
421-10	刑務官	422	消防員
422	消防官	422-01	消防員
422-10	消防官	423	警備員
422-11	消防士	423-10	警備員
422-12	救急隊員	423-11	守衛
423	警備員	423-12	夜警員
423-10	警備員	423-13	法廷警備員
423-11	守衛	423-14	国会衛視
429	他に分類されない保安の職業	429-10	施設警備員
429-10	道路管理員	429-20	交通誘導員
429-20	入国警備官	429-99	催事場雑踏警備員
429-99	他に分類されないその他の保安の職業		他に分類されない警備員 (その他の対応現行番号: 423-10、-12の一部)
		429	他に分類されない保安の職業
		429-01	道路管理員
		429-02	プール・海水浴場監視員
		429-99	他に分類されないその他の保安の職業

(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

8 大分類 G 農林漁業の職業

(1) 分類体系の構成

産業分類の大分類レベルには、農業、林業、漁業それぞれの項目が設定されており、大分類 G の項目名はそれらと符合するので、両者が同一であるかのように受け取られがちである。この視点は誤りである。職業分類に設定された項目は、仕事の種類の違いを反映したものであり、大分類 G には、自然あるいは生き物に働きかけて製造・生産する仕事が農業、林業、漁業に分けて設定されている（図表 27）。次の例は、この視点を明確に示している。

- ①養畜作業者には、牛・豚・鶏の飼育作業者だけではなく愛玩用動物の飼育作業者や動物園の飼育係も含まれる。
- ②漁労船の船長・航海士・機関長・機関士は、大分類 H の運輸の職業ではなく漁業の職業に含まれる。

(2) 主な問題点

農業・林業・漁業それぞれの分野の小分類項目は、いずれも総じて求人が多いとはいえない。求人の多寡に応じた分類項目の統廃合や分類レベルの格下げなどが課題になる。

(3) 改訂素案

大分類 G の見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果を要約したものが図表 28、見直し結果とその理由を示したものが図表 29 の改訂素案である。図表 29 は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出して新旧対照表の形にしたものである。

図表 27 大分類 G 「農林漁業の職業」の構成（中・小分類項目）



図表 28 大分類 G 「農林漁業の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容	
小分類項目	細分類に格下げ	444 452 453	求人の少ない小分類項目を細分類レベルに格下げして雑多項目に移動した。 製炭・製薪作業者 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 海藻・貝類採取作業者
細分類項目	統合	431-01 431-02 441-01 441-02 442-01 443-01	求人動向を項目に反映させた。 稲作作業と畑作作業を統合 園芸作業と工芸作物栽培を統合 地ごしらえ作業と植林作業を統合 下刈作業と枝打作業を統合 伐木作業と造材作業を統合 集材作業と運材作業を統合
	特掲項目の細分類独立	431-34 451-12	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 きのこ栽培者 漁船甲板員

図表 29 大分類 G 「農林漁業の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行(平成 11 年改訂)	新規求人合計	集約・特掲コード合計	改訂素案	主な改訂理由
G 農林漁業の職業	25,848			
43 農業の職業	20,290			
431 農耕・養蚕作業者	7,321	431 農耕・養蚕作業者		
431-10 稲作作業者	271	431-01 稲作・畑作作業者		
431-20 畑作作業者	1,915	431-02 園芸・工芸作物栽培作業者 431-03 きのこ栽培者	○求人相対的に求人の少ない「稻作作業者」(271 件)と、相対的に求人が集まる「畑作作業者」(1,915 件)を統合し、「稻作・畑作作業者」とした。また、「園芸作業者」(1,135 件)と「工芸作物栽培作業者」(27 件)を統合し、「園芸・工芸作物栽培作業者」とした。残る「ハウス野菜栽培者」(475 件)は単独で細分類に残した。なお、「養蚕作業者」(431-50)には求人が寄せられないものの、小分類 431 の名称が、「農耕・養蚕作業者」であること、加えて、431 の職業定義には、「穀物・野菜・果樹・その他の作物の栽培・収穫などの作業、蚕の飼育、収繭、蚕種の製造の作業に従事するもの」との記述があることから、項目名は残す。	
431-30 園芸作業者	1,135	431-04 養蚕作業者		
431-31 果樹栽培者	378	431-05 ハウス野菜栽培者		
431-32 花き栽培者	456	431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者		
431-33 植木栽培者	128			
431-34 きのこ栽培者	964			
431-40 工芸作物栽培作業者	27	(分類番号の対応) 431-01 : 431-10、20		
431-41 茶栽培者	115	431-02 : 431-30～33、40～43		
431-42 たばこ栽培者	34	431-03 : 431-34		
431-43 い草栽培者	0	431-04 : 431-50～52		
431-50 養蚕作業者	0	431-05 : 431-60		
431-51 蚕飼育者	0	431-99 : 431-99		
431-52 蚕種製造作業者	0			
431-60 ハウス野菜栽培者	475	475		
431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	689	689		
432 養畜作業者	7,811	432 養畜作業者		
432-10 牛・乳牛飼育作業者	2,212	432-01 肉牛・乳牛飼育作業者		
432-20 羊豚作業者	1,203	432-02 養豚作業者	○現状維持の理由 集総項目の「肉牛・乳牛飼育作業者」(2,212 件)、「養豚作業者」(1,203 件)、「養鶏作業者」(2,037 件)、「動物飼育係」(393 件)、「きゅう務員」(1,160 件)には、一定規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、項目名には一般に浸透している名称が使われ、求職者が仕事の内容を理解しやすいことから、現在の項目を維持する。	
432-30 養鶏作業者	2,037	432-03 養鶏作業者		
432-40 動物飼育係	393	432-04 動物飼育係		
432-41 愛がん用動物飼育作業者	111	432-05 きゅう務員		
432-42 動物園飼育係	590	432-99 他に分類されない養畜作業者		
432-50 きゅう務員	86			
432-60 養蜂作業者	1,160	1,160		
432-99 他に分類されない養畜作業者	23	23 (分類番号の対応)		
433 植木職、造園師	4,980	433 植木職、造園師		
433-10 植木職	799	799 433-01 植木職	○現状維持の理由	

集約項目には一定規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。
加えて、項目名は一般に浸透している職業名であることから、
現在の分類体系及び項目名を維持する。

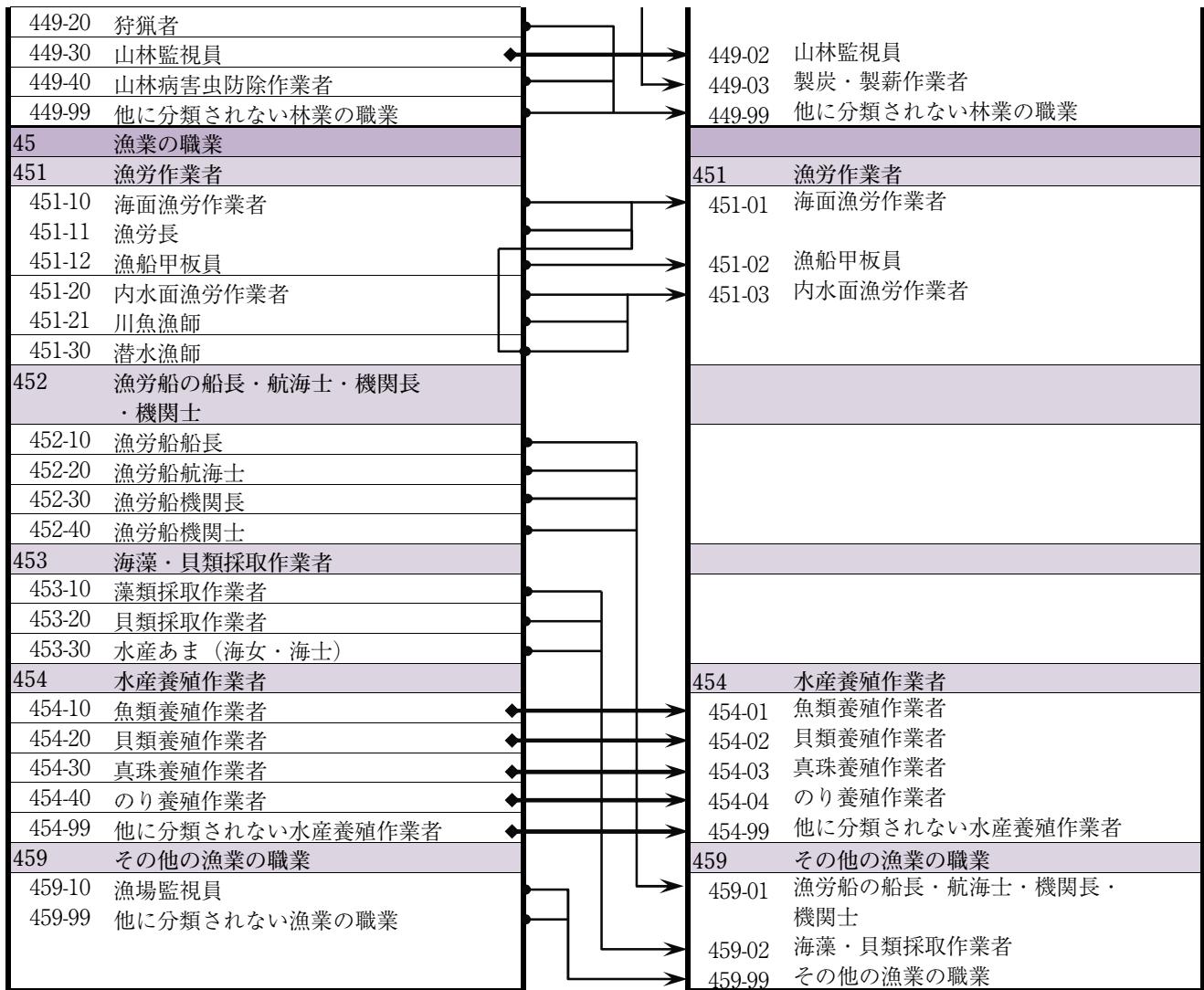
433-20 造園師	3,058	3,058	433-02 造園師	植木職・造園師見習		
433-98 植木職・造園師見習	731	731	433-98 植木職・造園師見習	(分類番号の対応)		
				433-01 : 433-10 433-02 : 433-20		
439 その他の農業の職業	178	439 その他の農業の職業	439-01 その他の農業の職業			
439-10 装てい、(蹄) 師	33	33	439-01 その他の農業の職業	(分類番号の対応)		
439-20 農業用水管管理者	8	8	439-01 その他の農業の職業	(分類番号の対応)		
439-99 他に分類されない農業の職業	124	124	439-10 : 439-10~20、99			
44 林業の職業	3,725					
441 育林作業者	1,456	441 育林作業者	441-01 地ごしらえ・造林作業者			
441-10 地ごしらえ作業者	86	86	441-01 地ごしらえ・造林作業者	○項目の整理 求人が相対的に少ない、「地ごしらえ作業者」（86件）と、 相対的に多く寄せられる「植林作業者」（322件）を統合し、 「地ごしらえ・植林作業者」とした。また、「下刈作業者」 (327件)と「枝打作業者」（43件）を統合し、「下刈・枝打 作業者」とした。		
441-20 植林作業者	322	322	441-02 下刈・枝打作業者			
441-30 下刈作業者	327	327	441-99 他に分類されない育林作業者			
441-40 枝打作業者	43	43				
441-99 他に分類されない育林作業者	331	331	331 (分類番号の対応) 441-01 : 441-10、20 441-02 : 441-30、40 441-99 : 441-99			
442 伐木・造材作業者	1,653	442 伐木・造材作業者	442-01 伐木・造材作業者			
442-10 伐木作業者	1,391	1,391	442-01 伐木・造材作業者 (分類番号の対応)	○項目の集約 立木を切り倒す伐木から、枝払・皮はぎに至る一連の工程を集約 し、細分類は「伐木・造材作業者」に一元化した。		
442-20 造材作業者	114	114	442-01 : 442-10、20			
443 集材・運材作業者	88	443 集材・運材作業者	443-01 集材・運材作業者			
443-10 集材作業者	57	57	443-01 集材・運材作業者 (分類番号の対応) 443-01 : 443-10、20	○現状維持の理由 求人は全体でも88件にとどまり、実務利用の頻度は低い。他方 で、中分類44(林業の職業)の職業定義には、「林木の育成・ 伐採・搬出・処分などの作業～(中略)～に從事するもの」との 記述があり、「集材・運材」は林業の主要な職務であることが わかる。中分類の職務定義に対応した分類体系を維持するため に、「集材・運材作業者」は小分類に残す。また、細分類の名称 は、ふたつの集約項目名を統合した「集材・運材作業者」とする。		
443-20 運材作業者	19	19				
444 製炭・製薪作業者	40					
444-10 製炭作業者	27	27	449 の細分類に格下げ	○細分項目に移行 集約項目の「製炭作業者」（27件）と「製薪作業者」（13件）は、 求人が少ない。加えて、中分類44(林業)を概観しても、 「育林作業者」（441）、「伐木・造材作業者」（442）、「集材・ 運材作業者」（443）が並び、主要な職業に対応する小分類は 維持されていることから、小分類44は離多項目に移動する。		
444-20 製薪作業者	13	13	449-03 製炭・製薪作業者 (分類番号の対応) 449-03 : 444-10、20			
449 その他の林業の職業	488	449 その他の林業の職業				

449-10 特用林産物採取作業者	76	76	449-01 特用林産物採取作業者	76	76	449-01 特用林病害虫防除作業者	(1件)	「山林病害虫防除作業者」(0件)の項目を見直した。他方、相対的に求人が集まる「特用林産物採取作業者」(76件)と「山林監視員」(54件)は細分類に残した。						
449-20 狩猟者	1	1	449-02 山林監視員	1	1	449-02 山林監視員								
449-30 山林監視員	54	54	449-03 製炭・製薪作業者	54	54	449-03 製炭・製薪作業者								
449-40 山林病害虫防除作業者	0	0	449-99 他に分類されない林業の職業	345	345	449-99 他に分類されない林業の職業	(分類番号の対応)	449-01 : 449-10 449-02 : 449-30 449-03 : 444-10、20 449-99 : 449-20、40、99						
45 漁業の職業	1,833	1,833	451 漁労作業者	702	702	451 漁労作業者	702	702	451 漁労作業者	702	702	451 漁労作業者	702	702
451-10 海面漁労作業者	456	456	451-01 海面漁労作業者	456	456	451-01 海面漁労作業者	456	456	451-01 海面漁労作業者	456	456	451-01 海面漁労作業者	456	456
451-11 漁労長	1	1	451-02 漁船甲板員	584	584	451-02 漁船甲板員	584	584	451-02 漁船甲板員	584	584	451-02 漁船甲板員	584	584
451-12 漁船甲板員	127	127	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	451-03 内水面漁労作業者	
451-20 内水面漁労作業者	22	22	451-21 川魚漁師	0	0	451-21 川魚漁師	0	0	451-21 川魚漁師	0	0	451-21 川魚漁師	0	0
451-30 潜水漁師	0	0	451-30 潜水漁師	0	0	451-30 潜水漁師	0	0	451-30 潜水漁師	0	0	451-30 潜水漁師	0	0
452 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士	24	24	452-10 漁労船船長	3	3	452-10 漁労船船長	3	3	452-10 漁労船船長	3	3	452-10 漁労船船長	3	3
452-20 漁労船航海士	11	11	452-20 漁労船航海士	11	11	452-20 漁労船航海士	11	11	452-20 漁労船航海士	11	11	452-20 漁労船航海士	11	11
452-30 漁労船機関長	6	6	452-40 漁労船機関士	2	2	452-40 漁労船機関士	2	2	452-40 漁労船機関士	2	2	452-40 漁労船機関士	2	2
453 海藻・貝類採取作業者	40	40	453-10 藻類採取作業者	39	39	453-10 藻類採取作業者	39	39	453-10 藻類採取作業者	39	39	453-10 藻類採取作業者	39	39
453-20 貝類採取作業者	1	1	453-30 水産あま(海女・海土)	0	0	453-30 水産あま(海女・海土)	0	0	453-30 水産あま(海女・海土)	0	0	453-30 水産あま(海女・海土)	0	0
454 水産養殖作業者	979	979	454-10 魚類養殖作業者	495	495	454-10 魚類養殖作業者	495	495	454-10 魚類養殖作業者	495	495	454-10 魚類養殖作業者	495	495
454-20 貝類養殖作業者	141	141	454-20 貝類養殖作業者	141	141	454-20 貝類養殖作業者	141	141	454-20 貝類養殖作業者	141	141	454-20 貝類養殖作業者	141	141
454-30 真珠養殖作業者	152	152	454-40 のり養殖作業者	120	120	454-40 のり養殖作業者	120	120	454-40 のり養殖作業者	120	120	454-40 のり養殖作業者	120	120
454-99 他に分類されない水産養殖作業者	60	60	454-99 他に分類されない水産養殖作業者	60	60	454-99 他に分類されない水産養殖作業者	60	60	454-99 他に分類されない水産養殖作業者	60	60	454-99 他に分類されない水産養殖作業者	60	60

			454-02 : 454-20 454-03 : 454-30 454-04 : 454-40 454-99 : 454-99
459	その他の漁業の職業	88	459 その他の漁業の職業
459-10	漁場監視員	6	6 459-01 漁労船の船長・航海士・機関長・機関士 ○求人
459-99	他に分類されない漁業の職業	78	78 459-02 海藻・貝類採取作業者 459-99 その他の漁業の職業 (分類番号の対応) 459-01 : 452-10~40 459-02 : 453-10~30 459-99 : 459-10、99

図表30 大分類G「農林漁業の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

現行		改訂案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
43 農業の職業			
431 農耕・養蚕作業者		431 農耕・養蚕作業者	
431-10 稲作作業者	→	431-01 稲作・畑作作業者	
431-20 畑作作業者	→	431-02 園芸・工芸作物栽培作業者	
431-30 園芸作業者	→	431-03 きのこ栽培者	
431-31 果樹栽培者	→		
431-32 花き栽培者	→		
431-33 植木栽培者	→		
431-34 きのこ栽培者	→		
431-40 工芸作物栽培作業者	→		
431-41 茶栽培者	→		
431-42 たばこ栽培者	→		
431-43 い草栽培者	→		
431-50 養蚕作業者	→	431-04 養蚕作業者	
431-51 蚕飼育者	→		
431-52 蚕種製造作業者	→		
431-60 ハウス野菜栽培者	→	431-05 ハウス野菜栽培者	
431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	→	431-99 他に分類されない農耕・養蚕作業者	
432 養畜作業者		432 養畜作業者	
432-10 肉牛・乳牛飼育作業者	→	432-01 肉牛・乳牛飼育作業者	
432-20 養豚作業者	→	432-02 養豚作業者	
432-30 養鶏作業者	→	432-03 養鶏作業者	
432-40 動物飼育係	→	432-04 動物飼育係	
432-41 愛がん用動物飼育作業者	→		
432-42 動物園飼育係	→		
432-50 きゅう務員	→	432-05 きゅう務員	
432-60 養蜂作業者	→	432-99 他に分類されない養畜作業者	
432-99 他に分類されない養畜作業者	→		
433 植木職、造園師		433 植木職、造園師	
433-10 植木職	→	433-01 植木職	
433-20 造園師	→	433-02 造園師	
433-98 植木職・造園師見習	→	433-98 植木職・造園師見習	
439 その他の農業の職業		439 その他の農業の職業	
439-10 装てい（蹄）師	→	439-01 その他の農業の職業	
439-20 農業用水管理者	→		
439-99 他に分類されない農業の職業	→		
44 林業の職業			
441 育林作業者		441 育林作業者	
441-10 地ごしらえ作業者	→	441-01 地ごしらえ・植林作業者	
441-20 植林作業者	→	441-02 下刈・枝打作業者	
441-30 下刈作業者	→	441-99 他に分類されない育林作業者	
441-40 枝打作業者	→		
441-99 他に分類されない育林作業者	→		
442 伐木・造材作業者		442 伐木・造材作業者	
442-10 伐木作業者	→	442-01 伐木・造材作業者	
442-20 造材作業者	→		
443 集材・運材作業者		443 集材・運材作業者	
443-10 集材作業者	→	443-01 集材・運材作業者	
443-20 運材作業者	→		
444 製炭・製薪作業者			
444-10 製炭作業者	→		
444-20 製薪作業者	→		
449 その他の林業の職業		449 その他の林業の職業	
449-10 特用林産物採取作業者	→	449-01 特用林産物採取作業者	



(注) 表中の線の意味は次のとおり。

実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

9 大分類 H 運輸・通信の職業

(1) 分類体系の構成

日本標準職業分類に設定された大分類 H 「運輸・通信の職業」は、中分類レベルで鉄道、自動車、船舶、航空機、通信に分かれ（図表 31）、かねてから産業分類的色彩が濃いと指摘されている。特に中分類レベルに設定された運輸の 3 項目は大局的にみれば機械運転の職業であるにもかかわらず、大分類 I の機械運転の職業とは別に運輸・通信の大分類項目が設定され、その中に独立した中分類項目として位置づけられている。機械運転の職業を大分類レベルに設定するのであれば、輸送用機械だけではなく、現在、大分類 I に分類されている建設用機械や定置機械もあわせて設定する必要がある。この点については、日本標準職業分類の改定結果を待つことになる。

(2) 主な問題点

運輸・通信の職業が大分類レベルに設定されていると、他の大分類項目に位置づけられている職業との関係がわかりにくくなることがある。たとえば、フォークリフトの運転作業は大分類 H に設定されているが、フォークリフトを運転して倉庫作業や運搬作業を行う作業員は大分類 I の倉庫作業者や運搬作業者に該当するのか、あるいは大分類 H のフォークリフト運転者に該当するのかが明確ではない。この問題は日本標準職業分類の考え方に関するものである。日本標準職業分類では、汎用的な機械を運転する仕事は、その機械が何に利用されるよりも、その機械の使用目的に対応した職業ではなく、機械の運転の職業に分類することを原則としている。したがって、フォークリフトは倉庫作業や物の運搬に広く利用される汎用的機械であることから、倉庫作業や運搬作業の仕事であってもフォークリフトを運転して作業を行う場合にはすべてフォークリフト運転者に位置づけなければならない。

これとは逆に、特定の用途のために使用される機械を運転する場合には、その仕事は機械の運転の職業ではなく機械の使用目的に対応した職業に位置づけされることになる。たとえば、ダムやトンネルを掘削するときに使用する大型掘削機の操作員は、建設用機械運転工ではなく、ダム・トンネル掘削作業員に分類される。

仕事の位置づけがわかりにくいという点は通信の仕事も同じである。たとえば、電話交換手は事務の仕事と考える人が大半であると思うが、通信の職業が大分類 H の中分類レベルに設定されている関係で、事務の職業ではなく大分類 H に位置づけられている。また、郵便物を集配する仕事は、仕事の類似性だけに注目すれば運搬の仕事と考えられるが、この仕事も通信の職業が設定されている故に大分類 I の運搬作業員ではなく、通信の職業に分類される。

(3) 改訂素案

図表 32 は、大分類 H の見直し作業の結果を要約したものである。見直し作業は小分類項目別に行われ、その結果と見直し理由を示したものが図表 33 の改訂素案である。図表 34 の新旧対照表は、改訂素案の中から分類項目だけを抜き出してその異同を図示したものである。

図表 31 大分類 H 「運輸・通信の職業」の構成（中・小分類項目）



（注）括弧内は細分類項目

図表 32 大分類 H「運輸・通信の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案		該当項目 (現行分類番号)	主な改訂内容
小分類項目	統合	493、494	求人の少ない甲板員と船舶機関員を統合した。
細分類項目	小分類に格上げ	499-10	求人の多いフォークリフト運転者を小分類レベルに格上げした。
	統合	461-10～98 462-10～98 482-10、-20 491-20、-21	鉄道機関士 電車・気動車運転士 航海士・運航士 バス車掌・バスガイド
	新設	472-03	事業者・就業者の増えている自家用乗用自動車運転代行者を新設した。
	分割	473-11	求人の多いトラック運転者は、運転免許の区分に対応した2項目に分割した。
	項目名の変更	504-20	電報だけではなく、最近増えているメッセージ配達サービスを含めるために電報配達員を電報等配達員に変更した。
	特掲項目の細分類独立	471-11～13 472-11、-12 473-11～15 501-21	求人の多い特掲項目を細分類レベルに設定した。 路線バス運転者など 自家用乗用自動車運転者など トラック運転者など ラジオ・テレビ放送技術員
	雑多項目（-99）から細分類に引き上げた職業	479-10 479-10	廃棄物収集車運転者 自動車陸送員

図表33 大分類H「運輸・通信の職業」の細分類項目に関する改訂素案

現行(平成11年改訂)	新規求人合計	集約・特唱コード合計	改訂素案	主な改訂理由
H 運輸・通信の職業	441,292			
46 鉄道運転の職業	268			
461 鉄道機関士	83		461 鉄道機関士	
461-10 電気機関士	17	17	461-01 鉄道機関士	○求人 相対的に求人の少ない「電気機関士」(17件)、「ディーゼル機関士」(25件)、「蒸気機関士」(1件)、「鉄道機関士見習」(13件)を統合し、細分類は「鉄道機関士」に一元化する。
461-20 ディーゼル機関士	25	25		
461-30 蒸気機関士	1	1	(分類番号の対応)	
461-98 鉄道機関士見習	13	13	461-01 : 461-10~30、98	
462 電車・気動車運転士	185		462 電車・気動車運転士	
462-10 電車運転士	154	154	462-01 電車・気動車運転士	○求人 相対的に求人が多い「電車運転士」(154件)と求人が少ない「気動車運転士」(6件)と「電車・気動車運転士見習」(24件)を統合し、細分類は「電車・気動車運転士」に一元化する。
462-20 気動車運転士	6	6		
462-98 電車・気動車運転士見習	24	24	(分類番号の対応) 462-01 : 462-10~20、98	
47 自動車運転の職業	400,527		471 バス運転者	
471 バス運転者	20,650		471-01 路線バス運転者 471-02 貨物バス運転者 471-03 家家用バス運転者	○バスの種類 路線バス(乗合バス)、貸切バス(観光バス)、自家用バスの3種類に分かれるので、それぞれを細分類の項目に設定する。 求人数を見ると集約項目の「バス運転者」に小分類全体の約半数(約1万件)が振り分けられている。これは、バスの種類を明確にしていない、あるいは募集時に複数種のバスを示している求人が多いためと考えられる。こうした求人の受け皿として維持多項目を設けることも考えられる。
471-10 バス運転者	10,504		471-01 : 471-11、-10の一部 471-02 : 471-12、-10の一部 471-03 : 471-13、-10の一部	
471-11 路線バス運転者	4,204			
471-12 貨物バス運転者	2,902			
471-13 自家用バス運転者	2,784		(分類番号の対応)	
472 乗用自動車運転者	162,626		472 乗用自動車運転者	
472-10 乗用自動車運転者	20,846		472-01 自家用乗用自動車運転者 472-02 営業用乗用自動車運転者 472-03 自家用乗用自動車運転代行者	○求人 小分類全体で約16万2,600件もの求人が寄せられており、この約86%を営業用乗用自動車運転者(タクシー、ハイヤーの運転手)が占めている。 自家用自動車運転者(公用車、公用車、送迎車等の運転手)の求人は約1,400件にとどまるが、これは求人職種名と細分類項目名の違い(「公用車、公用車、送迎車」と「自家用乗用自動車」)から、かなりの求人が集約項目「乗用自動車運転者」(約2万件)に振り分けられているためとも考えられる。ハローワークインターネットサービスや民間求人情報誌・求人サイトを見ても、「家用乗用自動車運転者」の求人が多數確認されるため、細分類項目に設定する。
472-11 自家用乗用自動車運転者	1,464			
472-12 営業用乗用自動車運転者	139,539			
			(分類番号の対応)	
			472-01 : 472-11、-10の一部 472-02 : 472-12、-10の一部 472-03 : 472-10の一部	
○運転代行				自動車運転代行業(主に飲酒のため自分の車を運転することができるなくなりた顧客に代わって、車の運転を代行するサービス)が郊外

や地方を中心に発達している。求人規模は明らかではないが、雑多項目479-10に振り分けられた求人職種名や、各種求人情報サイト等を見ると、多数の求人のあることが確認できる。このため、「自家用乗用自動車運転代行者」の細分類を新設する。

			473 貨物自動車運転者	204,441	473 貨物自動車運転者	
473-10 貨物自動車運転者	81,458	473-01 大型・中型トラック運転者		○求人		
473-11 トラック運転者	94,909	473-02 小型トラック運転者		○求人		
473-12 トレーラートラック運転者	9,090	473-03 トレーラートラック運転者		○求人		
473-13 コンクリートミキサー車運転者	2,632	473-04 コンクリートミキサー車運転者		○求人		
473-14 ダンプカー運転者	9,088	473-05 ダンプカー運転者		○求人		
473-15 タンクローリー運転者	4,055	473-06 タンクローリー運転者		○求人		
		473-99 他に分類されない貨物自動車運転者		○求人		
		(分類番号の対応)		○求人		
		473-01 : 473-11		○求人		
		473-02 : 473-11		○求人		
		473-03 : 473-12		○求人		
		473-04 : 473-13		○求人		
		473-05 : 473-14		○求人		
		473-06 : 473-15		○求人		
		473-99 : 473-10		○求人		
479 その他の自動車運転の職業	12,810	479 その他の自動車運転の職業		○求人		
479-10 その他の自動車運転の職業	12,645	12,645	479-01 廃棄物収集車運転者	○求人		
			479-02 自動車陸送員	○求人		
			479-99 他に分類されないその他の自動車運転	○求人		
			の職業	○求人		
		(分類番号の対応)		○求人		
		479-01 : (479-10)		○求人		
		479-02 : (479-10)		○求人		
		479-99 : 479-10		○求人		
48 船舶・航空機運転の職業	258			○求人		
481 船長(漁労船を除く)	142	481 船長(漁労船を除く)		○求人		
481-10 貨客航船長	59	481-01 貨客航船長		○求人		
481-20 作業航船長	22	481-02 作業航船長		○求人		
481-21 しゅんせつ船船長	2	481-99 他に分類されない船長		○求人		
481-22 タグボート船船長	2			○求人		
481-99 他に分類されない船長	40	40 (分類番号の対応)		○求人		
		481-01 : 481-10		○求人		

482	航海士・運航士（漁労船を除く）、 水先人	26	482 航海士・運航士（漁労船を除く）、水先人
482-10	航海士	18	482-01 航海士・運航士（漁労船除く） 2 482-02 水先人 (分類番号の対応) 482-01 : 482-10～20
482-20	運航士	2	
482-30	水先人	6	6 (分類番号の対応) 482-01 : 482-10～20
483	船舶機関長・機関士 (漁労船を除く)」	81	483 船舶機関長・機関士（漁労船を除く）
483-10	船舶機関長	40	40 483-01 船舶機関長 41 41 483-02 船舶機関士 (分類番号の対応) 483-01 : 483-10 483-02 : 483-20
483-20	船舶機関士		
484	航空機操縦士	9	484 航空機操縦士
484-10	航空機操縦士	9	9 484-01 航空機操縦士 (分類番号の対応) 484-01 : 484-10
485	航空機機関士	0	485 航空機機関士
485-10	航空機機関士	0	0 485-01 航空機機関士 (分類番号の対応) 485-01 : 485-10
49	その他の運輸の職業	31,269	
491	車掌	1,167	491 車掌
491-10	鉄道車掌	273	491-01 鉄道車掌 0 273 (分類番号の対応)
491-11	旅客車掌	0	
491-12	貨物車掌	0	
491-20	バス車掌	17	491-01 : 491-10～12 875 892 491-02 : 491-20～21
491-21	観光バス車掌		
492	駅構内係、信号係	495	492 駅構内係、信号係
492-10	駅構内係	335	492-01 駅構内係 492-02 信号係 (分類番号の対応)
492-11	操作係	47	393
492-12	連結手	11	
492-20	信号係	80	492-01 : 492-10～12 492-02 : 492-20
493	甲板員	200	

493-10 甲板員	200	200 小分類 493 と 494 の統合	
494 船舶機関員	41	493 甲板員、船舶機関員	○求人 甲板員は200件にのぼるが、船舶機関員は41件にとどまる。甲板員は船の甲板での作業、船舶機関員はエンジンや発電機の運転、保守等とそれぞれの仕事内容は異なるが、船舶で船長や機関士、航海士などの職員（オフィサー）の指示のもと、乗務員（クルー）として働くことでは共通している。このため両者の小分類を統合する。
494-10 船舶機関員	41	493-01 甲板員 (分類番号の対応) 493-01 : 493-10 493-02 : 494-10	○漁労船 漁労船の甲板員は451-02、機関員は459-01に分類されることを注記する。
499 他に分類されない運輸の職業	29,366	28,575 499-10 の小分類格上げ	○求人 「フォークリフト運転者」が2万8,000件を超えており、小分類項目に格上げする。「小型船舶運転者」は約100件と一定の規模があるので細分類項目に残すが、「車両点検係」は24件にとどまるので廃止する。
499-10 フォークリフト運転者	28,575	28,575 499-10 の小分類格上げ	
499-20 小型船舶運転者	81	107 49A フォークリフト運転者	
499-21 遊漁船舶頭	26	24 49A-01 フォークリフト運転者 (分類番号の対応) 49A-01 : 499-10	
499-30 車両点検係	24	24 49A-01 フォークリフト運転者 (分類番号の対応) 49A-01 : 499-10	
499-99 他に分類されないその他の運輸の職業	529	529 499 他に分類されない運輸の職業 499-01 小型船舶運転者 (分類番号の対応) 499-01 : 499-20～21 499-99 : 499-30、-99	
50 通信の職業	8,970		
501 無線通信員、無線技術員	1,037	501 無線通信員、無線技術員	○現状維持の理由 実務利用の頻度が相対的に高い「無線通信士」(108件)、「無線技術士」(137件)、「ラジオ・テレビ放送技術員」(127件)を細分類に残す。なお、雑多項目のなかで多数の求人が分類される「タクシー無線係」は、大分類C（事務的職業）の「配車事務員」(302-23)に位置づけられることを、501の職業定義に明記する。
501-10 無線通信士	108	501-01 無線通信士	
501-11 航空関係無線通信士	0	501-02 無線技術士	
501-12 船舶関係無線通信士	24	501-03 ラジオ・テレビ放送技術員	
501-20 無線技術士	137	501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員 (分類番号の対応)	
501-21 ラジオ・テレビ放送技術員	127	501-01 : 501-10～12 501-02 : 501-20、22、23	
501-22 写真電送員	0	501-03 : 501-21 501-99 : 501-30	
501-23 中継技術員	8		
501-30 特殊無線技士	2		
501-99 他に分類されない無線通信員、無線技術員	605	502 有線通信員 502-01 有線通信操作員 502-02 有線技術員 (分類番号の対応)	○現状維持の理由 枝番の「有線放送技術員」を見直し、集約項目は、「有線通信操作員」(502-10)と「有線技術員」(502-30)に整理した。
502 有線通信員	78	502 有線通信員 502-01 有線通信操作員 502-02 有線技術員 (分類番号の対応)	
502-10 有線通信操作員	44		
502-20 有線技術員	15		
502-21 有線放送技術員	19		

				502-01 : 502-10 502-02 : 502-20~21
503	電話交換手	4,678	503 電話交換手	
503-10	電話交換手	4,334	503-01 電話交換手	○現状維持の理由 相対的に求人の少ない枝番の「国際電話オペレーター」(1件)、「構内電話交換手」(79件)、「案内台交換手」(233件)を整理し、細分類は、「電話交換手」に一元化した。
503-11	国際電話オペレーター	1	4,647	
503-12	構内電話交換手	79	(分類番号の対応)	
503-13	案内台交換手	233	503-01 : 503-10~13	
504	郵便集配員、電報配達員	2,984	504 郵便集配員、電報配達員	○現状維持の理由 集約項目の「郵便集配員」(1,221件)には一定規模の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高いことから、細分類を維持する。もうひとつ集約項目である「電報配達員」(24件)は、寄せられる求人は少ないものの、小分類名が「郵便集配員、電報配達員」であることから、項目名を残す。なお、「電報配達員」には、レタックスなどを含めるため、「電報等配達員」(仮称)に改称する。
504-10	郵便集配員	1,221	504-01 郵便集配員	
504-11	郵便取扱員	20	504-02 電報等配達員	
504-12	郵便配達員	1,638	(分類番号の対応)	
504-20	電報配達員	24	504-01 : 504-10~12 504-02 : 504-20	
509	その他の中間職業	193	509 その他の通信の職業	○項目の整理 求人数の少ない「航空管制官」(4件)を整理し、維多項目のみ残した。
509-10	航空管制官	4	509-01 その他の中間職業	
509-99	他に分類されない通信の職業	175	(分類番号の対応)	
			509-01 : 509-10、99	

図表34 大分類H「運輸・通信の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表





- (注) 1. 分類番号3桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符合であり、分類番号の3桁目が未定であることを表す。
 2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

10 大分類 I 生産工程・労務の職業

(1) 分類体系の構成

大分類 I は、職業分類表に設定された小分類項目（379 項目）の 47%（178 項目）をしめ、9 つの大分類項目のうち最も項目数が多い。これは、元々、技能関連の項目が多かったことに加えて、日本標準職業分類の累次の改定作業で大分類から中分類に格下げになった項目が大分類 I に一括してとりまとめられていることによる。さまざまな職業が同一の大分類項目の下に位置づけられることになった結果、現行の大分類 I は、大分類と中分類の中間に新たな分類レベル（亜大分類）を設けて、全体を製造・制作、機械運転・電気作業、採掘・建設・労務に区分している（図表 35）。亜大分類レベルの項目は、職業を集約するとき大分類と中分類の中間レベルのくくり方として考えられているが、統計調査の結果を職業別に集計する際にはほとんど利用されていないのが実態である。

3 つの亜大分類項目のうち特に項目数が多いのは製造・制作の職業である。この項目は、実質的には製造、加工、組立に 3 分割されている。製造に関する中分類項目は、化学、窯業、食料品、紡織、印刷、ゴム・プラスチックなど、やや大きくくりの製品別項目が設定され、それぞれの項目の小分類レベルには具体的な製品別の項目が設定されている。加工の中分類には金属材料を加工する仕事と金属の溶接・溶断の仕事がそれぞれ設定されている。組立の中分類には、電気機械・輸送機械など機械の種類別に項目が設定され、それぞれの小分類レベルには具体的な製品別の項目が設けられている。

製造・制作の亜大分類の特徴は、生産工程の仕事を製造と組立のふたつに集約していることである（図表 36）。このような項目設定の背景には、生産工程のさまざまな種類の仕事（制御・監視作業、機械を使った製造作業、手作業の製造作業など）を区分して項目を設けた場合には調査実施上の技術的な困難が伴うこと、また製造技術を問わず製品別の項目を設定することによって製品製造の違いを仕事の違いとしてみなすことができるとの考え方がある。

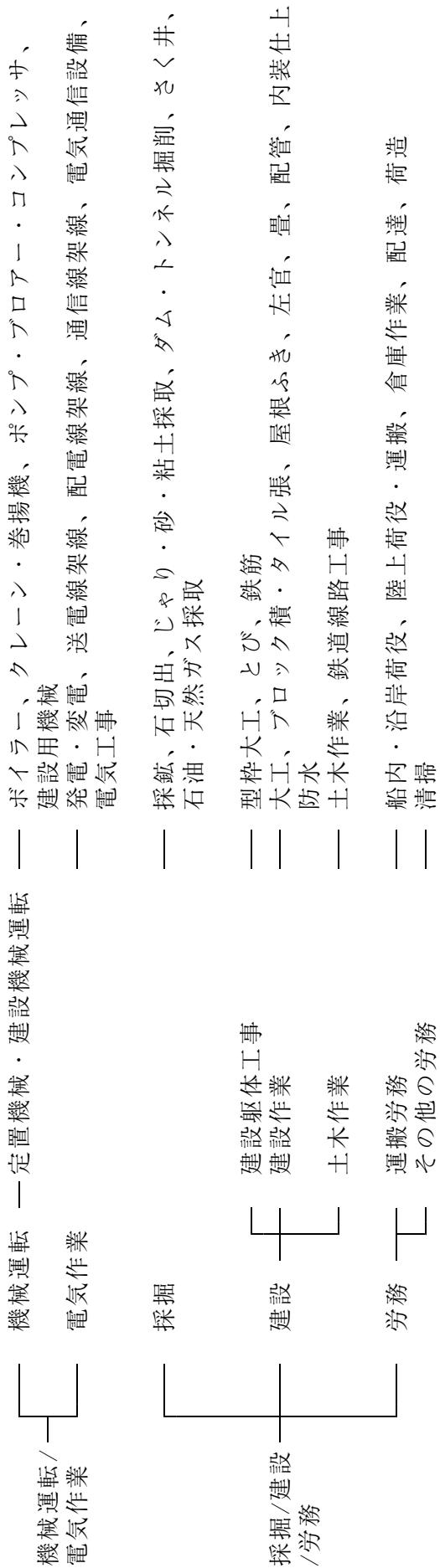
(2) 主な問題点

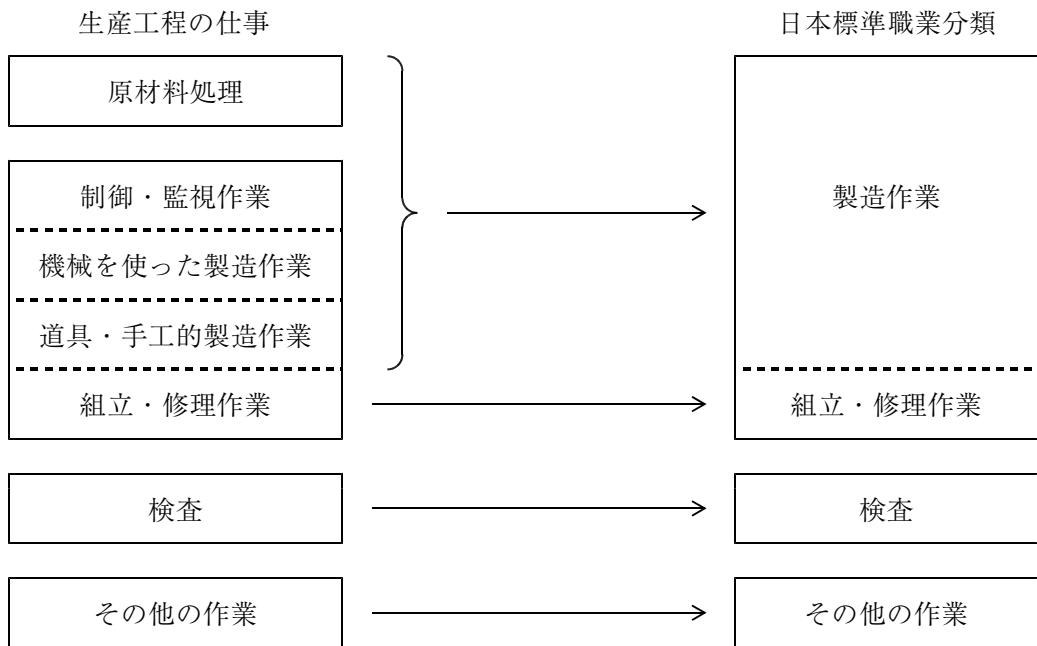
ハローワークの職業紹介では従来、技能工の取扱いが多く、これを反映して大分類 I の亜大分類（製造・制作の職業）には求人・求職者のマッチングに配慮した細かな項目が設定されている。細分類レベルの項目数をみると、大分類 I は全体の 6 割以上をしめている。しかし、現実の求人をみると大分類 I のしめる比率は全体の 3 割程度である。求人の比率に比べて項目数の比率が高すぎるといえる。この点を是正するためには細分類項目の大幅な見直しが必要である。

見直しの方向はふたつある。ひとつは、求人・求職者数を基準にして利用度の低い項目（すなわち求人・求職者数の相対的に少ない項目）を整理することである。その際、集約項目と特掲項目に分類された求人件数は次の 3 つのケースに分かれるので、それに応じた項目の整理を行うことが重要である。

図表 35 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の構成（中・小分類項目）

金属材料	製銅・製鋼、圧延、鑄物、鍛造、熱処理、伸線、非鉄金属製鍊
化学業製品	基礎的化工品、ガラス成形、施ゆう・ほうろう、れんが・かわら、絵付、セメント製品
土石製品	精穀、製粉、製糖・菓子、豆腐・こんにゃく・ふ、かん詰・びん詰・レトルト
精穀・製粉・調味食品	精穀類、パン・菓子、豆乳製品、食肉加工、水産物加工
飲料	乳・乳製品、清酒、酒類、清涼飲料、たばこ
衣・竹・草・つる製品	粗糸、精糸、合糸・ねん糸、織機準備、織布、漂白・精練、染色、婦人編物・編立、綱・網
木・竹・草・つる製品	裁断材・チップ、合板、木工・木彫、木製家具・建具、船大工、竹細工、
パルプ・紙・紙製品	とく・き柳・草・つる
印刷・製本	パルプ・紙料、紙すき、加工紙、紙器、紙製品
ゴム・プラスチック製品	文字組版、製版、印刷作業、製本
革・革製品	原料ゴム加工、ゴム製品、プラスチック製品成形・加工
装身具等身の回り品	製革、靴
貴金属・宝石・甲・角細工、印判、模型・模造品	かばん・袋物、がん具、ちようちん・うちわ、ほうき・ブラシ、漆器、
金属加工	貴金属
溶接・溶断	金属工作機械、金属プレス、鉄工・製缶、板金、金属彫刻、めつき、表面処理、針金・針・ばね
一般機械	電気溶接、ガス溶接・溶断
電気機械	金属加工
組立	電気機械、電気通信機器、電球・電子管、被服電線、半導体、電子応用機器
	自動車、自動車整備、航空機、鉄道車両、自転車、船舶・船舶機器
	計量計測機器・光学機械器具一計量計測機器・光学機械器具
その他	内張、表具、塗装、画工・看板制作、写真、製図・写図、現図、包装





図表 36 生産工程の仕事と日本標準職業分類

- ①集約コードに求人が集中し、特掲コードに分類される求人は相対的に少ないケース
- ②特掲コードに求人が集中し、集約コードに分類される求人は相対的に少ないケース
- ③集約コードと特掲コードにそれぞれ分類された求人は、おおよそ同程度であるケース
第 1 のケースでは集約職業を重視した項目の設定、第 2 のケースでは特掲職業を重視した項目の設定を行う。また、第 3 のケースでは求人件数の分布などを考慮して個別に判断する。

もうひとつの見直しの方向は、現実の求人を分類表に反映させること、つまり現実の職業を分類項目の形で分類表に写し取ることである。これには、現実の職業に合致していない既存の分類項目を修正することと、分類表に設定されていない職業を分類表に設定することのふたつの面がある。前者の例には印刷がある。印刷のプリプレス工程（印刷用の刷版を作成するまでの工程）は大きく変化している。従来、写植機による文字組版の作成と写真製版の組合せによって刷版を作成するのが主流であったが、現在では DTP ソフトを使用したパソコンコンピュータ上での組版作成とそのデータを刷版に焼き付ける技術が主流になっている。このプリプレス工程の変化に対応した分類項目を設ける必要がある。

後者については、求人が増加しているにもかかわらず分類項目が設定されていない職業がある。たとえば、商品注文リスト等にもとづいて該当商品を選び出す作業であるピッキングや、住宅の外壁をモルタル仕上げにするのではなくサイディングや ALC の外壁を取り付けする仕事をなどが該当する。

これ以外に大きな問題としては、求職者の現実にどのように対応するのかという問題がある。製造や工場作業といった大くりの仕事を希望する求職者が少なからずいる。大分類 I

の重大分類（製造・制作の職業）に設定されている中・小・細分類項目は、いずれも特定の製品の製造に関係した職業である。つまり各分類項目は、明確な職務範囲と職務内容を伴っていることが特徴になっている。分類体系が、機械操作、手工的作業、単純作業などに分かれているのであれば、単純作業の下に設定する項目次第ではこのような求職者を位置づけることも可能であると思われるが、製品の種類を問わず、また仕事の種類を問わないといった求職者を職業分類表の項目に位置づけることは現行の体系では極めて難しい。ただし、このような求職者の仕事を労務的なものに限定するのであれば、労務の職業に設定する項目によっては対応は可能とも考えられる。

(3) 改訂素案

大分類 I の見直し作業の結果を要約すると図表 37 のようになる。小分類項目別の見直し結果と変更理由を示したものが図表 38 の改訂素案である。改訂素案の中から分類項目だけを抜き出してその異同を図示すると図表 39 の新旧対照表になる。

図表37 大分類I「生産工程・労務の職業」の細分類項目改訂素案の総括表

改訂案	該当項目 (現行分類番号)	主な改訂理由
新設	569	電気とガスの両方の溶接作業に従事する溶接工を分類する受け皿として中分類56に新たに小分類レベルの雑多項目を設けた。
再編	571、572	機械の組立と修理の2項目に分かれていた小分類を機械の種類別に原動機、金属加工機械、産業用機械、機械部品の4項目に再編した。
統合	632、633 643、644 645、646 651、652 681、682	酒類製造工：職業の類似性、求人規模等を考慮して清酒と酒類を統合した。 織布工：準備と織機操作とに分かれていた織布工程の2項目を統合した。 染色・仕上げ工：精練・漂白と染色とに分かれていた染色工程の2項目を統合した。 紳士・婦人・子供服仕立職・修理工：婦人・子供服と紳士服に分かれていた仕立職を一本化した（細分類レベルで婦人・子供服と紳士服は別々に設定した）。 文字組版・製版作業員：印刷工程の変化を反映させるため文字組版と製版を統合した。
分割	712、71940 535 551 553	がん具製造工と運動具製造工を統合して、ひとつの小分類項目とした。 求人規模や仕事内容の違いを考慮して項目を分割した。 陶磁器製造工、ファインセラミックス製品製造工 汎用金属工作機械工、数値制御金属工作機械工 鉄工、製缶工
項目名の変更	602 604 641 642 733 755 791 795 521 522	細分類レベルに設定された項目を総括する名称として適切であるかどうか、簡潔で分かりやすいかどうかという観点から見直しを行った。 時計組立工・修理工 → 時計類組立工・修理工 レンズ研磨工・調整工 → レンズ研磨工・加工工 粗紡工、精紡工 → 紡績工 合糸工、ねん糸工、加工糸工 → ねん糸工、加工糸工 ポンプ・プロアー・コンプレッサー運転工 → ポンプ・送風機・圧縮機運転工 さく井工、石油・天然ガス採取工 → さく井工、ボーリング工 船内・沿岸荷役作業者 → 港湾荷役作業者 荷造工 → こん包工 オペレーターの名称になつている項目は、仕事内容を的確に反映したものになるよう見直しを行った。 基礎的化学製品製造オペレーター → 基礎的化学製品製造工 石油精製オペレーター → 石油精製工

524 537	石けん・洗剤・油脂製品オペレーター → セメント生産オペレーター → セメント製造工	求人件数の少ない小分類項目は廃止し、同一中分類内の小分類レベルの雑多項目の中に細分類項目として移動した。
細分類への格下げ	533、536、555、613、654、665、666、667、713、715、717、722、725、726、727	施設工、ほうろうがけ工、金属彫刻工、草・き柳・草・つる製品製造工、ちょうちん・うちわ製造工、漆器工、印判師、表具師、写図工、現図工
ひとつの中分類項目のもとに小分類項目が 10 項目以上設定されているもの	細分類項目 小分類への格上げ	中分類 55 「金属加工の職業」(小分類 10 項目) 中分類 58 「電気機械器具組立・修理の職業」(小分類 10 項目)
細分類項目	559-10 559-20 589-40 659-10 71-9-10 719-30 739-40 809-20 809-30 の一部	求人規模を考慮して小分類レベルに格上げした。 金属製家具・道具製造工 金属製品製造工(一貫作業によるもの) 電子機器部品製造工 パタンナー 楽器製造工 筆記用具製造工 玉掛工 選別工 軽作業員*
新設	624-10 ~ 99	分類基準の変更：仕事別に代わり製品別に缶詰・瓶詰・レトルト食品製造工の 3 項目を設定した。 ピッキング作業に対応する項目として商品選別工を設定した。
分割	809-20 の一部	工具製造工を治工具製造工と金型製造工に分割した。
項目名の変更	655-20 728-10 734-10 755-20 777-20 777-30 809-30 ~ 37	衣服以外のミシン縫製工 → 身の回り品ミシン縫製工 機械包装工 → 製品包装工 建設機械運転工 → 車両系建設機械運転工 試すい工 → ボーリング工 建具ガラスはめ込工 → 建具ガラス取付工 室内装飾工 → 内装工 ～雜務員 → ～軽作業員
特掲項目の細分類独立	519-53 539-51	求人の多い特掲項目は細分類レベルに項目を設定した。 非破壊検査員 ガラス製品検査工

582-23	589-51 589-76 599-21 603-31 721-23 792-14 794-21 794-23 801-21 801-22 809-31	テレビ・画像端末機組立工 液晶表示部品製造工 電子部品検査工 自動車検査工 カメラ組立工 自動車内張工 引越し作業員 新聞配達員 ルートセールス員 ごみ処理作業員 し尿処理作業員 用務員 公園・ゴルフ場整備員	
	809-38	個人宅掃除員*	
	349-10 559-99 689-99 728-99 779-99 809-99 809-99 809-99	自動車解体工、ダイカスト工 DTPオペレーター ラベル・シール貼工 外壁工*、住宅水回り設備取付工* 淨化槽清掃員 小売店軽作業員* 会場設営作業員*	
			(注) *印は仮置きの項目名である。

図表 38 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る改訂素案

現行(平成 11 年改訂)		新規求人合計	集約・特掲コード合計	改訂素案	主な改訂理由
I 生産工程・労務の職業		2,108,387			
51 金属材料製造の職業		29,702			
511 製銑工、製鋼工		2,654	511 製銑工、製鋼工		
511-10 製銑工		410	511-01 製銑工		○求人特掲項目(枝番)の職業名については、いずれの求人規模とも小さいことから、細分類の項目には採用しない。
511-11 焼前工(高炉)		97	534	511-02 製鋼工	
511-12 樋管理工(高炉)		7		511-03 鋳物用鉄浴融工	
511-13 鋳銑機工		20		511-99 他に分類されない製銑工、製鋼工	
511-20 製鋼工		864			
511-21 溶銑予備処理工		0			(分類番号の対応)
511-22 転炉工		2			511-01 : 511-10~13
511-23 電気炉工(製鋼)		77			511-02 : 511-20~27
511-24 取べ(鍋)精錬工		10			511-03 : 511-30~32
511-25 造塊工		46			511-99 : 511-99
511-26 連続鋳造工(製鋼)		11			
511-27 連鑄精整工		0			
511-30 鋳物用鉄浴融工		339			
511-31 キュボラ工(鋳物)		4			
511-32 電気炉工(鋳物)		372			
511-99 他に分類されない製銑工、製鋼工		29			
512 非鉄金属製鍊工		344			
512-11 非鉄金属溶融炉工		1,957	512-12 非鉄金属製鍊工		○求人
512-10 非鉄金属溶融炉工		626	512-01 非鉄金属溶融炉工		「非鉄金属浸出・浄液工」「銅製鍊工(電解法を除く)」「貴金属製鍊工」「金属ウラン製鍊工」
512-20 非鉄金属浸出・浄液工		36	512-02 非鉄金属電解工		
512-30 非鉄金属電解工		380	512-03 半導体材料製鍊工(多結晶シリコンなど)		
512-40 銅製鍊工(電解法を除く)		13	512-04 非鉄金属鍛込造塊工		
512-50 貵金属製鍊工		16	512-99 他に分類されない非鉄金属製鍊工		
512-60 半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)		333			
512-70 金属ウラン製鍊工		2			
512-80 非鉄金属鍛込造塊工		193			
512-99 他に分類されない非鉄金属製鍊工		142			
513 鋳物工		6,310	513 鋳物工		
513-10 調砂工		451	513-01 調砂工		○求人
513-20 中子工		554	554	513-02 中子工	すべての細分類の単位で一定規模の求人があるため、
513-30 鑄型工		629	1,566	513-03 鑄型工	それぞれの集約職業名を細分類の項目に設定する。
513-31 手込造型工		655		513-04 鑄込工	

513-32 機械込造型工	282	513-99 他に分類されない鋳物工
513-40 鋳込工	476	476 740 (分類番号の対応) 513-01 : 513-10 513-02 : 513-20 513-03 : 513-30~32 513-04 : 513-40 513-99 : 513-99
514 鋳造工	4,887	514 鋳造工
514-10 鋳造操炉工	446	446 514-01 鋳造操炉工 514-02 自由鍛造工 514-03 型鍛造工 514-04 手かじ (鍛冶) 工 514-99 他に分類されない鍛造工 (分類番号の対応)
514-20 自由鍛造工	287	514-01 : 514-10
514-21 鋳造プレス工	505	514-03
514-22 鋳造ハンマ工	927	514-04
514-30 型鍛造工	135	514-99
514-31 型鍛造、プレス工	127	
514-32 型鍛造、シマ工	13	
514-40 手かじ (鍛冶) 工	982	994 514-02 : 514-20~22
514-41 工具かじ工	12	514-03 : 514-30~32
514-98 鋳造工助手	47	514-04 : 514-40~41
514-99 他に分類されない鋳造工	596	514-99 : 514-98、99
515 金属熱処理工	1,878	515 金属熱処理工
515-10 金属熱処理工	1,571	515-01 金属熱処理工 (分類番号の対応) 37 12 515-01 : 515-10~15
515-11 焼なまし・焼ならし工		
515-12 焼入焼戻し工 (高周波・浸炭を除く)	12	1,705
515-13 高周波焼入焼戻し工	74	
515-14 浸炭焼入焼戻し工	10	
515-15 窑化・軟塗化工	1	
516 圧延工	2,702	516 圧延工
516-10 圧延加熱炉工	134	134 516-01 熱間圧延工 516-02 冷間圧延工 516-03 溶接鋼管工 516-99 他に分類されない圧延工 (分類番号の対応)
516-20 热間圧延工	98	
516-21 条鋼圧延工 (線材、形鋼、棒鋼)	260	
516-22 鋼板圧延工 (厚板、熱延)	108	
516-23 シームレス鋼管工 (中径、小径)	535	
516-30 冷間圧延工	69	
516-31 電磁鋼板工	53	53 516-01 : 516-20~23
516-32 ステンレス鋼板工	0	516-02 : 516-30~34
516-33 表面処理鋼板工	176	516-03 : 516-40~43
516-34 展延工 (非鉄金属箔)	117	516-99 : 516-10、-50、-60、-99
516-40 溶接鋼管工	221	
	634	681

○求人
数百件の求人規模がある細分類を維持し、
それぞれの集約職業名を細分類の項目名に設定する。

○求人
各加工種類別の求人者数は非常に少なく、
細分類に設定する必要性は乏しい。細分類は集約項目
「金属熱処理工」に一本化する。

○求人
求人規模が年間100件程度にとどまる「圧延加熱炉工」
「圧延仕上工」「圧延ロール整備工」を廃止し、
「熱間圧延」「冷間圧延」「溶接鋼管」と雑多項目
に整理する。

516-41	大径管工（スパイラル、UO管）	0	
516-42	電縫管工	43	
516-43	鍛接管工	4	
516-50	圧延仕上工	149	149
516-60	圧延ロール整備工	32	32
516-99	他に分類されない圧延工	157	157
517	伸線工	731	517 伸線工
517-10	伸線工	720	517-01 伸線工 (分類番号の対応) 517-01 : 517-10
519	その他の金属材料製造の職業	8,583	○求人 求人規模は720件にとどまるが、金属材料製造の主要な作業であることから、小分類の項目として維持する。
519-10	金属材料原料工	286	○求人 1. 「スクラップ整理工」「粉末冶金製品製造工」は廃止する。
519-11	鉱石焼結工	63	519-01 鑄物仕上工 519-02 金属材料製造検査員
519-12	ペレット工	6	519-03 他に分類されない金属材料製造の職業 (分類番号の対応)
519-20	スクラップ整理工	164	519-99 他に分類されない金属材料製造の職業 (分類番号の対応)
519-21	スクラップ切断工	48	519-01 : 519-30~34
519-22	スクラップ・ヤード工	7	519-02 : 519-50~52
519-30	鑄物仕上工	1,168	519-03 : 519-53
519-31	鑄物型ばらし工	20	519-99 : 519-10~12、20~22、40~42、99
519-32	ショット・ブリスト工	237	
519-33	鑄物はつり工	107	
519-34	鑄物切断・補修工	12	
519-40	粉末冶金製品製造工	144	
519-41	粉末冶金成形工	86	
519-42	粉末冶金焼結工	9	
519-50	金属材料製造検査工	535	
519-51	原材料試験検査工	151	
519-52	中間製品検査工	120	
519-53	非破壊検査員	3,146	
519-99	他に分類されない 金属材料製造の職業	1,247	
52	化学製品製造の職業	26,442	○求人 相対的に求人が少なく、複数製品を扱う求人職種を分類しにくいことから、細分類を一元化する。また、基礎的化学製品製造の職務は、オペレーター業務と現場監視業務に大別できる。
521	基礎的化学製品製造 オペレーター	8,204	一般に「製造工」の名稱が用いられるところから、項目名を「基礎的化学製品製造工」に改称する。
521-10	基礎的化学製品製造オペレーター	4,893	○求人 小分類項目名の変更
521-11	石油化学製品製造オペレーター	265	521 基礎的化学製品製造工
521-12	有機薬品製造オペレーター	73	521-01 基礎的化学製品製造工 (分類番号の対応)
521-13	無機材料製造オペレーター	688	7,150
521-14	化学肥料製造オペレーター	11,9	
521-15	汎用樹脂製造オペレーター	1,112	521-01 : 521-10~15
522	石油精製オペレーター	531	

522-10 燃料製造オペレーター	136	2	178 小分類項目名の変更	○求人 求人件数が相対的に少なく、ハローワークでの利用度が低いことから、細分類を一本化する。
522-11 LPG製造オペレーター	40	522-01 石油精製工	522-01 石油精製工	○項目名 石油精製の職務は、オペレーター業務とバトロール業務に大別でき、一般に「精製工」の名称が用いられることがあります。「石油精製工」に改称する。
522-12 調滑油製造オペレーター	84	84 (分類番号の対応)		
522-20 石油タンクオペレーター	18	18 (分類番号の対応)		
522-30 他に分類されない石油精製	136	136 522-01 : 522-10~99		
オペレーター				
523 化学繊維工	863	523 化学繊維工	523-01 化学繊維工	○求人 集約項目は工程別に並んでいるものの、寄せられる求人職種は、化学繊維工が多数を占める。加えて、求人件数は相対的に少ないので踏まえ、細分類は「化学繊維工」に一元化する。
523-10 原液調整工	115	115	411 (分類番号の対応)	
523-20 化学繊維紡糸工	411	411	107 (分類番号の対応)	
523-30 化学繊維後処理工	107	116	9 523-01 : 523-10~31	
523-31 化学繊維精練・漂白工				
524 石けん・洗剤・油脂製品製造	474			
オペレーター				
524-10 石けん製造オペレーター	161	161 小分類項目名の変更	○求人 求人は、集約項目の「石けん製造オペレーター」に161件、「合成洗剤製造オペレーター」に88件、「油脂製品製造工」に161件、「硬化油製造オペレーター」に180件、「脂肪酸製造オペレーター」に9件、「グリセリン製造オペレーター」に0件、「医薬品・化粧品製造工」に2,824件、「医薬品・化粧品仕上工」に75件、「抗生物質母培養工」と「化粧品製造工」に集まる。残る集約項目の「抗生素質母培養工」と枝番の「製剤工」、「医薬品仕上工」は職安での利用度が低い。	
524-20 合成洗剤製造オペレーター	88	88 524 石けん・洗剤・油脂製品製造工	524-01 石けん・洗剤・油脂製品製造工	
524-30 油脂製品製造オペレーター	161		10 (分類番号の対応)	
524-31 硬化油製造オペレーター	10		9 524-01 : 524-10~33	
524-32 脂肪酸製造オペレーター	9			
524-33 グリセリン製造オペレーター	0			
525 医薬品・化粧品製造工	5,209	525 医薬品・化粧品製造工	525-01 医薬品製造工	○求人 求人の圧倒的多数は、集約項目の「医薬品製造工」と「化粧品製造工」に集まる。残る集約項目の「抗生素質母培養工」と枝番の「製剤工」、「医薬品仕上工」は職安での利用度が低い。
525-10 医薬品製造工	2,824		150 3,049 (分類番号の対応)	
525-11 製剤工			75 1,774 1,774 525-01 : 525-10~20	
525-12 医薬品仕上工				
525-20 抗生物質母培養工	12	12 (分類番号の対応)		
525-30 化粧品製造工	1,774		525-02 : 525-30	
529 その他の化学製品製造の職業	11,161		529 その他の化学製品製造の職業	○求人 集約項目のなかで、相対的に求人件数の多い「化学製品原料粉碎工」「感光材料製造工」「フィルム製造工」「塗料・絵具・インキ製造工」を細分類に残す。他方、求人が52件にとどまる集約項目の「製塩工」は、製造工程の自動化が進み、職安での活用度も低いことから整理する。また、枝番の「感光紙製造工」は求人が93件にとどまり、実務利用の頻度が相対的に低いことから見直す。
529-10 化学製品原料粉碎工	300	300	529-01 化学製品原料粉碎工	
529-20 製塩工	52	52 529-02 感光材料製造工	529-02 感光材料製造工	
529-30 感光材料製造工	146		529-03 フィルム製造工	
529-31 フィルム製造工	901	1,140 529-04 塗料・絵具・インキ製造工	529-04 塗料・絵具・インキ製造工	
529-32 感光紙製造工	93		529-05 農薬・殺虫剤製造工	
529-40 塗料・絵具・インキ製造工	1,926	1,926 529-06 化学製品検査工	529-06 化学製品検査工	
529-50 農薬・殺虫剤製造工	147	147 529-99 他に分類されない化学製品製造の職業	529-99 他に分類されない化学製品製造の職業	
529-60 化学製品検査工	3,258	3,258 (分類番号の対応)	3,066 529-01 : 529-10	
529-99 他に分類されない化学製品製造			529-02 : 529-30	
の職業			529-03 : 529-31	
			529-04 : 529-40	

		529-05 : 529-50 529-06 : 529-60	
53	窯業製品製造の職業	24,633	
531	窯業原料工	594	531 窯業原料工
531-10	原料工	217	531-01 窯業原料工
531-11	原石粉碎工	38	○求人 寄せられる求人は、「原料工」(531-10)で217件、「ガラス溶融炉工」(531-20)で32件、「窯業土練工」(531-30)で13件、「シャモット工」(531-40)は0件となる。集約項目の利用度は相対的に低く、項目を細分化する必要性は薄い。
531-12	原料調合工	116	(分類番号の対応) 531-01 : 531-10~99
531-13	原料か焼工	2	
531-20	ガラス溶融炉工	32	
531-30	窯業土練工	13	
531-31	陶磁器土練工	1	
531-32	れんが・かわら類土練工	61	
531-40	シャモット工	47	
531-99	他に分類されない窯業原料工	0	
532	ガラス製品製造工	6,473	532 ガラス製品製造工
532-10	ガラス成形工	955	○求人 相対的に利用頻度の高い「ガラス成形工」、「ガラス織維製造工」、「ガラスカッティング工」を細分類に残す。このうち、「ガラスカッティング工」の枝番の「ガラスカッティング工」には342件の求人が寄せられ、集約項目の「ガラスカッティング工」(112件)より職安での活用度が高い。このため、新たな項目名は、集約項目の「ガラスカッティング工」と枝番の「ガラス研磨工」を統合させた「ガラススカラット・研磨工」とする。また、集約項目のうち、相対的な利用度が低い「ガラス熱加工工」(21件)、「鏡鏡引き工」(39件)、「ガラス熱処理工」(3件)は整理・見直しする。
532-11	板ガラス成形工	190	532-01 ガラス成形工
532-12	製びん工	72	532-02 ガラス織維製造工
532-13	吹きガラス成形工	24	532-03 ガラスカット・研磨工
532-14	ガラスプレス成形工	12	532-99 他に分類されないガラス製品製造工
532-15	ガラス管成形工	88	(分類番号の対応)
532-20	ガラス織維製造工	847	532-01 : 532-10~15
532-30	ガラス熱加工工	21	532-02 : 532-20
532-31	バーナー加工工	9	532-03 : 532-40~42
532-32	ガラス火切・口焼工	30	532-99 : 532-30~32、50、60~61、99
532-40	ガラスカッティング工	112	
532-41	ガラスカット工	30	
532-42	ガラス研磨工	484	
532-50	鏡鏡引き工	342	
532-60	ガラス熱処理工	39	
532-61	ガラス徐冷工	39	
532-99	他に分類されないガラス製品 製造工	4	
533	施ゆう工、ほうろうがけ工	439	539 の細分類に格下げ
533-10	ゆう薬工	46	○求人 集約項目の「ゆう薬工」には46件、「ゆう薬かけ工」は41件、「ほうろう焼入・仕上工」は308件の求人が寄せられ、職安での利用度は相対的に低い。集約・枝番含めて、全体でも求人は439件にどまり、小分類を維持する慣習的理由が見あらないことから、雑多項目に移行する。
533-11	ゆう薬原料調合工	24	
533-12	フリット工	70	
533-20	ゆう薬かけ工	0	
533-21	施ゆう機工	41	
533-22	施ゆう仕上工	0	
533-30	ほうろう焼入・仕上工	44	(分類番号の対応) 539-01 : 533-10~30
		308	308

150	534 れんが・かわら類製造工 534-10 れんが・かわら類成形工 534-11 れんが・かわら類プレス成形工 534-12 れんが・かわら類押出成形工 534-20 れんが・かわら類乾燥工 534-30 れんが・かわら類焼成工 534-31 れんが・かわら類炉出人工 534-99 他に分類されないれんが・かわら類製造工 535 陶磁器製造工、ファインセラミック製品製造工	1,016 539 65 11 5 24 6 74 4,497	534 れんが・かわら類製造工 534-01 れんが・かわら類製造工 (分類番号の対応) 534-10~99 534-01 : 534-10~99 30 74	○求人 寄せられる求人は、集約項目の「れんが・かわら類成形工」で539件、「れんが・かわら類乾燥工」で534件、「れんが・かわら類焼成工」で24件にとどまる。加えて、枝番への求人も2精台にとどまり、集約・枝番とも職安での利用度は低い。項目を細分化する必要性に乏しいことから、細分類は「れんが・かわら類製造工」に一元化する。
			小分類項目の分割	
	535-10 陶磁器製造工 535-11 陶磁器成形工 535-12 陶磁器研磨工 535-13 陶磁器レース加工工 535-14 陶磁器焼成工 535-20 フайнセラミック製品製造工 535-98 陶磁器製造工見習	615 295 43 0 83 2,758 21	535 陶磁器製造工 535-01 陶磁器製造工 (分類番号の対応) 535-01 : 535-10~14、98 53A フайнセラミック製品製造工 53A-01 フайнセラミック製品製造工 (分類番号の対応) 53A-01 : 535-20	○求人 「陶磁器製造工」(535-10) は、求人件数の少ない枝番を集約し、項目名を一本化する。他方、「ファインセラミック製品製造工」は、求人が2,758件寄せられ実務利用の頻度が高いことから、小分類で独立させる。このため、小分類の535は、「陶磁器製造工」と「ファインセラミック製品製造工」に分割される。
	536 窯業絵付工 536-10 陶磁器画工 536-20 転写絵付工 536-30 陶磁器吹付工 536-40 絵付線引き工 536-50 盛絵付工 536-98 窯業絵付工見習	131 62 20 2 2 15 0 0 143	536 窯業絵付工 536-10 陶磁器画工 536-20 転写絵付工 536-30 陶磁器吹付工 536-40 絵付線引き工 536-50 盛絵付工 536-98 窯業絵付工見習 537 セメント生産オペレーター	○求人 集約項目の「陶磁器画工」への求人は64件、「転写絵付工」は20件、「陶磁器吹付工」は2件、「絵付線引き工」は15件、さらに「盛絵付工」は0件と、職安での利用頻度は低い。小分類を維持する積極的理由に欠けることから、雑多項目に移行する。
	537-10 セメント生産オペレーター	132	132 小分類項目名の変更	○職業名 セメント生産の職務は、オペレーター業務とパトロール業務に大別できる。一方、枝番は、「製造工」の名称が用いられることがから、項目名を「セメント製造工」に改称する。
	538 セメント製品製造工 538-10 コンクリート製品製造工 538-11 コンクリートブロック製造工 538-12 コンクリートパネル製造工 538-13 セメントスレート製造工 538-14 コンクリートパイプ製造工 538-20 生コンクリート製造工 538-99 他に分類されないセメント	7,267 3,962 576 207 97 222 1,048 1,048 572	538 セメント製品製造工 538-01 コンクリート製品製造工 538-02 生コンクリート製造工 538-99 他に分類されないセメント製品製造工 (分類番号の対応) 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10 537-01 : 537-10	○求人 求人の圧倒的多数は、集約項目の「コンクリート製品製造工」(3,962件)と「生コンクリート製造工」(1,048件)に集まる。一方、枝番は、「コンクリートブロック製造工」は576件、「コンクリートパネル製造工」で207件、「セメントスレート製造工」で97件、「コンクリートパイプ製造工」で222件にとどまる。細分類は、相対的に利用度の高い「コンク

製品製造工			538-99 : 538-99	リート製品製造工と「生コンクリート製造工」に整理する。
539	その他の工業製品製造の職業	4,073	539 その他のお業製品製造の職業	
539-10	石灰・石こう製品製造工	69	539-01 施設用材製造工、(はうろうがけ工)	
539-11	生石灰・消石灰生産オペレーター	106	539-02 純業塗付工	○求人 集約項目のうち、相対的に利用頻度の高い、「研磨用材製造工」(753件)は細分類に残す。
539-12	ドロマイド生産オペレーター	1	539-03 研磨用材製造工	(528件)と「純業製品検査工」(753件)は細分類に残す。
539-13	焼石こう製造工	2	539-04 純業製品検査工	同時に、求人数が相対的に少ない、「石灰・石こう製品製造工」
539-14	石こう製品製造工	165	539-05 ガラス製品検査工	(69件)、「七宝工」(26件)、「るっぽ製造工」(16件)は
539-20	七宝工	26	539-99 他に分類されない純業製品製造の職業	整理・見直しする。なお、枝番のうち、「ガラス製品検査工」
539-30	るっぽ製造工	16		には、年間1,170件の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。
539-40	研磨用材製造工	528	528 (分類番号の対応)	職業紹介の利便性に資するため、枝番の「ガラス製品検査工」を 細分類に採録する。
539-50	純業製品検査工	753	539-01 : 533	
539-51	ガラス製品検査工	1,170	539-02 : 536	
539-52	れんが・かわら類検査工	62	539-03 : 539-40	
539-53	陶磁器検査工	125	539-04 : 539-50、52、53	
539-99	他に分類されない純業製品製造の職業	762	539-05 : 539-51	
54	土石製品製造の職業	2,428	539-99 : 539-10~14、20~30、99	
541	石工	1,728	541 石工	
541-10	石割工	91	541-01 石工	○求人 集約項目の「石割工」への求人は91件、「石切工」は283件、
541-20	石切工	283	316 (分類番号の対応)	「石研磨工」は160件、「石彫工」は278件、「墨出し工」は
541-21	石工旋盤工	33	541-01 : 541-10~98	53件、「石積工」は66件、「石工見習」は135件が寄せられ、
541-30	石研磨工	160		実務利用の頻度は相対的に低い。加えて、石材企業の多くは
541-31	機械研磨工	141		中小企業で、職務を細分化せず、多能工として仕事をしている
541-40	石彫工	278		ことから、細分類は「石工」に一元化する。
541-50	墨出し工	53		
541-60	石積工	66		
541-98	石工見習	135		
549	その他の土石製品製造の職業	700	549 その他の土石製品製造の職業	
549-10	石細工工	70	549-01 その他の土石製品製造の職業	○求人 「石細工工」(549-10)は、年間求人件数が70件にとどまるこ
549-20	石綿製品製造工	85	(分類番号の対応)	から維多項目に移行する。「石綿製品製造工」(549-20)は、
549-99	他に分類されない土石製品製造の職業	502	549-01 : 549-10、99 削除 : 549-20 (石綿製品製造工)	06年9月から石綿製品の製造が禁上となったことから削除する。
55	金属加工の職業	243,317		
551	金属工作機械工	96,250	小分類項目の分割	○小分類項目の分割 求人規模の大きさ等を考慮し、機械の種類別
551-10	汎用金属工作機械工	15,372	551 汎用金属工作機械工	(汎用金属工作機械、數値制御金属工作機械)に小分類を2分割
551-11	旋盤工	9,837	551-01 旋盤工	する。
551-12	ボル盤工	1,483	551-02 ボール盤工	○求人 細分類項目のうち、年間新規求人件数が1,000件以上の職業名を 存続する。
551-13	中ぐり盤工	271		
551-14	フライス盤工	4,605	551-03 フライス盤工	
551-15	歯切盤工	465	551-04 研削盤工・仕上機械工	
551-16	研削盤工・仕上機械工	4,040	551-99 他に分類されない汎用金属工作機械工	

551-20	数値制御金属工作機械工 (特殊加工機を除く)	16,326	(分類番号の対応)		○金属特殊加工機工 枝番の求人規模は多いものでも年間数百件にとどまるところから、これらを集約項目「金属特殊加工機工」に統合。金属工作加工機を用いて金属切断の作業に従事する者は569-01（その他の金属溶接溶断の職業の細分類）に位置づける。
551-21	NC旋盤工	11,321	551-01 : 551-11		○マシニングセンター・オペレーターは総務省商品分類の名称に従い「マシニングセンター・オペレーター」とする。
551-22	NCボール盤工	133	551-02 : 551-12		
551-23	NC中ぐり盤工	122	551-03 : 551-14		
551-24	NCフライス盤工	1,564	551-04 : 551-16		
551-25	NC研削盤工	335	551-99 : 551-10, -13, -15, -99		
551-26	マシニングセンター・オペレーター	10,085	55A 数値制御金属工作機械工		
551-30	金属特殊加工機工	522	55A-01 NC旋盤工		
551-31	放電加工機工	595	55A-02 NCフライス盤工		
551-32	電子ビーム加工機工	5	55A-03 マシニングセンター・オペレーター		
551-33	レーザー加工機工	620	55A-04 金属特殊加工機工		
551-34	電解加工機工	7	55A-99 他に分類されない数値制御金属工作機械工		
551-99	他に分類されない金属工作機械工	3,722	3,722 (分類番号の対応)		
552	金属プレス工	20,876	552 金属プレス工		
552-10	プレス成形工	12,600	552-01 プレス成形工		○求人 細分類 552-10 「プレス成形工」の新規求人件数は
552-11	打抜プレス工	1,311	552-99 他に分類されない金属プレス工		年間 1 万 2,600 件にのぼるが、関連する特掲項目は
552-12	曲プレス工	1,397			多いものでも、その約 1 割にとどまる。このため、
552-13	絞プレス工	72			集約コード「プレス成形工」に一本化する。
552-14	プレス刻印工	33			
552-20	数値制御プレス機械工	207	552-01 : 552-10～14, 20		
552-99	他に分類されない金属プレス工	1,184	552-26		
553	鉄工、製かん(缶)工	30,654	552-99 : 552-99		
553-10	鉄工	9,966	553 小分類項目の分割		○小分類項目の分割
553-11	建築鉄工	1,738	553 鉄工		○求人規模等の大きさを考慮し、鉄工と製缶工に分割する。
553-12	機械鉄工	278	553-01 建築鉄工		○求人
553-13	造船鉄工	3,891	553-02 造船鉄工		年間新規求人件数が 1,000 件以上の細分類項目を残す。
553-14	橋りょう鉄工	452	553-99 他に分類されない鉄工		○鉄工と鉄骨工
553-15	装飾鉄工	7			○「鉄工」の職業名は「鉄骨工」も一般的に使われているが
553-20	製かん工	12,007			細分類「建築鉄工」に限定されるものであることから、
553-21	ボイラーグループ工	82	553-01 : 553-11		小分類の名称は「鉄工」を維持する。
553-22	圧力容器組立工	40	553-02 : 553-13		○製罐工よりも「製缶工」の呼称が一般的に使われて
553-99	他に分類されない鉄工、 製かん(缶)工	1,244	553-99 : 553-10, -12, -14, -15, -99		いることから (ハローワークの求人名、インターネット検索の結果等)、小分類の名称は「製缶工」とする。
			55B-01 製缶工		

			(分類番号の対応) 55B-01 : 553-20~22、-99
554	板金工	22,552	554 板金工
554-10	板金工	8,534	554-01 建築板金工
554-11	建築板金工	4,931	554-02 工場板金工
554-12	工場板金工	482	554-03 自動車板金工
554-13	自動車板金工	8,236	554-99 他に分類されない板金工 (分類番号の対応) 554-01 : 554-11 554-02 : 554-12 554-03 : 554-13 554-99 : 554-10
555	金属彫刻工	264	555
555-10	彫金工	104	555 の細分類に格下げ
555-11	かざり職	34	○求人 555 「金属彫刻工」の年間新規求人件数は264件に とどまるため、同小分類は55「金属加工の職業」の 雑多項目5559の細分類に格下げする。
555-12	金型彫刻工	52	
555-20	機械彫刻工	29	
555-30	腐しょく彫刻工 なつ(捺)染ロール彫刻工	4	○求人 555-30 「腐しょく彫刻工」、「なつ(捺)染ロール彫刻工」の年間新規求人件数は264件にとどまるため、同小分類は55「金属加工の職業」の雑多項目5559の細分類に格下げする。
555-31	他に分類されない金属彫刻工	1	
555-99	他に分類されない金属彫刻工	17	
556	めっき工	5,839	556 めっき工
556-10	電気めっき工	1,801	○求人 556-10 「電気めっき工」以外の細分類は、年間新規求人件数が1,000件未満のため廃止する。
556-20	化学めっき工	92	
556-30	溶融めっき工	461	
556-40	溶射工	241	(分類番号の対応) 556-40 「溶射工」の年間新規求人件数は264件にとどまるため、同小分類は55「金属加工の職業」の雑多項目5559の細分類に格下げする。
556-50	真空・気相めっき工	183	
556-60	陽極処理工	309	
556-70	化成処理工	223	
556-99	他に分類されないめっき工	1,034	
557	金属研磨工	6,918	557 金属研磨工
557-10	金属材料・製品研磨工	3,893	○求人 557-10 「金属材料・製品研磨工」の年間新規求人件数が1,000件未満のため廃止する。
557-11	工具研磨工	216	
557-12	刃物とぎ工	75	
557-20	金属手仕上工	915	
557-21	のこ目立職	33	
557-22	金属やすり掛け工	153	
557-23	金属きさげ工	2	
557-24	金属はつり工	1,128	
558	金属線製品・くぎ・ばね製造工	2,477	558 金属線製品・くぎ・ばね製造工 (分類番号の対応) 558-01 : 558-02 558-02 : 558-03
558-10	金属線製品製造工	543	○求人 558-10 「金属線製品製造工」の年間新規求人件数が1,000件未満のため廃止する。

558-11 ワイヤーロープ製造工 558-12 有刺鉄線製造工 558-13 金網編工 558-14 針製造工 558-15 ピン製造工 558-20 くぎ類製造工 558-30 ばね製造工	264 0 309 246 0 103 902	558-02 くぎ類製造工 558-03 ばね製造工 (分類番号の対応) 558-01 : 558-10~15 558-02 : 558-20 558-03 : 558-30	558-02 くぎ類製造工 558-03 ばね製造工 (分類番号の対応)	製品の種類別に分類された集約コードの単位で細分類を設定する。
			○「くぎ類」の年間求人規模は100件程度にとどまるが、「くぎ類」を細分類から削除した場合、この受け皿となる雑多項目を小分類558に設けなければならないことから「くぎ類」は細分類としての項目を残す。	○「くぎ類」の年間求人規模は100件程度にとどまるが、「くぎ類」を細分類から削除した場合、この受け皿となる雑多項目を小分類558に設けなければならないことから「くぎ類」は細分類としての項目を残す。
			○ハ小分類項目への格上げ 「金属製品製造工（一貫作業によるもの）および「金属製家具・建具製造工」は年間求人規模が約1万件にのぼるため、小分類に格上げする。	○ハ小分類項目への格上げ 「金属製品製造工（一貫作業によるもの）および「金属製家具・建具製造工」は年間求人規模が約1万件にのぼるため、小分類に格上げする。
			○金型製造工 金型は工業製品の製造工程において重要な役割を果たしており、求人規模も大きいとみられるところから、新たに「金型製造工」を細分類項目に設定する。	○金型製造工 金型は工業製品の製造工程において重要な役割を果たしており、求人規模も大きいとみられるところから、新たに「金型製造工」を細分類項目に設定する。
			○治工具製造工 「工具製造工」は「治具」と「工具」をあわせた「治工具」という呼称が広く使われているため、「治工具製造工」に名称変更する。	○治工具製造工 「工具製造工」は「治具」と「工具」をあわせた「治工具」という呼称が広く使われているため、「治工具製造工」に名称変更する。
			○細分類項目の新設 雑多項目のうち求人規模の大きい自動車解体工、ダイカスト工を細分類項目に設定する。	○細分類項目の新設 雑多項目のうち求人規模の大きい自動車解体工、ダイカスト工を細分類項目に設定する。
			559-10 金属製家具・建具製造工 559-11 金属製家具・建具製造工 559-12 金属製建具製造工 559-20 金属製品製造工 (一貫作業によるもの) 559-21 刃物製造工（刃物を除く） 559-22 工具製造工（刃物を除く） 559-23 金具製造工 559-30 けがき工 559-40 ろう付け工、はんだ付け工 559-50 金属切断工（刃物によるもの） 559-60 金型取付工 559-70 金属加工・金属製品検査工 559-99 他に分類されない金属加工の職業	559-10 の小分類格上げ 55C 金属製家具・建具製造工 55C-01 金属製家具・建具製造工 (分類番号の対応) 55C-01 : 559-10~12 559-20 の小分類格上げ 55D 金属製品製造工（一貫作業によるもの） 55D-01 治工具製造工 55D-02 金型製造工 55D-03 刃物製造工 55D-04 金具製造工 55D-99 他に分類されない金属製品製造工 11,727 (分類番号の対応) 55D-01 : 559-22 55D-02 : 559-22 55D-03 : 559-21 55D-04 : 559-23 55D-99 : 559-20
			559-01 けがき工 559-02 ろう付け工、はんだ付け工 559-03 金属切断工（刃物によるもの） 559-04 金型取付工 559-05 金属彫刻工 559-06 自動車解体工 559-07 ダイカスト工 559-08 金属加工・金属製品検査工 559-99 他に分類されない金属加工の職業	559-01 けがき工 559-02 ろう付け工、はんだ付け工 559-03 金属切断工（刃物によるもの） 559-04 金型取付工 559-05 金属彫刻工 559-06 自動車解体工 559-07 ダイカスト工 559-08 金属加工・金属製品検査工 559-99 他に分類されない金属加工の職業
			559 その他の金属加工の職業 (分類番号の対応) 559-01 : 559-30 559-02 : 559-40	559 その他の金属加工の職業 (分類番号の対応) 559-01 : 559-30 559-02 : 559-40

			559-03 : 559-50 559-04 : 559-60 559-05 : 555-10～12、20、30～31、99 559-06 : 559-99 559-07 : 559-99 559-99 : 559-99
56	金属溶接・溶断の職業	60,349	
561	電気溶接工	36,916	561 電気溶接工
561-10	アーク溶接工	22,825	561-01 アーク溶接工 561-02 抵抗溶接工
561-11	被膜アーク溶接工	66	561-03 自動電気溶接機運転工 561-04 溶接ロボット運転工
561-20	抵抗溶接工	277	2,328
561-21	スポット溶接工	2,051	1,115
561-30	自動電気溶接機運転工	1,115	1,115
561-40	溶接ロボット運転工	1,359	1,359 (分類番号の対応)
561-99	他に分類されない電気溶接工	2,069	561-01 : 561-10～11 561-02 : 561-20～21 561-03 : 561-30
562	ガス溶接工、ガス切断工	23,493	562 ガス溶接工、ガス切断工
562-10	ガス溶接工	19,358	562-01 ガス溶接工 562-02 ガス切断工
562-11	酸素アセチレンガス溶接工	165	19,523
562-20	ガス切断工	1,936	1,936 (分類番号の対応)
562-21	アセチレンガス切断工	10	2,009
562-22	大型バーナー工	1	562-01 : 562-10～11 562-02 : 562-20～23
562-23	自動ガス切断機運転工	62	
			569 その他の金属溶接・溶断の職業 (分類番号の対応) 569-01 : 561-99、551-30～34 の一部
57	一般機械器具組立・修理の職業	121,317	
571	一般機械器具組立工	68,201	
571-10	原動機組立工	3,321	小分類571と572を統合し、機械の種類別に整理
571-11	エンジン組立・調整工	2,625	
571-12	タービン組立・調整工	240	57A 原動機組立工・修理工
571-20	金属加工機械組立工	3,002	57A-01 エンジン組立・修理工 57A-99 他に分類されない原動機組立工・修理工
571-21	金属工作機械組立・調整工	2,483	
571-30	産業用機械組立工	14,515	14,515 (分類番号の対応)
571-31	農業用機械組立・調整工	1,429	57A-01 : 571-11、572-10～12 2,126
571-32	建設機械組立・調整工	149	57A-99 : 571-12、572-10～12
571-33	繊維機械組立・調整工		

571-34	印刷機械組立・調整工	1,732		
571-40	機械部品組立工	10,926	57B 金属加工機械組立・修理工	
571-41	ペアリング組立工	1,424	57B-01 金属加工機械組立・修理工	○半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工を利用頻度の高い半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工を細分類に採録する。理由は、①ハローワーク・インターネットサービスで、半導体及び液晶パネルの製造装置組立の求人が、150件程確認できる②日本機械工業連合会の平成18.19年度の機械生産額実績及び20年度見通しで、半導体・液晶パネル製造装置が一般機械生産額で首位を保つ③総務省の『日本標準産業分類』は、農業機械、印刷機械に加え、半導体・フラットパネル製造装置を小分類に採録する④離多項目に多くの半導体・液晶パネル製造装置関連の求人が分類される——ことである。
571-42	変速機組立工	141	57B-99 他に分類されない金属加工機械組立工	
571-43	軸継手組立工	4		
571-44	バルブ組立工	384		
571-45	チーン組立工	46		
571-99	他に分類されない一般機械器具組立工	16,513	57B-01 : 571-21.572-10~12 57B-99 : 571-20.572-10~12	(分類番号の対応)
572	一般機械器具修理工	53,116	57C 産業用機械組立・修理工	
572-10	機械修理工	33,511	57C-01 農業用機械組立・修理工	○機械部品組立工
572-11	動力機械保全・修理工	7,554	57C-02 建設機械組立・修理工	求人が1万件以上寄せられる「機械部品組立工」は、実務利用の頻度が高い。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、「機械部品組立工」を小分類に独立させる。なお「部品」は修理よりも、取替・交換が一般的であることから、「機械部品組立工・修理工」の名称は用いない。
572-12	油圧機械保全・修理工	157	57C-03 印刷機械組立・修理工	
572-20	動力機械検査工	5,651	57C-04 半導体・液晶パネル製造装置組立・修理工	
572-21	油圧機械検査工	323	57C-99 他に分類されない産業用機械組立工・修理	
572-22	油圧機械検査工	85	57C-01 : 571-31.572-10~12 57C-02 : 571-32.572-10~12 57C-03 : 571-34.572-10~12 57C-99 : 571-33.572-10~12	(分類番号の対応)
572-99	他に分類されない一般機械器具修理工	3,070	57D 57D-01 機械部品組立工	
			57D-01 : 機械部品組立工 (分類番号の対応) 57D-01 : 571-40~45	
58	電気機械器具組立・修理の職業	223,937	57E 57E-01 その他的一般機械器具組立・修理の職業	
581	電気機械組立工・修理工	28,042	57E-02 : 571-32.572-10~12 57E-99 : 571-34.572-10~12 57E-99 : 571-33.572-10~12	(分類番号の対応)
581-10	発電機組立・調整工	2,002	57E-01 : 571-20~22	
581-11	発電機巻線工	81	57E-99 : 571-99.572-99	
581-12	産業用発電機組立工	100		

581-13 民家用発電機組立工	47	581-04 電気機械修理工	581-99 他に分類されない電気機械組立工・修理工
581-20 電動機組立・調整工	1,725	581-99 他に分類されない電気機械組立工・修理工	
581-21 電動機巻線工	334		
581-22 産業用電動機組立工	155		
581-23 民家用電動機組立工	52		
581-24 マイクロモーター組立工	91		
581-30 変圧器・変流器・変成器組立・調整工	344	581-01 : 581-10~13、20~24 581-02 : 581-40~43、50~53 581-03 : 581-60~63 581-04 : 581-70~72	
581-31 トランス巻線工	93	882	
581-32 変圧器・変成器組立工	368	581-99 : 581-30~33	
581-33 変流器・変成器組立工	77		
581-40 配電盤・制御板組立・調整工	2,779		
581-41 配電盤組立工	791	4,191	
581-42 制御板組立工	618		
581-43 ディストリビュータ組立工	3		
581-50 開閉制御機器組立工	450		
581-51 ブレーカー組立工	161	971	
581-52 スイッチ組立工	360		
581-60 電気機械部品組立工	9,911		
581-61 整流子組立工	30	10,672	
581-62 整流器組立工	51		
581-63 コンデンサー組立工	680		
581-70 電気機械修理工	1,420		
581-71 発電機・電動機修理工	255		
581-72 配電・制御装置修理工	368	2,043	
582 電気通信機械器具組立工・修理工	24,315	582 電気通信機械器具組立工・修理工	
582-10 電気通信機器組立工	9,335	582-01 電気通信機器組立工	○求人
582-11 無線通信機器組立工	831	582-02 ビデオ・音響機器組立工	相対的に求人の多い集約項目と求人の少ない項目を統合する。
582-12 有線通信機器組立工	1,521	582-03 テレビ・画像端末機組立工	「電気通信機器組立工」(582-10) は、「電気通信機器調整工」(582-30) と統合する。なお、「調整」は組立工程の一部と
582-20 ビデオ・音響機器組立工	2,428	582-04 電気通信機械器具修理工	みて、統後の項目名は「電気通信機器組立工」とする。
582-21 VTR・テープレコーダー組立工	88	582-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工	また、「ビデオ・音響機器組立工」(582-20) は、「ビデオ・音響機器組立工」とする。なお、枝番の「テレビ・画像端末機組立工」には、求人が1,976件寄せられ、実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。
582-22 ラジオ・音響機器組立工	659		
582-23 テレビ・画像端末機組立工	1,976		
582-30 電気通信機器調整工	423	423 (分類番号の対応)	
582-40 ビデオ・音響機器調整工	239	239	
582-50 電気通信機械器具修理工	1,254	1,254	
582-99 他に分類されない電気通信機械器具組立工・修理工	2,056	2,056 582-01 : 582-10~12、30 582-02 : 582-20~22、40 582-03 : 582-23 582-04 : 582-50 582-99 : 582-99	
583 電球・電子管組立工	1,781	583-01 電球・電子管組立工	
583-10 電球・電子管自動組立操作員	349	349	○求人

583-20	電球・電子管製造工	696 143 2	849 (分類番号の対応) 583-01 : 583-10~30	
583-21	電球・電子管組立工			
583-22	電球・電子管排気・封止工	8		
583-23	電球・電子管仕上工			
583-30	電球・電子管部品組立工	286	286	
584	被覆電線製造工	1,798	584 被覆電線製造工	
584-10	撚線工	417	417	○求人 集約項目への求人は相対的に少なく、項目を工程別に細分化する必要性が薄い。加えて、ハローワーク・インターネットサービスでも、包括的なカテゴリー名称である「被覆電線製造工」や「電線工」などの求人職種が一般的であることから、細分類は「被覆電線製造工」に一本化する。
584-20	被覆工	260	398 (分類番号の対応) 584-01 : 584-10~44	
584-21	ゴム線製造工	12		
584-22	ビニール・ポリエチレン線製造工	74		
584-23	紙巻線製造工	52		
584-30	撚合わせ工	0	0	
584-40	かい（鎧）装工	26		
584-41	鋼帯かい装工	10		
584-42	鉄線かい装工	0	55	
584-43	被鉛工	6		
584-44	編組工	13		
585	半導体製品製造工	28,409	585 半導体製品製造工	
585-10	半導体チップ製造工	5,625	5,625 半導体チップ製造工	○求人 求人の圧倒的多数が集約項目の「半導体チップ製造工」(5,625件)と「半導体組立工」(9,133件)に寄せられる。
585-20	半導体ダイシング工	410	410	
585-30	半導体組立工	9,133	585-99 他に分類されない半導体製品製造工	
585-31	半導体マウント工	42		
585-32	ワイヤーボンディング工	101	9,284 (分類番号の対応) 585-01 : 585-10	
585-33	エンキャップ工	8		
585-40	半導体封止工	14	14	
585-50	半導体外装処理工	81	81	
585-99	他に分類されない半導体製品 製造工	5,344	5,344	
586	電子応用機械器具組立工	15,368	586 電子応用機械器具組立工	
586-10	電子計算機組立・調整工	4,541	4,541 586-01 電子計算機組立・調整工	○求人 集約項目のうち、相対的に求人の多い「電子計算機組立・調整工」(4,541件)と、「電子複写機組立・調整工」(2,487件)を細分類に残す。他方、相対的に求人が少ない「X線応用機械器具組立工」(38件)、「医療用電子機器組立・調整工」(675件)、「レーザー応用加工機器組立・調整工」(123件)、「ファクシミリ組立・調整工」(266件)は整理した。
586-20	X線応用装置組立・調整工	38	38 586-02 電子複写機組立・調整工	
586-30	医療用電子機器組立・調整工	675	675 586-99 他に分類されない電子応用機械器具組立工	
586-40	レーザー応用加工機器組立・ 調整工	123	123 (分類番号の対応)	
586-50	電子複写機組立・調整工	2,487	2,487 586-01 : 586-10	
586-60	ファクシミリ組立・調整工	266	266 586-02 : 586-50	
586-99	他に分類されない電子応用機械 器具組立工	5,172	5,172 586-99 : 586-20~40, 60~99	
587	民生用電子・電気機械器具 組立工・修理工	17,030	587 民生用電子・電気機械器具組立工・ 修理工	
587-10	電熱・照明器具組立工	1,161 216	2,371 587-01 民生用電子・電気機械器具組立工 587-02 民生用電子・電気機械器具修理工	○求人 現在の項目は、「電熱・照明器具組立工」(587-10)、
587-11	電熱機器組立工			

587-12	照明器具組立工	994	587-03 家庭用電気製品修理工（販売店、サービス店）	687 410 278 6 3,384 (分類番号の対応)	「電熱機器組立工」(587-11)、「電動機応用製品組立工」(587-20)、「電気冷蔵庫組立工」(587-21)と製品別に並び、複数の製品を手がける求人を位置づけることが難しい。また、どこにでも分類することができない職種を位置づける雑多項目（「他に分類されない民生用電子・電気機械組立工・修理工」）には、3,464もの求人が寄せられ、現在の分類項目が職安の現場で使いににくいことが想像される。
587-20	電動機応用製品組立工	587-99	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	587-01 : 587-10~25	「民生用電子・電気機械器具修理工」、「家庭用電気製品修理工」（販売店、サービス店）に整理した。
587-21	電気冷蔵庫組立工			587-02 : 587-30	
587-22	電気洗濯機組立工			587-03 : 587-31	
587-23	電気掃除機組立工			587-99 : 587-99	
587-24	扇風機・換気扇組立工	1,966			
587-25	空調機組立工	2,846			
587-30	民生用電子・電気機械器具修理工	2,476			
587-31	家庭用電気製品修理工（販売店、サービス店）	3,464			
587-99	他に分類されない民生用電子・電気機械器具組立工・修理工	4,262	588 東線工	588-01 東線工 (分類番号の対応) 588-01 : 588-10~13	○求人の9割以上が東線工(588-10)に寄せられる事から、細分類は「東線工」に一本化する。
588	東線工				
588-10	東線工（ワイヤー・ハーネス工）	3,945	588-01 東線工 (分類番号の対応) 588-01 : 588-10~13	○求人の9割以上が東線工(588-10)に寄せられる事から、細分類は「東線工」に一本化する。	
588-11	電気通信機東線工	29	4,137		
588-12	電子応用機器東線工	19			
588-13	輸送用機器東線工	144			
589	その他の電気機械器具組立・修理の職業	102,932			
589-10	乾電池・蓄電池製造工	1,509	581-40 の小分類格上げ		
589-11	乾電池製造工	346	58A 4,004	58A 電子機器部品製造工	
589-12	蓄電池製造工	2,149		58A-01 電子機器用コンデンサー製造工	
589-20	記録媒体製造工	279		58A-02 プリント基盤組立工	
589-21	磁気テープ製造工	141		58A-03 電子機器部品組立工	
589-22	磁気ディスク製造工	22		58A-99 他に分類されない電子機器部品製造工 (分類番号の対応)	
589-23	光ディスク製造工	680		58A-01 : 589-43	
589-24	磁気・ICカード製造工	166		58A-02 : 589-45	
589-30	内燃機関電装品組立工	72		58A-03 : 589-46	
589-31	イグニッション・コイル組立工	165		58A-99 589-40~42、44、47 (分類番号の対応)	
589-32	点火プラグ組立工	26	218	589-01 乾電池・蓄電池製造工	
589-40	電子機器部品製造工	27		589-02 液晶表示部品製造工	
589-41	電子機器用コイル・トランク製造工	15,299		589-03 電気機械器具保全員	
589-42	電子機器用抵抗器製造工	176		589-04 電気機械器具検査工	
589-43	電子機器用コンデンサー製造工	191		589-05 電子部品検査工	
589-44	振動子組立工	1,398	29,976	589 その他電気機械器具組立・修理の職業 589-01 乾電池・蓄電池製造工	
589-45	プリント基盤組立工	521		589-02 液晶表示部品製造工	
589-46	電子機器部品組立工	7,458		589-03 電気機械器具保全員	
589-47	音響部品組立工	4,290		589-04 電気機械器具検査工	
589-50	特殊電子部品製造工	643		589-05 電子部品検査工	
589-51	液晶表示部品製造工	2,722	8,427	589-99 他に分類されない電気機械器具組立・	
		5,702			

589-52	圧電電子製造工	1	修理の職業
589-53	フェライト製品製造工	2	
589-60	電気機械器具保守員	2,143	(分類番号の対応)
589-61	電子計算機保守員	734	589-01 : 589-10~12
589-62	複写機保守員	373	589-02 : 589-51
589-63	ファクシミリ保守員	5	589-03 : 589-60~64
589-64	電子計算機周辺機器保守員	152	589-04 : 589-70~75
589-70	電気機械器具検査工	6,909	589-05 : 589-76
589-71	発電機・電動機検査工	206	589-99 : 589-20~24、30~32、50、52~53、99
589-72	配電・制御装置検査工	451	
589-73	電気通信機械器具検査工	1,410	
589-74	電子応用機器検査工	425	
589-75	民生用電子・電気機械器具検査工	792	
589-76	電子部品検査工	17,490	
589-99	他に分類されない電気機械器具、組立・修理の職業	10,971	10,971
59	輸送用機械器具組立・修理の職業	165,282	
591	自動車組立工	97,461	○求人
591-10	自動車部品組立工	69,859	それぞれの集約項目に大規模な求人がみられるところから、
591-20	自動車車体・車台組立工	12,380	これらを細分類項目に設定する。
591-30	自動車ぎ装組立工	6,119	
592	自動車整備工	45,092	
592-10	自動車整備工	41,999	○求人
592-11	自動車エンジン整備工	273	小分類「自動車整備工」には年間約4万5,000件もの求人が寄せられ、このうち細分類「自動車整備工」が約98%
592-12	自動車電装品整備工	763	(4万3,000件)を占めている。枝番コードの職業名にも
592-13	自動車タイヤ整備工	968	年間数百件規模の求人があるものの、小分類全体に占める割合はわずかであるため、小分類「自動車整備工」の細分類項目は「自動車整備工」に一本化する。
593	航空機組立工・整備工	4,948	
593-10	航空機部品組立工	3,469	○求人
593-20	航空機総組立工	715	1. 求人数がきわめて少ない「航空ぎ装工」を除く集約コード
593-21	航空機エンジン取付工	0	を細分類項目に設定する。
593-30	航空機ぎ装工	16	(「航空ぎ装工」は「航空機総組立工」の中に位置づける)。
593-40	航空機整備工	79	2. 「航空機整備工」の求人(年間100件に達しないもの)
593-41	航空機工場整備工	11	の、ハローワーク及び民間職業紹介機関のネット上

での求人は少なからず存在することから、細分類を維持する。

			593-02 : 593-20~21、-30 593-03 : 593-40~41	
594 鉄道車両組立工・修理工	2,517	594 鉄道車両組立工・修理工	321	○求人 各細分類(枝番含む合計)にそれぞれ年間数百件規模の求人が寄せられていることから、改訂案もこれらの細分類を維持する。
594-10 車両機械組立工	321	594-01 車両機械組立工	321	
594-20 車両組立工	405	594-02 車両組立工	21	
594-21 鉄道車両台車組立工	630	594-03 車両組立工	204	
594-22 鉄道車両車体組立工	594-04 車両修理工			
594-30 車両組立工	485	594-05 車両機器取付工	730	(分類番号の対応) 594-01 : 594-10 594-02 : 594-20~22 594-03 : 594-30~31 594-04 : 594-40~41
594-40 車両修理工	487	594-41 鉄道車両台車・車体修理工	16	
594-41 鉄道車両機械修理工	533	594-42 鉄道車両機械修理工	30	
595 自転車組立工・修理工	817	595 自転車組立工・修理工	631	○求人 1. 小分類「自転車組立工・修理工」の年間求人数は約800件にとどまるが、自転車は中分類「輸送用機械器具」の主要な機械器具と位置づけられることから、同小分類を維持する。 2. 細分類「自転車修理工」の年間求人数は140件にとどまるため、細分類を「自転車組立・修理工」に一本化する。
595-10 自転車組立工	631	595-01 自転車組立工・修理工	631	
595-20 自転車修理工	140	595-01 (分類番号の対応) 595-01 : 595-10、-20	140	
596 船舶組立工	1,099	596 船舶組立工	391	○求人 船舶組立工の枝番コードの求人規模は、それぞれ年間約100~200件程度にとどまる。また、小分類「船舶組立工」の求人の46%は集約コードの職業名「船舶組立工」および596-XXであることから、細分類は「船舶組立工」に一本化する。
596-10 船舶組立工	59	596-01 船舶組立工	59	
596-11 甲板部組立工	271	596-01 (分類番号の対応) 596-01 : 596-10~14	984	
596-12 機関部組立工	141			
596-13 電気部組立工	122			
596-14 居住部組立工				
599 その他の輸送機械器具組立・修理の職業	13,348	599 その他の輸送機械器具組立・修理の職業	599-01 船舶修理工	○求人 1. 集約コード「船舶修理工」「輸送用機械器具検査工」「自動車検査工」にはそれ年間千~数千件規模の求人がみられることから、これらの職業名を細分類項目に設定する。 2. 「輸送用機械器具検査工」の求人の4分の3(約5,700件)を「自動車検査工」が占めていることから、「自動車検査工」の細分類項目を設定する。
599-10 船舶修理工	1,252	599-01 船舶修理工	1,252	
599-20 輸送用機械器具検査工	1,501	599-02 輸送用機械器具検査工(自動車検査工除く)	5,683	
599-21 自動車検査工	5,683	599-03 自動車検査工	226	
599-22 航空機検査工	7,628	599-99 他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業	58	
599-23 鉄道車両検査工	40	599-99 (分類番号の対応)	40	
599-24 自転車検査工	120			
599-25 船舶検査工	2,740	599-01 : 599-10 599-02 : 599-20、22~25 599-03 : 599-21 599-99 : 599-99	2,740	
599-99 他に分類されない輸送用機械器具組立・修理の職業				
60 計量計測機器・光学機械器具	20,766	601 計量計測機器組立工・修理工	2,970	
601 計量計測機器組立工・修理工				

601-10 電気計測器組立工	610 37	647	601-01 電気計測器組立・調整工	○求人 集約コード（「電気計測器組立工」「計量器」）
601-11 電気メータ組立工			601-02 計量器・測定器組立・修理工	
601-20 計量器・測定器組立工	366		601-03 計量計測機器修理工	
601-21 度量衡器組立工	326		601-99 他に分類されない計量計測機器組立工・修理工	
601-22 溫度計組立工	27	1,009		
601-23 圧力計組立工	58			
601-24 流量計組立工		232		
601-30 計量計測機器調整・修理工	786	786	601-01 : 601-10~11、(30)	○組立・調整・修理 製造の最終工程である「調整」を「修理」から切り離し、「組立」と統合する。
601-99 他に分類されない計量計測機器組立工・修理工	232	232	601-02 : 601-20~24、(30)	
			601-03 : 601-30	
			601-99 : 601-99	
602 時計組立工・修理工	777			
602-10 時計組立・調整工	431		小分類項目名の変更	○求人
602-11 ムーブメント組立工	118	580	602 時計類組立工・修理工	細分類 602-10 「時計類似機器組立・調整工」の年間求人人数は23件、602-30 「時計・時計類似機器修理工」は106件にとどまるため、同分類を「時計類組立工・調整工」に一本化する。
602-12 外装組立工	31		602-01 時計類組立工・修理工 (分類番号の対応)	
602-20 時計類似機器組立・調整工	23	23		
602-30 時計・時計類似機器修理工	106	106	602-01 : 602-10~12、-20、-30	
603 光学機械器具組立工・修理工	9,937		603 光学機械器具組立工・修理工	
603-10 眼鏡組立工	759		603-01 カメラ組立・修理工	○求人
603-11 及眼鏡組立工	1	855	603-99 他に分類されない光学機械器具組立工・修理工	小分類 603 の求人の67%を占める特掲コードの職業名「カメラ組立工」を細分類項目として独立させる。
603-12 望遠鏡組立工	44			他の職業は雑多項目に分類する。
603-13 顯微鏡組立工	51			
603-20 光学計測機器組立工	61	61	603-01 : 603-31、(40~41)、-51 603-99 : 603-10~13、-20、-30、-32 (-40~41)、-50	
603-30 光学機械組立工	1,378			
603-31 カメラ組立工	6,675	8,168		
603-32 映写機組立工	115			
603-40 光学機械器具調整工	229	229		
603-41 焦点調整工	0			
603-50 光学機械器具修理工	37	124		
603-51 カメラ修理工	87			
604 レンズ研磨工・調整工	2,797		小分類項目名の変更	
604-10 光学レンズ工	806		604 レンズ研磨工・加工工	○求人
604-11 レンズ荒ざり工	802	2,007	604-01 レンズ研磨工・加工工 (分類番号の対応)	年間求人人数は小分類全体で約3,000件にとどまるため、細分類項目を一本化する。名称については、現在の「レンズ研磨工・調整工」に「表面処理加工」の仕事が入るとは考えにくいため、「レンズ研磨工・加工工」にあらためる。
604-12 レンズ研磨工	395			
604-13 レンズ心取工	4			
604-20 レンズ表面処理加工工	563	563		
604-30 レンズ接合工	27	27	604-01 : 604-10~13、-20、-30	
609 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理工の職業	4,285		609 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理工の職業	
609-10 メガネ調整・加工工	138	138	609-01 計量計測機器・光学機械器具検査工	○求人
609-20 計量計測機器・光学機械器具	207	3,300	609-99 他に分類されない計量計測機器	細分類項目を「検査工」と雜多項目に整理する。

「メガネ調整・加工工」は求人人数が少なかっため廃止する。

光学機械器具組立・修理の職業			
検査工			
609-21 計量計測機器検査工	205 27 (分類番号の対応)	609-22 時計検査工	1,765 609-01 : 609-20~24
609-23 光学機械器具検査工	1,096 609-99 : 609-10、-99	609-24 レンズ検査工	
609-99 その他の計量計測機器・光学機械器具組立・修理の職業	493 493		
61 精製・製粉・調味食品製造の職業			
611 精穀工			
611-10 精穀工	505 117 (分類番号の対応)	611-11 精米工	343 475 (分類番号の対応)
611-12 精麦工	15 611-01 : 611-10~12		
612 製粉工			
612-10 製粉工	268 34 (分類番号の対応)	612-11 小麦粉製造工	361 52 612-01 : 612-10~13
612-12 でん粉製造工		612-13 コーンスターーチ製造工	7
613 製糖工			
613-10 粗糖製造工	7 45 45	613-20 精糖工	7 4 45 45
613-30 角砂糖製造工		613-40 水砂糖・液糖製造工	2 2 2 2
613-50 てん菜糖製造工	4 11 11	613-99 他に分類されない製糖工	4 4 4 619-03 : 613-10、-20、-30、-40、-50、-99
614 味そ・しょう油製造工			
614-10 味そ製造工	322 0 0 1	614-11 味そ原料工	323 0 0 1
614-12 味そこうじ工		614-12 味そこうじ工	
614-13 味そ仕込工		614-13 味そ仕込工	
614-20 しょう油製造工	169 7 0 0	614-21 しょう油原料工	169 7 0 0
614-22 しょう油こうじ工		614-22 しょう油こうじ工	
614-23 しょう油仕込工		614-23 しょう油仕込工	
614-24 しょう油圧搾工		614-24 しょう油圧搾工	
614-25 しょう油精製工	4 2 2 4	614-25 しょう油精製工	182 2 2 4
615 動植物油脂製造工			
615-10 油脂前處理工	220 28 1 3	615-20 採油工	28 9 3 3
615-21 搾油工			

「メガネ調整・加工工」は求人人数が少なかっため廃止する。

○求人
小分類「精穀工」の年間求人件数は約500件にとどまる
ことから、細分類を「精穀工」に一本化する。

○求人
小分類「製粉工」の年間求人件数は約400件にとどまる
ことから、細分類を「製粉工」に一本化する。

○求人
年間求人件数が約80件にとどまるので、雑多項目に格下げする。

○求人
年間求人件数は「味そ」323人、「しょう油」182人にとどまり、枝番コードもほとんど活用されていないことから、細分類項目は「味そ製造工」と「しょう油製造工」の2つに整理する。

○求人
年間求人件数が小分類全体で200件程度にすぎないため、細分類項目を「動植物性油脂製造工」に一本化する。

615-22 抽油工	5	615-01 : 615-10、-20~23、-30、-40~41、-99
615-23 蒸油工	0	
615-30 食用油脂精製工	7	7
615-40 食用油脂製品製造工	52	131
615-41 マーガリン製造工	79	
615-99 他に分類されない動植物油脂 製造工	24	24
619 その他の精穀・製粉・ 調味食品製造の職業	2,875	619 その他の精穀・製粉・調味食品製造の職業
619-10 調味料製造工 (他に分類されないもの)	739	619-01 調味料製造工(他に分類されないもの) 619-02 配合飼料製造工 619-03 製糖工 619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業 (分類番号の対応)
619-11 酢製造工	57	619-01 : 619-10~15
619-12 ソース製造工	32	619-02 : 619-30
619-13 マヨネーズ製造工	134	619-03 : 613-10、-20、-30、-40、-50、-99
619-14 香辛料製造工	193	619-99 : 619-20~21、-99
619-15 ジャム製造工	99	
619-20 酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)	41	619-01 : 619-10~15
619-21 イースト製造工	51	619-02 : 619-30
619-30 配合飼料製造工	10	619-03 : 613-10、-20、-30、-40、-50、-99
619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業	701	619-99 : 619-20~21、-99
62 食料品製造の職業 (精穀・製粉・ 調味食品製造の職業を除く)	633	633
621 めん類製造工	96,814	
621-10 製めん工	4,143	621 めん類製造工 621-01 製めん工
621-11 製めん機械工	2,552	621-02 即席めん類製造工
621-20 即席めん類製造工	121	621-99 他に分類されないめん類製造工
621-30 はるさめ製造工	601	
621-40 ワンタン・シユーマイ皮製造工	601	621-99 他に分類されないめん類製造工 (分類番号の対応)
621-99 他に分類されないめん類製造工	114	621-01 : 621-10~11
	31	621-02 : 621-20
	31	621-99 : 621-30、40、99
622 パン・菓子製造工	26,352	622 パン・菓子製造工 622-01 パン・焼菓子製造工
622-10 パン・焼菓子製造工	10,613	622-01 パン・焼菓子製造工
622-11 パン生地仕込工	82	622-02 洋生菓子製造工
622-12 パン・焼菓子成形工	133	622-03 和生菓子製造工
622-13 パン・焼菓子焼成工	92	622-04 和生菓子製造工
622-20 洋生菓子製造工	5,881	622-05 あめ・キャンディー・チョコレート製造工
622-21 洋生菓子仕込工	29	622-99 他に分類されないパン・菓子製造工
622-22 洋生菓子仕上工	17	

○求人
年間求人人数が少ない、「酵母・こうじ製造工」(51件) の
細分類を廃止する。

○求人
職安での利用度を考慮し、求人の少ない職業名を見直し、
「製めん工」、「即席めん類製造工」、「他に分類されない
めん類製造工」の3項目に集約した。

○求人
職安での利用度を考慮し、求人の少ない職業名を見直し、
「パン・焼菓子製造工」、「洋生菓子製造工」、「和生菓子
製造工」、「和干菓子製造工」、「あめ・キャンディー・
チョコレート製造工」に項目を整理した。

622-30	和生菓子製造工	2,263	3,173	(分類番号の対応)
622-31	製あん工	193		622-01 : 622-10~13
622-32	和生菓子仕上工	717		622-02 : 622-20~22
622-33	和干菓子製造工	493		622-03 : 622-30~32
622-40	和干菓子製造工	667		622-04 : 622-40~44
622-41	せんべい製造工	148	1,487	622-05 : 622-50、60
622-42	おこし・あられ製造工	2		622-99 : 622-70、99
622-43	らくがん製造工	177		
622-44	豆菓子製造工			
622-50	あめ・キャンデー製造工	597	597	
622-60	チョコレート製造工	505	505	
622-70	チューインガム製造工	121	121	
622-99	他に分類されないパン・菓子製造工	1,459	1,459	
623	豆腐・こんにゃく・ふ製造工	2,593	623	豆腐・こんにゃく・ふ製造工
623-10	豆腐・同加工食品製造工	1,357	623-01	豆腐・同加工食品製造工
623-11	豆腐製造工	440	623-02	こんにゃく製造工
623-12	充てん(填) 豆腐製造工	37	623-03	ふ製造工
623-13	油揚・生揚製造工	230	623-04	湯葉製造工
623-14	がんもどき製造工	2		
623-15	凍豆腐製造工	17		(分類番号の対応)
623-20	こんにゃく製造工	286	286	623-01 : 623-10~15
623-30	ふ製造工	81	81	623-02 : 623-20
623-40	湯葉製造工	59	59	623-03 : 623-30
624	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	4,077	624	かん詰・びん詰・レトルト食品製造工
624-10	かん詰・びん詰・レトルト食品調理工	1,193	624-01	かん詰食品製造工
624-11	水産調理工	274	624-02	びん詰食品製造工
624-12	果実調理工	141	624-03	レトルト食品製造工
624-13	野菜調理工	402		(分類番号の対応)
624-14	食肉調理工	160		624-01 : 624-10~14、20~22、30、99
624-20	かん詰・びん詰工	523		624-02 : 624-10~14、20~22、30、99
624-21	食品充てん工	169	702	624-03 : 624-10~14、30、99
624-22	密封工	10		
624-30	殺菌加熱工	28	28	
624-99	他に分類されないかん詰・びん詰・レトルト食品製造工	490	490	
625	乳・乳製品製造工	2,324	625	乳・乳製品製造工
625-10	飲用乳製造工	505	505	625-01 飲用乳製造工
625-20	粉乳製造工	52	52	625-02 乳酸発酵製品製造工

発酵製品製造工」、「アイスクリーム製造工」に整理した。

625-30 練乳製造工	38	38	625-03 アイスクリーム製造工
625-40 バター製造工	28	28	625-99 他に分類されない乳・乳製品製造工
625-50 ナース製造工	151	151	(分類番号の対応)
625-60 乳酸発酵製品製造工	236	236	
625-70 アイスクリーム製造工	669	669	625-01 : 625-10
625-99 他に分類されない乳・乳製品 製造工	341	341	625-02 : 625-60
626 食肉加工品製造工	13,610	626 食肉加工品製造工	625-03 : 625-70
626-10 糖肉工	6,121	6,121	626-01 精肉工
626-20 ハム・ベーコン・ソーセージ 製造工	1,718	1,718	626-02 ハム・ベーコン・ソーセージ製造工
626-21 仕込工（鳥獸肉製品）	41	41	626-99 他に分類されない食肉加工品製造工
626-22 カッター工（肉製品）	113	1,918	(分類番号の対応)
626-23 肉詰工（ハム・ソーセージ製造）	37	626-01 : 626-10	
626-24 くん煙工（肉製品）	9	626-02 : 626-20～25	
626-25 ポイル工（ソーセージ・ハム・ ベーコン製造）	0	626-99 : 626-99	
626-99 他に分類されない食肉加工品 製造工	2,813	2,813	
627 水産物加工工	14,839	627 水産物加工工	627-01
627-10 かつお節類製造工	510	510	かつお節類製造工
627-20 魚介くん製造工	227	227	魚介干物製造工
627-30 魚介干物製造工	1,830	1,830	水産ねり物製造工
627-40 水産ねり物製造工	2,101	2,101	627-99 他に分類されない水産物加工工
627-41 水産ねり物原料選別工	3	3	(分類番号の対応)
627-42 水産ねり物原料調理工	7	7	627-01 : 627-10
627-43 水産ねり物すりつぶし工	10	10	627-02 : 627-30
627-44 水産ねり物成形工	9	9	627-03 : 627-40～46
627-45 水産ねり物蒸上工	0	0	627-99 : 627-20、50、60～62、70、99
627-46 水産ねり物焼上工	4	4	
627-50 こんぶ加工工	215	215	
627-60 寒天製造工	10	10	
627-61 天然寒天製造工	0	0	10
627-62 工業寒天製造工	0	0	
627-70 つくだ煮製造工	181	181	
627-99 他に分類されない水産物加工工	5,489	5,489	
628 野菜つけ物工	1,992	628 野菜つけ物工	628-01
628-10 野菜つけ物工	1,936	1,936	野菜つけ物工
			(分類番号の対応)
			628-01 : 628-10

○変更なし
見直しする積極的理由に乏しいことから、現状の分類項目・体系を維持する。

629	その他の食料品製造の職業	26,884	629 その他の食料品製造の職業	
629-10	低温・保存食品製造工	1,212	629-01 低温・保存食品製造工	○求人 集約・枚番とも、千件以上の求人が寄せられるところから、細分類に残す。このうち、集約項目の「惣菜類調整工」と枝番の「弁当調製工」は、仕事の内容が類似していることから項目を統合し、「惣菜類製造工、弁当調整工」とする。
629-11	冷凍加工食品製造工	4,100	629-02 冷凍加工食品製造工	
629-20	惣菜類調製工	7,062	629-03 惣菜類調製工	
629-21	弁当調製工	2,584	629-04 食料品検査工	
629-30	食料品検査工	1,777	629-99 他に分類されない食料品製造の職業	
629-99	他に分類されない食料品製造の職業	7,358	7,358 (分類番号の対応) 629-01 : 629-10 629-02 : 629-11 629-03 : 629-20、21 629-04 : 629-30	
63	飲料・たばこ製造の職業	5,618		
631	製茶工	388	631 製茶工	
631-10	製茶工	290	631-01 製茶工 (分類番号の対応)	○求人 小分類全体の年間求人數が332件と少ないところから、細分類項目を「製茶工」に一本化する。
631-11	荒茶製造工	23	332 631-01 : 631-10~12	
631-12	仕上茶製造工	19		
632	清酒製造工	527		
632-10	清酒製造工	378	小分類 632 と 633 の統合	○求人 (清酒製造工) 小分類全体の年間求人數が492件と少なく、枝番コードもほとんど使われていないことから、細分類項目を「清酒製造工」に一本化する。
632-11	杜氏	13		○酒類製造項目の統合 これまで「清酒」と「清酒以外」に分かれていた酒類製造の小分類を「酒類製造工」に一本化し、「清酒」と「清酒以外」の細分類を設ける。
632-12	清酒こうじ造り主任	0	632-01 清酒製造工 632-99 他に分類されない酒類製造工	○求人 (酒類製造工) 小分類全体の求人數は582件にとどまり、細分類は1項目とする。 活用されていないところから、細分類は1項目とする。
632-13	酒母造り主任	0		
632-14	清酒もろみ造り主任	0		
632-15	清酒製造作業員	101		
633	酒類製造工 (清酒を除く)	582		
633-10	ビール製造工	203	632-01 : 633-10~15	
633-11	製麦工	2	632-99 : 633-10~12、-20~23、-30~31、 633-40~41、-99	
633-12	ビール醸造工	19		
633-20	果実酒製造工	39		
633-21	果実酒仕込工	0		
633-22	果実酒発酵工	3		
633-23	果実酒ろ過工	0		
633-30	ウイスキー製造工	0		
633-31	ブレンド工	0		
633-40	焼ちゅう製造工	148		
633-41	焼ちゅう蒸留工	0		
633-99	他に分類されない酒類製造工	104	104	
634	清凉飲料製造工	2,897	634 清涼飲料製造工	
634-10	清凉飲料製造工	2,753	634-01 清涼飲料製造工 (分類番号の対応) 634-01 : 634-10	○求人 年間求人數は2,753件あり、就業者數も1万5,200人と一定の規模に達しており、小分類の項目として維持する。

635	たばこ製造工	82	635 たばこ製造工	
635-10	たばこ原料処理工	7	635-01 たばこ製造工	○求人・就業者数 年間求人件数が約80件にとどまるため、細分化する必要性に乏しい。就業者数も2,600人（国産は日本たばこ産業JTの独占事業）と少ない。ただし、小分類を廃止し、維多項目に移してしまうと、中分類63の名称「飲料・たばこ製造の職業」に影響してしまうため、小分類を維持する。
635-20	たばこ原料加工工	0		
635-30	製品たばこ製造工	21	21 (分類番号の対応)	
635-99	他に分類されないたばこ製造工	31	31 635-01 : 635-10、-20、-30、-99	
639	その他の飲料・たばこ製造の職業	1,142	639 その他他の飲料・たばこ製造の職業	
639-10	粉末飲料製造工	123	123 清涼飲料製造工	○求人 清涼飲料製造工、飲料検査工とも数100件規模の求人が寄せられていることから、それを細分類の項目に設定する。
639-11	インスタントコーヒー製造工	66	218 639-01 飲料検査工	
639-12	粉末ジュース製造工	29	639-99 他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	
639-20	飲料検査工	538	538 (分類番号の対応)	
639-99	他に分類されない飲料・たばこ製造の職業	287	287 (分類番号の対応)	
			639-01 : 639-10~12 639-02 : 639-20 639-99 : 639-99	
64	紡織の職業	9,345		
641	粗糸工、精糸工	430		
641-10	混打綿工	101	101 小分類項目名の変更	○求人 「粗糸工、精糸工」の求人件数は年間430件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
641-20	せつりゅう（箇梳）工	17	17 641 純績工	○紡績工 織織業界は糸製造（紡績）の「川上」、糸加工・生地製造、縫製の「川中」、製品流通の「川下」の3段階に分かれ。64「紡織の職業」のうち、「粗糸、精糸」の工程は、原料の短纖維を処理・加工（より合わせ、引き伸ば）して糸にする川上部門の「紡績」の職業と言ええることもできるため、小分類の名称を「紡績工」に変更する。
641-21	コーマー工	0	641-01 純績工	
641-30	練糸工	15	15 (分類番号の対応)	
641-40	粗糸工	42	42 (分類番号の対応)	
641-50	精糸工	144	144 641-01 : 641-10、-20~21、-30、-40、-50、-60	
641-60	ガラ紡工	4	4 641-01 : 642-10、-20~21、-30、-40、-50、-60	
642	合糸工、ねん糸工、加工糸工	453		
642-10	合糸工	99	99 小分類項目名の変更	○求人 「合糸工、ねん糸工、加工糸工」の求人件数は年間453件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
642-20	ねん糸工	297	297 642 ねん糸工、加工糸工	
642-30	合ねん糸工	1	1 642-01 ねん糸工、加工糸工	
642-40	加工糸工	30	30 (分類番号の対応) 642-01 : 642-10、-20、-30、-40	
643	織機準備工	477		
643-10	整経工	294	294 小分類643と644の統合	○求人
643-20	管巻工	20	20 64A 織布工	「織機準備工」の求人件数は年間477件にとどまり、細分化する必要性は薄い。
643-30	へ（経）通工	27	36 64A-01 織機準備工	
643-31	経継ぎ工	9	64A-02 織機操作工	○織布工程

643-32	タイシングマシン工		0	(分類番号の対応)	643-40	はた(機) ごしらえ工	30	30	64A-01 : 643-10、-20、-30~32、40	64A-02 : 644-10	644-10	織布工	1,250	1,250	644-10	織布工	1,185	1,185	645	精練・漂白工	324	324	645-10	精練・漂白工	39	39	645-11	精練工	25	310	645-12	漂白工	22	22	645-13	漂白仕上工	224	224	646	染色・仕上工	2,296	2,296	646-10	染物職	192	192	646-11	友禪染工	31	223	646-12	染替工	0	0	646-13	ろう染工	0	0	646-14	はく染工	0	0	646-15	絞り染工	0	0	646-20	浸染工	81	81	646-21	わた染工	0	0	646-22	糸染工	49	49	646-23	織物染工	100	100	646-24	ニット染工	19	19	646-30	なつ染工	549	549	646-31	スクリーンなつ染工	89	89	646-32	型置工	4	4	646-40	調色工	123	123	646-50	蒸熱・水洗工	8	8	646-99	他に分類されない染色・仕上工	632	632	647	編物工、編立工	902	902	647-10	ニット生地編立工	185	185	647-20	ニット製品編立工	289	289	647-21	くつ下編工	122	122	647-30	機械レース編工	90	90	647-31	レース刺しゅう工	9	9	647-40	編機準備工	49	49	647-50	手編工	55	55	648	つな・あみ製造工	506	506	648-10	つな・あみ製造工	72	72	648-20	あみ製造工	383	383	643「織機準備工」は糸を織物にする「織布工程」の準備段階、またはその最初の工程と位置づけられる。ハローワークの求人等には「織機準備」の仕事をも「織布工」に含むケースがみられ、両者を「織布工程」の仕事として統合したほうが分類の際の利便性も高く、望ましい。統合に伴い、細分類「織布工」とする。	○求人(精練・漂白)	「精練・漂白工」の求人は年間324件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。	○染色工程	「精練・漂白」の作業は「染色」を行う際に必要な基礎的工程と位置づけられる。産業分類も「精練・漂白」を「染色」とともに「染色整理業」に分類している。ハローワークの求人等には「精練・漂白」の仕事も「染色工」に含むケースがみられ、両者を「染色工程」の仕事として統合したほうが利便性が高いため、小分類「染色・仕上工」のもとに「精練・漂白工」と「染物職」「浸染工」「なつ染工」、雑多項目を設定する。	○求人(染色・仕上)	年間求人件数は2,296件にのぼる。このうち、求人数の少ない細分類項目(調色工123件、蒸熱・水洗工8件)は廃止し、雑多項目に含める。	○染色の職業	染色には大きく分け、染物屋で手作業により行われるものと、染色工場で機械的に行われるものがある。前者は伝統産業での職人の技を身につける必要があるのであるのに對し、後者は各機械の操作に適した技術が求められる。このため、小分類「染色・仕上工」は、前者を「染物職」、後者を「浸染工」「なつ染工」とあらためて定義し、それぞれの細分類項目を設ける。	○求人	「編物工、編立工」の求人は年間902件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。	○求人	「編物工、編立工」の求人は年間902件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。	○求人	つな・あみ製造工	648-01 つな・あみ製造工	72	72	648-01 つな・あみ製造工	383	383	年間求人件数は小分類全体で506件と少ない。このうち「あみ製造
--------	-----------	--	---	-----------	--------	-------------	----	----	-------------------------------	-----------------	--------	-----	-------	-------	--------	-----	-------	-------	-----	--------	-----	-----	--------	--------	----	----	--------	-----	----	-----	--------	-----	----	----	--------	-------	-----	-----	-----	--------	-------	-------	--------	-----	-----	-----	--------	------	----	-----	--------	-----	---	---	--------	------	---	---	--------	------	---	---	--------	------	---	---	--------	-----	----	----	--------	------	---	---	--------	-----	----	----	--------	------	-----	-----	--------	-------	----	----	--------	------	-----	-----	--------	-----------	----	----	--------	-----	---	---	--------	-----	-----	-----	--------	--------	---	---	--------	----------------	-----	-----	-----	---------	-----	-----	--------	----------	-----	-----	--------	----------	-----	-----	--------	-------	-----	-----	--------	---------	----	----	--------	----------	---	---	--------	-------	----	----	--------	-----	----	----	-----	----------	-----	-----	--------	----------	----	----	--------	-------	-----	-----	---	------------	---------------------------------------	-------	--	------------	---	--------	--	-----	--	-----	--	-----	----------	-----------------	----	----	-----------------	-----	-----	---------------------------------

「工」が383件を占めており、同小分類を「あみ」と「雑多項目」に分けることも考えられるが、求人規模の少なさから、「あみ」単独での項目の設定は見送る。

648-30 なわ製造工	0	0	(分類番号の対応)
648-40 ひも製造工	47	47	648-01 : 648-10、-20、-30、-40
649 その他の紡織の職業	2,707	649 その他の紡織の職業	
649-10 製糸工	150	649-01 製糸工	
649-11 製糸前処理工	12	649-02 フェルト・不織布製造工	
649-12 紡績前処理工	15	649-03 紡織検査工・仕上工	
649-13 トップ・ケーク保全工	0	649-99 他に分類されない紡織の職業	
649-14 糸巻工	56		
649-20 揚返工、かせ取工	19	(分類番号の対応)	
649-21 揚返工	4	649-01 : 649-10~14	
649-22 かせ取工	1	649-02 : 649-50~52	
649-30 織布後処理工	19	649-03 : 649-60~64	
649-31 脱水工	0	649-99 : 649-20~22、-30~35、-99	
649-32 起毛工	20		
649-33 せん毛工	0		
649-34 ガス焼工	0		
649-35 整反工	44		
649-40 製綿・綿打直工	79	79	
649-50 フェルト・不織布製造工	90		
649-51 フェルト製造工	117		
649-52 不織布製造工	287		
649-60 紡織検査仕上工	427		
649-61 糸検査仕上工	90		
649-62 織布検査仕上工	289		
649-63 ニット生地検査仕上工	875		
649-64 レース検査仕上工	67		
649-99 他に分類されない紡織の職業	2		
649-99 他に分類されない紡織の職業	653	653	
65 衣服・繊維製品製造の職業	26,587		
651 婦人・子供服仕立職	564		
651-10 婦人・子供服注文仕立職	201	201 小分類651と652の統合	
651-20 婦人・子供既製服仕立工	93	93	○求人 年間新規求人人数は651「婦人・子供服仕立職」564件、
651-30 婦人服修理工	168	168	652「紳士服仕立職」294件にとどまる。
651-98 洋裁見習	3	3	
652 紳士服仕立職	294		○「婦人・子供服」と「紳士服」
652-10 紳士服注文仕立職	74	74	現行分類体系では「婦人服・子供服」と「紳士服」に分かれてい
652-20 紳士既製服仕立工	54	54	小分類が設定されており、この両方ともも扱う仕立職、修理工を
652-30 紳士服修理工	142	142	分類する項目がない。「婦人・子供服」と「紳士服」の仕立ての仕事は異なり、両者を統合するのは適切ではない。
652-98 紳士服仕立見習	0	0	一方、修理(リフォーム)は紳士服・婦人・子供服とも扱う仕事が多いことから、両者を「紳士・婦人・子供服修理工」の

				名称のもとに一本化する。
653 和服仕立職	151	653 和服仕立職	653-01 和服仕立職 (分類番号の対応)	○求人 年間新規求人件数は151件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
653-10 和服仕立職 長着・羽織仕立職	128 0 0 2	653-01 和服仕立職 (分類番号の対応)	653-01 : 653-10~13、-98	
653-11 はかま仕立職	130			
653-12 帯仕立職	0			
653-98 和裁見習	17	653-98 和裁見習	160 140 6 4	○求人・就業者数 年間新規求人件数は160件と少ないため、複多项目に移行する。
654 刺しゅう工	17	654 刺しゅう工	160 140 6 4	○求人・就業者数 年間新規求人件数は160件と少ないため、複多项目に移行する。
654-10 機械刺しゅう工	140	654-10 機械刺しゅう工	659-03 刺しゅう工 (分類番号の対応)	
654-20 手刺しゅう工	6	654-20 手刺しゅう工	659-03 : 654-10、-20、-30	
654-30 刺しゅう補修工	4	654-30 刺しゅう補修工	659-03 : 654-10、-20、-30	
655 ミシン縫製工	16,410	655 ミシン縫製工	655-01 衣服ミシン縫製工 9,692 1,105 336 414 487 2,199 41 46 393	○縫製と裁断 大分類I「生産工程・労務の職業」の亞大分類「製造・制作の職業」の小分類項目は、原則として工程順に配列されているが、中分類65は工程と逆行する縫製、裁断の順番となっている。 このため、配列を裁断、縫製の工程順に変更する。 ○求人 小分類全体の年間新規求人件数は1万6,410件にのぼり、中分類65では最も多い。うち約6割を655-10「衣服ミシン縫製工」が占め、製品別に設けられた枝番の活用は約2割にとどまる。これは製品の種類が不明か複数の製品を扱う求人が多いためと考えられる。このため枝番の職業名は細分類項目に採用せず、「衣服ミシン縫製工」に一本化する。また、「衣服以外」のミシン縫製工」にも2,286件の求人が寄せられており、枝番の活用も少ないため、「衣服以外」という集約コードの単位で細分類項目を設ける。小分類の名称は、ESCOの他の分類項目(324-21 衣服・身の回り品販売店員、71 装身具等身の回り品製造の職業)や日本標準産業分類(118 和装製品・その他の衣服・繊維身の回り品製造業)を参考に、「身の回り品ミシン縫製工」とする。
655-10 衣服ミシン縫製工	9,692	655-10 衣服ミシン縫製工	655-02 身の回り品ミシン縫製工 1,105 336 414 487 2,199 41 46 393	
655-11 婦人・子供服縫製工	1,105	655-11 婦人・子供服縫製工	655-02 : 655-10~14 655-02 : 655-20~22 655-03 : 655-30	
655-12 紳士服縫製工	336	655-12 紳士服縫製工		
655-13 シャツ・下着縫製工	12,034	655-13 シャツ・下着縫製工		
655-14 ニット縫製工	414	655-14 ニット縫製工		
655-20 衣服以外のミシン縫製工	2,199	655-20 衣服以外のミシン縫製工		
655-21 キルティング縫製工	41	655-21 キルティング縫製工		
655-22 織布ミシン縫製工	46	655-22 織布ミシン縫製工		
655-30 特殊ミシン縫製工	393	655-30 特殊ミシン縫製工		
656 裁断工	1,958	656 裁断工	656-01 裁断工 1,325 1 10	○求人 年間新規求人件数は1,958件にのぼる。このうち機械裁断は1,325件、手裁断は192件、-XXが441件である。求人の多くは機械裁断であり、手裁断の枝番の占める割合は小さいことから、細分化は行わず、項目を「裁断工」に一本化する。 ○縫製と裁断(前掲、655 参照)
656-10 機械裁断工	1,314	656-10 機械裁断工	656-01 : 656-10~12、-20	
656-11 生地引伸工	1	656-11 生地引伸工		
656-12 型入れ工	10	656-12 型入れ工		
656-20 手裁断工	192	656-20 手裁断工		
659 その他の衣服・繊維製品製造の職業	7,050	659 その他の衣服・繊維製品製造の職業	1,769 1,769	○求人 659-10 の小分類格上げ
659-10 パタンナー		659-10 パタンナー		

659-20 帽子製造工 659-21 製帽工	帽子製造工 23	15 42	65A パタンナー
659-22 帽子飾付工	4	37 (分類番号の対応)	
659-30 皮革製衣服仕立工	37	37 (分類番号の対応)	
659-40 カンバス製品製造工	241	241 65A-01 : 659-10	
659-50 寝具仕立工	189	189 659 その他衣服・繊維製品製造の職業	
659-60 繊維製品仕上工 659-61 繊維製品プレス工 659-62 繊維製品手仕上工	674 699 28	659-01 カンバス製品製造工 659-02 寝具仕立工 659-03 刺しゅう工 659-04 繊維製品仕上工 659-05 繊維製品検査工 659-99 他に分類されない衣服・ 繊維製品製造の職業	659-01 : 659-40 659-02 : 659-50 659-03 : 654-10、-20、-30 659-04 : 659-60～62 659-05 : 659-70 659-99 : 659-20～22、-30、-99
659-70 繊維製品検査工	1,438	1,438 1,494	(分類番号の対応) 659-01 : 659-40 659-02 : 659-50 659-03 : 654-10、-20、-30 659-04 : 659-60～62 659-05 : 659-70 659-99 : 659-20～22、-30、-99
659-99 他に分類されない衣服・ 繊維製品製造の職業			
66 木・竹・草・つる製品製造の職業	25,311		
661 製材工、チップ製造工	4,766	661 製材工、チップ製造工	
661-10 原木切断工	1,288	1,288 661-01 製材工	○職種名 一定規模の求人が寄せられる「原木切断工」(661-10)と 「鋸機械工」(661-20)は現在、「製材工」の職種名で 求人が出ている。このため、「原木切断工」と「鋸機械 工」を統合し、「製材工」に改称する。
661-20 鋸機械工	759	759 661-02 チップ製造工	
661-30 チップ製造工 661-31 チッパーア工 661-32 チップ選別工	165 7 5	177 (分類番号の対応) 661-01 : 661-10～20 661-02 : 661-30～32 661-99 : 661-99	
661-99 他に分類されない製材工、 チップ製造工	1,246		
662 合板工	3,829	662 合板工	
662-10 合板製作工 662-11 単板製作工 662-12 調板工 662-13 合板プレス工	1,860 130 21 53	662-01 合板製作工 662-02 木質ボード製造工 662-99 他に分類されない合板工	○求人 求人件数の少ない枝番職業名を見直し、「合板製作工」、 「木質ボード製造工」、「他に分類されない合板工」に 整理した。
662-20 木質ボード製造工 662-21 蒸煮解纖工 662-22 削片工 662-23 プレス工	549 0 0 732	549 0 1,281 0 732 222	(分類番号の対応) 662-01 : 662-10～13 662-02 : 662-20～23 662-99 : 662-99
662-99 他に分類されない合板工	222	222	
663 木工、木彫工	4,251	663 木工、木彫工	
663-10 機械木工	2,768	2,890 663-01 機械木工	○求人

663-11	木工旋盤工	19	663-02 木型木工	○求人
663-12	木工フライス盤工	17	663-03 木彫工	求人が年間36件しか寄せられないものの、小分類の
663-13	穴あけ木工	11	663-99 他に分類されない木工、木彫工	項目名が「木工、木彫工」であることから、細分類には「木彫工」を残す。
663-14	木工研磨工	75		
663-20	木型木工	502	502 (分類番号の対応)	
663-30	木彫工	36	663-01 : 663-10~14	
663-31	人形彫職	3	663-02 : 663-20	
663-32	木版製作工	40	663-03 : 663-30~33	
663-33	将棋駒・胸製作工	1		
663-99	他に分類されない木工、木彫工	0	663-99 : 663-99	
664	木製家具・建具製造工	333	333	
664-10	指物職	9,893	664 木製家具・建具製造工	○求人
664-11	神仏具指物職	380	664-01 指物職	実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
664-20	木製家具・製造工	518	664-02 木製家具・製造工	「指物職」、「木製家具製造工」、「木製建具製造工」、
664-21	家具組立工	138	664-03 木製建具・製造工	「木製家具・建具製造工見習」、「他に分類されない、
664-22	家具金具取付工	4,968	664-98 木製家具・建具製造工見習	木製家具・建具製造工」に整理した。
664-30	木製建具製造工	654	664-99 他に分類されない木製家具・建具製造工	
664-30	木製建具・建具・製造工	5,675		
664-30	木製建具・建具・製造工	53		
664-30	木製建具・建具・製造工	1,982		
664-98	木製家具・建具・製造工見習	198	198 (分類番号の対応)	
664-99	他に分類されない木製家具・建具製造工	715	715 (分類番号の対応)	
			664-01 : 664-10、11	○求人
			664-02 : 664-20~22	求人が全体でも134件にとどまるため、小分類665の「船大工」は雑多項目に移行する。
			664-03 : 664-30	
			664-98 : 664-98	
			664-99 : 664-99	
665	船大工	134		
665-10	船大工	73	669 の細分類に格下げ	○求人
665-11	ポート製造工	4	669-01 船大工 (分類番号の対応)	求人が年間でも60件にとどまるため、小分類666の「竹細工」は雑多項目に移行する。
665-12	ヨット製造工	2	669-01 : 665-10~13	
665-13	船修理工	22		
666	竹細工工	60		
666-10	竹骨製造工	5	669 の細分類に格下げ	○求人
666-11	せんす骨製造工	0	669-01 : 666-10~99	求人が年間でも60件にとどまるため、小分類666の「竹細工」は雑多項目に移行する。
666-12	うちわ骨製造工	0		
666-13	ちょうちん骨製造工	0		
666-14	和がさ骨製造工	0		
666-20	竹かご・ざる製造工	0		
666-30	竹すだれ製造工	3		
666-99	他に分類されない竹細工工	48	48	
667	とう・き柳・草・つる製品製造工	196		
667-10	とう製品製造工	0	669 の細分類に格下げ	○求人
667-11	とう製家具製造工	0	669-02 : 666-10~99	求人が200件弱にとどまり、実務利用の頻度は低い。
667-20	き柳製品製造工	6		大分類I(生産工程・労務)は項目数が多く、整理・
667-21	き柳行李製造工	0		見直しが必要であることから、小分類667の「とう・き柳・

草・つる製品製造工」は雑多項目に移動する。

667-30 稲わら製品製造工 667-31 置床製造工	9 46	55 55	(分類番号の対応) 669-03 : 667-10~99
667-40 麦わら帽体工 667-41 麦わら帽体工	0 1	1 1	
667-50 い草製品製造工 667-51 置表製造工	21 92	113 113	
667-52 花むしろ製造工	0	0	
667-99 他に分類されないとう・き柳・草・つる製品製造工	9	9	
669 その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	2,182	669 その他の木・竹・草・つる製品製造の職業	
669-10 木製おけ・たる・曲物製造工 669-11 おけ・たる製造工 669-12 曲物製造工	45 22 27	94 669-01 船大工 669-02 竹細工工 669-03 とう・き柳・草・つる製品製造工	○求人 実務利用の頻度が低い小分類 (船大工、竹細工工、とう・き柳・草・つる製品製造工) を雑多項目に移動した。
669-20 げた製造工	5	5 669-04 木製おけ・たる・曲物・げた製造工	また、雑多項目のうち、求人が相対的に少ない「木製おけ・たる・曲物製造工」は「げた製造工」と統合し、「木製おけ・たる・曲物・げた製造工」とした。他方、一定規模の求人が寄せられる「木製品処理工」と、「木・竹・草・つる製品検査工」は細分類に残した。求人が1枠台にとどまる「木製運動用品製造工」は整理した。
669-30 木材製品処理工 669-31 木材防腐處理工 669-32 木材防虫處理工	308 2 0	669-05 木材製品処理工 669-06 木・竹・草・つる製品検査工 669-09 他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業	
669-40 木製運動用品製造工	7	7 414	
669-50 木・竹・草・つる製品検査工 669-51 木材検査工 669-52 合板検査工	220 140 54	669-01 : 665 669-02 : 666 669-03 : 667	(分類番号の対応)
669-99 他に分類されない木・竹・草・つる製品製造の職業	1,179	1,179 669-04 : 669-10~12、20 669-05 : 669-30~32 669-06 : 669-50~52 669-99 : 669-40、99	
67 バルプ・紙・紙製品製造の職業	13,947	671 バルプ工、紙料工	
671 バルプ工、紙料工	641	671-01 バルプ工、紙料工 671-02 (分類番号の対応) 671-03 671-04 671-05 671-06 671-07 671-08 671-09 671-10 671-11 671-12 671-13 671-14 671-15 671-16 671-17 671-18 671-19 671-20 671-21 671-22 671-23 671-24	○求人 年間新規求人件数は519件(バルプ工280件、紙料工239件)と細分化する必要に乏しい。
671-10 バルプ工 671-11 蒸解工 671-12 バルプ管碎工 671-13 バルプ漂白工 671-14 バルプ精選工 671-15 バルプすき取工 671-20 紙料工 671-21 紙料溶解工 671-22 紙料調整工 671-23 紙料調葉工 671-24 紙料漂白工	244 2 24 0 1 9 109 63 55 12 0	671-01 バルプ工、紙料工 671-02 (分類番号の対応) 671-03 : 671-10~15、-20~-24 671-04 671-05 671-06 671-07 671-08 671-09 671-10 671-11 671-12 671-13 671-14 671-15 671-16 671-17 671-18 671-19 671-20 671-21 671-22 671-23 671-24	

672	紙すき工	828	672 紙すき工	
672-10	抄紙工	530	672-01 抄紙工	○求人
672-20	抄紙仕上工	73	672-02 紙手すき工	小分類 672 の「紙すき」の職業は抄紙機を使う「機械すき」と、手すき用具を使い伝統産業での熟練技能を要する「手すき」とにわかれます。このうち前者の「抄紙工」「抄紙仕上工」が全体の7割を占め、後者の「紙手すき工」「紙手すき工見習」は24件にとどまる。しかし、「機械すき」と「手すき」では求められる技能が異なることから、両者とも細分類項目に設定する。
672-30	紙手すき工	21	21	(分類番号の対応)
672-98	紙手すき工見習	3	3	672-01 : 672-10、-20 672-02 : 672-30、-98
673	加工紙製造工	3,897	673 加工紙製造工	
673-10	段ボール製造工	2,905	673-01 段ボール製造工	○求人
673-20	塗工紙製造工	105	673-99 他に分類されない加工紙製造工	小分類 673 の求人の74%を「ダンボール製造工」(2,905件)が占めていることから、細分類は「ダンボール製造工」と雑多項目とする。
673-21	アート紙製造工	2	113	(分類番号の対応)
673-22	コート紙製造工	6	673-01 : 673-10	
673-30	防水紙製造工	8	673-99 : 673-20~22、-30~32、-40~42、-99	
673-31	建築用防水紙製造工	3	11	
673-32	パラフィン紙製造工	0	673-01 : 673-10	
673-40	変性加工紙製造工	5	673-99 : 673-20~22、-30~32、-40~42、-99	
673-41	バルカナイズドファイバー製造工	1	6	
673-42	硫酸紙製造工	0	673-01 : 673-10	
673-99	他に分類されない加工紙製造工	658	658	
674	紙器製造工	2,659	674 紙器製造工	
674-10	紙箱製造工	1,568	674-01 紙箱製造工	○求人
674-11	機械製箱工	80	674-99 他に分類されない紙器製造工	小分類 674 の求人の63%を「紙箱製造工」(1,670件)が占めていることから、細分類は「紙箱製造工」と雑多項目とする。
674-12	紙箱手造り工	22	674-01 : 674-10~12	(分類番号の対応)
674-20	大型紙袋製造工	210	210	
674-30	紙管管製造工	226	226	
674-40	紙製食器製造工	135	135	
674-50	ファイバーチューブ・コーン製造工	29	29	
674-99	他に分類されない紙器製造工	234	234	
675	紙製品製造工	1,437	675 紙製品製造工	
675-10	小型紙袋製造工	317	675-01 紙製品製造工	○求人
675-11	封筒製造工	180	502	小分類 675 の年間新規求人件数は1,437件にのぼるが、細分類で最も多いのが雑多項目(643件)であり、675-10「小型紙袋製造工」もこれを下回る規模であるため(502件)、細分化は行わず、細分類は「紙製品製造工」のみとする。
675-12	角底紙袋製造工	5	675-01 : 675-10~13、-20、-30~31、-99	
675-13	紙袋手作り工	0	675-01 : 675-10~13、-20、-30~31、-99	
675-20	紙ひも製造工	88	88	
675-30	水引製品製造工	14	15	
675-31	金封製造工	1	1	
675-99	他に分類されない紙製品製造工	643	643	
679	その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	4,485	679 その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業	

679-10 紙裁断工	592	679-01 紙裁断工	679-02 紙仕上工・検査工	○求人 年間求人数が千件を超す「紙裁断工」(1,536件)と「紙仕上工・検査工」(1,357件)を細分類項目に設定する。
679-11 紙機械打ち工	477	679-99 他に分類されないハブルブ・紙・紙製品製造の職業	1,536	○「紙加工」(912件)は下記の理由により廃止する。 ○「紙加工」と「加工紙製造」
679-12 紙手打ち工	0		281	小分類 679 は和紙の染色や染型を作る「紙加工工」を細分類項目に設定しており、求人数は 912 件にのぼる。しかし、(1) 和紙「紙手書き工」の求人は年間 21 件、繊維製品を染色する「染物職」も 223 件とどまるごと、(2) ハローワークに寄せられる求人の内容を見ると、「加工紙製造工」「紙器製造工」「紙製品製造工」に該当する求人にも「紙加工」の言葉が使われていること、などを踏まえると、これらの求人が誤って分類されている可能性がある。本来の「紙加工工」の求人は小規模にとどまると思われ、誤解を避けるためにも、「紙加工工」は細分類に設定しない。
679-13 紙型抜き工	281		186	
679-14 製本裁断工	186			
679-20 紙加工工	894			
679-21 紙染工	15	679-01 : 679-10~14	912	
679-22 型紙彫刻工	3	679-02 : 679-30~35		
679-30 紙仕上工・検査工	850	379-99 : 679-20~22、-99		
679-31 紙巻取工	57			
679-32 紙ミシン工	2		1,357	
679-33 紙検査工	84			
679-34 紙器検査工	157			
679-35 紙製品検査工	207			
679-99 他に分類されないハブルブ・紙・紙製品製造の職業	495	495		
68 印刷・製本の職業	28,620			
681 文字組版作業員	1,076			○統合 小分類 681 と 682 の統合
681-10 写真植字機オペレーター	424	424	681 文字組版・製版作業員	
681-20 電算写植機オペレーター	140	140	681-01 DTPオペレーター	
681-30 電子組版機オペレーター	197	197	681-02 写植機オペレーター	
681-99 他に分類されない文字組版作業員	125	125	681-03 製版作業員	
682 製版作業員	2,531		681-99 他に分類されない文字組版・製版作業員	
682-10 製版作業員(電子製版を除く)	715		(分類番号の対応)	
682-11 とつ(凸)版製版作業員	11		681-01 : 689-99 の一部	
682-12 オフセット製版作業員	128		681-02 : 681-10、20	
682-13 グラビア製版作業員	74		681-03 : 682-10~99	
682-14 スクリーン製版作業員	65		681-99 : 681-30、99	
682-20 製版カマラ作業員	112			
682-21 製版写真修正員	48			
682-30 版下製作業員	574	577		
682-31 貼込作業員	3			
682-40 電子製版作業員	394	482		
682-41 カラースキャナーオペレーター	88			
682-99 他に分類されない製版作業員	141	141		
683 印刷作業員	14,492		683 印刷作業員	○求人 実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、「とつ(凸)版印刷作業員」「オフセット印刷作業員」、「グラビア印刷作業員」「スクリーン印刷作業員」、「シール印刷作業員」に項目名を整理した。
683-10 とつ(凸)版印刷作業員	1,026	1,026	683-01 とつ(凸)版印刷作業員	
683-20 オフセット印刷作業員	5,303	5,303	683-02 オフセット印刷作業員	
683-30 グラビア印刷作業員	1,107	1,107	683-03 グラビア印刷作業員	
683-40 スクリーン印刷作業員	608	608	683-04 スクリーン印刷作業員	
683-50 フォーム印刷作業員	215	215	683-05 シール印刷作業員	

683-60	シール印刷作業員	751	751	683-99	他に分類されない印刷作業員
683-99	他に分類されない印刷作業員	3,006	3,006		(分類番号の対応)
				683-01	: 683-10
				683-02	: 638-20
				683-03	: 683-30
				683-04	: 683-40
				683-05	: 683-60
				683-99	: 683-50, 99
684	製本作業員	4,136	684	製本作業員	(分類番号の対応)
684-10	製本作業員	3,262	684-01	製本作業員	○求人 求人の少ない枝番職業名を整理し、細分類項目は「製本作業員」に一本化した。
684-11	折り作業員	295			
684-12	丁合作業員	36			
684-13	製本とじ作業員	155			
684-14	表紙製造作業員	16			
684-15	製本仕上作業員	115			
689	その他の印刷・製本の職業	6,385	689	その他の印刷・製本の職業	(分類番号の対応)
689-10	印刷物光沢加工作業員	197	689-01	印刷物光沢加工作業員	○求人 求人が少ない枝番職業名を見直し、「印刷物光沢加工作業員」、「校正作業員」、「印刷・製本検査作業員」、「他に分類されない印刷・製本の職業」に項目名を整理した。
689-11	印刷物コーティング加工作業員	83	689-02	校正作業員	
689-12	印刷物樹脂プレス加工作業員	48	689-03	印刷・製本検査作業員	
689-13	印刷物ラミネート加工作業員	149	689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	
689-20	校正作業員	727	727		
689-30	はく(箔)押し作業員	74	74		
689-40	印刷・製本検査作業員	957	957		
689-99	他に分類されない印刷・製本の職業	3,913	3,913		
				689-02	: 689-20
				689-02	: 689-40
				689-99	: 689-30, 99
69	ゴム・プラスチック製品製造の職業	63,427			
691	原料ゴム加工工	829	691	原料ゴム加工工	(分類番号の対応)
691-10	原料ゴム加工工	448	691-01	原料ゴム加工工	○求人 相対的に求人数が少ない枝番職業名を整理し、細分類は「原料ゴム加工工」に一本化した。
691-11	原料ゴム前処理工	10			
691-12	原料ゴム薬品配合工	26			
691-13	原料ゴム練工	138			
691-14	原料ゴム混合工	55			
691-15	原料ゴム圧延工	39			
692	ゴム製品製造工	9,089	692	ゴム製品製造工	(分類番号の対応)
692-10	ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)	4,002	4,196	692-01	ゴム製品成形工(タイヤ成形を除く)
692-11	ゴム押出成形工	147		692-02	タイヤ成形工
692-12	ゴム浸せき(漬)成形工	0		692-09	他に分類されないゴム製品製造工
692-13	ライニング成形工	45			(分類番号の対応)
692-14	アセンブル成形工	1		692-01	: 692-10~15

692-15	ゴム形付工	1	692-02 : 692-20	
692-20	タイヤ成形工	1,562	692-99 : 692-30、99	
692-30	加硫工	281	281	
692-99	他に分類されないゴム製品製造工	1,481	1,481	
693	プラスチック製品成形・加工工	30,146	693 プラスチック製品成形・加工工	
693-10	プラスチック成形工	18,839	693-01 プラスチック成形工	○求人
693-11	プラスチック手造り成形工	140	693-02 プラスチック切削・研磨工	業務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
693-12	プラスチック射出成形工	3,028	693-03 プラスチック接合・裁断工	「プラスチック成形工」、「プラスチック切削・研磨工」、
693-13	プラスチック圧縮成形工	406	693-99 他に分類されないプラスチック製品	「プラスチック接合・裁断工」、「他に分類されたプラスチック製品成形・加工工」に整理した。
693-14	プラスチック押出成形工	522		
693-15	プラスチック冷間成形工	0		
693-16	プラスチック熱成形工	85		
693-17	プラスチック発泡成形工	353		
693-18	プラスチックロール延工	52		
693-20	積層成形工	160		
693-21	プラスチックライニング工	6		
693-30	プラスチック切削機械工	166		
693-31	プラスチック旋盤工	557		
693-32	プラスチックボール盤工	53		
693-40	プラスチック研磨工	3		
693-41	プラスチックバフみがき工	272		
693-50	プラスチック接合工	283		
693-51	高周波ウェルダー工	425		
693-52	高周波ミシン工	43		
693-60	プラスチック裁断工	755		
693-60	プラスチック裁断工	287		
693-60	プラスチック裁断工	283		
699	その他のゴム・プラスチック	283	699 その他のゴム・プラスチック製品製造の職業	
699	製品製造の職業	23,363		
699-10	ゴム・プラスチック塗布工	512	699-01 原料プラスチック処理工	○求人
699-11	ゴム・プラスチック防水加工工	2	699-02 ゴム裁断工	求人数の少ない職業名を見直し、「原料プラスチック処理工」、
699-20	ゴム裁断工	366	699-03 ゴム・プラスチック塗布工	「ゴム・プラスチック塗布工」、
699-21	ゴム切断工	88	699-04 ゴム・プラスチック製品仕上工・検査工	「ゴム・プラスチック製品仕上工・検査工」に項目を
699-22	ゴム型抜工	45	699-99 他に分類されないゴム・プラスチック	整理した。なお、項目の整理・見直しに伴い、699 の
699-30	ゴム接合工	133		下に位置づけられる細分類は、工程別（原料処理、裁断、
699-31	ゴム焼付工	0		塗布、仕上・検査）に並べ直した。
699-32	ゴムはり工	181		
699-40	原料プラスチック処理工	48		
699-40	原料プラスチック処理工	383		
699-50	ゴム・プラスチック製品仕上工	383		
699-50	ゴム製品検査工	5,068		
699-51	ゴム・プラスチック製品検査工	13,415		
699-52	ゴム・プラスチック製品検査工	1,302		
699-99	他に分類されないゴム・	7,045		
699-99	他に分類されないゴム・	7,076		

プラスチック製品製造の職業		
70	車・革製品製造の職業	1,886
701	製革工	393
701-10	製革準備工	110
701-11	原皮水戻し工	0
701-12	製革脱毛工	0
701-13	製革裏ごし工	0
701-20	なめし工	35
701-21	皮なめし工	29
701-22	毛皮なめし工	1
701-30	製革仕上工	137
701-31	製革裏剥工	0
701-32	製革染色工	24
701-33	製革つや出し工	3
702	靴製造工・修理工	1,182
702-10	革靴製造工	684
702-11	革靴探寸・裁断工	13
702-12	革靴製甲工	36
702-13	革靴底付工	49
702-14	革靴仕上工	55
702-20	革靴修理工	261
702-30	革スリッパ製造工	1
702-40	革サンダル製造工	12
709	その他の革・革製品製造の職業	311
709-10	革裁断工	17
709-20	革打抜き工	3
709-30	革縫製工	46
709-40	革具加工工	15
709-41	革ベルト製造工	31
709-50	革・革製品検査工	43
709-51	毛皮選別工	0
709-52	靴検査工	13
709-99	他に分類されない革・革製品製造の職業	44
71	装身具等身の回り品製造の職業	4,004
711	かばん・袋物製造工	589
711-10	かばん・袋物製造工	326
711-11	かばん・袋物裁断工	15
711-12	かばん・袋物縫製工	217
711-13	かばん・袋物組付・仕上工	20
712	がん具製造工	231

○求人
「製革工」への求人は年間 400 件弱にとどまる。
職業紹介における利用頻度が相对的に少ないとから、
集約・枝番職業名を整理し、細分類は「製革工」に
一元化する。

○求人
実務利用の観点から、求人数の少ない職業名を見直し、
「靴製造工」、「靴修理工」、「靴・革製品検査工」、
「靴縫製工」、「革具加工工」、「革・革製品検査工」
の 3 項目に細分類を集約した。

○求人
求人件数が少ない集約・枝番職業名を見直し、「革裁断・
打抜き・縫製工」、「革具加工工」、「革・革製品検査
工」に項目名を整理した。

○求人
年間新規求人件数は 589 件にとどまり、その半数以上 (326 件)
を集約コードの職業名「かばん・袋物製造工」が占めている。

712-10 がん具組立工 712-11 プラスチックがん具組立工	129 2	131 2	小分類 712 と細分類 719-40～45 の統合 712 がん具・運動具製造工 712-01 がん具製造工 712-02 運動具製造工	○求人 年間新規求人件数は231件にとどまり、このうち131件（57%）を 「がん具組立工」が占める。がん具の種類別に設けられた 枝番(はげふまん)はほとんど活用されないことから、細分類を 「がん具製造工」に一本化する。
712-20 人形製造工 712-21 人形頭飾 712-22 人形胴付飾	26 6 0	32 16 10	712-01 : 712-10～11、-20～22、-30、 712-02 : 712-40～42 712-02 : 719-40～45 (分類番号の対応)	○運動具製造工との統合 求人件数の多い「運動具製造工」を雑多項目の細分類から格上げ する。産業分類が「がん具・運動具製造業」の小分類を設けてい ることなどを踏まえ、「運動具製造工」は「がん具製造工」と統 合する。
712-30 がん具際物製造工 712-40 児童用乗物製造工 712-41 三輪車製造工 712-42 乳母車製造工	19 6 0 10	19 16 0 10	712-01 : 712-10～11、-20～22、-30、 712-02 : 719-40～45 (分類番号の対応)	○運動具製造工との統合 求人件数の多い「運動具製造工」を雑多項目の細分類から格上げ する。産業分類が「がん具・運動具製造業」の小分類を設けてい ることなどを踏まえ、「運動具製造工」は「がん具製造工」と統 合する。
713 ちょうちん・うちわ製造工 713-10 ちょうちん製作工 713-20 うちわ製作工	82 39 32	82 39 32	719の細分類に格下げ 719-01 ちょうちん・うちわ製造工 (分類番号の対応)	○求人 年間新規求人件数は82件にとどまり、細分項目に格下げする 求人件数がきわめて少ないため、雑多項目に格下げする
713-30 せんす製作工 713-40 和菴製造工 713-50 ほんぱり製作工 714 ぼうき・plash製造工	7 2 1 225	7 2 1 1	719-01 : 713-10、-20、-30、-40、-50 (分類番号の対応)	○求人 年間新規求人件数は82件にとどまり、細分項目に格下げする 求人件数がきわめて少ないため、雑多項目に格下げする
714-10 ぼうき製作工 714-20 ブラシ製造工 714-21 歯ブラシ製造工 714-22 針金アラシ製造工 714-23 はけ製造工 714-30 たわし製造工 715 漆器工	94 77 20 6 4 16 82	94 77 20 107 4 16 16	714-01 ぼうき・plash製造工 (分類番号の対応) 714-01 : 714-10、-20～23、-30 (分類番号の対応)	○求人 年間新規求人件数は225件にとどまり、細分化する必要性が薄い。 ○求人 年間新規求人件数は225件にとどまり、細分化する必要性が薄い。
715-10 漆工 715-11 漆器下地塗工 715-12 すり漆工 715-13 漆器つや上工 715-20 漆器加飾工 715-21 沈金師 715-22 まき絵師 715-98 漆器工見習	49 3 3 3 0 16 2 1 3	55 719-02 漆器工 (分類番号の対応) 719-02 : 715-10～13、-20～22、-98 (分類番号の対応)	719の細分類に格下げ 719-02 漆器工 (分類番号の対応)	○求人 年間新規求人件数は82件にとどまり、細分項目に格下げする 求人件数の少なさから、雑多項目に格下げする
716 貴金属・宝石・甲・角細工工 716-10 貴金属細工加工工 716-11 貴金属細工師 716-20 宝石細工加工工 716-21 ダイヤモンド細工工 716-22 真珠加工工 716-23 さんご加工工 716-24 水晶研磨工 716-30 甲・角・貝・きば細工工	512 290 13 90 8 44 0 33 10	512 303 13 90 8 44 0 33 10	716 貴金属・宝石・甲・角細工工 716-01 貴金属細工加工工 716-02 宝石細工加工工 716-02 甲・角・貝・きば細工工 (分類番号の対応) 716-01 : 716-10～11 719-02 : 716-20～24 719-03 : 716-30	○求人 貴金属細工、宝石細工にはそれぞれ数100件規模の求人 があるのと、それぞれを細分類項目に設定する。甲・角・ 貝・きば細工の求人は10件にとどまるが、小分類716には複多 項目がないため、同細分類を維持する。

717	印判師	80	70	70	719-03	719の細分類に格下げ	○求人
717-10	印判工	70	0	719-03	印判師	年間新規求人件数は80件にとどまり、細分化する理由に乏しい。	
717-11	印判刷師	0	4	4	(分類番号の対応)	求人件数の少なさから、雑多項目の小分類に格下げする	
717-20	スタンプ製造工	4	0	0			
717-21	ゴム印彫刻工	4	0	0			
717-98	印判工見習	6	6	6	719-03 : 717-10~11、-20~-21、-98		
718	模型・模造品製作工	362	112	112	718-01 模型・模造品製作工	○求人	
718-10	模型製作工	0	0	0		年間 362 件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。	
718-11	標本模型製作工	28	149	149	(分類番号の対応)		
718-12	食品模型製作工	9	718-01 : 718-10~14、-20、-30、-40、-99				
718-13	乗物模型製作工	0	0				
718-14	地理模型製作工	0	0				
718-20	小道具製作工	4	4	4			
718-30	マネキン人形製作工	8	8	8			
718-40	かつら・ヘアピース製作工	21	21	21			
718-99	他に分類されない模型・模造品製作工	173	173	173			
719	その他の装身具等身の回り品 製造の職業	1,841					
719-10	楽器製造工	422	422	422	719-10 の小分類格上げ	○求人	
719-20	洋がさ製造工	2	2	2	71A 楽器製造工	「洋がさ」「脚腰具」「マッチ」の求人は、ハローワークにはほとんど寄せられていないので、細分類を廃止する。	
719-30	筆記用具製造工	236	10	274	71A-01 楽器製造工 (分類番号の対応)	「樂器」は422件、「筆記用具」は274件、「運動用具」は305件と一定規模の求人がみられることから、小分類に格上げする。	
719-31	万年筆組立工	12	12	71A-01 : 719-10		また、産業分類が「がん具・運動具製造業」の小分類を設けているなどを踏まえ、「運動具製造工」は「がん具製造工」と統合する(小分類「がん具・運動具製造工」のもとに細分類「運動具製造工」を設定)。	
719-32	鉛筆製造工	16	16			「検査」も大分類 I の他の雑多項目との整合性を考え、求人件数は少ないが(46件)、細分類に残す。	
719-33	毛筆製造工	182	182		719-30 の小分類格上げ		
719-40	運動具製造工	13	13		71B 筆記用具製造工		
719-41	グローブ製造工	49	49	305	71B-01 筆記用具製造工 (分類番号の対応)		
719-42	ゴルフクラブ製造工	21	21	33	71B-01 : 719-30~33		
719-43	スキー板製造工	28	28	12			
719-44	トレーニング器具製造工	12	12				
719-45	武道具製造工	0	0	0	719 その他の装身具等身の回り品製造の職業		
719-50	喫煙具製造工	0	0	2	719-01 ちよううちん・うちわ製造工		
719-51	パイプ・きせる製造工	0	0	2	719-02 漆器工		
719-52	ライター組立工	2	2				
719-60	マッチ製造工	4	4	4	719-03 印刷師		
719-70	装身具等身の回り品検査工	46	46	46	719-04 装身具等身の回り品検査工		
719-99	他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業	757	757	757	719-99 他に分類されない装身具等身の回り品製造の職業		
					(分類番号の対応)		
					719-01 : 713-10、-20、-30、-40、-50		

719-02 : 715-10~13、-20~-22、-98 719-03 : 717-10~11、-20~-21、-98 719-04 : 719-70 719-99 : 719-20、-50~-52、-60、-99 719-99 : 719-20、-50~-52、-60、-99			
72 その他の製造・制作の職業 104,178	3,189	721 内張工	
721-10 家具類内張工 721-11 いす張工 721-12 内張詰物工	137 120 0	721-01 家具類内張工 721-02 乗物内張工 721-03 自動車内張工 721-99 他に分類されない内張工	○求人 「内張工」の仕事の広さと深さを示す職業名として、椅子やベッドなどの「家具類内張工」、自動車、旅客車両などの「乗物内張工」が代表的である。このうち、「乗物内張工」の枝番である「自動車内張工」には、求人の 85%が集まり、実務利用の頻度が高い。職業紹介の利便性に資するため、枝番の「自動車内張工」を細分類に格上げする。
721-20 乗物内張工 721-21 船舶内張工 721-22 航空機内張工 721-23 自動車内張工 721-24 旅客車内張工	113 26 20 2716 4	721-99 (分類番号の対応) 721-01 : 721-10~12 721-02 : 721-20~22、24 721-03 : 721-23 721-99 : 721-30	
722 表具師	148		
722-10 表具師 722-98 表具師見習	134 11	729 の細分類に格下げ 729-01 表具師 (分類番号の対応)	○求人 「表具師」に寄せられた求人は年間 150 件弱にすぎない。また、ハローワーク・インターネットサービス上で確認できる求人職種名も「表具工」の 1 件にとどまる。実務利用の頻度が低いことから、「表具師」は雑多項目に移行する。
723 塗装工	32,270	723 塗装工	
723-10 塗装前処理工 723-11 塗料調合工 723-12 下地塗工 723-20 木工塗装工 723-30 金属塗装工 723-40 建築塗装工 723-50 塗装仕上工 723-51 塗装着色工 723-98 塗装工見習 723-99 他に分類されない塗装工	1,256 120 44 844 11,299 12,420 728 95 862 1,302	723-01 木工塗装工 723-02 金属塗装工 723-03 建築塗装工 723-98 塗装工見習 723-99 他に分類されない塗装工 (分類番号の対応) 723-01 : 723-20、10~12、50~51 723-02 : 723-30、10~12、50~51 723-03 : 723-40、10~12、50~51 723-98 : 723-98、10~51 723-99 : 723-99	○求人 ハローワークインターネットサービス及び民間求人誌に寄せられる職種名は、①木工塗装工②自動車塗装工③建築塗装工——に大別できる。仕事の内容は、家具(木工塗装)、自動車(金属塗装)、住宅(建築塗装)に類型化できる。迅速かつ的確な職業紹介に資するため、分類体系を見直し、①木工塗装工②金属塗装工③建築塗装工④見習⑤雑多项目——の 5 項目に細分類を整理する。
724 画工、看板制作工	1,992	724 画工、看板制作工	
724-10 画工 724-11 印刷画工 724-12 ポスター画工 724-13 アニメーター	321 20 35 17	724-01 画工 724-02 看板制作工 (分類番号の対応)	○求人 求人が 2 柄台にとどまる枝番職業名を整理し、細分類は「画工」と「看板制作工」の 2 項目に整理した。
724-20 看板制作工	1,370	724-01 : 724-10~13、98、99	

724.98	画工・看板制作工見習	26	26	724.02 : 724.20、98、99
724.99	他に分類されない画工、 看板制作工	119	119	
725	写真工	177	172	
725.10	写真工	172	172	729 の細分類に格下げ
				729.02 写真工 (分類番号の対応) 729.02 : 725.10
726	製図工、写図工	45.407	726 製図工	
726.10	製図工	6,260	726-01 建築製図工	○分類体系の見直し 細分類は現在、製図の手段で区分されている。しかし、枝番の「CADオペレーター」(726-11)に3万7千件の求人が集まるなど、現在の分類項目は職安にとって利用しにくいものと推測できる。
726.11	CADオペレーター	37,256	726-02 機械製図工	迅速かつ的確な職業紹介に資するため、細分類を製図の分野別に整理し、「建築製図工」、「機械製図工」、「電気・電子製図工」、雑多項目の4項目に整理した。
726.20	写図工	557	726-03 電気・電子製図工	○写図工 実務利用の観点から、相対的に利用度の低い「写図工」(726-20)は雑多項目に移行する。
				726-99 他に分類されない製図工 (分類番号の対応) 726-01 : 726-10、11 726-02 : 726-10 726-03 : 726-10 726-99 : 726-10
727	現図工	229	72	729 の細分類に格下げ
727.10	構造物現図工	72	72	○求人 「現図工」への求人は年間で229件にとどまり、実務利用の頻度は相対的に少ない。加えて、ハローワーク・インター ネットサービス上でも、「現図工」の求人は数件にとどまり、小分類を維持する積極的な理由が乏しいことから、雑多項目に移動する。
727.20	乗物現図工	35		
727.21	車両現図工	11	53	
727.22	造船現図工	7		
727.23	航空機現図工	0		
727.30	現図型取工	12		
727.31	鉄鋼現図型取工	13	25	
727.99	他に分類されない現図工	57	57	729.03 : 727 (分類番号の対応)
728	包装工	16.313	728 包装工	○名称変更 集総項目の「機械包装工」は、手作業の包装が含まれない。
728.10	機械包装工	6,380	728-01 製品包装工	雑多項目に多く分類される「包装工」は、手作業による包装と推測する。実務利用の利便性を考慮し、機械包装だけでなく、手作業による包装も含める幅広いカテゴリー
728.20	箱詰・袋詰工	6,815	728-02 箱詰・袋詰工	名称である「製品包装工」に項目名を変更する。
728.99	他に分類されない包装工	1,637	728-03 ラベル・シール貼工	○ラベル・シール貼工 実務利用の利便性に資するため、雑多項目に500件近く寄せられた「ラベル・シール貼工」を細分類に採録する。
				(分類番号の対応) 728-01 : 728-10、99 の一部 728-02 : 728-20 728-03 : 728-99 の一部 728-99 : 728-99

729	他に分類されない製造・制作の職業	4,453	729	他に分類されない製造・制作の職業	
729-10	映写技士	75	75	表具工	○求人
729-20	製氷工	90	90	写真工	求人件数の少ない小分類（722の表具師、725の写真工、727の現図工）を離多項目に移動した。また、729の集約項目のうち、相対的に利用頻度のある「映写技士」、「製氷工」、「と（層）畜作業員」を細分類に残した。
729-30	と（層）畜作業員	136	136	写図工	
729-99	他に分類されないその他の製造・制作の職業	3,982	3,982	現図工	
				映写技士	
				製氷工	
				と（層）畜作業員	
				729-07 他に分類されない製造・制作の職業 (分類番号の対応)	
				729-01 : 722	
				729-02 : 725	
				729-03 : 726-20	
				729-04 : 727	
				729-05 : 729-10	
				729-06 : 729-20	
				729-07 : 729-30	
				729-99 : 729-99	
73	定置機関・機械および建設機械運転の職業	40,729			
731	ボイラーオペレーター	2,686	731	ボイラーオペレーター	○求人
731-10	ボイラーオペレーター見習	2,525	731-01	ボイラーオペレーター	小分類全体の新規求人件数は2,686件にのぼる。このうち「見習」は25件にすぎないので、見習コードを廃止する。求人件数が多いため、ボイラーの種類や規模で細分化することも考えられるが、ハローワークに寄せられた求人職種名や仕事の内容を見ると、種類ごと、規模ごとの記述は殆どみられない。
731-98		25	25	(分類番号の対応)	このため、細分類は「ボイラーオペレーター」のみとする。
				731-01 : 731-10, -98	
732	クレーン・巻上機運転工	10,618	732	クレーン・巻上機運転工	○求人
732-10	クレーン運転工	10,252	732-01	クレーン運転工	「クレーン運転工」が1万件を超えており、細分化することも考えられる。しかし、細分化するよりも、ひとくくりにしたほうが、求職者がさまざまな種類のクレーン運転に関する求人を、幅広く探しやすい。このため、「クレーン運転工」は細分化せず、単独の細分類項目に設定する。
732-20	巻上機運転工	34	732-02	巻上機運転工	
732-21	ホイスト運転工	62	100	コンベア運転工	
732-22	ワインチ運転工	4			
732-30	コンベア運転工	43	43	(分類番号の対応)	
				732-01 : 732-10	
				732-02 : 732-20~22	
				732-03 : 732-30	
733	ポンプ・プロワー・コンプレッサー運転工	756			○求人
733-10	ポンプ運転工	396	396	小分類項目名の変更	新規求人件数は756件にとどまり、細分化する必要に乏しい。
733-20	空気移送装置運転工	16	16	ポンプ・送風機・圧縮機運転工	○職業名
733-30	送風機運転工	42	172	733-01 ポンプ・送風機・圧縮機運転工	

733-31	換気装置運転工	130	45 (分類番号の対応)	
733-40	コンプレッサー運転工	45	45 733-01 : 733-10、20、-30～31、40	
734	建設用機械運転工	14,912	734 建設用機械運転工	
734-10	建設機械運転工	11,109	734-01 車両系建設機械運転工	○細分類の整理 現在の分類表は小分類「建設用機械運転工」の細分類に「建設機械運転工」を設定しており、両者の関係が分かりにくいため、建設機械運転工の中にはバックホーなど建設機械に該当するものも含まれ、734-01と734-02が一部重複している。
734-11	掘削機械運転工	1,529	734-02 鋸装機械運転工	一方、求人の大半は734-01にあり、734-03は70件にすぎずバランスが悪い。分類の区分を明確にするため、車両系、舗装機械、維持の3項目に整理する。
734-12	整地機運転工	224		
734-13	くい（杭）打撃運転工	148		
734-20	舗装機械運転工	558	(分類番号の対応)	
734-21	アスファルト舗装機械運転工	79	734-01 : 734-10～13、(20～22)	
734-22	コンクリート舗装機械運転工	2	734-02 : 734-20～22	
734-30	しゅんせつ機械運転工	70	734-99 : 734-30、(-10～13)	
739	その他の定置機関・機械 および建設機械運転の職業	11,757		
739-10	内燃機関運転工	244	244 739-40 の小分類格上げ	○求人 「玉掛工」の求人は2,474件に達しており、小分類に格上げする。内燃機関運転工(244件)、冷凍機運転工(97件)、ケーブル機関運転工(450件)は一定数の求人があることから、細分類に残すこととする。なお、細分類「ケーブル機関運転工」の求人の80%を枝番の「スキーリフト機関運転工」が占めているため、細分類の名称を「ケーブルリフト機関運転工」に変更する。
739-20	冷凍機運転工	97	97 73A 玉掛工	
739-30	ケーブル機関運転工	73	73A-01 玉掛工	
739-31	空中ケーブル機関運転工	16	450 (分類番号の対応)	
739-32	スキーリフト機関運転工	361	73A-01 : 739-40	
739-40	玉掛工	2,474	2,474 739 その他の定置機関・機械および 建設機械運転の職業	
739-99	他に分類されない定置機関・ 機械および建設機械運転の職業	8,287	8,287 739-01 内燃機関運転工 739-02 冷凍機運転工 739-03 ケーブル・リフト機関運転工 739-99 他に分類されない定置機関・ 機械および建設機械運転の職業 (分類番号の対応)	○ビル設備管理 小分類739-99 雜多項目には、空調管などを中心とした「ビル設備管理」関連の求人が100件近く分類されている。 これらは小分類383ビル管理人に位置づけられるべきものである。
74	電気作業者	78,030		
741	発電員、変電員	1,172	741 発電員、変電員	○求人 求人数の少ない項目名を整理し、「発電・送電員」「変電・配電員」「自家用電気係員」に集約した。
741-10	発電員	251	741-01 発電・送電員	
741-11	水力発電員	29	741-02 變電・配電員	
741-12	火力発電員	84	741-03 自家用電気係員	
741-13	原子力発電員	261		
741-20	送電員	32	32 (分類番号の対応)	
741-30	変電員	78	78 741-01 : 741-10、20	
741-40	配電員	165	741-02 : 741-30、40	
741-50	自家用電気係員	157	741-03 : 741-50	

742	送電線架線工・敷設工	1,396	742 送電線架線工・敷設工	
742-10	送電線架線工・敷設工	618	742-01 送電線架線工・敷設工	○求人
742-11	送電線架線工	675	(分類番号の対応)	集約・枝番職業名を整理し、細分類を「送電線架線工・敷設工」に一本化した。
742-12	地中送電線工	19	742-01 : 742-10~12	
743	配電線架線工・敷設工	1,111	743 配電線架線工・敷設工	○求人
743-10	配電線架線工・敷設工	601	743-01 通信線架線工・敷設工	求人が全体でも1,111件にとどまり、項目を細分化する理由に乏しい。
743-11	配電線架線工	448	(分類番号の対応)	
743-12	地中配電線工	29	743-01 : 743-10~12	
744	通信線架線工・敷設工	5,402	744 通信線架線工・敷設工	○求人
744-10	通信線架線工・敷設工	4,968	744-01 通信線架線工・敷設工	実務利用の少ない枝番職業名を整理し、「通信線架線工・敷設工」に細分類を一元化する。
744-11	屋外通信線架線工	180	(分類番号の対応)	
744-12	地下ケーブル配線工	36	744-01 : 744-10~13	
744-13	海底ケーブル敷設工	0		
745	電気通信設備工	8,927	745 電気通信設備工	○現状維持の理由
745-10	放送装置据付・保守工	1,362	745-01 放送装置据付・保守工	集約職業名である「放送装置据付・保守工」(1,362件)、
745-20	通信装置据付・保守工	4,395	745-02 通信装置据付・保守工	「通信装置据付・保守工」(4,395件)、「電話装置据付・保守工」(1,268件)には4桁以上の求人が寄せられ、実務利用の頻度が高い。加えて、各項目名は求人・求職双方が仕事の内容を理解しやすい一般的な名称であり、適切な項目が設定されていると判断できることから、現在の分類体系を維持する。
745-30	電話装置据付・保守工	1,268	745-03 電話装置据付・保守工	
745-31	交換機据付・保守工	70	(分類番号の対応)	
745-32	電話機据付・保守工	694	745-01 : 745-10	
745-33	ファクシミリ据付・保守工	0	745-02 : 745-20	
745-34		745-03 : 745-30~33		
746	電気工事作業者	60,022	746 電気工事作業者	○現状維持の理由
746-10	電気配線工事作業者	47,298	746-01 電気配線工事作業者	求人の8割弱が「電気配線工事作業者」(746-10)に分類されるものの、残された集約職業名である。
746-11	船舶配線工	636	746-02 電気工事検査員	
746-12	鉄道車両配線工	222	746-03 産業用電気機械・装置据付工	
746-13	航空機配線工	5	746-99 他に分類されない電気工事作業者	
746-20	電気工事検査員	998	998	
746-30	産業用電気機械・装置据付工	1,379	(分類番号の対応)	
746-31	鉄道用電気装置据付保守員	221	1,600	746-01 : 746-10~13
746-99	他に分類されない電気工事作業者	2,563	2,563	746-02 : 746-20
				746-03 : 746-30~31
				746-99 : 746-99
75	採掘の職業	2,118		
751	採鉱員	73	751 採鉱員	○求人
751-10	採鉱員	37	752-01 採鉱員	73件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
751-11	採炭員	2	(分類番号の対応)	
752	石切出作業者	183	751-01 : 751-10~-11	
752-10	石切出作業者	170	752 石切出作業者	○求人
752-11	採石大削作業者	3	(分類番号の対応)	183件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
752-12	切出石工	7	752-01 : 752-10~-12	
753	じやり・砂・粘土採取作業者	123	753 じやり・砂・粘土採取作業者	

753-10	じゅり・砂採取作業者	104	104	753-01 じゅり・砂・粘土採取作業者 (分類番号の対応)	○求人 123件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。
753-20	粘土採取作業者	14	14	753-01 : 753-10, -20, -30	
753-30	庭石採取作業者	0	0		
754	ダム・トンネル掘削作業者	96	754 ダム・トンネル掘削作業者 (分類番号の対応)	○求人 96件にとどまり、細分化する必要性に乏しい。	
754-10	ダム・トンネル掘削作業者	52	88	754-01 ダム・トンネル掘削作業者 (分類番号の対応)	
754-11	大型掘進機操作員	36		754-01 : 754-10~11	
755	さく井工、石油・天然ガス採取工	1,374			
755-10	さく井工	894	小分類項目名の変更	○求人 さく井工 (919件)、試すい工 (379件) に一定規模の求人が寄せられているが、石油・天然ガス採取工はゼロ件であり、細分類を「さく井工」と「試すい工」(ボーリング工に名称変更)に整理する。雑多項目にも46件の求人があるものの、その内容を見ると、「さく井」か「ボーリング」のどちらかに含まれる職業となっている(それぞれの見習等を含む)。	
755-11	油井ドリラー工	0	919	755 さく井工、ボーリング工	○分類名 ハローワーク等の求人職種名を見ると、「試すい」よりも「ボーリング」の名称が広く使われているため、小分類の名称を「ボーリング工」に変更する。なお、求人がゼロ件の「石油・天然ガス採取工」は雑多項目 759 の細分類に移動する(細分類名「石油・天然ガス採取工」これに伴い、小分類の名称を「さく井工、ボーリング工」に変更する)。
755-12	井戸さく井工	25	755-01 さく井工		
755-20	試すい(錐)工	379	755-02 ボーリング工		
755-30	石油・天然ガス採取工	0		755-01 : 755-10, -11, -12, -99 の一部	
755-31	石油採取工	0	0	755-02 : 755-20, -99 の一部	
755-32	天然ガス採取工	0			
755-99	他に分類されないさく井工、石油・天然ガス採取工	46	46		
759	その他の採掘の職業	269	759 その他の採掘の職業		
759-10	支柱員	74	74	759-01 支柱員	○求人 支柱員 (74件)、坑内運搬員 (48件)、選鉱員 (29件)、発破員 (32件) を細分類項目に設定する。坑内保守員 (0件)、鉱石検定員 (5件) は廃止する。
759-20	坑内運搬員	48	48	759-02 坑内運搬員	選炭員 (5件) は選炭員から切り離し、維多の維多759-99 に分類する。
759-30	選鉱員、選炭員	7		759-04 選鉱員	
759-31	選鉱員	20	29	759-05 発破員	
759-32	選炭員	2		759-07 石油・天然ガス採取工	
759-40	発破員	32	32	759-99 他に分類されない採掘の職業	
759-50	坑内保守員	0	0		
759-60	鉱石検定員	5	5	(分類番号の対応)	
759-99	他に分類されない採掘の職業	77	77	759-01 : 759-10 759-02 : 759-20 759-04 : 759-30~31 759-05 : 759-40 759-07 : 755-30~32, -99 の一部 759-99 : 759-32, -50, -60, -99	
76	建設躯体工事の職業	76,409			
761	型枠大工	20,996	761 型枠大工	○現状維持の理由 集約職業名である「型枠大工」には年間 16,870 件もの求人が	
761-10	型枠大工	16,870	761-01 型枠大工		
761-11	型枠解体工	3,267	20,137		

		(分類番号の対応) 761-01 : 761-10~11		
762 とび工	41,742	762 とび工	762-01 建築とび工 30,100 2,947 762-02 取りこわし作業員 7,308 762-98 とび工見習 571 571	○現状維持の理由 求人の8割弱が「建築とび工」(762-10)に寄せられ、 ハローワーク・インターネットサークル上でも「とび」の 求人は400件以上確認できる。また、「取りこわし作業員」 (762-20)にも全体の2割弱の求人が寄せられ、実務利用の 頻度は高い。「とび」の名称は技能検定(とび技能士)を はじめ広く一般に浸透している職業名である。また、「取り こわし作業員」も、一般には普通職業名にある「解体工」での 求人が多いものの、求職者が仕事の内容(建物解体)を理解 しやすい職業名であるところから、現在の項目名を維持する。
762-10 建築とび工 762-11 鉄骨とび工 762-20 取りこわし作業員 762-98 とび工見習	27,153 2,947 7,308 571	762-01 建築とび工 30,100 2,947 7,308 571	762-01 : 762-10~11 762-02 : 762-20 762-98 : 762-98	
763 鉄筋工	13,671	763 鉄筋工	1,606 1,606 9,776 9,776	○現状維持の理由 集約職業名である「土木鉄筋工」には1,606件の求人が 寄せられる。もうひとつ「建築鉄筋工」にも9,776件が分類 され、ふたつの集約項目は実務利用の頻度が高い。 見直しする積極的理由に乏しいことから、現在の分類体系を 維持する。
763-10 土木鉄筋工 763-20 建築鉄筋工	1,606 1,606 9,776 9,776	763-01 土木鉄筋工 763-02 建築鉄筋工 763-01 : 763-10 763-02 : 763-20		
77 建設の職業 (建設機械工事の職業を除く)	116,732	771 大工	16,940 11,278 96 1,743 2,354	○求人 「建築大工」に1万件を超える求人がある。「宮大工」は96件 にとどまるので細分類項目を設けず、雑多項目に含むものと する。「大工見習」にも1,743件の求人が寄せられており、 見習コードを設ける。
771 大工	16,940	771 大工	11,374 11,374 96 1,743 2,354	
771-10 建築大工 771-11 宮大工 771-98 大工見習 771-99 他に分類されない大工	11,278 96 1,743 2,354	771-01 建築大工 771-98 大工見習 771-99 他に分類されない大工 (分類番号の対応) 771-01 : 771-10 771-98 : 771-98		
772 ブロック積工、タイル張工	4,218	772 ブロック積工、タイル張工	1,325 1,325 1,446 176 2 201 168 4	○求人 ブロック積工が1,325件、タイル張工が1,624件、石張工が 201件、れんが積工が733件あり、それぞれの集約職業名を 細分類項目に設定する。
772-10 ブロック積工 772-20 タイル張工 772-21 タイル床・壁張工 772-22 モザイクタイル張工 772-30 石張工 772-40 れんが積工 772-41 建築れんが積工	1,325 1,446 176 2 201 168 4	772-01 ブロック積工 772-02 タイル張工 772-03 石張工 772-04 れんが積工 772-98 ブロック積工・タイル張工見習 (分類番号の対応)		○建設関係の職業の見習 中分類77の建設関係の職業では、見習から仕事を始めて技能を

772-42 築炉工	772-01 : 772-10	385		772-01 : 772-10 772-02 : 772-20~22	身につけていく場合が多く、見習の求人が多数みられる。こうした職業の特徴を考慮し、中分類 77 のすべての小分類に見習コードを設ける。
772-43 灶修工	772-02 : 772-30	176		772-03 : 772-30 772-04 : 772-40~43	
772-98 プロック積工・タイル張工見習	86	86		772-98 : 772-98	
773 屋根ふき工	773 屋根ふき工	3,209	773 屋根ふき工	773 屋根ふき工	
773-10 かわらふき工	2,247	2,247	773-01 かわらふき工	○求人	「かわらふき工」が 2,247 件にのぼり、見習にも 201 件の求人がある。もうひとつの集約職業名「スレートふき工」は 81 件にとどまり、あとは雑多項目が 218 件、「屋根ふき工」が 462 件となっている。一方、雑多項目の職種名を見ると、「屋根ふき工」「屋根工事」など屋根の種類を明確にしていない求人や、「建築板金工」が目立つ。これらの 554 件に分類されるべき「建築板金工」が見習」「雑多」の点を踏まえ、細分類は「かわらふき工」「見習」「雑多」の 3 項目とし、「建築板金工」を ×例示する。
773-20 スレートふき工	81	81	773-98 屋根ふき工見習		
773-98 屋根ふき工見習	201	201	773-99 他に分類されない屋根ふき工		
773-99 他に分類されない屋根ふき工	218	218	(分類番号の対応) 773-01 : 773-10 773-98 : 773-98 773-99 : 773-20、-99		
774 左官	774 左官	5,989	774 左官	774 左官	
774-10 左官職	4,769	4,769	774-01 左官	○求人	小分類の求人の約 8 割 (4,886 件) を左官職が占め、木舞工は 36 件、屋根左官は 17 件にとどまる。木舞工、屋根左官も左官に含まれると考え、これらを左官に一本化する。
774-11 左官手元	75	4,886	774-98 左官見習		
774-12 左官吹付工	42		(分類番号の対応)		
774-20 木舞工	12	36	774-01 : 774-10~12、-20~21、-30		
774-21 ラス張工	24	17	774-98 : 774-98		
774-30 屋根左官	17	510	(分類番号の対応)		
774-98 左官見習	510	510	775 置工		
775 置工	775 置工	340	775 置工	775 置工	
775-10 置仕立工	244	275	775-01 置工	○求人	小分類全体の求人件数は 340 件と少なく、細分化する必要性に乏しい。見習の求人も 43 件にとどまるが、中分類 77 のすべての小分類（雑多除く）に見習コードをつけるのが望ましいことから（小分類 772 の記述参照）、細分類項目として維持する。
775-11 置表替工	31		775-98 置工見習		
775-98 置工見習	43	43	(分類番号の対応)		
			775-01 : 775-10~11 775-98 : 775-98		
776 配管工	776 配管工	44,512	776 配管工	776 配管工	
776-10 配管工	32,881	776-01 配管工	○求人	小分類全体で 44,512 件もの求人が寄せられており、集約コードの「配管工」にその 74% (32,881 件) が集中している。枝番で最も多いことは「水道配管工」の 6,648 件で、「ガス配管工」は 1,817 件、「スチール配管工」は 78 件、「配管修理工」は 598 件、-XX が 1,475 件、見習が 1,015 件となっている。	
776-11 ガス配管工	1,817	776-98 配管工見習			
776-12 スチーム配管工	78	42,022	(分類番号の対応)		
776-13 水道配管工	6,648				
776-14 配管修理工	598	776-01 : 776-10~14			
776-98 配管工見習	1,015	1,015	776-98 : 776-98		

				仕事内容に大きな違いはないため、項目は「配管工」に統一する（修理も配管工に含む。見習の項目も設ける）。
777	内装仕上工	20,220	777 内装仕上工	
777-10	金属建具取付工	2,402	777-01 金属建具取付工	
777-11	金属サッシ取付工	1,394	777-02 建具ガラス取付工	○求人
777-12	シャッター取付工	253	777-03 内装工	金属建具取付工が4,391件、建具ガラスはめ込み工が481件、室内装飾工が12,697件となっており、この3つのくくりで細分類を設ける。室内装飾工の求人は1万件を超えていたが、カーペットや床、壁紙張りという内装工事全般に携わる仕事が多く、細分化は困難である。なお、ハローワークの求人職種名を参考にして、「建具ガラスはめ込み工」は「建具ガラス取付工」に、「室内装飾工」は「内装工」にそれぞれ名称を変更する。
777-13	看板取付工	342	(分類番号の対応)	
777-20	建具ガラスはめ込工	411	777-01 : 777-10~13	
777-21	板ガラスはめ込工	69	777-02 : 777-20~22	
777-22	ステンドグラスはめ込工	1	777-03 : 777-30~34	
777-30	室内装飾工	9,336		
777-31	じゅうたん張工	28		○求人
777-32	リノリウム床張工	16		6,090件の求人の約半数が集約コード「防水工」に振り分けられている。枚番の件数も「建築工事防水工」に2,234件、「土木工事防水工」に316件あるものの、その活用割合は5割に達していない。ハローワークや民間求人情報の職種名も「防水工」が多いので、細分類の名稱は「防水工」のみとする。
777-33	ゴム・プラスチック床張工	60		
777-34	壁装工	3,257		
778	防水工	6,090	778 防水工	
778-10	防水工	2,995	778-01 防水工	○求人
778-11	建築工事防水工	2,234		6,090件の求人の約半数が集約コード「防水工」に振り分けられている。枚番の件数も「建築工事防水工」に2,234件、「土木工事防水工」に316件あるものの、その活用割合は5割に達していない。ハローワークや民間求人情報の職種名も「防水工」が多いので、細分類の名稱は「防水工」のみとする。
778-12	土木工事防水工	316		
779	その他の建設の職業	15,214	779 その他の建設の職業	
779-10	潜水作業者	290	779-01 潜水作業者	○求人
779-20	熱絶縁工	1,683	779-02 热絶縁工	潜水作業者（290件）、熱絶縁工（1,683件）、測量作業員（1,189件）、水道工事検査員（119件）の各細分類とも一定規模の求人ががあるので、各項目を維持する。
779-30	測量作業員	1,189	779-03 测量作業員	
779-40	水道工事検査員	53	779-04 外壁工	
779-41	水道検査員	15	779-05 住宅水回り設備取付工	
779-42	漏水調査員	51	779-06 水道工事検査員	
779-99	他に分類されない建設の職業	10,736	779-99 他に分類されない建設の職業	
			(分類番号の対応)	①一般的な名稱（建築作業員、現場作業員、作業員など）
			779-01 : 779-10	=500件以上
			779-02 : 779-20	②はつり工=約130件
			779-03 : 779-30	③外壁工事関係（外壁工、外装工、サイディング工、ALC工など）
			779-04 : (779-99)	=約200件
			779-05 : (779-99)	④外溝工事関係（外構、エクステリア）=約130件
			779-06 : 779-40~42	⑤ミニハウス、プレハブ、ユニットハウス組み立て=約100件
			779-99 : 779-99	⑥ユニットバス、システムキッチン取り付け=約130件
				⑦住宅設備取り付け=約130件
				とりわけ求人�数が多く、職務範囲の明確な③「外壁工（仮）」、⑥⑦の「住宅水回り設備取付工（仮）」を新たに細分類項目に設定する。

78	土木の職業	128,633		
781	土木作業者	125,088	781 土木作業者	
781-0	建設・土木作業員	110,921	781-01 建設・土木作業員	
781-1	土管配管工	941	781-02 鋼鉄作業員	
781-11	護岸工事作業員	54	781-99 他に分類されない土木作業員	
781-12	コンクリート作業員	1,017		
781-20	舗装作業員	5,333	(分類番号の対応)	○現状維持の理由 集約項目の「建設・土木作業員」(781-10)には11万件もの求人が寄せられ、ハローワーク・インターネットサービスでも2千件を超える求人が確認できる。もうひとつ集約項目である「舗装作業員」(781-20)にも5,333件が寄せられ、求人も200件弱確認できる。ふたつの項目名とも、仕事の内容を理解しやすい職業名で、広く一般に浸透していることから、現在の分類体系を維持する。
781-21	アスファルト舗装工	214	781-01 : 781-10~13	
781-22	コンクリート舗装工	24	781-02 : 781-20~24	
781-23	道路付帯設備取付作業員	431	781-99 : 781-99	
781-24	道路区画線設置作業員	632		
781-99	他に分類されない土木作業者	1,301	1,301	
782	鉄道線路工事作業者	3,545	782 鉄道線路工事作業者	
782-10	保線工・軌道工	3,149	3,149	○求人 求人の圧倒的多数が「保線工・軌道工」(782-10)に集まる
782-20	軌条工	34	34	一方、残る集約項目は2桁台の求人にとどまる。実務利用の頻度が相対的に低い「軌条工」(782-20)と「軌道舗石作業員」(782-30)を集約し、新たな細分類は、「保線工・軌道工」と離多の2項目とする。
782-30	軌道舗石作業員	84	84	
782-99	(分類番号の対応)			
783	運搬労務の職業	211,521		
791	船内・沿岸荷役作業者	1,356	小分類項目名の変更	
791-10	船内・沿岸荷役作業者	771	791 港湾荷役作業者	○求人 1,356件と枝番の活用は半数に満たない。これは船内と沿岸の作業が一体となっている場合が多いためと考えられ、細分化するのは適切ではない。
791-11	船内荷役作業者	282	791-01 港湾荷役作業者	○職業名 リックスは「港湾荷役作業員」、産業分類は「港湾運送業」、業界団体は「日本港湾協会」等)、小分類の名称「港湾荷役作業者」に変更する。
791-12	沿岸荷役作業者	237		
791-13	(分類番号の対応)			
791-14	791-01 : 791-10~12			
792	陸上荷役・運搬作業者	20,763	792 陸上荷役・運搬作業者	
792-10	運搬作業員	7,616	792-01 運搬作業員	○求人 「運搬」に15,331件、「積卸」に4,694件の求人がある。
792-11	工場内運搬作業員	4,359	792-02 積卸作業員	○運搬の枝番「引越」の求人も3,382件寄せられている。
792-12	市場内運搬作業員	368	792-03 引越作業員	
792-13	土建運搬作業員	220		
792-14	引越作業員	2,768		
792-20	積卸作業員	3,382	(分類番号の対応)	○引越「運搬」「積卸」とも行うものであり、求人も少なくない
792-21	トラック助手	1,305	792-01 : 792-10~13	ことから、細分類項目に設定する。
792-22	鉱石積込工(坑外)	7	792-02 : 792-20~22	
793	倉庫作業員	64,953	793 倉庫作業員	

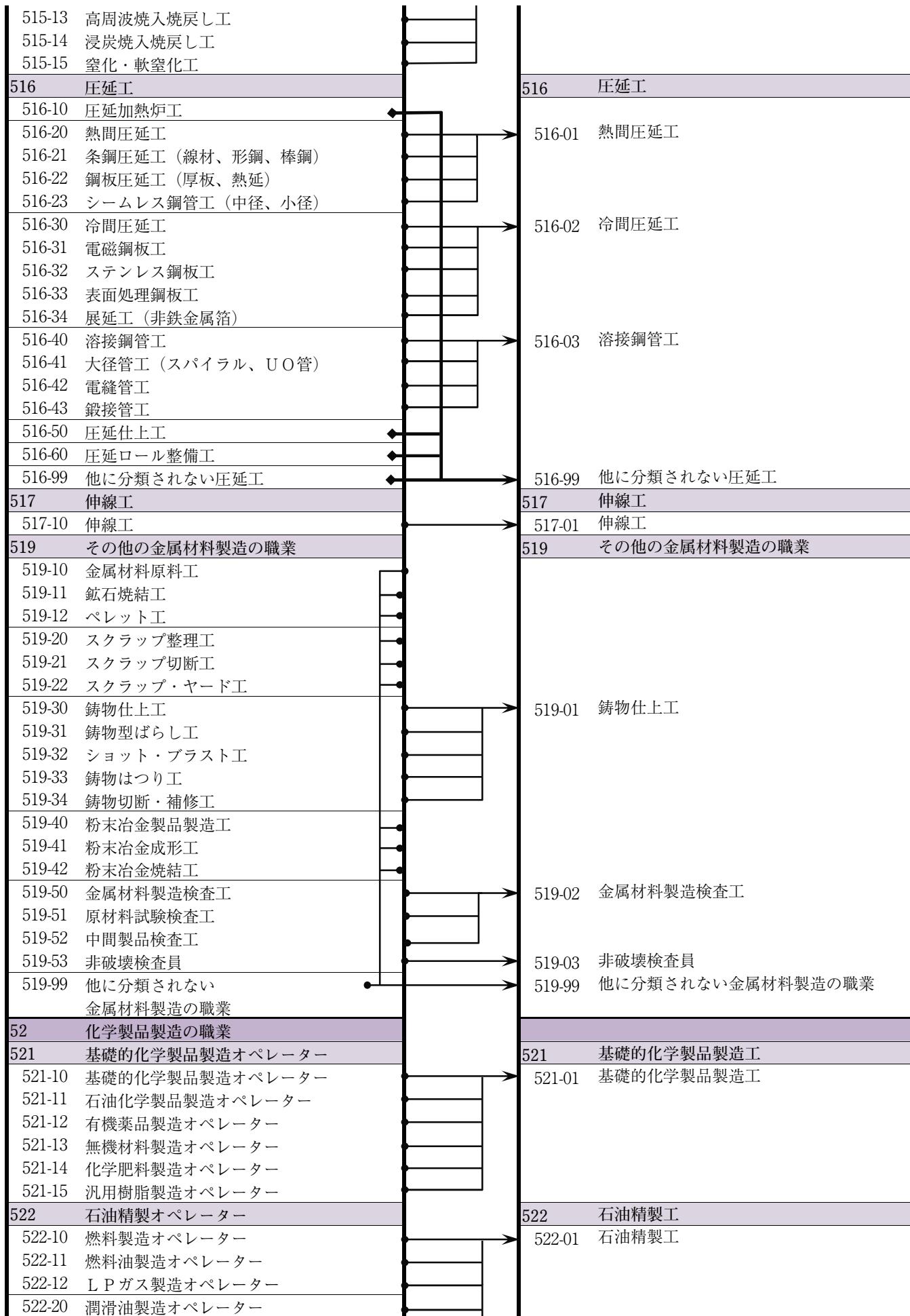
793-10	倉庫作業員	61,837 76 1,613	793-01 倉庫作業員 (分類番号の対応) 793-01 : 793-10~12	○求人 小分類全体で 64,953 件もの求人が寄せられ、この 95%を集約職業名「倉庫作業員」が占めしており、枚番はあまり活用されいない。ハローワークの求人内容を見ると、「倉庫作業員」としての求人がほとんどであり、倉庫の種類や仕事の違いによる細分化は困難である。	
794	配達員	84,798	794 配達員 794-01 配送員、集配員 794-02 新聞配達員 794-03 ルートセールス員 794-04 (分類番号の対応) 794-01 : 794-10、-20、-22、-24 794-02 : 794-21 794-03 : 794-23	○項目の統合 現状の「受託配達員」と「商品配達員」では職務範囲が重複している。いずれも、「ものを（集めて）届ける」という仕事の内容では共通しており、こうした職業が 2 つに区分されていると求職者やハローワーク職員にとってわかりにくく。このため両者を「配送員、集配員」の名称で統合する。なお、「新聞配達員」「ルートセールス員」には一定規模の求人があるので細分類項目を設ける。	
794-10	受託配達員	15,818	15,818 40,469 3955 691 15,649 2,878 39,651	○項目の統合 現状の「受託配達員」と「商品配達員」では職務範囲が重複している。いずれも、「ものを（集めて）届ける」という仕事の内容では共通しており、こうした職業が 2 つに区分されていると求職者やハローワーク職員にとってわかりにくく。このため両者を「配送員、集配員」の名称で統合する。なお、「新聞配達員」「ルートセールス員」には一定規模の求人があるので細分類項目を設ける。	
794-20	商品配達員	794-01 794-02 794-03 794-04	牛乳・乳酸発酵製品配達員 ルートセールス員 自動販売機商品補充員 荷造工	○求人 小分類全体で 39,651 件にのぼり、このうち 29,394 件が「こん包工」である。検査工や雑多項目、枝番にも一定規模の求人がみられるが、大半が集約職業名にふりわけられているので、細分類は「こん包工」のみとする。	
794-21	新聞配達員	794-01 794-02 794-03 794-04	新規配達員 牛乳・乳酸発酵製品配達員 ルートセールス員 自動販売機商品補充員 荷造工	○職業名 「荷作工」よりも「こん包工」が物流の職場で広く使われている。このため小分類の名称も「こん包工」に改める	
794-22	牛乳・乳酸発酵製品配達員	794-01 794-02 794-03 794-04	794-01 : 794-10、-20、-22、-24 794-02 : 794-21 794-03 : 794-23	○出荷作業員 普通職業名に「出荷作業員」だけを記載している「795-XXX」の求人件数が 5,336 件にのぼり、雑多項目に振り分けられた職種名でも「出荷作業」関連が目立つ。この「出荷作業」は荷作・こん包の一部として行うもので、積卸などの作業は含まない。	
794-23	ルートセールス員	794-01 794-02 794-03 794-04	794-01 : 794-10、-20、-22、-24 794-02 : 794-21 794-03 : 794-23	○小分類項目名の変更 795-01 こん包工 795-02 こん包工 795-03 こん包工 795-04 こん包工 795-05 こん包工 795-06 こん包工 795-07 こん包工 795-08 こん包工 795-09 他に分類されない荷造工	○小分類項目名の変更 795-01 こん包工 795-02 こん包工 795-03 こん包工 795-04 こん包工 795-05 こん包工 795-06 こん包工 795-07 こん包工 795-08 こん包工 795-09 他に分類されない荷造工
794-24	自動販売機商品補充員	794-01 794-02 794-03 794-04	794-01 : 794-10、-20、-22、-24 794-02 : 794-21 794-03 : 794-23	○小分類項目名の変更 795-01 こん包工 795-02 こん包工 795-03 こん包工 795-04 こん包工 795-05 こん包工 795-06 こん包工 795-07 こん包工 795-08 こん包工 795-09 他に分類されない荷造工	
795	荷造工	39,651	29,394 1,471 129 827 1,241 1,253 1,253	○職業名 「荷作工」よりも「こん包工」が物流の職場で広く使われている。このため小分類の名称も「こん包工」に改める	
795-10	こん包工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	箱詰荷造工 板わくこん包工 袋詰こん包工 荷造検査工 他に分類されない荷造工	○出荷作業員 普通職業名に「出荷作業員」だけを記載している「795-XXX」の求人件数が 5,336 件にのぼり、雑多項目に振り分けられた職種名でも「出荷作業」関連が目立つ。この「出荷作業」は荷作・こん包の一部として行うもので、積卸などの作業は含まない。	
795-11	箱詰荷造工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	795-01 : 795-10~13、-20、-99	○小分類の定義を明確にしたうえで、積卸作業員を × 例示する。	
795-12	板わくこん包工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	795-01 : 795-10~13、-20、-99		
795-13	袋詰こん包工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	795-01 : 795-10~13、-20、-99		
795-20	荷造検査工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	795-01 : 795-10~13、-20、-99		
795-99	他に分類されない荷造工	795-01 795-02 795-03 795-04 795-05 795-06 795-07 795-08 795-09	795-01 : 795-10~13、-20、-99		
80	その他の労務の職業	151,639	54,846	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801	清掃員	801	801-01 清掃作業員 801-02 し尿処理作業員 801-03 ごみ処理作業員 801-04 消毒・害虫防除作業員 801-05 凝化槽清掃員 801-99 他に分類されない清掃員 421 1,554 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-10	清掃作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-11	ビル内清掃作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-12	ガラス清掃作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-13	道路清掃作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-14	乗物内清掃作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-20	衛生作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-21	ごみ処理作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-22	し尿処理作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-30	消毒作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	
801-31	防疫作業員	40,079	4,758 78 203 587 534 4,918 421 527 15	○細分類への格上げ 枝番の「ごみ処理作業員」(801-21) と「害虫防除作業員」(801-32) には 4 枠台の求人が寄せられ実務利用の頻度が高いことから、細分類に採録する。	

801-32	害虫防除作業員		1,012	801-03 : 801-21	801-99 : 801-99
801-99	他に分類されない清掃員		615	801-04 : 801-30~32	
809	他に分類されない労務の職業	96,793		809-20 の小分類格上げ	
809-10	産業洗浄工	2,519	728	80A	選別工
809-11	機械洗浄工	1,754	6,470	80A-01	原材料選別工
809-12	乗物洗浄工	384		80A-02	商品選別工
809-13	タンク洗浄工	605		80A-03	選果工
809-14	容器洗浄工	480		80A-04	洗たく物荷分け工
809-15	上下水道管渠施設洗浄工			80A-05	廃品選別整理工
809-20	選別工	14,331	1,478	80A-99	他に分類されない選別工
809-21	原材料選別工		856	(分類番号の対応)	
809-22	製品選別工		21,068	80A-01 : 809-21	80A-05 : 809-24
809-23	洗たく物荷分け工		494	80A-02 : 809-22	80A-99 : 809-20 の一部
809-24	廃品選別整理工	3,909	27,610	80A-03 : 809-20 の一部	
809-30	雑務員		1,731	80A-04 : 809-23	
809-31	用務員		82		
809-32	駆雑務員		1,057		
809-33	病院維務者		15,701	53,130	809-30 の小分類格上げ
809-34	工場維務者		7	80B	軽作業員
809-35	作業員宿舎維務者		1,875	80B-01	工場整作業員
809-36	旅館維務者		1,540	80B-02	小売店整作業員
809-37	食堂維務者		3,436	80B-03	建設整作業員
809-38	公園・ゴルフ場整備員		91	80B-04	病院整作業員
809-39	グランド整備員		11,214	80B-05	旅館整作業員
809-99	他に分類されないその他の労務の職業		80B-06	80B-99	食堂整作業員 他に分類されない一般作業員
				(分類番号の対応)	
				80B-01 : 809-34	
				80B-02 : 809-99 の一部	
				80B-03 : 809-30 の一部	
				80B-04 : 809-33	
				80B-05 : 809-36	
				80B-06 : 809-37	
				80B-99 : 809-32, 35, 39	
				809 他に分類されない労務の職業	
				809-01 産業洗浄工	
				809-02 用務員	
				809-03 公園・ゴルフ場整備員	
				809-04 会場設営作業員	

		809-99 他に分類されないその他の労務の職業 (分類番号の対応)	多くの項目に多く寄せられたイベント会場設営スタッフの求人は現在の分類項目では位置づけることができない。 求人・求職双方の利便性に資するため、「会場設営作業員」を細分類に採録する。
		809-01 : 809-10～15	
		809-02 : 809-31	
		809-03 : 809-38	
		809-04 : 809-99 の一部	
		809-99 : 809-99	

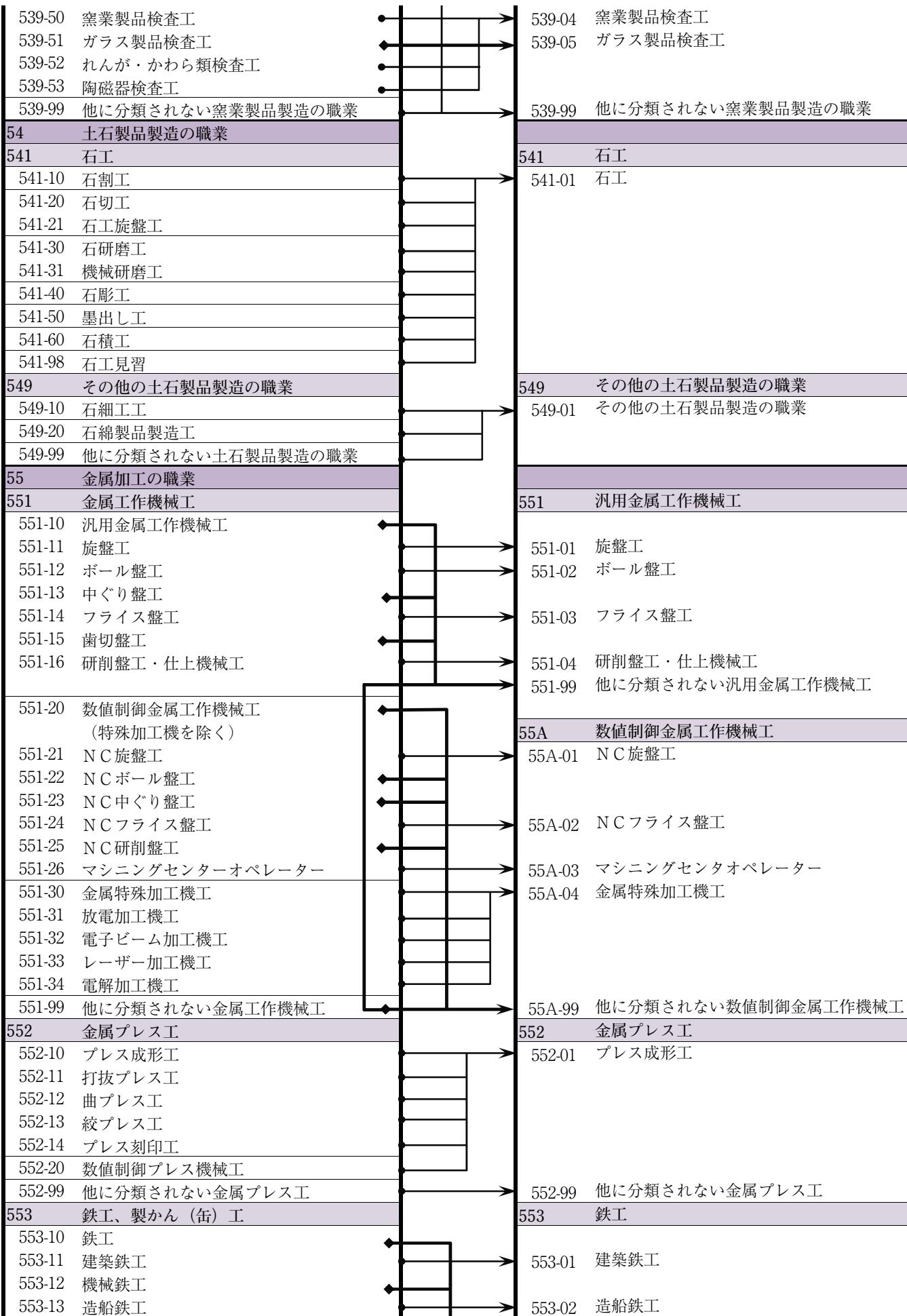
図表39 大分類 I 「生産工程・労務の職業」の細分類項目に係る新旧項目対照表

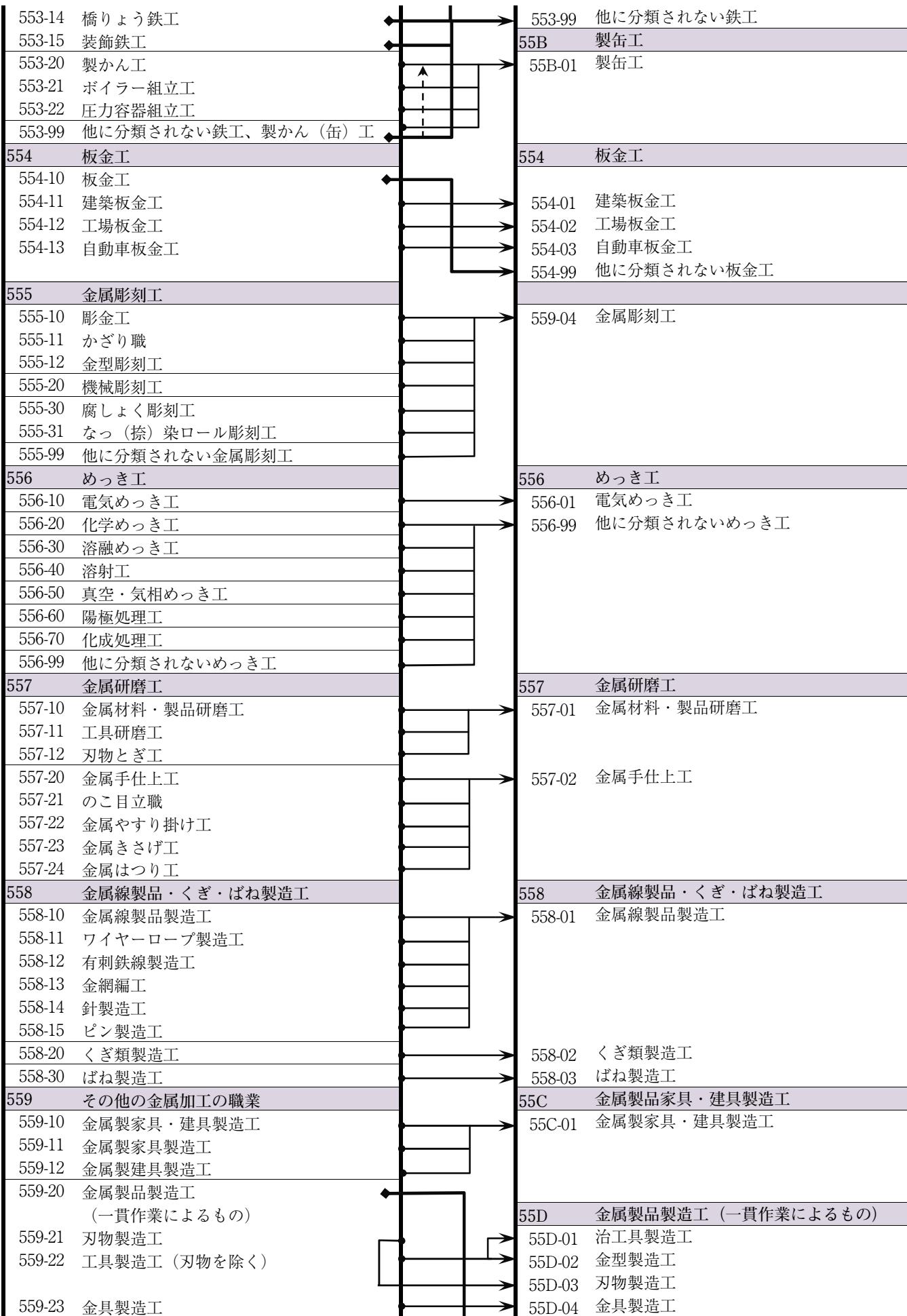
現行		改訂案	
分類番号	項目名	分類番号	項目名
51	金属材料製造の職業		
511	製銑工、製鋼工	511	製銑工、製鋼工
511-10	製銑工	511-01	製銑工
511-11	炉前工（高炉）		
511-12	搗管理工（高炉）		
511-13	鋳銑機工		
511-20	製鋼工	511-02	製鋼工
511-21	溶銑予備処理工		
511-22	転炉工		
511-23	電気炉工（製鋼）		
511-24	取べ（鍋）精錬工		
511-25	造塊工		
511-26	連続铸造工（製鋼）		
511-27	連铸精整工		
511-30	铸物用鉄溶融工	511-03	铸物用鉄溶融工
511-31	キュボラ工（铸物）		
511-32	電気炉工（铸物）		
511-99	他に分類されない製銑工、製鋼工	511-99	他に分類されない製銑工、製鋼工
512	非鉄金属製錬工	512	非鉄金属製錬工
512-10	非鉄金属溶融炉工	512-01	非鉄金属溶融炉工
512-20	非鉄金属浸出・浄液工	512-02	非鉄金属电解工
512-30	非鉄金属电解工		
512-40	銅製錬工（电解法を除く）		
512-50	貴金属製錬工		
512-60	半導体材料精錬工 (多結晶シリコンなど)	512-03	半導体材料製錬工(多結晶シリコンなど)
512-70	金属ウラン製錬工		
512-80	非鉄金属铸込造塊工	512-04	非鉄金属铸込造塊工
512-99	他に分類されない非鉄金属製錬工	512-99	他に分類されない非鉄金属製錬工
513	铸物工	513	铸物工
513-10	調砂工	513-01	調砂工
513-20	中子工	513-02	中子工
513-30	铸型工	513-03	铸型工
513-31	手込造型工		
513-32	機械込造型工		
513-40	铸込工	513-04	铸込工
513-99	他に分類されない铸物工	513-99	他に分類されない铸物工
514	鍛造工	514	鍛造工
514-10	鍛造操炉工	514-01	鍛造操炉工
514-20	自由鍛造工	514-02	自由鍛造工
514-21	鍛造プレス工		
514-22	鍛造ハンマ工		
514-30	型鍛造工	514-03	型鍛造工
514-31	型鍛造プレス工		
514-32	型鍛造ハンマ工		
514-40	手かじ（鍛冶）工	514-04	手かじ（鍛冶）工
514-41	工具かじ工		
514-98	鍛造工助手	514-99	他に分類されない鍛造工
514-99	他に分類されない鍛造工		
515	金属熱処理工	515	金属熱処理工
515-10	金属熱処理工	515-01	金属熱処理工
515-11	焼なまし・焼ならし工		
515-12	焼入焼戻し工（高周波・浸炭を除く）		

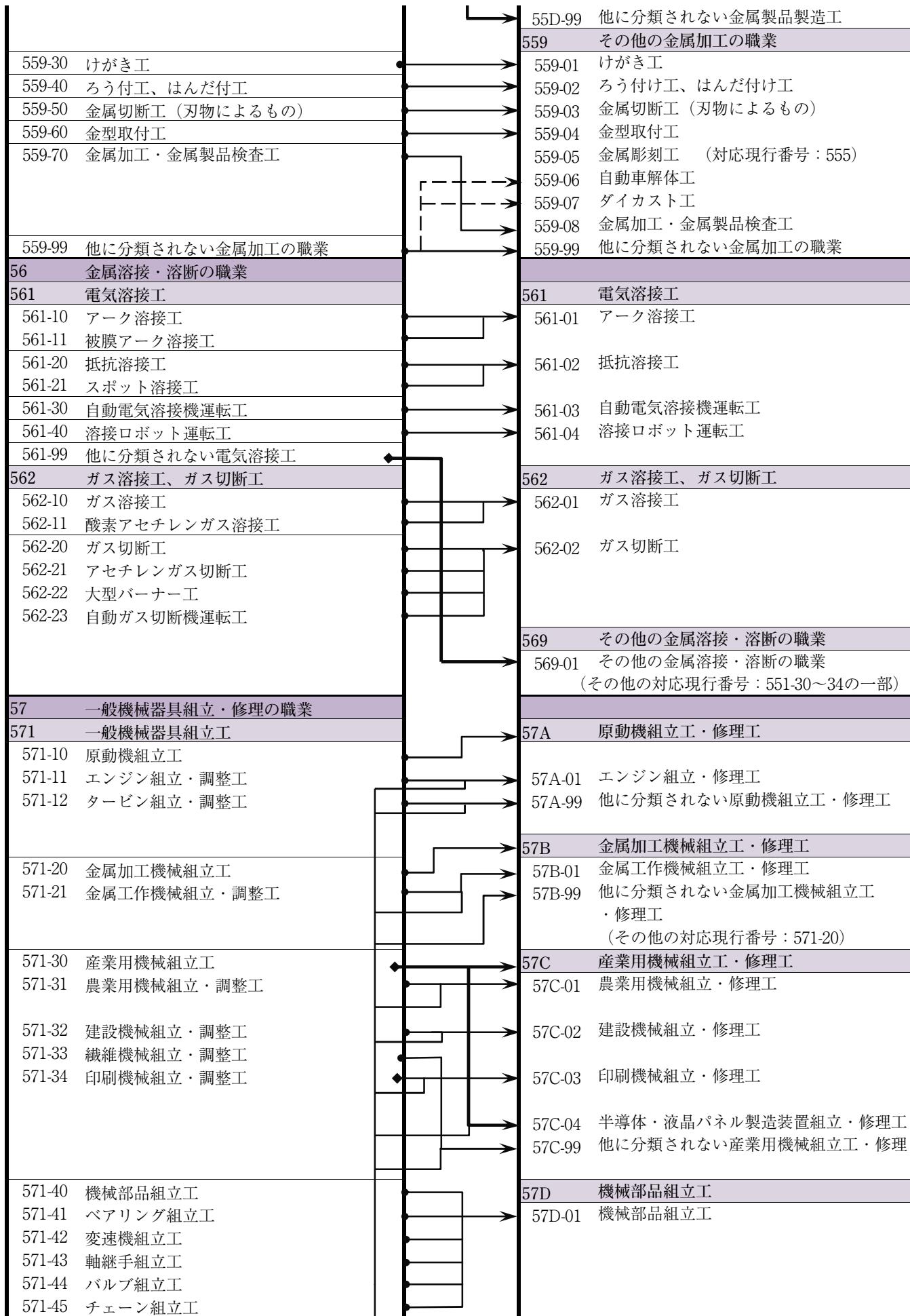


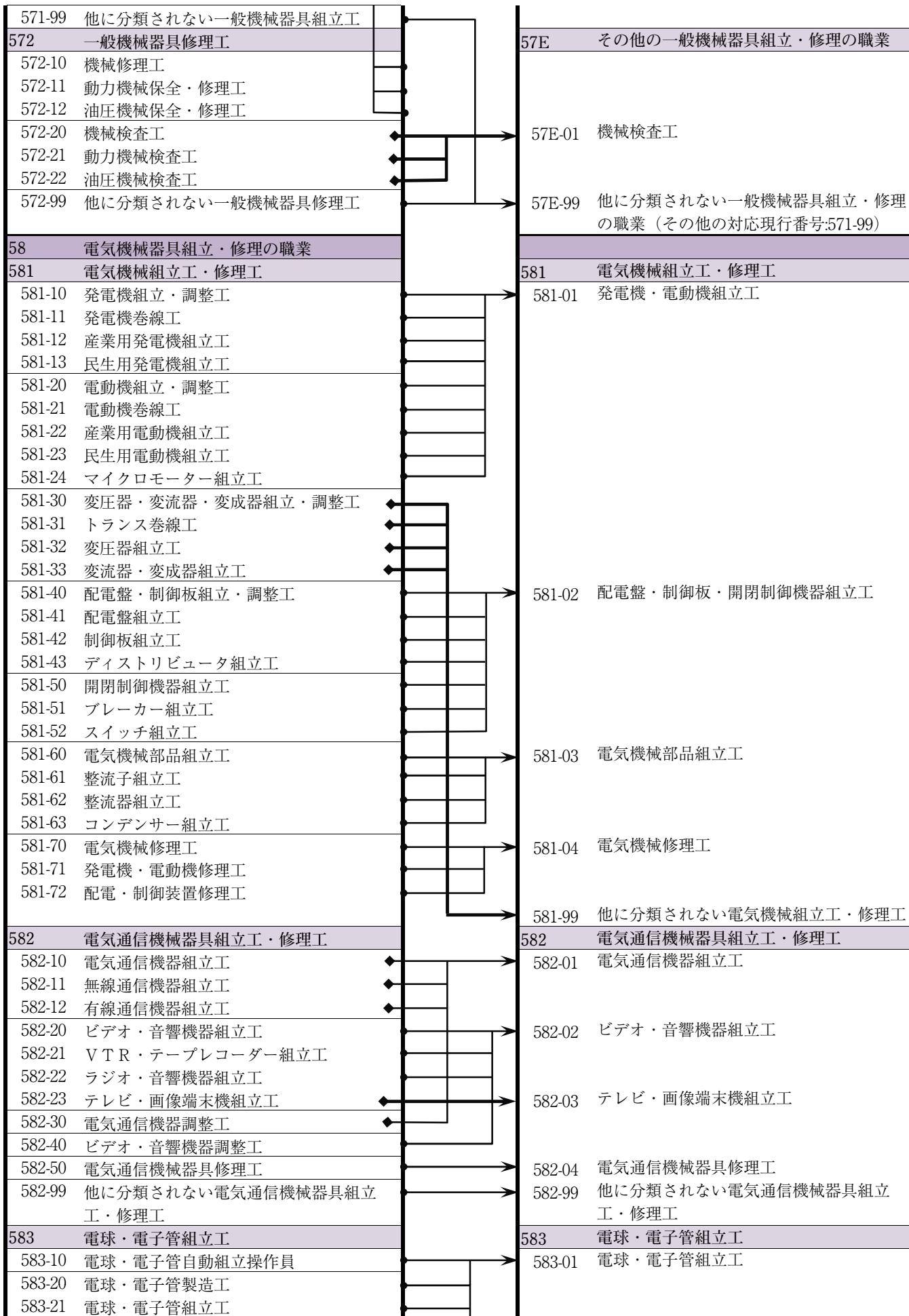


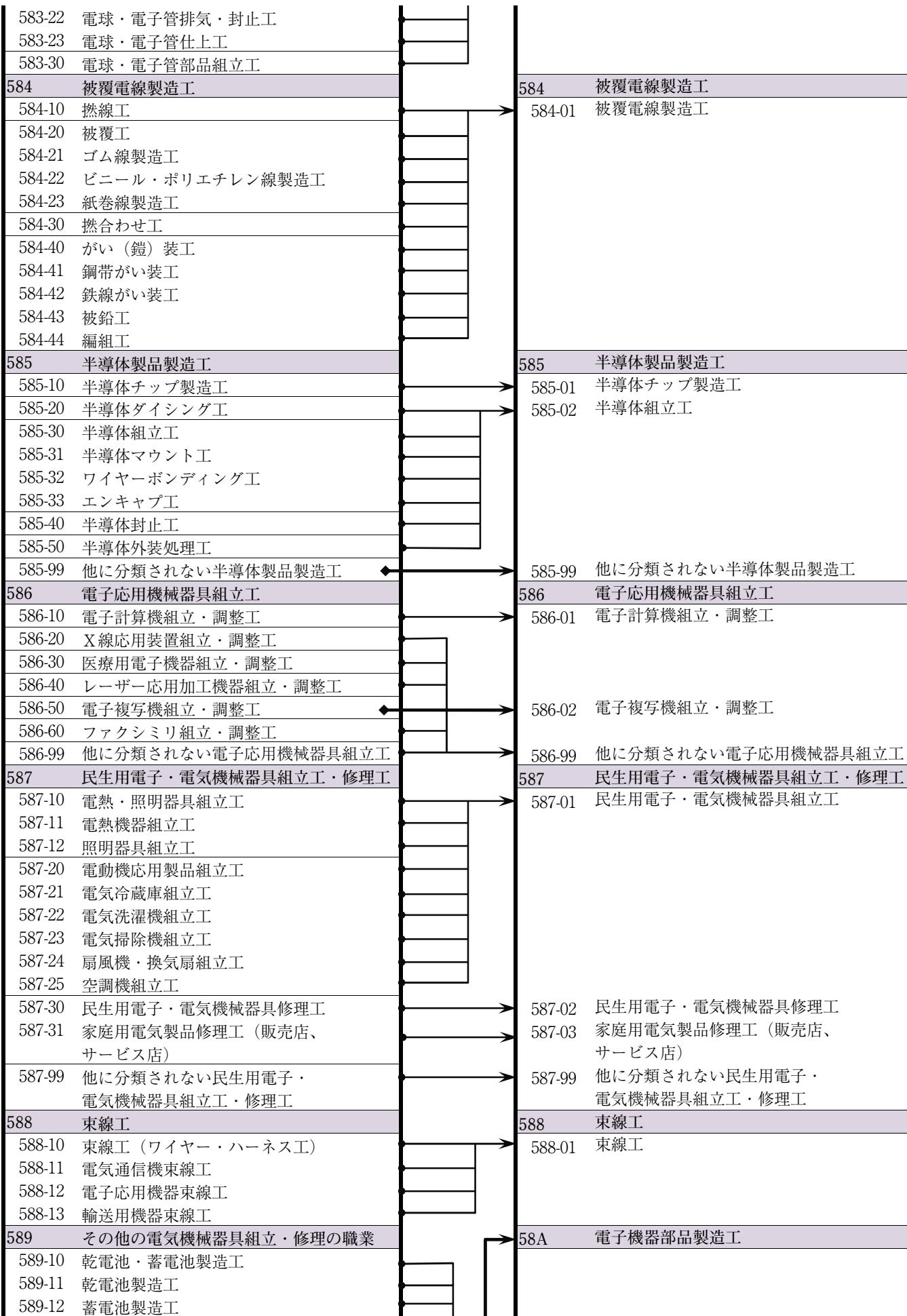


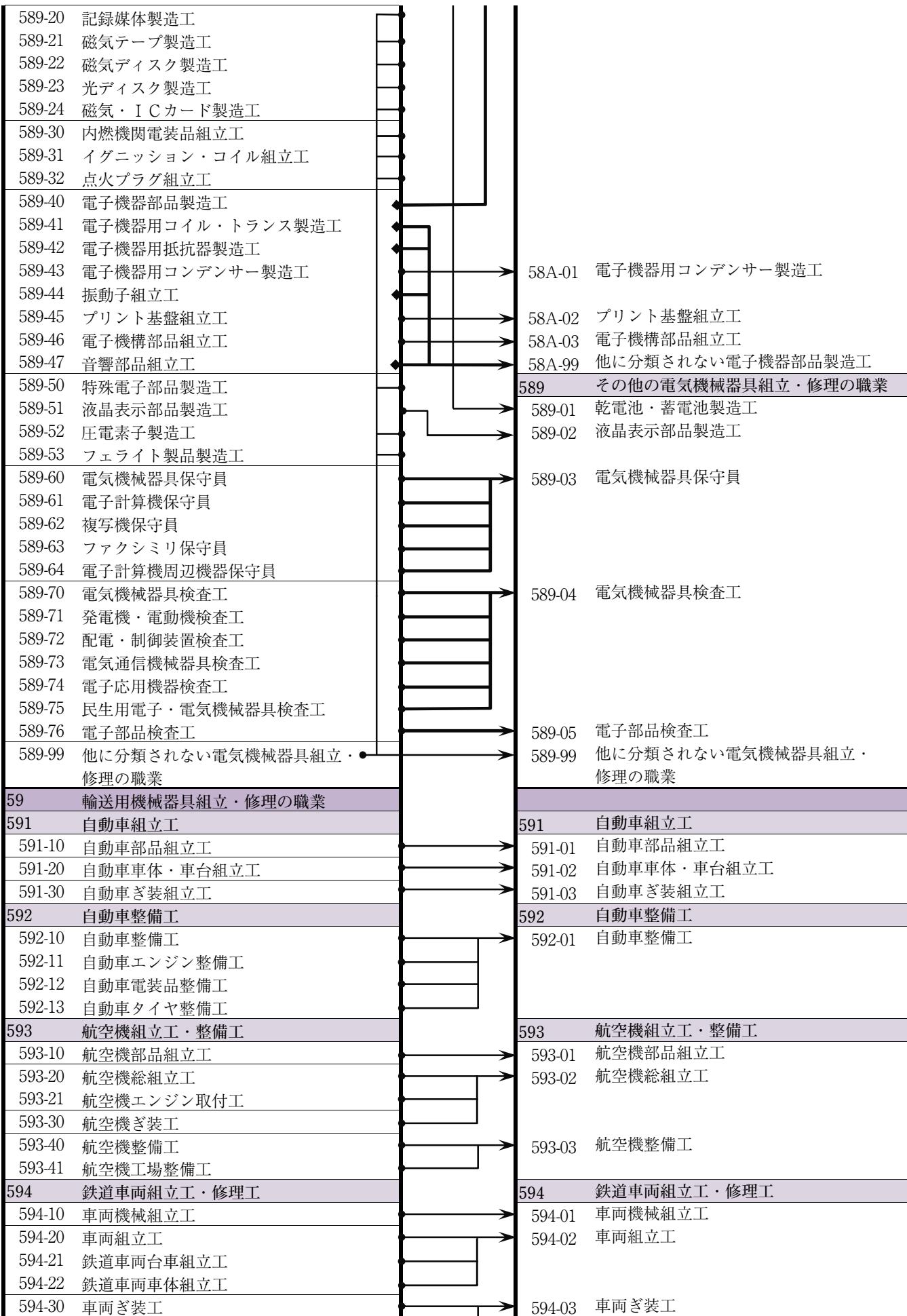




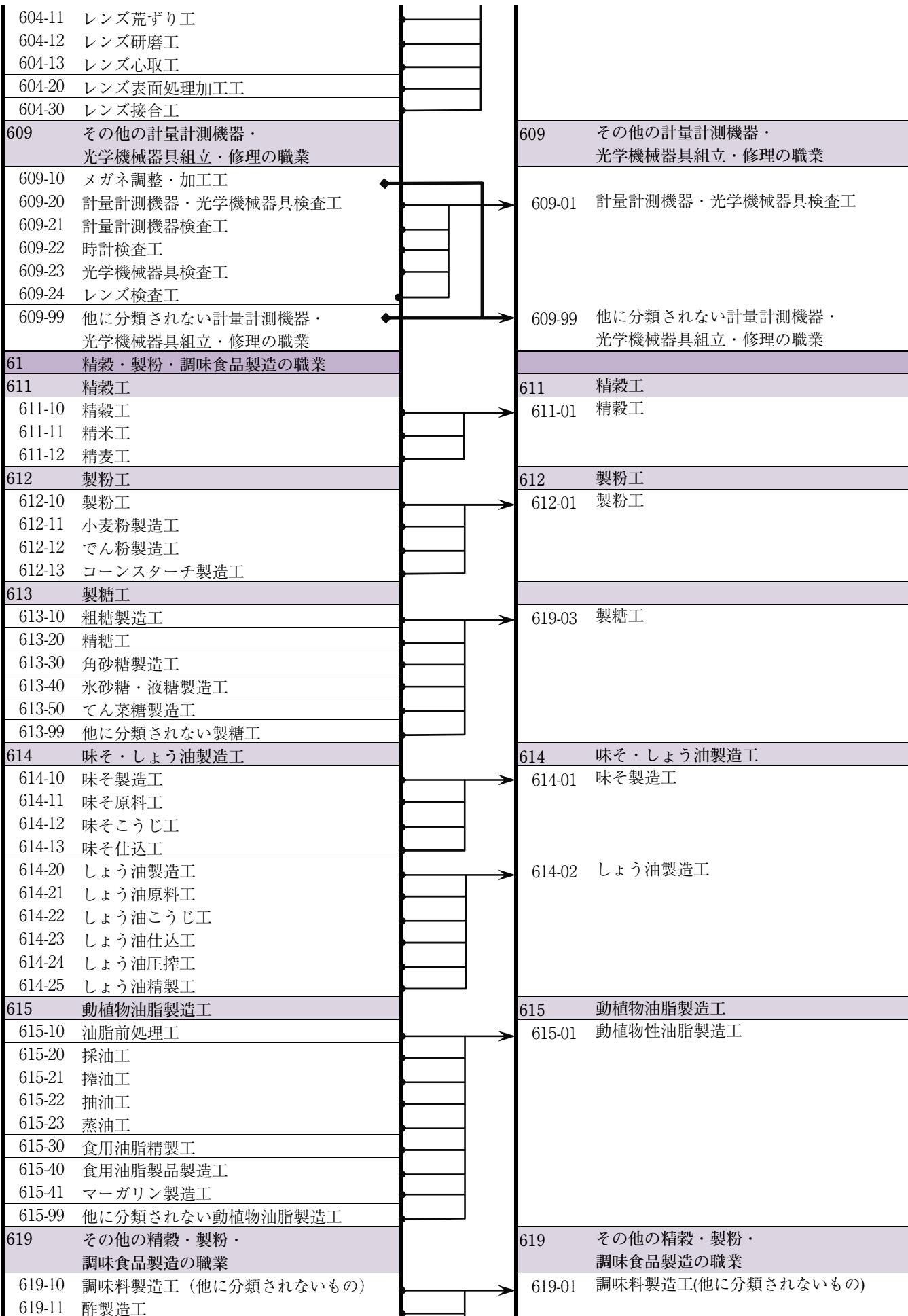




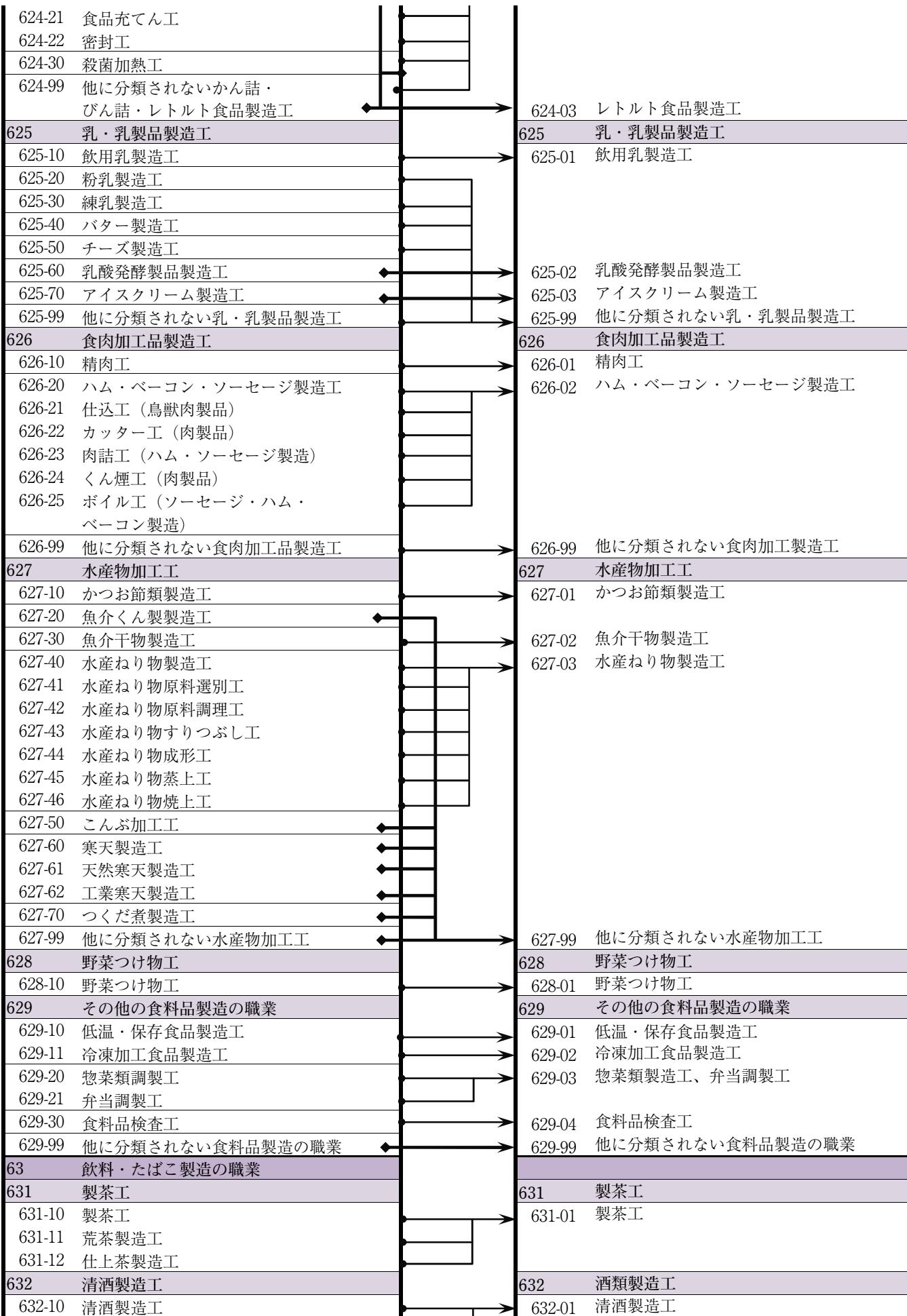




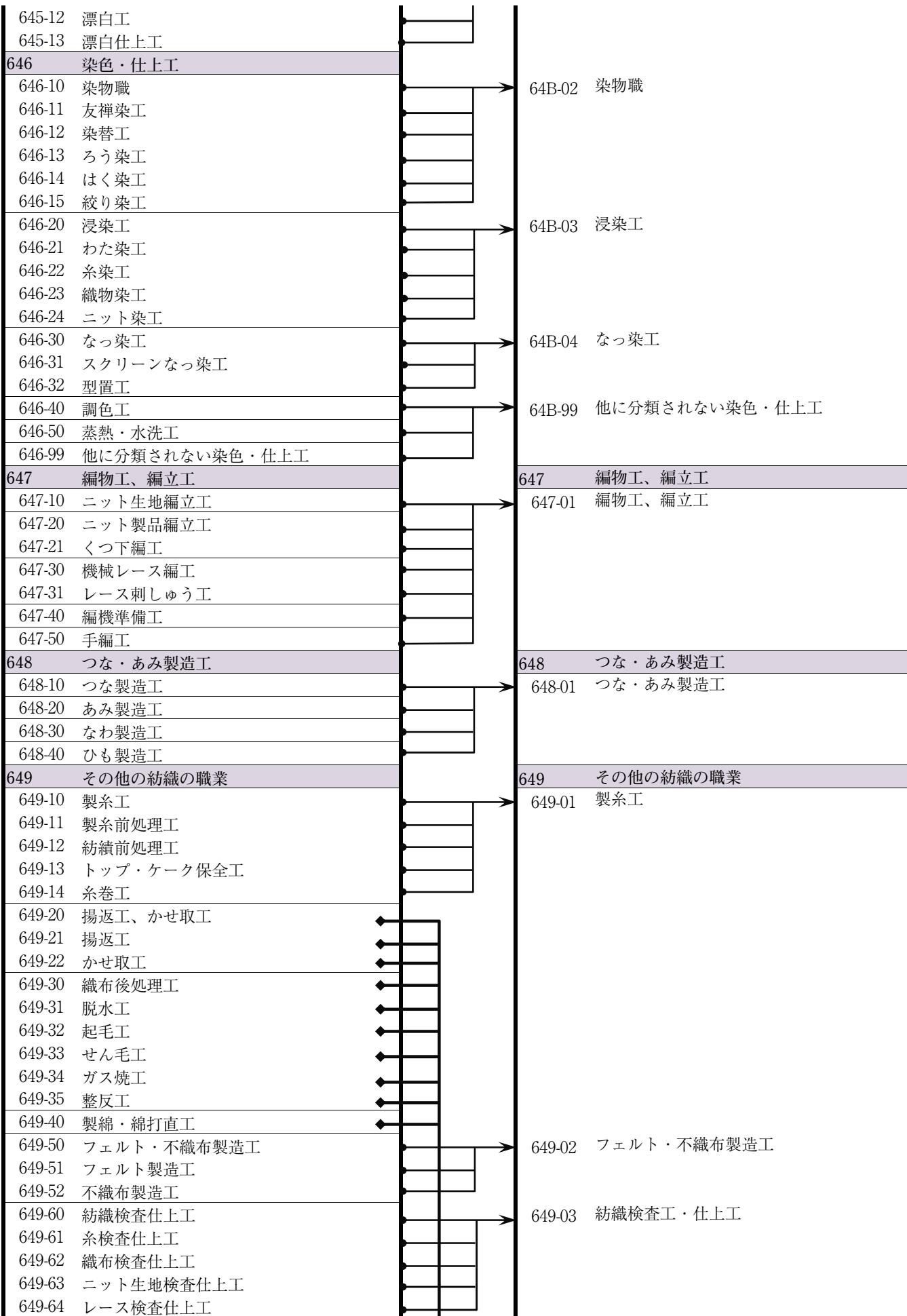


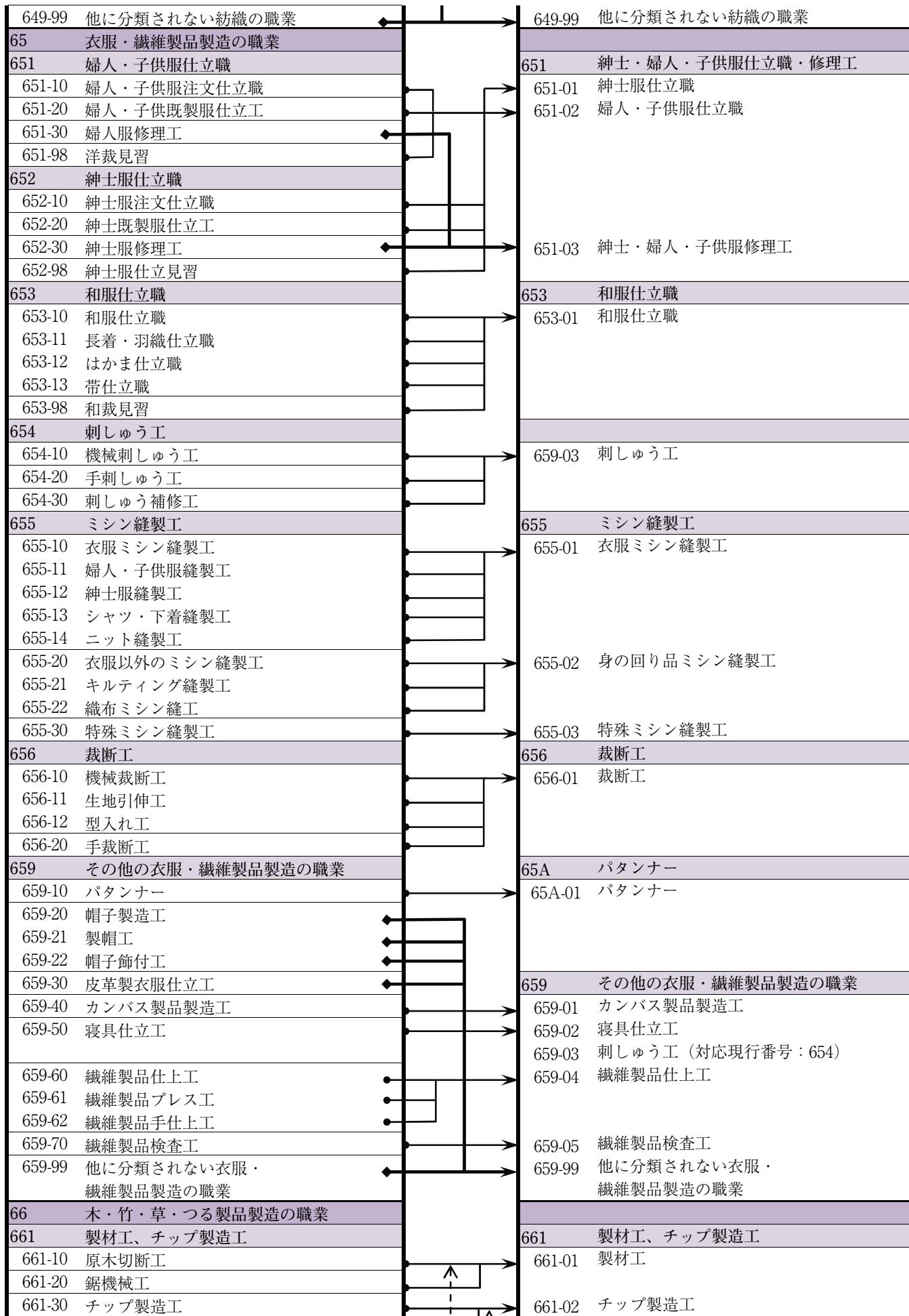


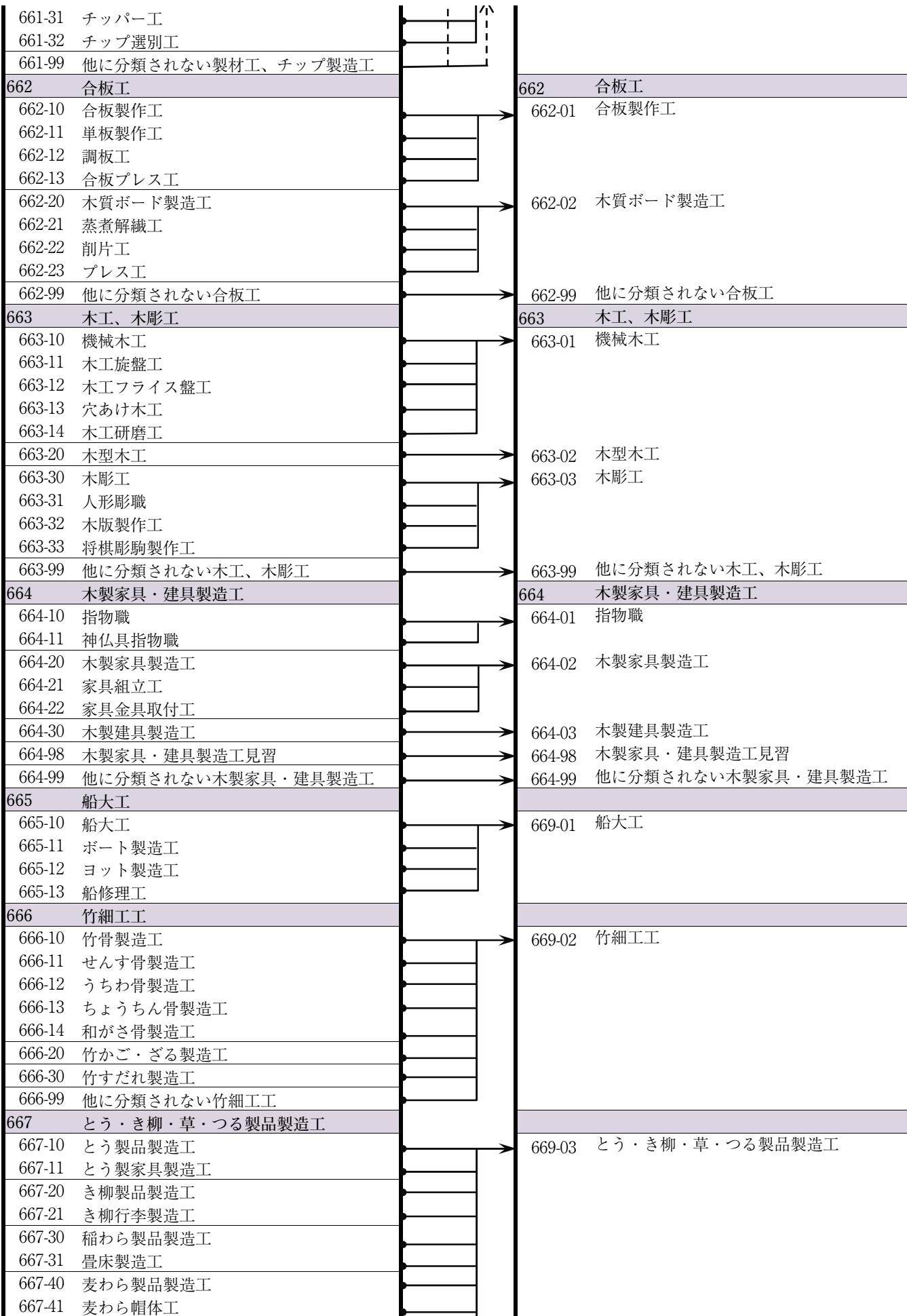
619-12 ソース製造工		
619-13 マヨネーズ製造工		
619-14 香辛料製造工		
619-15 ジャム製造工		
619-20 酵母・こうじ製造工 (他に分類されないもの)		
619-21 イースト製造工		
619-30 配合飼料製造工	◆	→
619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業		→
62 食料品製造の職業(精穀・製粉 ・調味食品製造の職業を除く)		
621 めん類製造工		
621-10 製めん工		→
621-11 製めん機械工		→
621-20 即席めん類製造工		→
621-30 はるさめ製造工		→
621-40 ワンタン・シューマイ皮製造工		→
621-99 他に分類されないめん類製造工		→
622 パン・菓子製造工		
622-10 パン・焼菓子製造工		→
622-11 パン生地仕込工		→
622-12 パン・焼菓子成形工		→
622-13 パン・焼菓子焼成工		→
622-20 洋生菓子製造工		→
622-21 洋生菓子仕込工		→
622-22 洋生菓子仕上工		→
622-30 和生菓子製造工		→
622-31 製あん工		→
622-32 和生菓子仕上工		→
622-40 和干菓子製造工		→
622-41 せんべい製造工		→
622-42 おこし・あられ製造工		→
622-43 らくがん製造工		→
622-44 豆菓子製造工		→
622-50 あめ・キャンデー製造工		→
622-60 チョコレート製造工		→
622-70 チューインガム製造工		→
622-99 他に分類されないパン・菓子製造工		→
623 豆腐・こんにゃく・ふ製造工		
623-10 豆腐・同加工食品製造工		→
623-11 豆腐製造工		→
623-12 充てん(填)豆腐製造工		→
623-13 油揚・生揚製造工		→
623-14 がんもどき製造工		→
623-15 凍豆腐製造工		→
623-20 こんにゃく製造工		→
623-30 ふ製造工		→
623-40 湯葉製造工		→
624 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		
624-10 かん詰・びん詰・レトルト食品調理工		→
624-11 水産調理工		→
624-12 果実調理工		→
624-13 野菜調理工		→
624-14 食肉調理工		→
624-20 かん詰・びん詰工		→
619-02 配合飼料製造工		
619-03 製糖工(対応現行番号: 613)		
619-99 他に分類されない精穀・製粉・ 調味食品製造の職業		
621 めん類製造工		
621-01 製めん工		
621-02 即席めん類製造工		
621-99 他に分類されないめん類製造工		
622 パン・菓子製造工		
622-01 パン・焼菓子製造工		
622-02 洋生菓子製造工		
622-03 和生菓子製造工		
622-04 和干菓子製造工		
622-05 あめ・キャンデー・チョコレート製造工		
622-99 他に分類されないパン・菓子製造工		
623 豆腐・こんにゃく・ふ製造工		
623-01 豆腐・同加工食品製造工		
623-02 こんにゃく製造工		
623-03 ふ製造工		
623-04 湯葉製造工		
624 かん詰・びん詰・レトルト食品製造工		
624-01 かん詰食品製造工		
624-02 びん詰食品製造工		

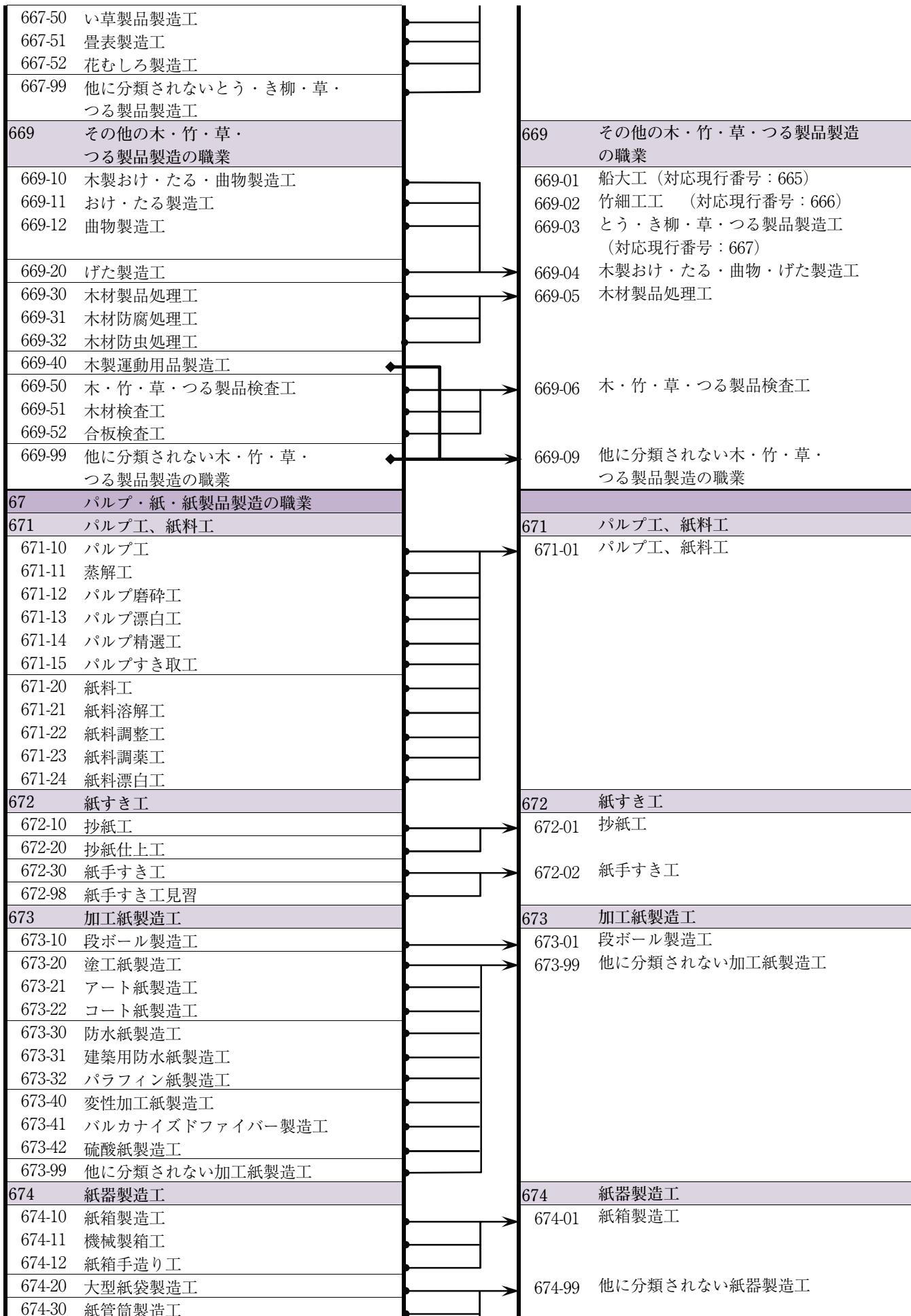
















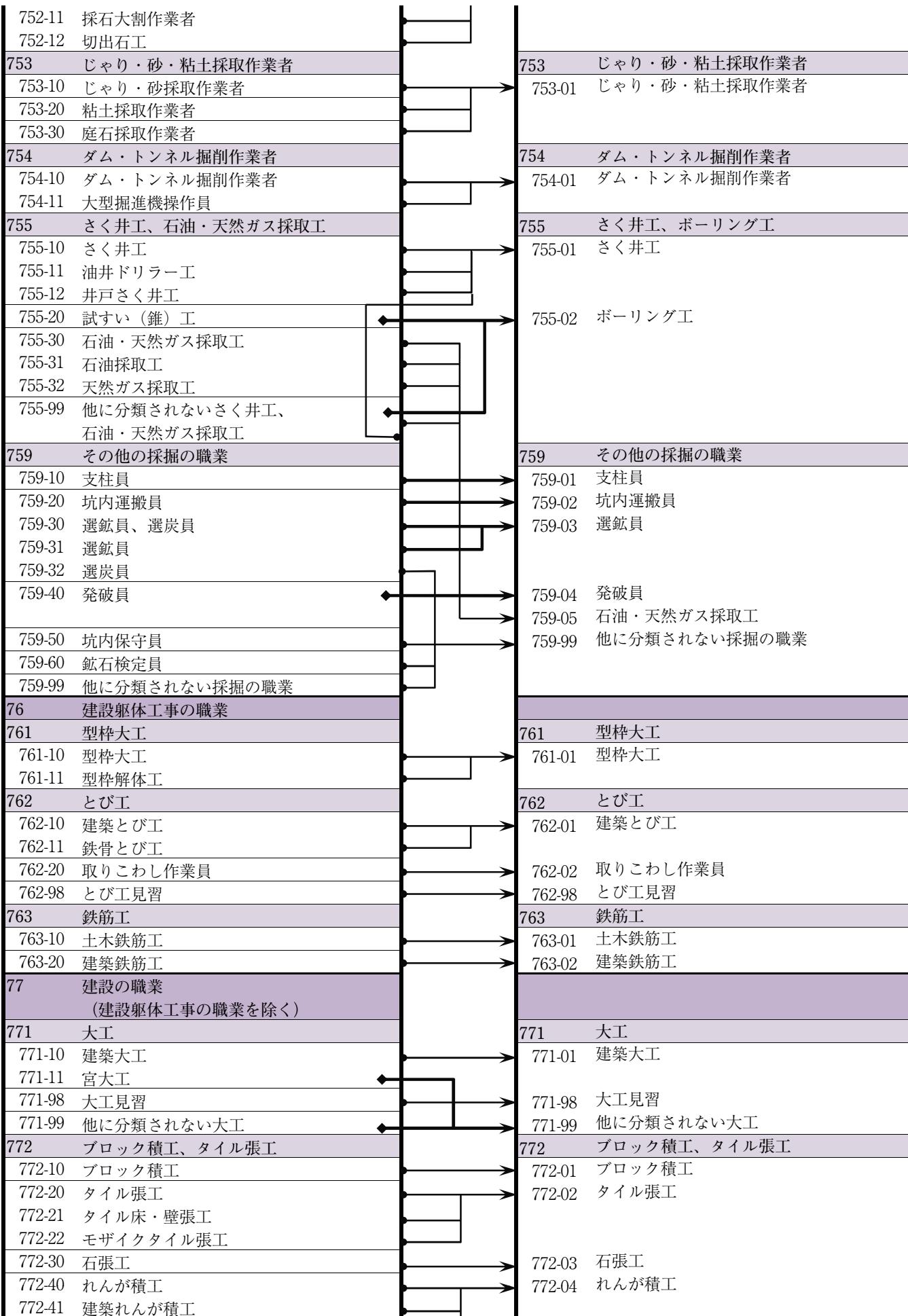


712 がん具製造工		712 がん具・運動具製造工
712-10 がん具組立工	→	712-01 がん具製造工
712-11 プラスチックがん具組立工		712-02 運動具製造工 (対応現行番号: 719-40~45)
712-20 人形製造工		
712-21 人形頭師		
712-22 人形胴付師		
712-30 がん具際物製造工		
712-40 児童用乗物製造工		
712-41 三輪車製造工		
712-42 乳母車製造工		
713 ちょうちん・うちわ製造工		719-01 ちょうちん・うちわ製造工
713-10 ちょうちん製作工	→	
713-20 うちわ製作工		
713-30 せんす製作工		
713-40 和傘製作工		
713-50 ほんぼり製作工		
714 ほうき・ブラシ製造工		714 ほうき・ブラシ製造工
714-10 ほうき製作工	→	714-01 ほうき・ブラシ製造工
714-20 ブラシ製造工		
714-21 歯ブラシ製造工		
714-22 針金ブラシ製造工		
714-23 はけ製造工		
714-30 たわし製造工		
715 漆器工		719-02 漆器工
715-10 漆工	→	
715-11 漆器下地塗工		
715-12 すり漆工		
715-13 漆器つや上工		
715-20 漆器加飾工		
715-21 沈金師		
715-22 まき絵師		
715-98 漆器工見習		
716 貴金属・宝石・甲・角細工工		716 貴金属・宝石・甲・角細工工
716-10 貴金属細工加工工	→	716-01 貴金属細工加工工
716-11 貴金属細工師		
716-20 宝石細工加工工	→	716-02 宝石細工加工工
716-21 ダイヤモンド細工工		
716-22 真珠加工工		
716-23 さんご加工工		
716-24 水晶研磨工		
716-30 甲・角・貝・きば細工工	→	716-03 甲・角・貝・きば細工工
717 印判師		719-03 印判師
717-10 印判工	→	
717-11 印判彫刻師		
717-20 スタンプ製造工		
717-21 ゴム印彫刻工		
717-98 印判工見習		
718 模型・模造品製作工		718 模型・模造品製作工
718-10 模型製作工	→	718-01 模型・模造品製作工
718-11 標本模型製作工		
718-12 食品模型製作工		
718-13 乗物模型製作工		
718-14 地理模型製作工		
718-20 小道具製作工		
718-30 マネキン人形製作工		
718-40 かつら・ヘアピース製作工		
718-99 他に分類されない模型・模造品製作工		

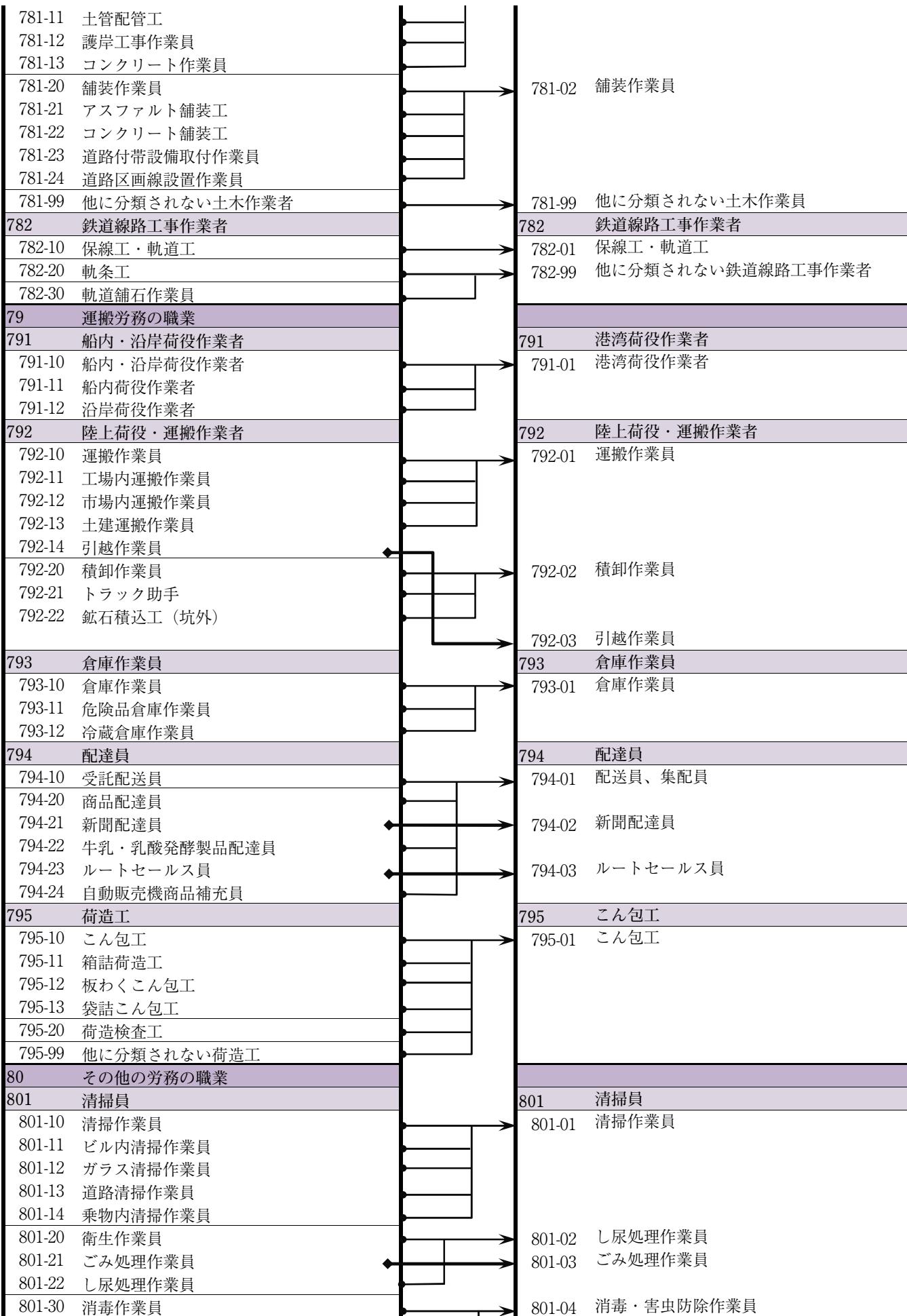


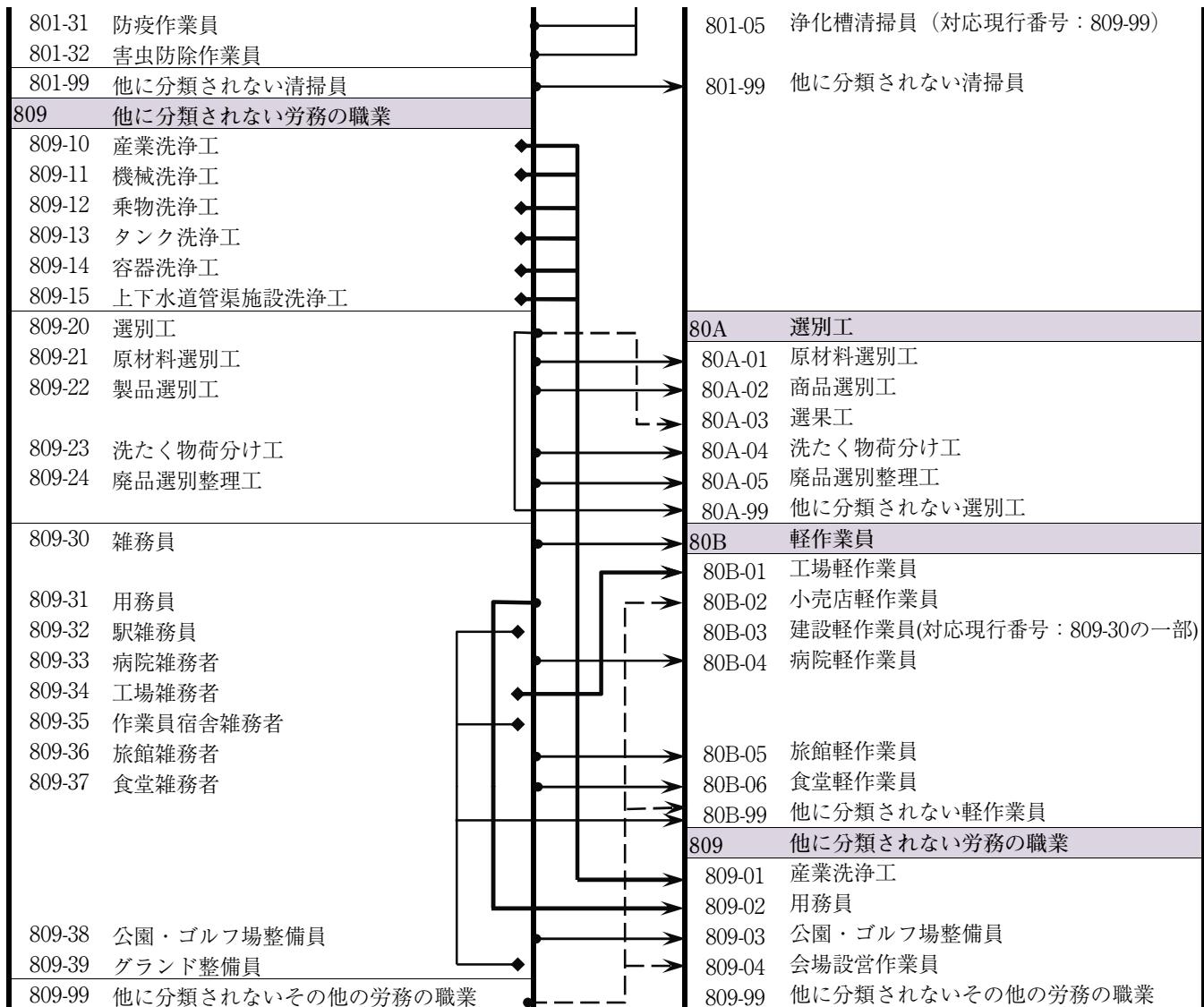


739	その他の定置機関・機械および建設機械運転の職業		73A 玉掛工
739-10	内燃機関運転工	739-01	玉掛工
739-20	冷凍機運転工	739-02	その他の定置機関・機械および建設機械運転の職業
739-30	ケーブル機関運転工	739-03	内燃機関運転工
739-31	空中ケーブル機関運転工		冷凍機運転工
739-32	スキーリフト機関運転工		ケーブル・リフト機関運転工
739-40	玉掛工		
739-99	他に分類されない定置機関・機械および建設機械運転の職業	739-99	他に分類されない定置機関・機械および建設機械運転の職業
74	電気作業者		
741	発電員、変電員	741	発電員、変電員
741-10	発電員	741-01	発電・送電員
741-11	水力発電員		
741-12	火力発電員		
741-13	原子力発電員		
741-20	送電員		
741-30	変電員	741-02	変電・配電員
741-40	配電員		
741-50	自家用電気係員	741-03	自家用電気係員
742	送電線架線工・敷設工	742	送電線架線工・敷設工
742-10	送電線架線工・敷設工	742-01	送電線架線工・敷設工
742-11	送電線架線工		
742-12	地中送電線工		
743	配電線架線工・敷設工	743	配電線架線工・敷設工
743-10	配電線架線工・敷設工	743-01	配電線架線工・敷設工
743-11	配電線架線工		
743-12	地中配電線工		
744	通信線架線工・敷設工	744	通信線架線工・敷設工
744-10	通信線架線工・敷設工	744-01	通信線架設工・敷設工
744-11	屋外通信線架線工		
744-12	地下ケーブル配線工		
744-13	海底ケーブル敷設工		
745	電気通信設備工	745	電気通信設備工
745-10	放送装置据付・保守工	745-01	放送装置据付・保守工
745-20	通信装置据付・保守工	745-02	通信装置据付・保守工
745-30	電話装置据付・保守工	745-03	電話装置据付・保守工
745-31	交換機据付・保守工		
745-32	電話機据付・保守工		
745-33	ファクシミリ据付・保守工		
746	電気工事作業者	746	電気工事作業者
746-10	電気配線工事作業者	746-01	電気配線工事作業者
746-11	船舶配線工		
746-12	鉄道車両配線工		
746-13	航空機配線工		
746-20	電気工事検査員	746-02	電気工事検査員
746-30	産業用電気機械・装置据付工	746-03	産業用電気機械・装置据付工
746-31	鉄道用電気装置据付保守員		
746-99	他に分類されない電気工事作業者	746-99	他に分類されない電気工事作業者
75	採掘の職業		
751	採鉱員	751	採鉱員
751-10	採鉱員	751-01	採鉱員
751-11	採炭員		
752	石切出作業者	752	石切出作業者
752-10	石切出作業者	752-01	石切出作業者









- (注) 1. 分類番号3桁目、5桁目のアルファベット大文字は、新設の分類項目に付与した仮置きの分類符合であり、分類番号の3桁目、5桁目が未定であることを表す。
 2. 表中の線の意味は次のとおり。
 実線は現行の項目が改訂案の項目に対応すること、点線は現行項目の一部が改訂案の項目に対応すること、太線は現行の項目がそのまま改訂案に移行すること（線の見やすさを優先して太線にしている。実質的には実線と同じ）をそれぞれ表す。

11 残された課題

以上のとおり細分類項目の見直し作業は完了した。しかし、これで細分類項目が確定したわけではない。今後、ふたつ（細かくいえば3つ）のハードルを乗り越えて、細分類項目のみならず大・中・小分類項目が最終的に確定するのは2009年8月頃になる見込みである。

今回の見直し作業の結果は、細分類項目の第1次改訂素案にすぎない。厚生労働省の職業分類は職業紹介業務での使用を念頭において作成されており、その主な利用者はハローワークの職員である。したがって、この改訂素案がハローワーク職員にとって使いやすいものになっているかどうかを検証する必要がある。この検証作業は、地方労働局及びハローワークを対象にして改訂素案に対する意見を求める形で行われる。提出された意見のうち適切なものを改訂素案に取り込み、これが第2次改訂素案になる。この段階までの見直し対象は細分類項目だけであり、大・中・小分類レベルの項目は依然として現行のままである。大・中・小分類項目の見直しは、日本標準職業分類の改定作業を待たなければならない。

職業分類の改訂作業は、日本標準職業分類の改定作業に平行して行われている。後者は総務省が事務局となって有識者と関係各省の担当者で構成される日本標準職業分類検討委員会で検討が行われている。改定案の確定は2009年3月末が予定されている。この改定案は統計委員会に諮問され、そこでの審議を経て2009年8月頃改定案が最終的に確定する予定である。

厚生労働省の職業分類に設定された4階層のうち上位2階層（大・中分類）の項目は、日本標準職業分類との整合性を確保することが求められている。このため日本標準職業分類検討委員会における改定案が確定した後、現行の大・中・小分類項目をその改定案にあわせて設定することになる。その際、既に見直しの行われている細分類項目は、上位階層の項目にあわせて必要な調整や修正が行われる。これが第3次改訂素案である。第3次素案では、大・中・小・細分類の4階層すべてで新たな体系に移行することになる。

更に統計委員会の審議を経て最終的に確定した日本標準職業分類の大・中・小分類レベルの項目にあわせて第3次改訂素案を修正することになる。この作業が完了して初めてすべての分類項目が確定する。

